

COUNTRY OF ORIGIN INFORMATION REPORT (出身国別情報報告書)

パキスタン

2008 年 2 月 7 日

序文

- i. この出身国別情報報告書(COI Report)は、亡命/人権庇護の決定プロセスに関与する公務員が利用するために、入国管理局(BIA)の出身国別情報サービス部(COI Service)が作成したものである。報告書は、英国でなされる亡命/人権庇護関連の請求において最もよく取り上げられる問題についての全般的な背景情報を提供している。報告書の中心となる部分では 2008 年 1 月 24 日までに入手できた情報が含まれている。「最新ニュース」のセクションでは、2008 年 1 月 25 日から 2 月 7 日までに起きた事柄およびその間に入ってきた報告に関する概要情報が含まれる。
- ii. この報告書は、全体として、広い範囲の社会的に認知されている外部情報源が作成した資料を編集したものであり、入国管理局(BIA)の意見は含まれていない。報告書の中の情報は全て、その全体をとおして、もとの情報源となった資料にあった情報であり、それを亡命/人権庇護の決定プロセスに従事する者が利用できるようにしたのである。
- iii. この報告書の目的は、亡命および人権庇護を求める申請で取り上げられる主な問題に焦点を当て、関連する確認済み情報源の資料を簡潔に要約することである。この報告書は、詳細なまたは包括的な調査を意図したものではない。より詳細な内容を知りたいければ、当該の情報源文書を直接調べなければならない。
- iv. 出身国別情報報告書(COI Report)の構成と様式は、入国管理局(BIA)で決定を下す者および上訴を担当する職員が、電子システムで特定の問題に関する情報に迅速にアクセスし、そのコンテンツ・ページを利用して必要な主題に直接たどり着けるように作られている。重要な問題は、通常、専用のセクションである程度掘り下げた情報が集められているが、他のいくつかのセクションでも簡潔な情報が提示されて参照できるようになっている。従って、報告書の構成上、同じ情報が別の場所でも繰り返して出てくることがある。
- v. この出身国別情報報告書(COI Report)の情報は、情報源となった文書からその出所を確認できる情報のみに限定している。特定の話題について関連するあらゆる側面をカバーするためできる限りの努力はしているが、関連情報をいつも入手できるとは限らない。このため、報告書に含まれる情報が実際に述べている以上のことを示唆しているという解釈をしないことが肝要である。例えば、ある法律が議会を通過したという記述があったからといって、施行されているという記述が無ければ、その法律が実際に施行されているという意味に解釈してはならない。
- vi. 先に述べたように、この報告書は、数多くの信頼できる情報源が作成した資料を集めたものである。報告書を編集する際に、異なる情報源文書間における情報の矛盾を解決しようという試みは一切していない。例えば、個人や場所や政党等の名称やスペルについて異なる情報源文書では異なる表記がしてあるこ

1 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

とはよくある。COI の報告書は、スペルを統一しようとはせず、もとの情報源文書で使われていたとおり忠実にそのまま表記している。同様に、数字についても、異なる情報源文書で異なった数字が提示されることがある。こうした場合でも、もとの情報源の文書のままに引用している。この報告書において「原文のまま (sic)」という用語は、引用した文章のなかの誤ったスペルや誤植を示すためだけに使用しているのであり、当該資料の内容について何らかのコメントがあるという意味ではない。

- vii 報告書は、過去 2 年間に発行された情報源文書にほとんどの部分が基づいている。しかし、関連する情報が最近の文書に無いためにそれより古い情報源文書が含まれている場合もある。全ての情報源は、この報告書が発行された時点で関連があると考えられた情報を含んでいる。
- viii この出身国別情報報告書(COI Report)およびこれに付随する情報源文書は、公的な文書である。全ての COI 報告書は、内務省 (Home Office) ウェブサイトの調査統計局 (RDS) のセクションで刊行しており、報告書の情報源となった資料の大部分は一般に公開され容易に入手できるものである。報告書の中で出所が確認されている情報源文書は電子書式で利用でき、関連ウェブへのリンクアドレスが当該リンクへアクセスした日付と共に含まれている。政府の役所や購読サービス等から提供された文書のようにそれほどアクセスが容易でない情報源文書の写しは、請求すれば出身国別情報サービス部(COI Service)から入手できる。
- ix COI 報告書は、英国が受け入れる難民亡命者の出身国のうち、その人数が多い上位 20 カ国について定期的に刊行している。出身国別情報重要文書(COI Key Documents)は、人数上位 20 番目より下の国々について運用上の必要に応じて作成される。入国管理局(BIA)職員はまた個々具体的な調査のために情報資料請求サービスに絶えずアクセスしている。
- X この出身国別情報報告書(COI Report)の作成に際し、COI サービス部は、情報源となった資料を正確かつ公平に要約するよう努力した。この報告書についてのコメントまたは情報源として提案できる追加的資料があれば大歓迎するので、下記の住所宛で入国管理局(BIA)まで提出していただきたい。

Country of Origin Information Service (出身国別情報サービス部)

Border and Immigration Agency (入国管理局)

Apollo House

36 Wellesley Road

Croydon CR9 3RR

United Kingdom

E メール: cois@homeoffice.gsi.gov.uk

ウェブサイト: http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country_reports.html

2 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

国別情報に関する諮問委員会

- xi 入国管理局(BIA)がまとめる出身国別情報の資料内容について内務大臣に勧告を行うために、国別情報に関する独立した諮問委員会(Advisory Panel on Country Information : APCI)が 2003 年に設立された。国別情報に関する諮問委員会(APCI)は BIA の COI 報告書、COI 重要文書(COI Key Documents)その他の出身国別情報資料についてあらゆるフィードバックを歓迎する。委員会の仕事についての情報は委員会のウェブサイト www.apci.org.uk に出ている。
- xii 国別情報に関する諮問委員会(APCI)は、業務の過程で、任意抽出した入国管理局(BIA)の COI 文書の内容を検討しこれらの文書に対する具体的勧告およびもっと一般的な性質の勧告を行う。APCI はこの文書を既に検討したかも知れないしまだ検討していないかもしれない。下記の APCI サイトにリンクすれば、現時点までに APCI が検討を終了した COI 報告書およびその他文書のリストが出ている。www.apci.org.uk/reviewed-documents.html
- xiii 注意：入国管理局(BIA)の資料または手順を承認することは APCI の機能ではない。委員会が調べる資料の中には、上訴を求める根拠なしとする国のリスト(Non-Suspensive Appeals (NSA) list)に指定された国々または指定するように提案された国々に関する資料が含まれる。そのような場合、特定の国を NSA に指定する決定または指定する提案を委員会の仕事によって承認することになると解釈してはならず、また委員会の仕事が NSA のプロセスそれ自体を承認することになると解釈してはならない。

Advisory Panel on Country Information (国別情報諮問委員会) :

E メール: apci@homeoffice.gsi.gov.uk

ウェブサイト: www.apci.org.uk

E メール: apci@homeoffice.gsi.gov.uk

ウェブサイト: www.apci.org.uk

[目次に戻る](#)

最新ニュース

2008 年 1 月 25 日から 2 月 7 日の間にパキスタンで起きた事柄

2 月 7 日 ベナジール・ブットの死後 40 日間の服喪期間を終了する追悼儀式が行われ、パキスタン人民党(Pakistan People's Party)は 2 月 18 日の総選挙へ向けて選挙運動を開始した。

BBC ニュース

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7232010.stm アクセス日: 2008 年 2 月 7 日

、 南ワジリスタン(South Waziristan)地区で活動し、バイトウッラー・メフスード(Baitullah Mehsud : ベナジール・ブット暗殺の容疑者とされている)が率いる武装グループのテヘリーケ・タリバン・パキスタン(Tehrik-e-Taliban Pakistan)と政府との間で休戦に合意したとの報道があった。

BBC ニュース

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7232203.stm アクセス日: 2008 年 2 月 7 日

2 月 6 日 パキスタン人民党(Pakistan People's Party : PPP)はベナジール・ブット元首相の遺言書を公表した。遺言書で、ブット元首相は彼女の夫アシフ・アリ・ザルダリ(Asif Ali Zardari)を自分が望む党首後継者として指名している。

デイリー・タイムズ(The Daily Times)

http://www.dailytimes.com.pk/default.asp?page=2008%02%06%story_6-2-2008_pg1_4
アクセス日: 2008 年 2 月 7 日

2 月 5 日 債務強制労働を禁じる法律があるにもかかわらず、レンガ製造窯で子供を含む 500,000 人が債務労働者として働いている。児童労働者のために学校を設立するよう非政府組織(NGO)がレンガ窯の所有者を説得してきたが、あまり成功していない。

統合地方情報ネットワーク・ニュース(IRINNEWS)

<http://www.irinnews.org/Report.aspx?ReportId=762965> アクセス日: 2008 年 2 月 5 日

2 月 4 日 パキスタン人民党(Pakistan People's Party)は、2 月 7 日にブット女史の死後 40 日間の服喪期間が終り次第、党の共同総裁であるアシフ・アリ・ザルダリ(Asif Ali Zardari : ベナジール・ブットの寡夫)が、2 月 18 日の総選挙へ向けた選挙運動を開始すると発表した。

デイリー・タイムズ(The Daily Times)

The Daily Times

4 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

http://www.dailytimes.com.pk/default.asp?page=2008\02\04\story_4-2-2008_pg1_5

アクセス日: 2008 年 2 月 4 日

- 2 月 3 日 最高裁判所法曹協会(Supreme Court Bar Association)会長のアイザズ・アーサン(Aitzaz Ahsan)【および元 SCBA 会長のタリク・メハムード(Tariq Mehmood)判事】は、前日に拘留から釈放された後、2 月 2 日に、さらに 30 日間の自宅軟禁におかれた。アーサン氏にはパンジヤブ政府による差し止め命令が発行された。さらにアーサン氏は、シンド州(Sindh)からも、州政府が彼を「平和に対する脅威」と見なしたため、活動禁止命令を受けた。

デイリー・タイムズ(The Daily Times)

http://www.dailytimes.com.pk/default.asp?page=2008\02\03\story_3-2-2008_pg1_5

アクセス日: 2008 年 2 月 4 日

- 2 月 2 日 最高裁判所法曹協会(SCBA)会長のアイザズ・アーサン(Aitzaz Ahsan)が 3 ヶ月の拘留から釈放された。

デイリー・タイムズ(The Daily Times)

http://www.dailytimes.com.pk/default.asp?page=2008\02\02\story_2-2-2008_pg1_6

2008_pg1_9 アクセス日: 2008 年 2 月 4 日

- 2 月 1 日 アルカイダ上級指揮官アブ・ライス・アルリビ(Abu Laith al-Libi)が北ワジリスタン(North Waziristan)で殺されたとの報道があった。

デイリー・タイムズ(The Daily Times)

http://www.dailytimes.com.pk/default.asp?page=2008\02\01\story_1-2-2008_pg1_1

アクセス日: 2008 年 2 月 4 日

報道によると、何千人もの弁護士が、元最高裁判所長官イフティカル・チョードリー(Iftikhar Chaudhry)の長引く身柄拘束に抗議する全国規模のデモに参加し、市民団体および政党メンバーもこれに加わった。

ドーン(Dawn)

<http://www.dawn.com/2008/02/01/top3.htm>

アクセス日: 2008 年 2 月 4 日

- 1 月 25 日 パキスタン軍は、南ワジリスタン(South Waziristan)の戦闘で、軍が武装勢力の 40 名を殺し、軍側の兵士 10 名が殺されたと発表した。

デイリー・タイムズ(The Daily Times)

http://www.dailytimes.com.pk/default.asp?page=2008\01\25\story_25-1-2008_pg1_4

4 アクセス日: 2008 年 2 月 4 日

2008 年 1 月 25 日から 2 月 7 日の間に公開されたまたはアクセスしたパキスタンに関する報告

5 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書にない比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

ヒューマン・ライツ・ウォッチ(Human Rights Watch)がワールド・レポート 2008 年の中で「パキスタン 2007 年の出来事」(*World Report 2008, Pakistan: Events of 2007*)を <http://hrw.org/englishwr2k8/docs/2008/01/31/pakist17611.htm> で公開した。

アクセス日: 2008 年 2 月 5 日

ジャーナリスト保護委員会(Committee for the Protection of Journalists)がアジアのパキスタンにおける 2007 年度「報道関係者への攻撃」(*Attacks on the Press*)を 2008 年 2 月 4 日に <http://www.cpj.org/attacks07/asia07/pak07.html> で公開した。

アクセス日: 2008 年 2 月 5 日

6 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書にない比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

背景情報

1. 地理

- 1.01 ユーロパ社の 2005 年版世界地域年鑑(Europa Regional Surveys of the World) 南アジア編では以下のように記述している：

“パキスタン・イスラム共和国(the Islamic Republic of Pakistan)の面積は、主権についてインドと紛争中のジャム・カシミール(Jammu and Kashmir)地区を除いて、796,095 平方キロメートル(307,374 平方マイル)である。」さらに地域年鑑の報告では、ジャム・カシミール地区は自由を意味する Azad を冠したアザド・カシミールとして知られ、その面積は 11,639 平方キロメートル(4,494 平方マイル)であると追記している。またユーロパ地域年鑑では、パキスタンは「西側、北西側、北側でイランおよびアフガニスタンと国境を接し、(尚、パミール高原の狭いフライパンの柄のような形状をした地域で隔てられるためパキスタンとタジキスタンとは直接に接していない)、北東側で中華人民共和国と国境を接し、東側と南東側でインドおよびジャム・カシミール(Jammu and Kashmir)と境を接し、南側で国境はアラビア海に接している。パキスタンの首都はイスラマバードである。” [1] (p386)

- 1.02 ユーロパ地域年鑑によると、パキスタンは、バローチスタン州(Balochistan)、北西辺境州(North-West Frontier Province)、パンジャブ州(Punjab)およびシンド州(Sindh)という 4 つの州に分かれており [1] (Europa; p437)、さらに 2008 年 1 月 24 日版の CIA ファクト・ブック(CIA Factbook) [34] によると、連邦直轄部族地域(Federally Administered Tribal Areas : FATA)およびイスラマバード首都圏(Islamabad Capital Territory)という 2 つの領土に分かれている。連邦直轄部族地域(FATA)は、(2007 年 5 月の米国国務省の背景短信(USSD Background Note)のパキスタン編の政府の項 [2g] によると) バジャウル(Bajaur)、モフマンド(Mohmand)、ハイバル(Khyber)、クッラム(Kurram)、オーラクザイ(Orakzai)、北ワジリスタン(North Waziristan)および南ワジリスタン(South Waziristan)という 7 つの部族管区から構成される。パキスタン領ジャム・カシミール(Jammu and Kashmir)は、アザド・カシミール(Azad Kashmir : 自由カシミール)と北部地区(Northern Areas)という 2 つの行政区に分かれている。 [34] (2008 年 1 月 CIA ファクト・ブック:政府の項 (CIA Factbook: Government))

- 1.03 パキスタンの現在の人口は、164,741,000 人と推定されている (2008 年 1 月 24 日に更新された CIA ファクト・ブック(CIA Factbook))。 [34] 1998 年の国勢調査によると、各州の人口は、バローチスタン州(Balochistan)が 660 万人、北西辺境州(North-West Frontier Province)が 177 万人、パンジャブ州(Punjab)が 736 万人、そしてシンド州(Sindh)が 304 万人であった。 [1] (Europa, 行政区分; p437) パキスタンの主要都市【その人口】は、首都イスラマバード(Islamabad)【800,000 人】および首都近郊のラワルピンディ(Rawalpindi)【1,406, 214 人】

7 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

で、これらを中心に首都圏が構成されその合計人口は 370 万人である。その他の主要都市としては、カラチ(Karachi)【11,624,219 人】、ラホール(Lahore)【6,310,888 人】、ファイサラバード(Faisalabad)【1,977,246 人】、ハイデラバード(Hyderabad)【1,151,274 人】が上げられる。(2007 年 5 月の米国国務省の背景短信(USSD Background Note))[2g]

1.04 米国議会図書国別概観(Library of Congress Country Profile)では民族に関して以下のように記述している：

“パキスタンの民族は、一般的に、宗教、言語、および時には部族のさまざまな組み合わせによって分類される。パンジャビ族は言語集団としては最大（人口の 44.2 パーセント）で、ラージプート(Rajputs)、ジャート(Jats)、アライン(Arains)という 3 つの職業上のカーストに分かれることが多い。パシュトゥーン族(Pakhtuns：15.4 パーセント)は、北西辺境州(North-West Frontier Province)で優勢な民族である。しかし、パシュトゥーン族(Pakhtuns)はいろいろ異なる部族や血縁集団に属していて、中心となる統治的機関は全くない。シンディ族(Sindhis：14.1 パーセント)はシンド州(Sindh)で数が多く、職業上の集団およびカーストによる集団に分かれる。バローチ族(Balochis：3.6 パーセント)は、バローチスタン州(Balochistan)で優勢で、さまざまな東西の部族に分かれている。その他の民族言語集団としては、ほとんどがパンジャブに住んでいるシライキ族(Siraikis)、1947 年の分離運動の間にパキスタンに移ってきたインドからの避難民とその子孫でシンド州に集中的に居住しているウルドゥー語を話すムハージル族(Muhajirs)、およびシンド州とバローチスタン州に住むドラヴィダ語族(Dravidian)の一派であるブラーフイー族(Brahuis)がいる。” [46]

1.05 2008 年 1 月 24 日に更新された CIA ワールド・ファクトブック(CIA World Factbook)では、“パキスタンの言語は、パンジャビ語(Punjabi) 48%、シンディ語(Sindhi)12%、シライキ語(Siraiki：パンジャビ語の変種) 10%、パシュトゥー語(Pashtu) 8%、ウルドゥー語(Urdu) 8%、バローチ語(Balochi) 3%、ヒンドコ語(Hindko) 2%、ブラーフイー語(Brahui) 1%、英語（公用語ならびにパキスタンのエリートおよびほとんどの政府省庁の共通語）、ブルーシャスキー語(Burushaski) その他が 8%であると記述していた。” [34] エスノローグ(Ethnologue：民族語の意)のウェブサイトで報告されているように、“パキスタンの言語として挙げられた数は 72 で、その全てが現在実際に使われている生きた言語なのである。” [6]

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

8 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書にない比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

地図

1.06



ペリー・カスタネダ文庫の地図コレクション(Perry-Castañeda Library Map Collection)
へリンク

<http://www.lib.utexas.edu/maps/index.html>

目次に戻る [Cont](#)

9 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

日本語訳は日本国政府により翻訳したものである。

2. 経済

2.01 2008 年 1 月に更新された CIA ファクトブック(CIA Factbook)のパキスタン概略情報の項になされた記述によると、パキスタンは

“貧困に喘ぐ発展途上国で、何十年もの間、国内の政治的紛争、低いレベルの外国投資、および隣接するインドとの費用のかさむ対立状態が続き苦しんでいる。しかし、2001 年以来寛大な外国からの援助および世界市場へのアクセス再開に支えられたこともあり、過去 5 年間、国際通貨基金(IMF)が承認した政府の方針がマクロ経済の着実な回復をもたらしてきた。政府は、2000 年以来マクロ経済で相当の改革を実行してきており、最も着目すべきは、銀行セクターの民営化である。貧困層は 2001 年から 10%減少した。イスラマバード政府は、近年、開発支出を着実に増加させてきたが、こうした支出増加には 2007 年会計年度における開発への予算配分 52%の実増が含まれ、これはパキスタンの社会セクターの広範囲にわたる低開発状態を変えるには必要な措置であった。慢性的な収税率の低さと支出増加（2005 年 10 月の地震からの復旧費用も含む）の結果として生じた財政赤字は、今のところ、対処可能なようである。国内総生産(GDP)成長率は、工業およびサービス・セクターの利益による刺激もあり、2004 年から 2007 年まで 6%から 8%の範囲で推移している。インフレは、2005 年に 9%を超えるレベルに跳ね上がり、2007 年には 6.9%にまで落ち着いたが、引き続き経済への脅威である。中央銀行は、成長を維持する努力をしながら金融をより引き締める政策をとっている。外貨準備高は国外労働者からの着実な送金に支えられている。しかし、輸入増加が輸出拡大を上回り貿易収支の赤字幅が広がり経常収支の赤字が増大しているために、中期的には、こうした赤字拡大が外貨準備高を引き下げ、さらに国内総生産(GDP)成長率を押し下げる可能性がある。” [34] (経済概観)

2.02 パキスタンの国内総生産(GDP)成長率は 2007 年に 6.4%であったが、失業率は 5%、消費者物価上昇率は 7.5%になった。購買力平価による収入は推定で一人当たり 2,755 米ドルであった（エコノミスト・インテリジェンス・ユニット (Economist Intelligence Unit (EIU)の 2008 年 1 月の国別レポート)[75] が、2005 年と 2006 年は国民の 24%が貧困ライン以下で生活していた。（2008 年 1 月 CIA ファクト・ブック(CIA Factbook)) [34] (経済) 全労働人口の約 42%が農業、20%が工業、38%がサービス・セクターで働いている。主な農産物は、綿、小麦、米、砂糖黍、果物、野菜、牛乳、牛肉、羊肉および卵である。主な産業は、織物およびアパレル、食品加工、医薬品、建設材料、紙製品、肥料ならびに海老である。（2008 年 1 月 CIA ファクトブック(CIA Factbook)) [34] (経済)

2.03 2008 年 1 月 2 日に更新された外務英連邦省(FCO)のパキスタンに関する国別概観の項によると、2007 年 10 月 1 日の時点で平均為替レートは、1 英国ポンドが 122.85 パキスタン・ルピー(Pakistan Rupee : PKR)であった。 [11b]

[目次に戻る Cont](#)

[出典リストへ](#)

10 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

3. 歴史

独立から 2001 年まで

3.01 出版物‘フリーダムハウスー世界の自由 2006 年’は次のように指摘している：

“英国領インドが 1947 年に分離し、パキスタンはイスラム教徒の本拠地として存在するようになった。9 ヶ月の内戦のあと、東パキスタンは 1971 年にバングラデシュとして独立を成し遂げた。軍は直接的あるいは間接的に、パキスタンをその独立から 58 年の間の 31 年間を治めた。力を結集する努力の一環として、軍長官ジアウル・ハク(Zia ul-Haq)は、大統領が選ばれた政府を解散できるように 1985 年に法律を改正した。1988 年のジアの死後、後に続いた大統領たちは、1990 年と 1996 年にはパキスタン人民党 (PPP) のベナジール・ブットが率いる、そして 1993 年にはパキスタン・イスラム連合 (PML) のナワズ・シャリフが率いる選ばれた政府を打ち砕くため、崩壊と力の乱用に言及した。

“PML が 1997 年の選挙で決定的な勝利を得た後、シャリフは首相として司法とマスコミを含み、自分に反抗的なあらゆる機関の制圧を試み、パキスタンの緊急を要する経済的社会的問題をたいてい無視した。しかし軍の指導権の入れ替えを企てて軍長官を首にしたとき、1999 年 10 月の無血クーデターで退陣させられた。参謀長パルヴェーズ・ムシャラフはその後自らを首相に指名し、非常事態を宣言し、議会、地域集会、そして憲法を一時中断した。2000 年 12 月に大敵の PML と PPP を含むパキスタンの 18 の政党は、軍政に終止符を打つように求める統括組織、民主主義回復のための同盟 (ARD) を結成するために結束した。しかしムシャラフは自分の主たる政敵シャリフとブットを、法廷の説得と追放により巧みに無力化させた。 [19a]

3.02 ユーロパ社の世界地域年鑑：南アジア 2005 年は次のように指摘している：

“はじめからムシャラフ将軍は国内的にも国際的にも支持が得られ、パキスタンの制度再建の道が再び開かれる‘非政府’テクノクラシーの政府を打ち出すことにとりわけ関心を持っていた。1999 年 10 月 22 日には新たに 4 人の州知事を任命した。4 日後、自分の政府を率いるため 2 レベルの権力構造を発表した。国家安全保障会議 (NCS) と文民による内閣である。これら 2 つの機関の正確な権力区分は明白ではなかった、とは言っても NSC には明らかに強い軍事の特徴があり、当初は参謀総長を初め、2 人の軍の参謀長と 4 人の民間人専門家で構成された・・・州の官僚も任命された。2000 年 8 月中旬、NSC は最高執行機関として再編成され再定義された。それ以後は軍の 3 人の参謀長と、外務、内務、財務、商務大臣で構成された・・・一方、1999 年 11 月の始め、官僚の腐敗に取り組む軍政の重大な決意の証しとして、国家責任局が設立された。 [1] (p408)

11 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

3.03 ユーロパはさらにこう述べている。“2000 年 10 月までは、特に腐敗を除去し‘本物の’民主主義国家を確立するというその公然の野望に対する政治体制の個性や成功度に関して、確定的な評価を下すことは困難であった。政党動員は事実上禁止され、比較的自由な出版報道も、政府に関する評価を公平に提供するには制限されすぎていた。主要政党は国内問題で忙しかった。” [1] (p408)

3.05 ユーロパはさらに述べている：

“2000 年の終わりに実施された地方選挙の第 1 段階で、ムシャラフ陸軍参謀長が投票作業から政党のかけひきを取り除けなかったのは明らかである。かなりの選出メンバーは、PML (ナワズ) (パキスタンイスラム連合・ナワズ) あるいは PPP のいずれかに関係していた。これは地方選挙の次の 3 段階でも続いた。問題は、軍内部の重要な成員からの支持を勝ち取っていた過激なイスラム運動、特にジャマートーエ・イスラミパキスタン (Jamaat-e-Islami Pakistan) の影響力が増したことで、さらに強調された。しかし 2001 年中頃までムシャラフ陸軍参謀長は、国を文民統治に戻すことよりも自分の立場を強化することに力を注いだようである・・・2001 年 6 月、2 人の元軍事指導者の定めた方向に沿いムシャラフ将軍はタラル大統領を解任し、自らが大統領職に就任した・・・ムシャラフ陸軍参謀長はさらに、クーデター以来中断していた下院、上院および州議会を解散した。” [1] (p410)

3.06 ユーロパ社の世界地域年鑑：南アジア 2005 年は次のように報告している：

“2001 年 9 月のニューヨークと首都ワシントンにおける米国を標的とした大規模な自爆攻撃の後、国内・国際政治に生じた転換は、さらにムシャラフ大統領の立場を強化し、かつ主要な反対派の立場を弱める機会を彼に与えた。過去には米国はパキスタンの軍事政権への転換を強く批判していたが、自爆攻撃の後、攻撃に主に関与するイスラム教の過激なアルカイダ（基地）組織とそれを庇護するタリバンに対する軍事作戦の実行において、パキスタンの戦略的重要性を認識した・・・米国とパキスタンの間の対話の結果、米国はこの南アジアの国を承認し援助することに合意した。一方パキスタンは米国主導の軍事作戦用の基地を提供した。パキスタン大統領は、パキスタンに拠点を置くイスラム過激派に対する攻撃を正当化するためにこの状況を利用した。彼らはカシミールの LoC（停戦ライン—6C 項 LoC に関する小区分を参照）を超えてパキスタン内部まで激しい軍事作戦を拡張していった。” [1] (p410)

目次に戻る
出典リストへ

2002 年の事件

3.07 2002 年 3 月 8 日付けの UNHCR（国際連合人権高等弁務官事務所）報告書は次のように述べている：

12 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

“2002 年 1 月 13 日、政府は、ラシュカル・エ・タイバ(LT)、ジャイシュ・エ・ムハンマド (JM)、シパーヘ・サハバ・パキスタン(SSP)、テヘリーケ・エ・ジャフリア・パキスタン (TJP)、テヘリーケ・エ・ニファズ・エ・シャリアト・エ・ムハマディ(TNSM)を含む 5 つのグループを禁止した。(ドーン 2002 年 1 月 16 日 a; ニュース・インターナショナル 2002 年 1 月 16 日 a; シーア派 News.com 2002 年 1 月 12 日)。他のグループと異なり、TJP はシーア派組織であったが、その禁止は・・・単に 2 つのライバル (スンニ派とシーア派) 間のバランスを保つためである・・・とパキスタンのシーア派に理解された’。これらのグループはラシュカル・エ・ジャンビとシパヘ・ムハンマドに加わっており、人種・派閥的な暴力を止めるために共に 2001 年 8 月 14 日に禁止された。(ドーン 2002 年 1 月 13 日 AP 2001 年 8 月 14 日)”

[20d] (p1)

(2003 年に禁止されたさらに多くのグループについては [3.15 章](#)を参照、名称改定については付属書 Bを参照)

3.08 ユーロパ社の世界地域年鑑：南アジア 2005 年は次のように述べている：

“2002 年 4 月の初め、大統領としてのムシャラフの任期を 5 年延長することを支持し、政府の政治・経済プログラムの承認を求める国民投票の実施計画を、政府は承認した。人権団体、メディア、政党からの広範囲な反対にもかかわらず、国民投票は 4 月末日に行われた。公式数字では投票者の約 98%が提案を支持した。選挙権取得年齢を 21 才から 18 才まで引き下げたばかりであることや、選挙人登録を保留したために、投票者の適格性を調べることは不可能であった。投票率の推定幅は 5%から 70%あった。(反対派と独立系監視員は前者が現実的であると判断したが、政府の推定は範囲の上限を示した。) 国民投票は、ムシャラフの政治指導者としての成功を示すものであると見る人もあり、著しい不正行為によって台無しにされた投票であると見る人もいた。” [1] (p410)

3.09 2007 年 2 月 20 日の外務英連邦省、パキスタンの国プロフィールは次のように記録している：

“2002 年 10 月の選挙の少し前、2002 年 8 月 21 日にムシャラフ大統領はリーガル・フレームワーク・オーダー (法的枠組み法) (LFO) を発布した。これは 1973 年の憲法に 35 の修正を導入し広範囲な権限を彼に与えるものであり、下院を解散する権限、州知事、統合参謀本部議長と陸・海・空軍参謀長を任命する権限を含んでいた。彼は修正には国会の承認を必要としないが、議会は 3 分の 2 の多数決で新しい修正を可決できると宣言した。LFO の下では、1999 年 10 月 12 日から 2002 年 8 月 22 日の間の政府の決定は、すべて憲法の復活と同時に有効となる。

“LFO は、さらに顧問会議として国家安全保障会 (NSC)を設立した。” [11b] (p3)

3.10 ユーロパ社の世界地域年鑑：南アジア 2005 年は次のように記録している。2002 年中頃 PPP (パキスタン人民党) は、新規定の下では選挙に立候補する機会を

13 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

失うという切迫した脅威を避けるために、新しい指導者の下で PPP 議会派議員 (PPPP)と呼ばれる新しい政治部門を形成した。[1] (p411)

- 3.11 2007 年 2 月 20 日の外務英連邦省、パキスタンの国プロフィールは次のように記録している。“2002 年 10 月 10 日に、全国・州選挙が実施された。絶対多数を獲得した単一の政党はなかった。PML (Q)が最多の議席(121)を獲得し、MMA(60)と PPPP(59)がそれに続いた。下院の議席の総数は 342 (女性のための 60 席と非イスラム教徒のための 10 席を含む) である。” [11b] (p3)
- 3.12 ユーロパ 2005 年はまた次のように記録している。2002 年 10 月 10 日の下院選挙に続いて、パキスタン・イスラム教徒連盟 (カイド・エ・アザム派)は、投票の最大パーセント (25.7 パーセント) と直接選挙による 272 議席のうちの 77 議席を獲得した。ユーロパは、“批評家によれば、軍の投票前工作とムシャラフの支援による結果である” と述べている。[1](p411) ユーロパ 2005 年はさらに、2003 年 2 月 25 日の上院の選挙に続いて与党 PML-Q が 100 の上院議席のうちの 38 議席を獲得したと述べている。[1] (p446)

目次に戻る
出典リストへ

2003 年の事件

- 3.13 2003 年 12 月のキージングによる世界の事件の記録は次のように報告している：

“パキスタンは 2003 年 11 月、1997 年の反テロ法の下で 6 つの極端派イスラムグループを禁止した。11 月 15 日の会議で、ペルヴェーズ・ムシャラフ大統領兼参謀長とザファルラ・カーン・ジャマリ首相は、改名により初期の禁止命令を愚弄した 3 つのグループの禁止を決定した。禁止された組織は、シーア派グループ Islami Tehriki Pakistan (元 Tehriki-i-Jafria Pakistan)、スンニ派のグループ Millati-Islamia Pakistan (元シパーヘ・イ・サハバ・パキスタン- SSP)、クダム・ウル・イスラム (元 Jaish-e-Mohammed - JeM) であった。別のグループ、ジャマート・ダワ (カシミールの武装分離主義者グループ、ラシュカル・エ・トイバーLiTの新グループであると見る者もいた) は、禁止をまぬがれたが、監視下に置かれた・・・内務省は 11 月 20 日、さらに 3 つのグループの禁止を発表した：ジャミアト・ウル・Furqan (JeM の別の支流)、ジャミアート・リル・アンサル (元ハラカト・ウル・ムジャヘディーン-HuM)、ヒズブ・ウト・タリルである。” [24b] (p45693)

(2002 年に禁止されたグループについては [3.08](#) 章を参照、改名については付属書 B を参照。)

- 3.14 キージングの記録はさらに次のように述べている。“インド軍とパキスタン軍の停戦は、カシミールの各部分を分割する停戦ライン (LoC) 上で (2003 年) 11 月 25 日から 26 日へ変わる午前零時に有効になり、それはラマダンの断食

14 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

月の終わりに、イスラム教の断食明けの祭りを祝うものとなった。” 11 月 25 日には（カシミール北端にある）シアチェンで実際の地上位置線（AGPL）に沿って停戦を延長することで一致したと述べている。[24b] (p45692)

- 3.15 2008 年 1 月 2 日の外務英連邦省、パキスタンの国プロフィールは、次のように報告している：

“LFO（法的枠組み法）は反対派、特に宗教政党の連合 MMA（ムタヒダ・エマジリス・エ・エマル連合）からの激しい抵抗に遭い、1 年以上もの憲政の行き詰まり（国会の立ち往生）を生みだした。ついに 2003 年 12 月、政府は MMA との合意に達し、承認に必要な 3 分の 2 の賛成を得た。その取引でムシャラフ大統領は、選挙人団から信任投票を求めること、参謀長の任命には首相の意見を求めること、2004 年 12 月までに陸軍参謀総長を辞職することに同意した。しかしムシャラフの教唆により議会は後で、彼が 2007 年まで両方の職を保ち得る立法を可決した。” [11b] (p3)

- 3.16 キーキングによる世界の事件の記録は 2003 年 12 月、ムシャラフ大統領が 2003 年 12 月の 2 回の暗殺の企てをかりうじて逃げ延びたと述べている。ムシャラフは負傷を免れ、襲撃した人物を“過激派”と断言した。キーキングの記録は、次のように報告している：

“政府高官は 2003 年 12 月 28 日、2 度目の襲撃の自爆テロ犯のうちの 1 人を、禁止されたイスラム過激派グループ、ジャイシュ・モハメド（JeM）（キーキングの記録 p.45693 を参照）のメンバーである特定した。それはジャムとカシミールの北部州のインド支配と戦う、最も顕著な過激分離主義者党派のうちの 1 つである。（カシミールに対するムシャラフの譲歩については、キーキングの記録 p.45738-39 を参照）・・・情報大臣シーク・ラシド・アーメドは、襲撃は‘カシミールからアフガニスタンへ触手を伸ばしている国際的なテロリスト組織により’ 実行されたと言って、明らかにアルカイダに言及した。” [24c] (p45737)

- 3.17 キーキングの世界の事件の記録 2004 年 1 月は、次のように述べている。ニューデリー（インド）とラホール（パキスタン）の間で直行空路と‘友情’行列車運行が回復した。またパキスタンの過激分離主義者グループは‘武装闘争’は継続するだろうと主張してはいるが、画期的な首脳会議―地域協力のための南アジア協会（SAARC）―が 2 か国の指導者間で 1 月初旬に開催された。[24a] (p45787)

目次に戻る
出典リストへ

2004 年の事件

- 3.18 キーキングの 2004 年 1 月の世界の事件の記録は、次のように報告している：

15 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

“2003 年 12 月 29 日の法的枠組み法 (LFO)、ムシャラフの憲法修正案の下院承認に続いて、2004 年 1 月 1 日ムシャラフ大統領は、下院、上院（二院制の連邦議会）、およびバルキスタン、北西辺境州、パンジャブ、シンドの 4 つの州議会で信任投票を獲得し、自らの支配をさらに強化した。” [24a] (p45786)

- 3.19 ユーロパ社の世界地域年鑑：南アジア 2005 年は次のように記録している：
“2004 年、米国からの技術と情報の援助を受けたパキスタン軍は、国境沿いのアルカイダ組織とアフガニスタンのタリバン残党に対する軍事行動を強化した。” [1] (p423)

- 3.20 ユーロパはさらに述べている：

“ムシャラフと軍の制度化された影響力はさらに 2004 年 4 月に増大した。下院が、多くの反対派議員から烈火の抗議があったにもかかわらず、安全保障と防衛問題について政府に助言する‘顧問’組織としての NSC の設立を、合法と認める法案を可決したのである。NSC は、軍と国・州の立法部の指導者から選ばれた 13 人のメンバーの機関として構成されることとなっていたが、その進行と決定については、まさしく大統領が支配できるようなやり方で構成されていた。” [1] (p412)

- 3.21 2007 年 4 月 10 日にアクセスした BBC のパキスタンの'予定表'では、パキスタンが 2004 年 5 月にイギリス連邦への再加入を許されたと伝えていた。[35b] (p5)

- 3.22 2008 年 1 月 2 日の外務英連邦省、パキスタンの国プロフィールは、次のように記録した：

“2004 年 5 月の、新しい議会主導のインド政府の選挙以来、インドとパキスタンは、会談を継続しており、それは 8 本の柱の周りに構成されている。平和と安全保障、ジャムとカシミール地域、ウラール・バラージ／トゥルブルの水路プロジェクト、シアチェン氷河、サー・クリーク地帯、経済通商協力、テロと麻薬密輸、ならびに友好的交流の促進である。” [11b] (p5)

- 3.23 同じ外務英連邦省の、パキスタンの国プロフィールはさらに “2004 年 9 月 1 日以来、ショーカット・アジズはパキスタンの首相と財務大臣を兼任していると述べた。” [11b] (p3)

- 3.24 2004 年 9 月 9 日の BBC 報告書は次のように述べている：

“パキスタンのジェット機が、外国の過激派分子が使用していると考えられる訓練キャンプを爆撃した時、50 人以上が死亡したと軍は言っている。報告では、空軍爆撃機と武装ヘリコプターは、アフガニスタン国境の近く、南ワジリスタンにある村の居住区を攻撃した。軍は、死者のほとんどがアルカイダやタリバンとの繋がりを疑われるチェチェン、ウズベク・アラブ人の過激派であったと言っている。目撃者は、殺された者の中にはパキスタンの部族民もいたと

16 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

言っている。これはパキスタン軍が 6 か月前にその地域の軍事作戦を強化して以来、最も大きな攻撃の 1 つである。軍のスポークスマン、ショーカット・サルタン主席報道官は、南ワジリスタン地区の主要都市であるワナの約 25km (15 マイル) 北東の村、ディラ・カフラ近くのキャンプへの攻撃で 50 人以上の死亡を確認した・・・軍がキャンプについて知ったのは、最近の相次ぐイスラム過激派による攻撃に関しパキスタンの何箇所かで調査をした後であった、と言った・・・地元住民はこれ以上の民間人が死んだと話した。あるジャーナリストは、村民が集まって最初の攻撃の被害を調査していた時に、パキスタン空軍の 2 度目の攻撃があったと言った。軍は、かなりの数の民間人の死傷者がいたことを否定した・・・ワナは、アルカイダに繋がりを持つ何百人もの容疑者に立ち向かう、パキスタンの軍事作戦の中心地にある。3 月に激しい軍事行動が始まるまでは、過激派は自由に活動することができた、と特派員は言っている。現在軍は、彼らが隠れ家から隠れ家へと逃走していると考えている。監視員は、南北ワジリスタン地区ではタリバンへの同情がまだ強いと言っている。オサマ・ビン・ラディンと彼の副官であるアイマン・ザワヒリが 2,400km (1,490 マイル) の国境線沿いのどこかに隠れていると言われている。” [35d]

- 3.25 2007 年 4 月 10 日にアクセスの BBC パキスタンのための'予定表'では、“2004 年 12 月に、ムシャラフ大統領は辞めると約束していた軍隊の長として、自分が居残ると話している”と述べている。 [35b] (p5)

目次に戻る
出典リストへ

2005 年の事件

- 3.26 ヒューマン・ライツ・ウォッチ世界報告書 2006 年は、次のように記録している：

“2005 年の夏、ムシャラフは強引な威嚇、威圧、投票前の不正行為が目立った三段階の地方自治体選挙を統轄した。約 40 人が選挙に関連する暴力で亡くなり、パキスタンの最近の歴史の中で最も暴力的な選挙運動となった。選挙運動中、多くの反対派候補が警察と民間行政機関の手による暴力と威嚇に直面した。独立系監視員は、選挙前と選挙日の不正行為に加えて反対派支援者の誘拐、虐待、きまぐれな拘留の多数の実例を報告した。” [13a] (p3)

- 3.27 2005 年 11 月 22 日付けの国際危機グループによる状況報告は、次のように述べた：

“パキスタンの軍政は 2005 年 8 月と 10 月の地方選挙を不正操作して、主流反対派勢力をさらに弱め、軍政の支持者が次回の議会選挙を支配する下準備をした。選挙は激しい暴力行為によって台無しにされた。暴力は、人種の敵対、宗教の敵対、地域の敵対を生じさせ、今後の投票はより悪化することもあり得る・・・政府は地方選挙で、軍の政敵の支援終結を意図し地区に不当に手を加え、重要地域で軍支配の選挙に好都合な人々を確保するため官僚を再編成し、

17 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

反対派候補の指名を拒絶し、無党派と考えられる特定の候補者に直接の支援を与え、得票を水増しし、おどしや投票所の占領を含む投票での直接の不正工作を行った。[38]

- 3.28 外務英連邦省によって発行され、2007 年 3 月 23 日に更新された旅行アドバイスは、次のように報告している：

“2005 年 10 月 8 日、カシミールのパキスタン行政管理地区にあるムジャファラバードの近くを震源地とする壊滅的な地震は、広範囲の被害と生命の損失をもたらした。カシミールのパキスタン行政管理地区北部と周辺地域のインフラや公益業務は非常に混乱した。特に被害が大きかったのは、ムジャファラバード、ラワラコット、バグ、バラコット、マンセハラの町であった。

“現在活動の焦点は、救援から再建に移行している。” [11a] (p5)

(27 項も参照：人道的問題)

2006 年の事件

- 3.29 2006 年 2 月 12 日、BBC は次のように述べている：

“アフガニスタンから国境を超えて発射されたロケット弾が遊牧民のテントに着弾し、2 人のパキスタン遊牧民の女が死亡した、とパキスタンの政府関係者は言っている。4 人の子どもが北ワジリスタン地区で、土曜日遅くの攻撃により負傷した。地元住民は、アフガニスタンの米国主導の連合軍が未確認の射撃を受けた後に、パキスタンの部族地域へ 4 発のロケット弾を発射したと言っている。米国のスポークスマンによれば、連合軍がパキスタンへ発砲応酬したことは確認したが、死傷者には気づいていなかった。その事件は、山岳国境地帯にいるアルカイダとタリバンの容疑者を捜索している米国主導の軍によるミサイル攻撃に間違いなく、パキスタン領内において民間人が殺された今年 3 度目の事件である。1 週間に 2 度攻撃があり、北ワジリスタン地区とバジャウルの部族地域において少なくとも 26 人の死者をだした後、パキスタンは 1 月に 2 度米国主導の軍に抗議をした。パキスタンのペルヴェーズ・ムシャラフ大統領は、アルカイダ・ナンバーツのアイマン・ザワヒリの‘近親者’が 2 度目の攻撃で死亡したと土曜日に言った。しかし、多くの地元村民も死亡しており、パキスタンでは米国に対する抗議が起こった。最近のロケット攻撃で、政府関係者はアフガニスタン・コスト州のシャンカイ検問所から、米国主導の連合軍がロケット弾を発射したと言っている・・・米国軍のスポークスマン、マイク・コーディは、コストの国境線にいる治安部隊が土曜の午後パキスタン側から攻撃されたと言った。彼はカブールで AFP に‘連合軍は、これはパキスタン軍との連携で行い、国境から来たもので、発射された方向に一斉射撃をしたものである’と伝えた。米国はアフガニスタンで約 20,000 の軍隊を持っているが、パキスタンは、それらが国境を超えて活動することを公式に認めてはいない。” [35]

18 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

3.30 BBC は 2006 年 3 月 6 日、次のように述べている：

“3 月第 1 週の、パキスタン北西地域でのパキスタン治安部隊と部族過激派との激しい衝突は、双方に多数の死傷者を出した。部族の過激派が電話交換局を含む重要な政府の建物を制した後、治安部隊は 3 月 5 日に北ワジリスタン地区でかつてない激しい戦いをした。大統領のスポークスマン、シャウカット・サルタンは 3 月 5 日、過激派が政府の建物から追い出され、その地域が治安部隊の完全な統制下にあると言った。彼の主張に対して、状況は決して統制されてはいないと地元住民と独立系アナリストが激しく異議を唱えている。彼らはその状況を、パキスタン軍が 3 年前に同地域に移動してきて以来最悪のものと述べる。ここでは部族の過激派の多くが自らをタリバンと称している。”
[35n]

(8 項も参照：治安情勢)

3.31 2006 年 3 月 5 日、BBC は次のように報告している：

“南部パキスタンの都市カラチで何万もの抗議者が、予言者ムハンマドを風刺する漫画に反対して平和行進をした。中には‘デンマークに死を’と叫ぶ者もいた。デンマークは漫画が最初に出版された場所である。さらにジョージ・ブッシュ米大統領のパキスタン訪問と、パキスタンのムシャラフ大統領が支持していたブッシュ大統領のテロとの戦いに非難が起こった。抗議は平和的で、少なくとも 5 人の死者を出した前月に行われた集会とは対照的であった。漫画に抗議する全国的なストのために、ブッシュ氏のパキスタン到着直前の金曜日、パキスタンの数箇所が停止状態になった・・・カラチの群衆はデンマークの首相と米国の大統領の肖像を燃やしただけではなく、‘アメリカに死を’‘ムシャラフに死を’と叫んだ。漫画問題は、テロとの戦いにおいてパキスタンの米国協力に反対であったイスラム教の政党にとり、新たな集結の手がかりとなった。‘ブッシュは、彼の操り人形ムシャラフが不人気になったことを知るべきである’と集会を組織したイスラム教徒連合の指導者の一人、リアカット・ブローチは言った。‘予言者の名誉を守るために集まった力は、米国の利益に尽くしているこの非民主的な政権を倒すために用いられるであろう、と組織者のもう一人の指導者、マウラーナー・ファズルール・ラーマンは言った。” [35e]

3.32 2006 年 10 月 31 日 BBC は、イスラム教の学校への空襲の後、部族民が抗議をしたと述べた。パキスタン政府は、空襲で死亡した 80 人が過激派訓練施設の過激派であると主張したが、抗議者は彼らが罪のない信心深い学生であると主張した。[35u]

3.33 2006 年 11 月 16 日 BBC は、強姦事件が民事裁判で審理されるように、議会の下院が 11 月 15 日シャーリー法の修正を可決したと報告した。反対派イスラム連合の MMA (ムタヒダ・マジリス・アマル) は投票をボイコットした。[35 s]BBC は続いて (2006 年 11 月 23 日) に、上院が法案を支持したこと、法案はまた婚外交渉を理由とする死刑を減少させたことを報告した。[35v]

19 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

- 3.34 2007 年 3 月 06 日に公表された 2006 年米国国務省報告書（USSD 2006）は、次のように述べている：

“2006 年 12 月 1 日、ムシャラフ大統領は女性保護法案に署名した。それはフドゥード法の最悪の面を正すものであった。人権モニターによれば、女性の刑務所人口の 80 パーセントはフドゥード法下の不義に関する罪で裁判を待っていた。法案署名にもかかわらず、少しはあったとしても年末の時点で釈放された女はほとんどいなかった。これらの事件のほとんどは、根拠となる証拠なく告訴されており、裁判にはしばしば数年かかった。また、保釈は慣例的に許されなかった。・・・女性保護法案署名の 12 月 1 日以前は、夫と男の家族はしばしばおどしにより行動を管理しようと、フドゥード法下で非合法の不義や姦通罪で女性を告発した。” [2b](5 項)

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

20 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

4. 最近の進展

2007 年より最近までの政治的出来事

- 4.01 2007 年 3 月 9 日、BBC はパキスタンのイフティカル・チョードリー裁判長がムシャラフ大統領により‘権力の誤用’で処分されたと報じた。記事は、“最高裁の主たる判事として、チョードリー氏は政府の悪行である人権侵害に対して強硬路線を取ることで知られていた、と伝ええた。[35w] 2007 年 4 月 13 日の BBC 放送によれば、“政府の恥となるような事件に対して司法改革主義を取ると評判があり” “国の資産私有化と治安部隊に拉致されたとされる行方不明の人々の、問題となりうる事件を率先して取り組んだチョードリー氏を支援するため、2000 人がイスラマバードの法廷施設の外に集まった。チョードリー氏の主たる容疑は、自分の息子を政府要職に就けるために権力を利用したというものであった。チョードリー氏はいかなる悪行をも否認し、非公開審議を公の前で行うように求めた。[35x]
- 4.02 2007 年 5 月 12 日に激しい衝突がカラチで勃発し、2 日に及ぶ銃撃戦で 40 人ほどが亡くなった。この暴動は、チョードリー裁判長を退けようとするムシャラフ大統領の試みに反対する、法律家や反対派支援者の反政府集会を中止しようとして、ムシャラフ派の民族政党ムッタヒダ・クアミ運動 (MQM) により引き起こされたと信じられている。(エコノミスト、2007 年 5 月 17 日) [76a] アムネスティ・インターナショナルはその報告書の中で次のように述べている。2007 年 11 月 23 日の‘非常事態の致命的な人権防衛手段の侵害’として、“6 月にプンジャブ郡や他の地域の何百人もの政治活動家が、裁判長を支援し平和的集会を開こうとしたとして気まぐれに捉えられ、拘留された。” [4h] 2007 年 7 月 20 日に最高裁は、チョードリー裁判長の停職は‘不法’であり復職されねばならないと判決を下した。政府はその判決を受け入れたが、この裁定はムシャラフ大統領の権威には打撃であるとされた。(BBC ニュース、2007 年 7 月 20 日) [35aa]
- 4.03 2007 年 7 月 12 日の BBC ニュースは、2007 年 7 月 3 日に、学生がシャーリーの法律のため政治運動をしていたイスラマバードの赤のモスク (ラル・マスジド) の衝突で、16 人が死亡したと伝えた。そして記事はさらに、2007 年 7 月 10 日に軍隊は、1 週間にも及ぶ包囲攻撃の後モスクを襲撃し、過激派の 73 の死体がモスク内で見つかり 10 部隊が襲撃で死亡したと伝えた。[35ab] 死亡者の多くは十分に武装した過激論者で、中には禁止された宗教団体やアルカイダとのつながりを持つものもいた。死亡者には、モスクの長アブデュル・ラシド・ガジも含まれていた。当局に対するモスクの抵抗が 6 ヶ月続いた後、襲撃は終わった。(エコノミスト、2007 年 7 月 12 日) [76b]
- 4.04 2007 年 8 月 23 日に最高裁は 2000 年に追放されたナワズ・シャリフ元首相はパキスタンに戻れるとの判決を下した。シャリフ氏は 2007 年 9 月 10 日に国に入ろうとした。裁判所の判決を無視し、政府は即刻シャリフ氏をサウジアラ

21 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

ビアに強制移送した。(インディペンデント、2007 年 9 月 11 日) [77] BBC ニュースは 2007 年 10 月 19 日に、ムシャラフ大統領と力を共有する話し合いに参加していたベナジール・ブット元首相も追放されていたが、シャリフ氏とは対照的に国に戻ることを許された、と伝えた。彼女が戻ってすぐ、彼女の到着を祝っている群衆の中で 2 個の爆弾が爆発し、少なくとも 130 人がカラチで殺された。[35ac] その後シャリフ氏は 2007 年 11 月 25 日にパキスタンに戻ることができた。BBC ニュースは、“多くのオブザーバーは、ムシャラフ陸軍参謀長がシャリフ氏に帰国を許したのは、彼はブット氏がパンジャブ郡の選挙で後任となるのを防ぎえる、ただ一人の政界の大物であると考えているからに過ぎない”と報じた。(BBC ニュース、2007 年 11 月 26 日) [35ad]

- 4.05 ムシャラフ大統領は 2007 年 10 月 6 日の選挙で、郡の全 4 集会と議会両院の票を 5 票全て勝ち取り、大統領選挙で勝利を収めた。しかし議会の反対派のメンバーは違憲であると選挙をボイコットした。反対派党员と法律家はムシャラフ大統領の再選に抗議を呼びかけた。最高裁は、合法的に国の首長となり軍の長となったと判決が出るまでは、誰も勝利者宣言はできないと言った。(BBC ニュース、2007 年 10 月 6 日) [35ae]

非常事態 (2007 年 11 月 3 日から 12 月 15 日)

- 4.06 2007 年 11 月 3 日にムシャラフ陸軍参謀長は非常事態を宣言し、“憲法を停止し、最高裁裁判長を免職し、自分の行動を違法であると判決した判事たちを移動させた。警察はすぐに法律家、政治家、そして人権活動家たちの逮捕を開始し、独立テレビチャンネルは中止され、報道は制限された。その後何千人もが投獄され、ジャーナリストは脅され、法律家たちによる抵抗は抑圧された。(インターナショナル・クライシス・グループ 2007 年 11 月 12 日) [38b]
- 4.07 アムネスティはその報告の中でこう述べている。“2007 年 11 月 23 日付けの非常事態の致命的な人権防御手段の侵害で、郡の憲法秩序 (PCO) が憲法に取って代わり、それは人々の安全保障、移動、集会、結社そして市民平等の自由を含む基本的権利の停止をムシャラフ大統領に許すものである。[4h] (憲法 9, 10, 15, 16, 17, 19 および 25 条) (パキスタン人権委員会、2007 年 11 月 7 日) [27f] アムネスティはさらに、PCO は“ムシャラフ陸軍参謀長に、議会や他の手続きを踏まず、憲法を好きに改定する”力を与えたと述べている。“PCO はまた権限の下に権力を行使する大統領、首相やいかなる者に対しても、裁判所が命令を出すことを禁止している。PCO では、最高裁や高裁のメンバーは、“憲法ではなく PCO と 11 月 3 日の非常事態宣言に従うとの宣誓をするまで停職処分を受けた。” [4h]
- 4.08 また 2008 年 1 月に行われることになっている議会選挙は 1 年ほど延期となる可能性がある」と報道した。(BBC ニュース、2007 年 11 月 14 日) [35af] しかし BBC ニュースは 2007 年 11 月 11 日に、国内外からの選挙を延期しているとの批判に直面し、ムシャラフ大統領は 2008 年 1 月 9 日までに行うことを希望していると述べた、と報道した。[35ap] 2007 年 11 月 20 日に、パキスタンの選挙委員会は 2008 年 1 月 8 日を国と郡の選挙の日と決めた。反対党派はその選

22 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

挙をボイコットすると脅した。(ロイター2007年11月20日) [17c] 2007年11月26日のBBCニュースは、シャリフ氏は非常事態宣言が解除されなければ選挙をボイコットすると脅したが、追放されているベナジール・ブットとナワズ・シャリフ両元首相は来る2008年の選挙で選挙権者席を求め指名票を申請したと述べた。 [35aq]

4.09 国営テレビチャンネルを除く約30のテレビチャンネルが中止され、海外と地域のニュース放送をやめるように言われた。(HRW, 2007年11月4日) [13f] メディアは制限された: 過激派の声明文を発表することも報道することもできなくなり、政府の批判もできなくなった。これらの制限に違反すれば、3年の投獄と罰金を受けることとなった。(BBCニュース2007年11月4日) [35ah] ムシャラフ大統領は、国の危機は過激派の活動と“野放しの司法”の結果であると、非常事態の導入を正当化した。(BBCニュース2007年11月4日) [35af] しかし非常事態宣言は、ムシャラフ大統領が大統領としてもう一期立候補する資格があるか、そしてアムネスティがベナジール・ブットを汚職容疑から放免する署名をしたのは合法であるかを最高裁が考慮しているとして発令された。(BBCニュース2007年11月14日) [35ag]

4.10 非常事態宣言はパキスタン全土に反対の嵐を巻き起こし、法律家、反対派活動家、市民社会のメンバーそして何人かのジャーナリストが捕らえられる結果となった。(デイリータイムス、2007年11月6日) [55b] エコノミストは2007年11月15日、少なくとも2500人の人権活動家、政治活動家、法律家が異常事態の間に捕らわれたと報道した。[76c] アムネスティはその2007年11月23日の報道で、(元最高裁法律家協会(SCBA)の委員長タリク・マムードとムニル・マリクを含む) 高級法律家や人権活動家そして政治的活動家が何百人も拘留されたと述べている。パキスタン人民党は7500人のその作業員が、非常事態の間に捉えられたと訴えた。しかしその同じ報告で、政府は2007年11月21日に5134人の拘留者の開放を発表したと伝えた。[4h] 2008年1月2日の最近に更新されたパキスタンのプロフィールでは、非常事態宣言の後、外務機関は“ラホール、カラチ、ムルタンおよびラワルピンディの町では、警察と反対派の競り合いはあったものの、状況はたいい静かである”と述べた。[11b]

4.11 国民議会とムシャラフ陸軍参謀長の任期は2007年11月15日に終了した。(デイリータイムス、2007年11月16日) [55c] パキスタンは2008年1月に選挙を行うべく暫定政府が発足した。(BBCニュース、2007年11月15日) [35ai] 首相としてモホメドミアン・スモロがシャウカット・アジズと交代した。(BBCニュース、2007年11月16日) [35aj] シンド、パンジャブ、バローチスタンの州集会も2007年11月18日に解散し、暫定政府が取って代わった。(デイリータイムス2007年11月19日) [55d] 非常事態宣言の後、最高裁とそのメンバーに取って代わったムシャラフ陸軍参謀長の支援者は、大統領としてムシャラフ陸軍参謀長の批准に反対する最終嘆願を退け、彼が国の長としてとどまる道を開く判決を2007年11月22日に下した。(ガーディアン、2007年11月28日) [25a] 2007年11月28日に、ムシャラフ陸軍参謀長は軍の長として職を辞し、その翌日一般市民として彼は大統領に就任した。(BBCニュース、2007年11月29日) [35ak] 2007年12月15日にムシャラフ大統領は非常事態宣言を解

23 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている2008年2月7日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

除し、2008 年 1 月 8 日に開かれる選挙をなんとしても“透明化する”と述べた。**[25b]** 非常事態宣言は、1 月の選挙の指名用紙を提出する最終日の翌日に解除された。全ての主要な政党は書類の申請をした。しかしナワズ・シャリフと彼の兄弟シャブハズは未決の汚職容疑と過去の有罪判決を理由に選挙で争うことを禁止された。選挙運動の始めは、暴力による阻害があった。(EIU カントリー・レポート – 主たる報告–2008 年 1 月) **[75a]**

ベナジール・ブットの暗殺

- 4.12 2007 年 12 月 27 日来るべき選挙に備えて選挙活動をしている間に、パキスタン人民党 (PPP) の反対政党の指導者、ベナジール・ブットは自爆テロ犯により暗殺された。少なくとも他の 20 人がこの攻撃で死亡した。彼女の死は幾つかの市で、反対行動への火花を切った。(BBC ニュース 2007 年 12 月 27 日) **[35a]** 当局はその後、タリバン派の過激派司令官バイツラ・メサドにブット氏殺害の責任を負わせた。(ガーディアン、2007 年 12 月 29 日) **[25c]** ほとんどがシンド州の人間であるが、少なくとも 50 人がブット氏殺害の後の暴動で死亡した。(BBC ニュース 2008 年 1 月 3 日) **[35am]** PPP は 2007 年 12 月 30 日に、ブット氏の 19 歳の息子のビラルル・ブット・ザルダリが PPP の委員長になると発表した。党はブット氏の男やもめのアシフ・アリ・ザルダリにより力を発揮できるだろうと報じた。(BBC News, 2007 年 12 月 30 日) **[35ao]** 2008 年 1 月 2 日に選挙委員会委員長は、1 月 8 日の選挙を“達成”できるような状況ではなく、選挙は 2008 年 2 月 18 日に延期すると発表した。反対派は、遅延行為は“ムシャラフ大統領の与党の敗北を避けるための苦肉の策”であると言った。(BBC ニュース、2008 年 1 月 21 日) **[35an]**

過激派の活動

- 4.13 2007 年の間、主に FATA で当局と過激派の衝突が多くあった。パキスタンの主要都市でも、多くの攻撃や自爆テロがあった。南アジア・テロ・ポータル (SATP) ウェブサイト、satp.org は、2007 年と 2008 年の間の出来事を提供している。**[61c]** 2008 年 1 月 2 日に更新されたロイターのウェブサイト、アラートネット (Alertnet) **[17]** も 2007 年の間の重要な出来事の役立つ概略を提供している。
- 4.14 特に重要な出来事に含まれるものは：

2007

- 1 月：南ワジリスタンの過激派基地に軍が空襲を行った後、多くの自爆テロ攻撃が続いた。攻撃はアルカイダとつながりを持っていると考えられるグループにより行われた (2008 年 1 月 2 日更新のアラートネット・タイムライン) **[17]**

24 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

- 2007 年 3・4 月：南ワジリスタン部族民とアルカイダと繋がりがあるとされる外人過激派の間の衝突で、約 250 人が殺された。(BBC ニュース、2008 年 1 月 18 日更新) [35ap]
- 7 月：北部ワジリスタンのタリバン派の過激派と政府の間と取り決めが終了し、その時過激派の人たちは撤退することを発表し、当局が契約に違反していると非難した。(アラートネット・タイムライン 2008 年 1 月 2 日) [17] 73 人の過激派と 10 人の兵がラホールの赤のモスクで一週間にわたり捕らわれた後、暴力行為で殺された。(BBC ニュース、2007 年 7 月 12 日) [35ab]
- 10 月：軍と過激派のイスラム部族の戦いで約 250 人が殺され、何万人もが、FATA のミルアリや北ワジリスタン近郊の自分たちの家から強制退去させられた。スワトバレーや NWFP での過激派と治安部隊の衝突で 180 人が死亡し、何百人もが強制退去させられた。(アラートネット・タイムライン 2008 年 1 月 2 日更新) [17] 国外追放から戻ってきたベンジル・ブットを見ようと集まったカラチの人ごみの中で 2 つの爆弾が仕掛けられ、少なくとも 130 人が殺された。(BBC ニュース、2007 年 10 月 19 日) [35ac]

2008

- 2008 年 1 月 10 日に、“反政府の法律家”の行進が到着する予定になっていた少し前、ラホールにある高裁の外で自爆テロの爆発があった。少なくとも 24 人が死亡し 80 人が怪我をした。(デイリータイムス 2008 年 1 月 11 日) [55f]
- 2008 年 1 月 9 日に 50 人以上のタリバン過激派が南ワジリスタンでの軍との戦いで殺された。その間北ワジリスタンでは、部族大会議において地方のタリバン過激派と軍の間で平和協定が交渉されていた。(デイリーニュース、2008 年 1 月 13 日) [55g]
- さらに 1 月 15 日には軍と南ワジリスタンのタリバンの間で衝突があり、タリバンは 166 部隊が殺されたと訴えているが、7 部隊と 40 人の反乱者の死を引き起こした。(デイリーニュース、2008 年 1 月 17 日) [55h]

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

25 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

5. 憲法

5.01 ユーロパ社の世界地域年鑑：南アジア 2005 年は次のように述べている：

“1973 年 4 月 10 日に憲法が發布され、その後何度も改正された・・・イスラム教が宣言するように、前文では民主主義、自由、平等、寛容、社会正義をはっきりと掲げている。信仰や他の少数派の権利は保証されている・・・基本的権利は保証され、それには身分の平等（女性は男性と同じ権利を持つ）、思想、言論、礼拝、出版、集会と結社の自由が含まれる・・・連邦政府の律法は、大統領、下院（国民議会）と上院（上院議員）で形成される。” [1] (p443)

5.02 憲法の前文と最近の改正は <http://www.pakistani.org/pakistan/constitution/> で見ることができる。

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

26 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

6. 政治システム

連邦議会

- 6.01 ユーロパ社の世界地域年鑑:南アジア 2005 年は、パキスタンの憲法は大統領、下院（国民議会）、上院（上院議員）で形成される連邦議会の構造を規定すると述べている。ユーロパはさらに“大統領は国の長で、首相の助言により行動すると加えている。立法機関からなる 2 つの連邦議会と 4 つの州集会からなる選挙人団により、5 年の任期を勤めるよう選ばれる。大統領はイスラム教徒でなければならない。大統領は憲法違反やおびただしい違法行為で起訴されることもある。”
- 6.02 2008 年 1 月 24 日更新の CIA ファクトブックのパキスタンのプロフィールでは、パキスタンが“2 院制の議会（マジリス・スーラ）であり、上院（100 議席：議員は州の集会で間接的に選ばれ、国民議会の地域代表は 6 年の任期で、半数が 3 年ごとに選ばれる）と国民議会（342 議席：272 議席は一般投票で選ばれ、60 議席が女性の議席、10 議席が非イスラム教徒用に準備され 5 年の任期を勤める）で形成される立法議会を持つ。” [34] (律法部門)
- 6.03 2008 年 1 月 2 日に更新された FCO のパキスタンプロフィールでは、“2007 年 11 月 15 日の国民議会の崩壊に続き、その任期満了の後、憲法に従って、暫定行政官が任命された。プロフィールには現在の内閣のメンバーリストがある。モハマド・ミアン・スムロは現在の暫定首相で、内閣の長である。[11b]

郡政府

- 6.03 ユーロパは、4 つの州にはそれぞれが大統領により指名された知事がおり、また各週には知事と州の議会からなる州の立法府があると記録している。各州政府の郡首相は知事によって指名される。[1] (p443) 2007 年 5 月の USSD のパキスタン背景ノートによれば“4 つの各州ーパンジャブ州、シンド州、北西辺境州、バローチスタン州”ーは州首相と州集会が存在する。北部地域、アザド・カシミール、および連邦政府が収める部族地帯（FATA）は連邦政府によって統治され、かなりの自主性を備えている。内閣、国家安全保障委員会、そして知事は大統領の判断で任務を務める。” [2g]
- 6.04 2007 年 11 月 19 日付のデイリータイムスの記事によると、シンド州、パンジャブ州、およびバローチスタン州の州集会は 2007 年 11 月 18 日に解散し、暫定組織が導入されることとなった。[55d]

(下記 “アザド” カシミール と北部地域参照)

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

27 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

“アザド” カシミール

- 6.05 2006 年 3 月 27 日発行の カシミール紛争に関する BBC ニュース ‘Q&A’ では次のように述べている：

“カシミールの地域は 1947 年にインドとパキスタンが英国から独立を勝ち得る前でさえ激しい争いがあった。1947 年のインド独立法により提案された分割案では、カシミールはインドまたはパキスタンのどちらにも自由に加入できた。マハラジャ、ハリ・シンは独立を保つことを望んだが、徐々にインドに加わることを決め、インド政府に権限を委譲し、見返りに軍の援助と住民投票の約束を取り付け、署名をした。それ以降この地域は、3 度の印パ戦争の内 2 度の火種となった。最初は 1947-8 年、二度目は 1965 年である。1999 年に、キルギリ地域のインド統治の領域に侵入したパキスタンが後援する勢力と短い激しい戦いをした。1989 年以来、デリーとイスラマバードでの領土に対する訴えに加えて、カシミールでのインド統治に対して往々に激しい分離主義運動が増していった。” [35c] (p1)

- 6.06 報告は次のようにも述べている：

“イスラマバードは、イスラム教徒が大半を占めるのであるから、カシミールは 1947 年にはパキスタンの一部になるべきであったと言う。パキスタンはまた、この問題に対する多くの国際連合決議に従い、カシミールは自分たちの未来について国民投票を許されるべきであるとも反論する。しかしデリーは、1972 年の 2 国間の話し合いで決定することを規定するシムラ協定を主張し、この問題に対して国際的な討議は望んでいない。インドは、マハラジャ、ハリ・シンが 1947 年 10 月に署名した加盟議定書のことを指摘している。インドとパキスタンは共に、カシミールが独立国家となることに反対している・・・カシミールに対して、幾つかのグループが対抗の申し立てをしている。全てが武装しているわけではないが、イスラムの反政府活動が 1989 年に始まり、分離主義者の数は数百から数千へと膨らんだ。もっとも顕著であるのは、パキスタン支持のヒズブル・ムジャヒデーンである。イスラマバードは彼らや他の人々に、兵站と物資支援の提供をしていることを否定している。ジャム・カシミール開放戦線 (JKLF) は最大の独立賛成派グループであったが、その影響力は衰えてきていると考えられる。他のグループは全党自由会議 (フリーダム) の旗の下に集まり、カシミールでのインドの存在を終結させる平和的な政治運動を行っている。” [35c]

実効支配線

- 6.07 BBC は 2006 年 3 月 27 日のカシミールでの紛争を次のように述べている：

“最初のカシミール戦争が終わった後、境界線は最初 1949 年 1 月に、停戦ラインとして確立された。2 度目の紛争の後 1972 年 7 月に、今までの境界線を少し変更して、シムラ協定に基づき実効支配線 (LoC) が確立された。LoC は、

28 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

標高約 5000 メートルの山岳地を通っている。過酷な状況で、極寒により命を失う人が、時々勃発する軍の小競り合いで命を落とす人より多い。1984 年以来、LoC の北で、敵勢はシアチェン氷河（標高 6000 メートル以上）—地球上で最も高地の戦闘地—を侵害している。LoC はカシミールを約 2 対 1 の割りで分割している。インドが行政管理するカシミール（人口約 900 万）が東と南にあり、そこにはインド管理のジャムとカシミールの州があり、パキスタンが行政管理するカシミールが（人口約 300 万）北と西にあり、パキスタン人は“アザド（自由）”カシミールと名前を付けている。中国もまた、カシミールのわずかな部分を管理している。[35c] (p3-4)

- 6.08 同じ報告で次のように述べている：“1949 年以来国際連合（UN）は、紛争地域における存在を維持している。現在 LoC は、インドとパキスタンの国連の軍事オブザーバーグループ（Unmofip）により監視されている。国連によれば、彼らの任務は‘1971 年 12 月の停戦の遵守に関連する出来事を可能な限り監視することである’”。 [35c] (p5)

目次に戻る
出典リストへ

現状

- 6.09 2008 年 1 月 2 日再調査の外務連邦省のパキスタンにおけるプロフィールでは次のように記録している：

“2003 年 4 月バジパイ首相がスリナガルでの演説の間‘友情の手’をパキスタンに差し伸べた。この後両国により、その関係を正常化する多くの方策がとられた。その後、完全な外交関係が回復し、交通も再度連結され、2003 年 11 月以来カシミールの実効支配線沿いの停戦は守られている。2004 年 1 月 SAARC サミットでの会議の後、ムシャラフ大統領とバジパイ首相は共同声明を発表し、インドとパキスタンは今後話し合いを続け、カシミールを含む 2 国間の全ての未解決問題を解決していくと述べた。この声明はインドとパキスタン両国、そして世界で大いに歓迎された。英国外相は公の声明でこのニュースを歓迎した。2004 年 1 月 6 日の‘ジャック・ストロー’の声明：2004 年の新しい国会主導のインド政府の選挙以来、インドとパキスタンは話し合いを続けてきた。これは 8 本の柱の周りに構築されている。平和と安全保障、ジャムとカシミール・ウーラー・バラゲ/タルバル航行計画、シアチェン氷河、サー・クリーク、経済商業協力、テロと麻薬、そして友好的な交流である。今までの進展では、まず 2005 年 4 月 7 日に 1947 年来初めてのバスが、ムザファラバード（パキスタン行政管理下のカシミール）とスリナガル（実効支配線のインド側）の間を走った。今ではまた、バスがラホールとアムリトサルを結んでいる。2006 年 6 月に新しいサービスが、プーンチとラワラコットの間で始まった。[11b]

- 6.10 2006 年 9 月 21 日のヒューマン・ライツ・ウォッチの新しい発表では、‘このような友人と共に・・・’という報告書の出版を発表し、アザド・カシミールでの人権侵害をこう述べている：

29 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

1974 年にパキスタンが乱用した “アザド・カシミールの憲法に基づき、カシミールがパキスタンと結ばれることを支援するものだけが、選挙で争えるように、候補者は事前にふるいにかけられる。アザド・カシミールで公人として暮らすことを希望するものは、パキスタンへの忠誠書類に署名しなければならぬし、一方、独立カシミールのために公に働いたり、あるいはおとなしく働くものは迫害を受けたりする。パキスタンでは拷問は日常的に使われ、アザド・カシミールでも普通に拷問が行われている。ヒューマン・ライツ・ウォッチによれば、軍の命令で行動している諜報機関などによる拷問の事件の記録はあるが、軍や民兵組織、安全保障と諜報機関が、拷問や虐待の行為で、迫害を受けたり罰せられたりしたことがあったと認識したことはない。近隣のインドのカシミール州とジャムで人権侵害であるとパキスタン政府が批判されているにも関わらず、カシミールとジャムからの難民は、当局により差別を受け虐待されている。カシミールの難民とインドからの元過激派はほとんどが現世的民族主義者で、アザド・カシミールからの民族とは文化的言語的に異なるが、日常的な監視、拘束、政治的発言、気まぐれの逮捕、鞭打ちの刑など、特にいやがらせを受けている。” [41h] (p2)

- 6.11 2006 年 12 月 7 日に、BBC はそのインタビューの間に、ムシャラフ大統領は、条件次第でパキスタンはインドが行政管理するカシミールに対するその権利をあきらめるかもしれない、と述べたと報道した。条件には、両地域（インドが行政管理するカシミールとパキスタンが行政管理するカシミール）からの人々に移動の自由が含まれていた。 [35t]

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

北部地域

- 6.12 2006 年 USSD 報告では次のように述べている：

“北部地域（ギルギット、フンザ、バリチスタン）の住民は憲法で保障されず、連邦議会の代表権はいない。指名を受けた公務員がこれらの地域を行政管理し、選ばれた北部地域委員会が顧問資格で任務を請け負った。立候補するには、アザド・ジャム・カシミール集会のメンバーと政府が、パキスタンへの忠誠を断言することが義務づけられている。独立カシミールを擁護する幾つかのカシミールの政党は立候補することが許されなかった。 [2b] (Section 3)

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

30 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書にない比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

人権

7. 序論

- 7.01 2007 年 3 月 6 日に発表された 2006 年度の米合衆国国務省、人権に関する状況、パキスタンにおける人権に関する序論（2006 年 USSD 報告）は、次のように意見を述べている：

“政府の人権に関する記録は貧しいままである。主な問題には、政府を変えたいとの市民の権利に拘束を加えること、司法権外での殺人、拷問、そして強姦である。地方の活動家と政治的反对者の消息不明は増加し、特に地方では内紛と反乱が勃発している。牢獄の状況は悪く、司法の独立はなく、気まぐれで逮捕し、長期にわたる公判前の拘留もいまだ問題である。ジャーナリストに対する嫌がらせ、脅迫、逮捕はこの年増加した。政府は、結社、宗教、移動の自由を制限し、政治指導者を投獄した。政府と警察部隊内での汚職は広く行われ、政府はこの問題に立ち向かう努力をほとんどしなかった。女性や宗教的少数派に影響を及ぼした名誉犯罪や差別的な法律など、家庭内暴力と女性虐待など相変わらず深刻な問題であった。広く横行する人身売買と契約、請負、児童就労の搾取は引き続き問題であった。児童虐待、商業的で性的な児童搾取、障害者の差別そして労働者の権利も相変わらず懸念材料であった。 [2b] (序論)

- 7.02 2007 年 4 月 17 日発行のフリーダムハウスー世界の自由 2007、パキスタンのプロフィールでは次のように指摘している：

“2006 年度パキスタンは完全にペルヴェーズ・ムシャラフ陸軍参謀長の指揮を取る軍政府の管理下にとどまった。非宗教の政党やイスラム教徒の政党からの反対にも係わらず、ムシャラフ支持の力は国の政治で幅を利かせている。そしてムシャラフは 2007 年の大統領と議会の選挙で、自分が権力者として確実に存続し続けるように精を出した。完全に独立した律法と司法が存在せず、メディアは当局者の行動と政策を監視するわずかな評議の場の 1 つとして残った。しかし政府はそのような批評にますます苛立ちを示し、頻繁にメディアの人間に嫌がらせをし、恫喝した。他の人権侵害では、“強制消息不明”拷問、女性や宗教少数派に対する広く行われている法的社会的差別が継続して報告されている。強姦に関し、女性に対し最悪ともいえる差別は、今年幾分かの法律改革がなされた。派閥主義者やテロリストの暴力は懸念材料として残り、政府軍とパシュトゥーン部族地域のタリバンやバルチスタン州の分離主義者との戦いは、2006 年には増加し、何百人もの死亡と何千人もの民間人の強制退去を引き起こした。 [19b]

- 7.03 2007 年 1 月に発表のヒューマン・ライツ・ウォッチの報告は次のように述べている：

31 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

“1999 年のクーデターからの在職期間中、ペルヴェーズ・ムシャラフ大統領の軍が後ろ盾をする政府は、急激に悪化する人権状況を正すため、2006 年はほとんど策を講じなかった。継続し気がかりとなっているのは、気まぐれな拘留、正当な法手続きの欠如、虐待、拷問、テロ容疑者と政治的反对者の‘消息不明’、メディアに対する嫌がらせや脅迫、女性や少数派宗教に対する法的差別や虐待である。 [13d]

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

32 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

8. 治安状況

- 8.01 2007 年 11 月 21 日更新のジェーンの監視員国リスク、パキスタン評価は次のように意見を述べている：

“安定性に対する最も急を要する脅威は、種々の反体制活動家グループに対する多くの成功した軍事行動にもかかわらず、過激派や派閥主義者の犯罪的暴力が継続していることである。本来部族地域内であるが、アフガンとの境界での緊張は、パキスタン人のタリバン過激派を捕らえ殺戮する広範囲で高圧的な軍事行動のあと高まった。一方、これらグループの人がますます自爆攻撃を仕掛け、特に軍や保安要員をターゲットとし問題となっている。警察と治安部隊は、ラルマスジド・モスクの襲撃の副産物として一層強まった部族や過激派の暴行を管理しようと、四苦八苦している。その上、継続的なバローチスタンでの低レベル反政府活動は、内部の治安問題を追加した。国外的には、インドが最大の脅威であると考えられるが、徐々に二国間での親交関係が回復し、経済的話し合いが進んでおり、幾分楽観的な見方ができる。米国をなだめることがこの国のもっとも急を要する対外的な問題で、アルカイダ・タリバンを追いかける米国特殊部隊の直接的軍事行動の可能性は、変わらない懸念材料である。 [36j] (要旨)

- 8.02 日付のない、南アジア・テロリズム・ポータルの 2007 年のパキスタン情勢の評価では次のように述べている：

“広範囲の反国家行動家が現在色々な段階の暴力行為に携わっており、領土破壊が広がっている。地図にざっと目を通すと、北西辺境州（NWFP）、国が行政管理する部族地区（FATA）そしてバローチスタンでは広範囲の暴力行為や暴動が目につく。シンディ、パンジャブ、ギルギット - バルチスタンの暴力行為も、これらの地域を治安調査スキュンの対象とした。イスラマバードの命令書遵守は、広い地域でそして多くの問題に関してかなり難しく、あるいは暴力による反対行動もある。ギルギット - バルチスタン、アザド・ジャム&カシミールを含み、現在パキスタンの管理下にある領土の半分以上は、民政の領域を超え軍事力により支配されている。 [61b]

- 8.03 SATP のレポートはさらにこう述べている：

“2007 年も、過激派のイスラム教徒の旗が激しく暴力的に、パキスタン全土で振られたのは明らかである。暴力と混乱の中で、2007 年には少なくとも 1523 人の民間人、597 人の治安部隊員（SF）、1479 人の過激派を含む 3599 人が殺された。全ての郡から過激派とテロリストの暴力が報告されているが、最悪であったのは FATA そしてそれに続く NWFP である。2007 年の死亡者は 3599 人で、前年度の死亡者の倍以上である(1471)。一般人の死者は過激派とテロリストの死者と比べてわずかに高く、これは 2003 年以来続いている傾向である。2007 年 7 月 11 日のイスラマバードでのラル・マスジドでの軍の攻撃以来、テロリストの暴行は著しく増加している。事実 2007 年の前半（1 月から 6 月）

33 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

は 2006 年の同じ時期よりわずかに少なく、2006 年の 984 人に対し 2007 年の死者は 869 人あった。（実際の死亡者数は少なく報告されていると、報告書は付け加えている。） [61b]

- 8.04 2008 年 1 月 2 日更新のアラートネットは、パキスタンの北西部と南西部－FATA の南北ワジリスタンとバローチスタンの部族地域－での過激派と軍の紛争に関するパキスタンの暴力行為の評価－‘暴行がパキスタンの西部境界を苦しめる’で、次のように述べている：

“加えて、2007 年に国の政治的危機が深刻化するにつれ、国中で軍隊や他を対象とする自爆テロが増えた。そしてイスラム教徒の暴行はワジリスタンから北西に広がっているようである。そこでは政府の管理が行き届かず、タリバン派の武力が勢力を保っている。パキスタンの軍支配者、ペルヴェーズ・ムシャラフ大統領が 2007 年 11 月に非常事態宣言を発令したとき、彼は過激派による暴行が増加していることがこの移行への大きな理由だと言った。憲法を一時停止し、過激派に対する戦いに司法は妨害を行ったと言い、大半の判事を停職にし、法律家を閉じ込めた。 [17b]

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

34 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

9. 治安部隊

警察

9.01 2006 年の USSD 報告は次のように述べている。“警察は主に国内の治安に対する責任がある。2005 年 7 月発布の警察規則（第 2 回改定）条例に基づき、警察の管理は、ナジムとして知られる地方の選ばれた最高責任者の権限となっている。**[2b] (1d 項)** 2007 年 5 月 31 日更新のジェーンの監視員国リスク、パキスタン評価では、国には 20 万人 (2005 年推測) の警察官がいたと述べている。

[36k]

9.02 ジェーンの報告でさらにこう述べている：

“パキスタンの 4 つの郡の警察は、国の治安に関してのみ連邦政府からの命令を受ける独立した存在である。大都市圏は、郡命令の範囲にある別個の警察を持つ。（北西辺境州の連邦政府管理の部族地域には警察はない。）各部隊は、特定の郡部での警察活動を監視するのが任務である、観察長官が長となっている。監視長官は直接に中央の内務省に対して責任を持つが、長官以下の階級のものとは全て郡の官庁に報告をする。地方の監督は、その上司の命令を日々遂行させる中心人物となる。**[36k]**

9.03 2006 年の USSD 報告では、警察の組織と監督について次のように付け加えている：

“2005 年 7 月ムシャラフ大統領は警察規則を再発行し 2002 年の警察規則を改定した。これにより、警察の監督責任を郡から地方に移し、地域レベルの最高責任者を主監督とした。この規則は、2002 年来麻痺していた地方の監督機関を即刻設置するように求めた。パンジャブ州と NWFP（北西辺境州）では公の安全委員会が発足し、機能した。バローチスタン州とシンド州での同様の委員会は、それほどには発達しなかった。政府はこれらの改革により、警察がより地域社会に敏感になるであろうと言った。反対派は警察が政治に関わるようになると抗議した。**[2b] (Section 1d)**

9.04 ジェーンの報告はさらにこう加えている：

“パキスタンの警察は、国民にとって友人でも身を守ってくれる人であるとも考えられていない。警察のもつ文化は、奉仕よりむしろ威嚇であるので、彼らは一般に不信感を持たれ恐れられている・・・地方の有力な地主や町の‘影響力のある人々’の誤魔化しに従っていることに加え、警察は政治に関わるようになった。**[sic]** 汚職が蔓延している。調査手順はたいいてい残忍で、自白を得られるまでは往々に容疑者を拷問にかけた。群集管理と騒乱防止の技術は未発達である。そのような場合には警察は一先に金属を付けた 1.5 メートルの竹の杖

35 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

一木ずりを情け容赦なく用いる。ライフルを携帯するが、警察の任務の他のほとんどの領域と変わらず、武器の扱いの訓練はない。 [36k]

9.05 2006 年の USSD 報告は次のように述べている：

“警察内の汚職は蔓延していた。警察は真実の苦情の申し立て手続きに費用請求をし、うその苦情申し立てにはお金を受け取った。容疑を逃れるために賄賂をするのは普通のことであった。人々は、自分の対抗者に恥をかかせ、自分の個人的憎しみの仕返しをするために警察に金を払った。汚職は警察署 SHO（警察署の警官）の間でもっとも顕著であり、中には身代金を求めるために逮捕をし、違法に収入を増やすために認可されていない署を開設したとも伝えられている。

9.05 警察の効果について、2006 年 USSD 報告は次のように述べている：

“警察の効果は、まずまず良い状態から、完全に効果がない程度まで地域ごとに大きく異なる。警官の何人かは、多数の深刻な人権侵害を犯した。侵害に対し、罰則を講じないことで、刑事免責の雰囲気を生み出した。警察と刑務所職員は頻繁に虐待をほのめかし、囚人や家族から金をゆすり取った。観察長官、地方警察官、地方ナジム、郡の内政と州首長、連邦政府の内政と州首長または裁判所が、虐待の内部調査を命じ、管理制裁措置を命じることができる。行政機関と警察役人は刑事告訴を薦め、裁判所は刑事告訴を命令できる。しかしこの機構は、めったに使われることはない。警察はたいてい、宗教少数派、特にキリスト教、アフマディー教団、シーア派を社会的攻撃から守らない。パンジヤブ郡政府は、技術的技能と人権両面で定期的な訓練を始め、全レベルでの警察の再訓練を開始した。” [2b] (1d 項)

(12 章：気まぐれな逮捕、参照)

9.06 出版物‘フリーダムハウスー世界のフリーダム 2007’では次のように述べている：

“事例報告からみて、警察は習慣的に犯罪に加担している。普通の状況で過度の力を用い、気まぐれに逮捕し、市民を拘留し、衆人やその家族から金を脅し取り、虚偽の訴えの手続きに金を受け取り、女の拘留者や囚人を強姦し、司法権外の殺人をし、（往々に自白を引き出すために）拘留者を拷問する。ヒューマン・ライツ・ウォッチや地方の NGO によれば、軍の権力により、政治的反对者、元政府役人、そして社会体系の批判家は、特に気まぐれに捕らわれ、拉致され、拷問され、正当な基本権を無視されている。苦情の原因を改め、虐待を監視し、調査するように権限を受けた国家人権委員会の進歩は、この 1 年間遅いものであった。” [19b]

9.07 2006 年 USSD の報告は次のように付け加えている：

36 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

“2005 年当局は、強姦を含む親権乱用の訴えに答えるため、全員女性職員の特別な女性用警察署を設置した。政府の女性の地位に関する国家委員会は、たいていは資金不足のため、その署が効果的には機能しなかったと述べている。裁判所の命令と規則は、女の容疑者と男の警官が関わることを禁止しているが、一般の署では頻繁に男の警官が女を拘留し尋問した。” [2b] (1c 項)

目次に戻る
出典リストへ

気まぐれな逮捕と拘留

- 9.08 2006 年の USSD 報告は、警察が頻繁に一次情報要求書 (FIR) を発行したと述べている。

“・・・原告が賄賂を払えないなら、嫌がらせや侮辱の証拠を立証することなく、また適切な証拠が提供された場合には発表しなかった。警察は習慣的に、審査拘留のために治安判事の許可を求めずに、裁判所が異議を申し立てるまで、告訴せず拘留者の拘束をした。外部との連絡を立たれた拘留があった(1.c.項参照)。要求があれば治安判事はその必要を鑑みることなく、審査拘留を認めた。証拠不十分な場合には、警察と治安判事は結託し、新しい FIR の発行で決められた 14 日を超え拘留を続けた。 [2b] (1d 項)

- 9.09 同じ報告でまたこう述べている。“警察は時に、釈放する金を得るために、容疑なく、または虚偽の容疑で気まぐれに人を拘留した。何人かの女は気まぐれに拘留を続けられ、性的な虐待を受けた(1.c. と 5 項を参照)。警察はまた手配の犯罪者の親族を拘留し、無理やり容疑者に自首させようとした(1.f.項参照)。” [2b] (1d 項)

- 9.10 アムネスティ・インターナショナルの 2006 年、パキスタンの 2005 年度に関する年次報告では次のように述べている：

“何十人という容疑者、パキスタン人を始め、外国人男女子供が、テロ活動やアルカイダとの接触の容疑で気まぐれに捉えられた。明らかに法的な手続きなく、何人かは拘留中に‘消息不明となり’何人かはアメリカに身柄を移された。バローチスタン州の状況を調査した非政府団体、パキスタンのヒューマン・ライツ委員会は、気まぐれな逮捕と拘留、司法権外の処刑、拷問、‘消息不明’が治安部隊や情報局により行われている証拠を見つけた。” [4a]

(12 項：気まぐれな逮捕と拘留－法的権利参照)

拷問

- 9.11 2005 年 4 月 27 日発行のヒューマン・ライツ・ウォッチによる世界の拷問に関する報告では次のように述べている：

37 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

“拷問は民間の法執行機関、軍の人間、諜報機関により、習慣的にパキスタンでは行われている。警察による拷問行為は、犯罪調査の間の自白を得るためであることが多いが、軍による拷問は犠牲者を脅し、政治的立場や忠誠を変えさせ、少なくとも軍の権力に対し批判的になるのを止めさせるためである。往々に容疑者は血が出るまでムチで打たれ、痛みを伴う姿勢でいるように強いられる。2004 年 7 月のヒューマン・ライツ・ウォッチは、民兵組織による殺人や拷問の供述書も含み、パンジャブでの農民一家の虐待の事件に焦点をあてて報告している。” [13c] (p5)

9.12 USSD 報告 2006 は次のように述べている：

“法律は拷問や他の残忍で非人間的で体面を傷つける行為を禁じているが、治安部隊は人々を拷問にかけ虐待した。反テロ法の規則では、警察は自白を得るためこの規則を使わなかったが、特別な法廷では自白の強要は許容される。国中の治安部隊の人々は、拘留中の人をひどく虐待する。人権団体は、その方法には鞭打ち、タバコの火による火傷、足の裏の鞭打ち、長時間にわたる隔離、電気ショック、食事と睡眠を与えない、逆さ吊り、電気ショックの利用、そして足かせでの股裂きなどを報告した。治安部隊の人間は、尋問の間女子供を強姦したとされる。”

“この年 NGO（非政府組織）、人権と法的援助の法律家は 1513 件の拷問であるとみなした事件を記録した。NGO のアジア人権委員会は、この年約 1319 の拷問があったと報告した。5 月に NGO は 1250 以上の事件が過去 16 ヶ月にあり、そのほとんどがパンジャブとシンディであったと伝えた。パンジャブ州では 743 件、シンド州では 503 件、バローチスタン州では 8 件、NWFP では 43 件、イスラマバードでは 23 件であった。” [2b] (1c 項)

9.13 USSD 国際宗教の自由報告 2007 (USSD IRF 2007 報告) では次のように述べている。“警察は日常的に拘留中のものを拷問し虐待し、時には司法外での殺人にも関わった。宗教少数派の人間が犠牲者であった場合には、宗教が要因であったのかを確かめることはたいてい不可能であった。しかしキリスト教とアフマディー教団の地域社会では、自分たちのメンバーはより虐待を受けやすいと訴えた。イスラム教徒ではない囚人は一般に、イスラム教徒より悪い施設に入れられた。” [2f] (II 項)

9.14 2006 年 9 月に発表され、アザド・カシミールの状況を報告する HRW の報告、“このような友人と共に・・・” では次のように述べている：

“ヒューマン・ライツ・ウォッチや他のものは、パキスタン当局により日常的に、一般的な犯罪や政治的反对者とされるものに対し拷問が行われていることを長期にわたり報告をしてきた。政治的な動機による拷問は、たいてい政府に批判的な政治家、政治活動家、ジャーナリストに自らの意見を変え、少なくとも黙らせるために利用された。パキスタンの軍とその諜報機関により行われた拷問を文書にするのは、とりわけアザド・カシミールでは難しい。しかしアザド・カシミールでも、国の他の地域で記録されるパキスタン当局によりなされ

38 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

る種々の拷問や虐待は、例外ではない。民間の法執行機関と軍とその諜報機関は罰せられることなく、拷問や虐待を行う。ヒューマン・ライツ・ウォッチが記録する政治的動機のほとんどの拷問には ISI や、軍のために働く警察が関与している。” [13f] (拷問と他の虐待の形態)

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

司法外での殺人

9.15 2006 年 USSD 報告は次のように述べている：

“治安部隊は、犯罪や政治団体と関連する人々を、突発事故を装いまた拘留中に虐待をし、司法外で殺人を犯した。2006 年 7 月に人権監視員は、少なくとも 37 の突発的な殺人と 79 人の警察拘留中の殺人を確認している。警察はこれらの多くの死は容疑者が逃亡しようとし、逮捕を拒み、自殺をしようとして起こったのだと述べた。しかし家族と報道機関は、これらの多くが計画されたものであったと報告した。政府は往々に警官を司法外の殺人で調べたが、一貫した統制を取って起訴することができず、裁判も長期的にわたり遅延し、刑事免責の文化を助長した。” [2b] (Section 1a)

武装

9.16 2007 年 12 月 28 日更新のジェーンの監視員国リスク、パキスタンの武装評価は次のように意見を述べている：軍は武装兵 500,000 人、さらに 500,000 人の予備兵、25,000 人の海兵と 45,000 人の空軍兵で成り立つ。さらに約 260,000 人の民兵がおり、それには、国民軍、パキスタン監視員、フロンティア軍、バローチスタン軍が含まれる。同じ情報源はまた、約 40,000 の部隊が同数のフロンティア軍に加わり、連邦政府の行政管理する部族地域と北西辺境州にベースを置き、そこでの騒乱に対応していると述べている。80,000 万の部隊はアフガニスタンの境界に沿って配置につき、反乱者を阻止している。2007 年 1 月時点で、武装兵全体で 800 人のタリバンとアルカイダ工作員を殺した。[36f]

9.17 2006 年 USSD 報告では次のように述べている。“監視員、フロンティア警察隊、イスラマバード首都テリトリ警察のような民兵は内務省の管轄となる。これらの軍が法によって力を貸し、作戦を行う場合には郡政府がこれらを管理する。ある宗教的な祝日の間、情報焦点地域では、政府は治安を保つために常備軍を配置した。” [2b] (1d 項)

9.18 エコノミスト・インテリジェンス・ユニットの 2007 年 9 月 21 日更新の主報告、パキスタン国プロフィールでは次のように述べている：

“今なお軍はパキスタンの最高の政治的調停人であるが、徐々に主流を経済活動にシフトし、国で最も腐敗の少ない組織との評判に曇りを見せている。文民政治と同じくらい長く国を治めており、最近 4 度の選ばれた行政部—1990 年

39 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

と 1996 年のブット氏、1993 年と 1999 年のシャリフ氏の早期解任の立役者であった。全て自己の力を、軍を犠牲にすることで増そうとして、その代価を払ったのだ。2001 年 8 月と 2005 年 8 月に、ムシャラフ参謀長の政権は、前任者により手を汚されておらず、軍の政治的アジェンダを支援するような、新しいタイプの文民政治家を代表する役人（ナジム）を選ぶために、無党派の地域選挙を行った。概してムシャラフ参謀長は、この目標を達成した。新しい体系の下、ナジムは、ムシャラフ参謀長が指名した、郡の知事が指名する地域の調整役人に従い行動する。しかし力と資源の割合に関して、ナジムと議会の郡メンバーとの間で緊張が生じた。後者は政治家を支援する自分たちの力は小さくなった、よって選挙区での影響力が弱まっていると訴えている。” [75b]

(気まぐれな逮捕と拘留に対する更なる情報は 12 項：司法、小区分、気まぐれな逮捕と拘留—法的権利と小区分、軍事法廷と軍法；拷問、司法外での殺人と気まぐれな逮捕、上記、警察の小区分を参照)

目次に戻る
出典リストへ

政府の他の勢力

諜報機関

9.19 2007 年 5 月 31 日のジェーンの報告ではこう述べている：

“パキスタンの主たる 3 つの諜報機関はパキスタン軍の諜報機関 (ISI)、諜報局 (IB) そして軍情報部 (MI) である。これら 3 つの全てが表向きはパキスタンの国家治安を守るために存在するが、互いに不信感を持ち、機関同士の緊張により、この包括的な目標は往々に失われている。MI と ISI は主に軍に関する事柄を扱い、IB は内政問題に焦点を置いている。さらにテロ対策用の特別監視グループ組織が、合衆国により人員の訓練を受け、結成されている。” [36k] (国防：治安と外国の勢力)

9.20 ジェーンの報告ではさらに、諜報局総局の主たる責任は“パキスタンにおける外国の関心（特に外交官）、海外で働くパキスタン人、反体制の政治活動家、そして国を動揺させようとする表向きは事業体を名乗るものをこっそり監視する；パキスタン全土の諜報支援の調和；軍に関する国内外の諜報の照合；秘密裏の攻撃的行動に取り組むことであった。”そしてまた、“ISI のカシミール過激派グループやタリバン政権とのリンクを取り除こうとのムシャラフ大統領の意欲にもかかわらず、これらの運動につながりを持つ人が残るいくつかの要素はあるであろう、と付け加えている。その影響の度合いは測れない。” [36k] (国防：治安と外国の勢力)

40 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

(気まぐれな逮捕と拘留に対する更なる情報は 12 項：司法、小区分、気まぐれな逮捕と拘留－法的権利と小区分、軍事法廷と軍法；拷問、司法外での殺人と気まぐれな逮捕、上記、警察の小区分を参照)

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

41 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

10. 兵役

10.01 パキスタンの少年兵グローバル・レポートは次のように述べている：

“パキスタンの 1970 年の兵役義務規則は兵役義務を規定している。将校とジャワン（兵隊）は 17 歳から 23 歳の間に募集され、実践に参加するまで少なくとも 1 年の訓練を受けなければならない。例えば信号や看護など技術的な任務のものは、16 歳から 23 歳の間に募集される。1952 年のパキスタン軍事法は非常事態には強制的な軍役が導入されることを許しているが、この規則は使われたことはない。政府の武装軍で任務する 18 歳未満の人の数の統計はない。士官候補生の大学の多くは、10 歳からの入学を認めている。政府は、学問的な追求を意図し、軍事的演習は提供していないと言っている。生徒たちは軍のメンバーとは考えられておらず、学業が終わって 18 歳に達してから軍に入るかどうかを決めることができる。パキスタンの高等軍事専門学校に入学できる最少年齢は不明であった。 [16] (p1)

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

42 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

11. 司法

組織

11.01 2008 年 1 月 24 日更新の 2007 年 CIA 世界のファクトブックでは、パキスタンの“法体系は英国のコモンローに基づき、規定によりパキスタンをイスラム教徒の国家とし、条件付で全員参加の ICJ 司法を受け入れている”と述べている。
[34]

11.02 2007 年 5 月に更新のパキスタンの USSD 背景ノートは、次のように述べている：

“司法体系は、最高裁、郡の高裁、そして連邦政府のイスラム（またはシャーリー）の法廷でなっている。最高裁はパキスタンの最も高位な裁判所である。大統領が裁判長を指名し、彼らが共に他の司法者の指名をする。各州は高裁を持ち、最高裁の裁判長と州の裁判長が相談の後、大統領がその裁判官を指名する。司法は、大統領の決定に反する命令を出すことは一切禁止されている。連邦政府のシャーリー法廷はシャーリア、つまりイスラムの法に関わる事件を主に扱う。1991 年に制定された法律は、シャーリアに法的な身分を与えている。シャーリアはその地域の法律であると宣言されたが、既存の法的規範に取って代わることはなかった。 [2g]

11.03 パキスタン政府のウェブサイト (2008 年 1 月 18 日にアクセス)によれば、パキスタンの司法体系は最高裁、各州の高裁、そして連邦政府のシャーリーの法廷（全て憲法に基づき設置された）で成っている。また同じ情報は、最高裁は司法の“頂点”であり、

“・・・パキスタンの他のいかなる裁判所をも除外できる程度まで、連邦政府との、州政府とのあるいは複数の州政府間の紛争において、断定的判決を言わす司法権がある・・・もし最高裁が、パキスタンの憲法により確実とされる基本的権利の施行に照らし合わせ、公共的に重要な問題であると考えれば、基本的権利を施行するように適切な命令を行う権限を持つ。最高裁は、高裁、連邦政府のシャリアット法廷、控訴裁判所を通過した判決、命令、最終命令、または処罰を、尋問し、判決する司法権を持つ。”とも伝えた。最高裁の決定は基本的に拘束力があり、他の全ての法廷の法律である、とも付け加えた。[29c]

(司法)

11.04 州レベルではまた“州判事の法廷”と“民間判事の法廷”があり、共に民間の事件を扱っている。刑事事件は、“刑事裁判所”と“治安判事法廷”で扱われる。刑事裁判所は死刑やフドゥード法によるものを扱う。政府のウェブサイトでは“刑事裁判所を通過した判決に対する上告は高裁で扱い、治安判事法廷を通過した判決に対しては、判決が 4 年以下の場合には刑事裁判所、それ以上は高裁に行く。” [29c]

43 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

- 11.05 同じ情報源はさらに、次のような事件を含む特定の事件を扱う特殊な特別法廷と裁定機関があると述べている：

“銀行の違反行為を裁く特別法廷の裁判；銀行ローンを回復する特別法廷；関税法の特別法廷；特別交通法廷；特別審判汚職対策法廷；商業法廷；麻薬法廷；労働法廷；保険控訴法廷；所得税控訴法廷；公務裁判所。特別法廷からの上訴は、労働法廷と特別交通法廷を除き、高裁に行く。この 2 つは、別の法廷地に上告する。裁決機関はパキスタンの最高裁に続き・・・正義を行う上で非常に長期化し、訴訟をするには膨大な費用がかかるという過去の問題を克服する手段が取られている。”

- 11.06 同じ政府のウェブサイトは、裁判の間の保釈と遅延について、さらに述べている：

“1998 年に刑事訴訟の法典は、もし犯罪が死刑で罰せられるものではなくればその拘留が連続 1 年以上に及ぶ場合、もし犯罪が死刑で罰せられるものであればその拘留が連続 2 年以上に及ぶ場合、裁判中の囚人を保釈する自動的譲歩を許可するために改定された。また刑事裁判所には、被告が裁判中の囚人として裁定のため拘留され過ごした期間を、責任を持って考慮するようにさせた。刑事犯罪の場合には、連邦政府のシャリアット法廷に陳情書を提出するのには費用はかからない。民事の場合の裁判費用、最高額 25000 ルピーは廃止された。” [29c]

- 11.07 政府の情報源はさらに、オンブズマンは法廷を監視していると述べている。オンブズマン（ワファキ・モータシブ？）は：

“・・・はパキスタンの大統領により任命され、4 年間在職する。いかなる場合にも、在職期間の延長を求められず、再度指名されることもない。在職が保証され、違法行為や身体的精神的に遂行不可能とならない限り、職からはずされることはない。このような事さえも、希望すれば、最高裁の法務協議会で決定される。さらにこの任務は、党派に属さず、政治的でもない・・・ワファキ・モータシブ？の最大の目的は、連邦政府機関や連邦機関が、悪政を通して人々に行っていたいかなる不正をも分析し、調査し、是正し、改正することである。この任務の最大の目標は、行政責任を遂行する体制を制度化することである。” [29c]

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

シャリアット法廷 (イスラムの法律)

- 11.08 2007 年 3 月 6 日に発行の 2006 年合衆国国務省報告(USSD 2006)は次のように述べている：

44 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

“連邦政府のシャリアット法廷は、2 年以上の刑の場合に全てのフドゥード法廷の事件が最初に上訴する法廷である。しかし最高裁は、州の高裁がフドゥードの事件の上訴を審問すると決定すれば、連邦政府のシャリアット法廷は州の高裁の決定をたとえ誤りであっても、見直す権限はないと決定した。最高裁のシャリーアの法廷は、連邦政府のシャリアット法廷の事件で上訴できる最終法廷である。2005 年の決定で、最高裁には自らの権利で、シャリーアの法廷を迂回し、そのような上訴の事件で司法を遂行するとことを許した。連邦政府のシャリアット法廷では、イスラム教義により判決の一貫性が失われ、法律を覆すかもしれないが、そのような事件は最高裁のシャリーア法廷で上告され、最終的には最高裁での審問となる。 [2b] (1e 項)

11.09 2007 年 9 月 14 日に発表された 2007 年度の米合衆国国務省、パキスタンにおける国際宗教の自由、(2007 年 USSD 報告) は、次のように述べている：

“司法のシステムには幾つかの異なった法廷システムがあり、民事、刑事、イスラム法の法律学で、重複部分や時には互いに競合する司法権がある。連邦政府のシャリーアの法廷と最高裁のシャリーア法廷は、フドゥード法での特定刑事裁判の上訴法廷である。これらの法廷の判事と弁護士はイスラム教徒でなければならない。連邦政府のシャリーアの法廷は、イスラムの教義で矛盾すると判断された法律を覆することができる。2005 年 3 月、シャリーアの上訴法廷の権威に対する打撃となる事件があった。連邦政府のシャリーアの法廷が最初の上訴司法権をもつことがあったとしても、連邦政府のシャリーアの法廷は州の高裁の判決を見直す司法権はないと裁定して、ムカタラン・マイの強姦事件で、最高裁判長は執行の延期命令を出したのである。 [2f] (II 項)

(下記、フドゥード法とキサス・ディヤット法の小区分参照)

反テロ法と法廷

11.10 2006 年 USSD 報告は次のように述べている：

“反テロ法により政府は特別な合理化された法廷を、凶悪犯罪、テロ活動、宗教的な憎しみを助長する、そして国家に対する犯罪を審理するために利用できる。これら法廷に持ち込まれた事件は、7 作業日以内に判決されねばならないが、判事が必要とすれば日数を延長することができる。通常の手順では、高裁と最高裁がこれらの法廷からの上訴を審理する。人権活動家はこの優先的な並列システムを、政治的操作を受けやすいと批判した。” [2b] (1e 項)

11.11 2006 年 USSD 2006 報告はこう述べている。“反テロ法廷は、容疑者が有罪であると信ずる程度の確証があれば、保釈を許可しない。治安部隊は法廷には関係なくテロ容疑者の活動を制限し、資産を差し押さえ、告訴なく最高 1 年まで拘留してもよい。” [2b] (1d 項) フリーダムハウス、世界のフリーダム 2007 年では、“反テロ法廷のような他の司法システムは、正当な法の手続きの権利が限定されたまま機能している”と述べた。 [19b]

45 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

11.12 2004 年 1 月 11 日付のニュース・インターナショナルは次のように述べている：

“反テロ法を厳しくし、内閣は土曜日（2004 年 1 月 10 日）に、テロに資金援助をすることは保釈が認められない犯罪で、最短 4 年最長 10 年の実刑となると宣言した。ザファルラ・ジャマリ首相が委員長となった内閣の会議で、国連安全保障理事会決議の 1997 年反テロ法の改定を認めた。‘テロへの資金援助に関わる個人や団体は、その法の 11 項（N）に示す、当初の 6 ヶ月から 5 年の代わりに、厳しい実刑をもって 4 年から 10 年の刑期で罰する。シーク・ラシド・アーメド情報相は会議の後レポーターに、‘テロに資金援助をするのは保釈が認められない犯罪で、そのような資金援助のルートとなりうる全ての団体や施設は、銀行口座を開設し、従業員、顧客の情報を管理しなければならない。そうしない場合は、罰金と免許剥奪となる’と話した。” [44] (p1)

国家責任局 (NAB)

11.13 2006 年フリーダムハウス、パキスタンに対する報告で、“1999 年 11 月の法律は国家責任局に、逮捕、調査、起訴に対する広い権限を与え、汚職に対しては特別法廷を開設した。” [19a]

11.14 2007 年 4 月 16 日にアクセスの NAB ウェブサイトのホームページでは次のように述べている：

“国家責任局はパキスタンの反汚職組織の頂点である。認識、防止、施行の全体的な取り組みを通して汚職をなくす責任を持つ。国家責任法 1999 に基づき運営され、その本部はイスラマバードにある。4 つの地方事務所が州の中心都市にあり、ラワルピンディに 1 つある。国家責任法（NAO）に該当する全ての犯罪を審理する。” [26] (p1)

11.15 2007 年 4 月 16 日アクセスのホームページに表示の NAB 組織チャートによると、NAB はパンジャブ州、シンド州、北西辺境州、バローチスタン州そしてラワルピンディで運営され、起訴部門（PGA 部門）、調査監視部門（IM 部門）、金融犯罪調査部門（FCI 部門）、海外運営下部組織（OS 下部組織）そして管理部門をもつ。[26] (p4)

11.16 2006 年の USSD 報告では次のように述べている：

“NAB が取り上げた事件あるいは反テロ裁判所に持ち込まれた事件には、特別な規則が当てはまる。“NAB の容疑者は 15 日間起訴されずに拘留でき（裁判官の同意で更新できる）、告訴の前に弁護士と接触することは許されていない・・・責任法廷は保釈を認めないことがある；NAB 委員長は拘留者を釈放するかしないか、またいつするかを決める全権限がある。 [2b] (1d 項)・・・NAB が提起した富める債務者による政府ローンの債務不履行を含み、特別責任法定は汚職事件を扱う。（2006 年 USSD 報告参照）NAB は純粋な倒産や小額の債

46 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

務不履行を目標にするものではない。責任法廷は 30 日以内に審理をすることとなっている。” [2b] (1e 項)

[目次に戻る](#)
[出展リストへ](#)

軍法廷と陸軍法

11.17 2007 年 1 月 19 日発表の HRW のレポート‘法律厳守の崩壊’：パキスタンの弁護士と判事の取締りは、次のように述べている：

“民政に戻った後も、軍の力を制度化する一環として、2007 年 11 月 10 日にムシャラフは 1952 年の陸軍法を改定し、以前は国の民間の司法範囲であった広範囲の犯罪を軍が審理できるようにした。これらには以下の処罰対象の犯罪が含まれる：

- 1908 年爆発物法；
- 1952 年パキスタン治安法の詐欺行為；
- 1965 年パキスタン武器法；1974 年反国家活動防止法；
- 1997 年反テロ法；
- パキスタン刑法の幾つかの項 “

改定の陸軍法の下、国家反逆、暴動、そして‘大衆に悪を行わせることにつながるような発言をする’と言ったそれほど特定できないような犯罪に対しても一般人は軍事裁判所で審理を受ける。[13g]

11.18 同じ報告書はさらに、

“・・・改定の法に基づく特別軍事法廷での一般人の審理は公開ではなく、取調べは軍の役人が行い、民間裁判に記述される規則と憲法による証拠と手順、手続きの規則は該当しない。パキスタンの治安部隊は長期にわたり深刻な虐待に対して刑事免責されてきたが、陸軍法の改定でこの問題を悪化させる。まず民間人に、軍事法廷で取調べを受けさせることで、軍による虐待犠牲者の家族はさらに前に出ようとはしなくなる。第 2 に陸軍法の改定で、最近には責任を負っていた多くの不法な拘留を、2003 年にさかのぼって軍が合法であると主張してしまうことである。ムシャラフが最高裁判事たちを解任し、最高裁の支配をするようになるまでに、最高裁は約 400 の“消息不明”事件を調査していた。これらの事件の幾つかはテロの容疑者であるけれども、多くは政府の政治的反対派に関するものであった。最高裁裁判長チョードリーは公に、これはパキスタンの諜報機関が不法にテロ容疑者や他の反対者を拘留していた明白な証拠であると述べ、繰り返し当局にそのような人間を自由にする、あるいは法的なシステムで手続きをするようにと訴えた。最高裁からの圧力で、多くの“消息不明者”が自由となったが、自分たちの経験を公にすればまた逮捕するなどと脅した。” [13g] (非常事態の法律の改定)

47 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

- 11.19 2007 年 11 月 12 日付の開かれた民主主義という表題にある‘パキスタンの多面的危機’の記事では陸軍法の改定を次のように述べている：

“・・・政治的領域で非難されていた軍法会議の民間人が、その理由を説明するのを可能にする。一方役人は、現在の刑法ではテロの自白を得にくいと指摘し、この改定を擁護したが、批評家たちは（たくさんほかにもあるが）民間人は今後大衆に悪を行わせることに繋がるような発言をしたとの理由で、軍の法廷に立たされることになる。この規則は非常に広範囲な解釈が可能であるから、何千人もの法律家、政治的活動家、人権法後のボランティアの全てが、この法で審理されうる。” [78]

連邦政府行政管理の部族地域

- 11.20 2006 年 USSD 報告は次のように述べている：

“FATA は別の司法制度、フロンティア犯罪規則を持ち、それは集合責任の教義を認めている。権力者は自首や同族による処罰を待ち、逃亡犯の村の仲間を拘留し、その村を封鎖する権限を与えられている。部族リーダーは FATA で正義を全うする責任がある。イスラム法と部族の習慣により審理をする。被告には法的代理人、保釈、また上訴の権利はない。通常の罰則は罰金である。部族機関に出向いている連邦政府の公務員は訴訟を監督し、最高 14 年の実刑を課すことができる。” [2b] (1e 項)

部族司法制度

- 11.21 2007 年 5 月発表の、児童権利擁護協会（SPARC）は、パキスタンの子供の状態をつきのように報告している：

“ジルガは村レベルでの問題、紛争、対抗を解決する古い習慣である。しかし時と共に、小さな犯罪を解決するように意図された非公式な地域社会、ジルガ、あるいは部族の年寄りたちの協議会は、有力者の関心を擁護するパキスタンの強力な力となることが許されてきた。この全員男の集団は往々に女に付随する問題―女は意見を求められることは全くない―で招集される。同じ情報源はまた、シンド州高裁によりジルガが廃止されたにもかかわらず、2006 年の間に 150 以上のもジルガがシンディで開かれた。ジルガは領主のみならず、議会と郡のメンバー、郡の法律が主導する。これは紛れもなくジルガによる判決に権威を増し、ジルガで罰せられる人の悲惨さを増す。ジルガ制度は部族地域を始め、パキスタンの全ての郡で普及している。” [71] (196-7 ページ)

- 11.22 さらに同じ情報源は次のように述べている：

“2004 年 4 月 24 日、シンディ高裁（SHC）は郡でジルガを開くことを禁じた。政府の役人たちは主首長から組合協議会ナジムまでこれらの会議に継続して参加した。花を添えたのは秘密裏に日付をごまかした法令‘シンド州の紛争の友好的解決法を起草するシンド州政府の信じられない措置であり、明らかに

48 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

SHC の判決を無効にするものである。この法令は人権団体により公の注目するところとなり、貧しいものと女への暴力と差別に対し、過去同様に慣行化を助長する並列司法制度と頭から非難された。’ ” [71] (196-7 ページ)

11.23 2006 年 USSD 報告は次のように述べている：

“シンド州とパンジャブ州の領主そしてパシュトゥーンとバロク地域の部族のリーダーは、発行された法制度を無視し、時にはジルガ（地方の審議会）を継続して開いた。このようなジルガは、特にそれが普及している田舎の地域では、抗争を治め、悪行を見抜かれたものに罰金、投獄、また死刑さえもありうる部族の罰を課した。パシュトゥーンの地区ではこのようなジルガは、パシュトゥーン部族法典の大要に基づき行われた。この法典では、男、彼の家族、そして彼の部族は確実またはそう考えられる悪事に対して名誉を回復するため、報復が義務付けられている。往々にこれらの紛争は女、土地に対して持ち上がり、暴力行為を引き起こした。部族民の地域での多くの家族抗争の和解には、特に殺人事件に関しては、被告の娘を結婚により遺族に差し出すことがあった。” [2b] (1e 項)

11.24 2006 年 2 月発行の、パキスタンの人権委員会報告 ‘005 年度の人権の状態’ では次のように述べている：

“選ばれた代表者、力のある政治家、行政官、聖職者そして社会の他の有力者たちはジルガ制度を、特に辺境州やシンド州ですすめようとし続けた。辺境州ではジルガの機能は、郡当局の懸念材料となる政治的経済的な事柄までも扱うように拡大した。一方シンド州では、高裁はジルガ制度が権力ある管理人自身による著しい違法であると判決した。両州でジルガへの依存度が増したことで、重要な社会要素が、司法制度だけではなく他の国家組織からもますます遠くなっていることを明らかにした。” [27d] (p58)

目次に戻る
 出展リストへ

独立と公正な裁判

11.25 2006 年 USSD 報告は司法の独立に関して次のように述べている：

“法律は司法の独立を規定するが、実際には司法は全ての段階で行政機関の影響を受けている。政治と無関係な場合には、高裁と最高裁は一般に信頼できると考えられた。下級裁判所は腐敗し、非効率的で、宗教や政界の大物の圧に屈したままであった。裁判官の昇進が政治と関係していることで、裁判制度に対する政府の管理力が増大した。裁判官席が空席のままで、裁判手続きが非効率的で、裁判や上訴について非常な未処理が発生した。AHRC によれば、15000 件以上が最高裁で保留であった。一般の事件で最低 5、6 年を要し、上訴となれば 20 年から 25 年もかかることがある。 [2b] (1e 項)

49 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

- 11.26 同じ情報源は次のようにも言っている。“民事、刑事そして家庭裁判制度では公開裁判、無罪推定、弁護士による反対尋問そして判決の上訴を規定している。陪審の裁判はない。判事の数が限定され、事件の未処理が多く、長々とした法廷の手続きがあり、政治的圧力で事件が片付くにはたいてい何年もかかった。被告人は何度も法廷に出向かねばならなかった。弁護士が変わると事件は最初からやり直される。” [2b] (1e 項)
- 11.27 フリーダムハウス世界の自由 2007、パキスタンについてでは次のように述べている：
- “下級裁判所は固有の腐敗に悩まされた：地方の役人、有力者そしてイスラム教の過激主義者による脅迫；膨大な未処理事件と長々とした裁判前の拘留である。2000 年 1 月軍事政権 は、ムシャラムが発行した暫定的憲法秩序を、全ての上級判事に支持すると宣誓するように命じたとき、独立に関して最高裁の評判を貶めた。このとき裁判長や多くの他の判事が拒否し、職は他のものと入れ替わった。それ以降、裁判所は軍支配の合法性に対する異議申し立てを拒否してきた。独立の判事を除き重要な位置を政治的同盟者で埋めるために指名制度を用い、政府に有利な判決を下したものに褒章を与えることで、行政官は司法に対する影響力を増したと 2004 年 11 月に ICG が報告し、注目が集まった。しかし特に最高裁は、時に独立の火花を見せることもある。” [19b]
- 11.28 2006 年 2 月発行の、パキスタンの人権委員会の報告で、‘2005 年の人権の状態’を次のように述べている：
- “見直しの間、最高裁（SC）の指名は 2 度行われ、多くの反対意見が毎回もちあがた。最初、高裁の裁判長（CJ）は、LHC（ラホール高裁）の CJ を除き頂点の裁判所へと昇格した。その代わりに 2 人の LHC 高等判事が SC に送られた。2 度目にも LHC の CJ は邪魔をされなかった。SHC の CJ も SC には昇進しなかった。2 人の CJ を移動させなかったのは異なる理由からであると言われている。彼らが信じていることは司法に対する不法侵入であると、弁護士が反対した。SC の 2 回目の指名者には 2 人の判事が含まれ、特別に指名されたものであった。高裁の全ての追加判事を正式発表しないやり方は続いた。” [27d]
- 11.29 国家責任局が扱った事件に関して、2006 年の USSD 報告はこう述べている。
- “責任に関する事件で、罪の推定が見られる。政府は、NAB の事件を個々の政治的関係とは別個に追及しているというが、反対派政治家はより起訴されがちであった。NAB は司法や軍のために勤めるメンバーは誰も起訴しなかったが、それは各々裁判所執行官と最高裁判所から収入を得ているからである。” [2b] (1e 項)
- 11.30 行政機関による司法妨害の習慣は 2007 年を通して続いた。3 月にムシャラフ大統領は最高裁裁判長イフティカル・チョードリーを、‘権威の乱用’で停職処分にした。けれどチョードリー氏は、“政府の品行不良と人権侵害に対して厳しい方針を持っているとの評判”があった。(2007 年 3 月 9 日 BBC ニュー

50 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

ス) [35w] チョードリー氏の停職処分は大きな抗議を生み出し、2007 年 7 月 20 日に最高裁は、裁判長は復職されるべきであると判決し、それを政府は受け入れた。(2007 年 7 月 20 日 BBC ニュース) [35aa] 2007 年 11 月 3 日にムシャラフ大統領は非常事態宣言を出し、再度チョードリー氏を解任した。政府はまた軍の憲法秩序 (PC) を発布し、憲法を一時中止した。判事たちは PCO に対する忠誠の署名を求められたが、97 名の高等裁判官の内 60 名はそうすることを拒んだ。(2007 年 11 月 4 日 HRW) [13f] 判事たちは自宅軟禁となった。HRW は、国の合法的な司法が退けられ、選り分けた政府の擁護者に置き換えられているとき “自由で公正な選挙は可能ではなかった” と言った。(2007 年 12 月 19 日 HRW 合法性の崩壊・・・概要) [13g]

(4 項：最近の歴史：小区分非常事態、参照)

目次に戻る
出展リストへ

刑法

刑法の本文

11.31 最近の改定を含むパキスタン刑法 (1869 年の法 XLV) の全文はウェブ pakistani.org. で見ることができる。[14d]

キサス・ディヤット法

11.32 2004 年 USSD 国際宗教の自由報告は次のように述べている：

“刑法にはキサス (命には命を) とディヤット (殺人には金を持って償う) の教義が合体している。キサスは部族地域で使われた。例えば犠牲者の家族は、“ジルガ (部族の長老会議) による有罪判決の後、殺害者を殺すことが許されたと報告されている。ディヤットも特に NWFP では、司法による罰則の代わりに時に使われることがあった。この理論では、政府ではなく犠牲者の家族だけが、被告人を許すことができる。イスラム教徒が非イスラム教徒を殺せば、殺人者は犠牲者の家族にディヤットを支払うことで罪の補償をすることができたが、非イスラム教徒がイスラム教徒を殺せば選択肢はなく、実刑を受けるか死刑になるかしかなかったと、キリスト教活動家は言っている。非イスラム教徒あるいは女の家族への補償は、男に支払われるものよりも少ない。” [2c] (II 項)

11.33 2006 年の USSD 報告では “犠牲者またはその家族は、金の償い (ディヤット) または身体的拘束 (キサス) により刑事犯罪の被告人を許すことを法律は認めている。特に NWFP (北西辺境州) ではディヤットが使われ、シンド州で名誉が関わる場合には、キサスは決して用いられたことはない。” [2b] (1e 項)

(小区分：シャーリーの法廷 (イスラムの法律) も参照)

51 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

冒瀆法

11.34 2004 年 9 月に発行の USSD 国際宗教の自由報告 2004 (USSD IRF 2004)は次のように述べている：

“冒瀆法は刑法の 295、296、297、298 項に含まれ、宗教に対する犯罪について述べている。295(a)項は植民地時代の規則で、いかなる層の市民に対しても宗教的侮辱には最大 2 年の判決を定めていた。1991 にこの判決は 10 年にまで増えた。1982 年に 295(b)項が追加され、誰でもコーランの法典を、意志をもって汚す、傷める、神聖さを汚すものには 終身刑を規定した。1986 に再度改訂があり、295(c)項では 直接的間接的に ‘神聖なる預言者モハメッド’ の名を汚すものは、死刑もしくは終身刑となった。1991 に法廷は、この犯罪に対する終身刑の選択を無効とした。296 項は宗教集会を自発的に妨害することを禁止している。297 項では、埋葬地に不法侵入することを禁止している。298(a)項も植民地時代の規則で、神聖なる人に対して、名誉を毀損する表現を禁止している。個人的な敵対者と当局はアフマディー、キリスト教徒、イスラム教徒・・・を脅し、罰し、貶めるために、これらの冒瀆法、特に 295(c)項を利用してきた。” [2c] (II 項)

11.35 2007 年 1 月発行の議会人権団体の報告で ‘ラブワ：殉教者の場所？(PHRG 報告 2007)’で、冒瀆に関する法律と罰則を示す概要の表を提供した：

パキスタン刑法	解説	罰則
298a	神聖な人に対して名誉を毀損するような発言をする	3 年の実刑、または罰金、または両方
298b	アフマディーによる、特定の神聖な人物や場所に対して、あだ名、描写、肩書きなどの誤用をする	3 年の実刑と罰金
298c	アフマディーが自分をイスラム教徒と名乗る、自分の信仰を説いたり伝えたりする、イスラム教徒の宗教心に憤りを覚えさせる、または自分をイスラム教徒と見せかける	3 年の実刑と罰金
295	いかなる層の信仰であろうと、侮辱を意図して礼拝の場所を傷つけたり汚したりする	最高 2 年の実刑、または罰金、または両方
295a	意図的あるいは悪意ある行動で、いかなる層のもので	最高 10 年の実刑、または罰金、または両方

52 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

	あろうとその宗教や宗教的 信念を侮辱し、宗教心に憤 りを覚えさせる	
295b	聖なるコーランを汚す、な ど	終身刑
295c	聖人に関し軽蔑的発言をす る	死刑と罰金

[51] (p10)

- 11.36 2006 年 9 月発行の、USSD 国際宗教の自由報告 2006 (USSD IRF 報告 2006) では、‘取るに足りないような罪’に対して 冒瀆法で手続きを取ることをやめさせようと、政府は 2005 年 1 月に法律を制定し、訴えを起こすまでに高級役人が容疑を調査しなければならないとした。新しい訴訟手続きの導入で、冒瀆法の件数は前年と比べて減ったとされている。[2a] (2c 項) しかしこれとは対照的に、USSD 報告 2006 は、高級役人は事件を再調査する資源がなく、この変更は効果的でなかったと述べた。[2b] (2c 項: 宗教の自由)

(法律と少数宗教団体へのその影響の更なる詳細は 18 項: 宗教の自由、小区分冒瀆法を参照)

目次に戻る
 出展リストへ

フドゥード法

- 11.37 パキスタンの人権委員会の出版物 (2006 年 9 月 12 日アクセス) では次のように述べている：

“1979 年に以下のフドゥード法が施行された：

1. ジナ (強姦、誘拐、姦通、密通) の犯罪 (フドゥード法) 施行 1979 年
2. カズフの犯罪 (ジナの偽りの告発) の罪 (フドゥード法) 施行 1979 年
3. 財産に対する罪 (例：盗み) (フドゥード法) 施行 1979 年
4. 禁止 (例：アルコールと麻薬) (フドゥード法) 施行 1979 年 “ [27b] (p1)

- 11.38 フリーダムハウス、2006 年世界の自由、パキスタンについての報告では、“シャーリアの法廷では 1979 年フドゥード法を施工した。それでは婚姻関係外の強姦、婚姻関係外の性交渉、幾らかのアルコール、賭け事、財産に対する不法行為を犯罪とし、コーランの罰則を与えた。それには姦淫罪には石で打ち殺し、投獄や罰金など・・・厳格な証拠基準があったこともあり、当局はコーランによる処罰は行ったことはなかった。” [19a]

- 11.39 2006 年の USSD 報告では次のように述べている：

53 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

“フドゥード法は、シャーリア（イスラムの法律）の違反に対して、石打での死や切断での死を含むコーランによる処罰を規定している。それにはかなりの証拠が必要であるので、2006 年には当局はそのような処罰はしなかった。

[2b] (1c 項)2006 年 12 月 1 日ムシャラフ大統領は女性保護法に署名した。それはフドゥード法の最も悪い点、特に性的関係の部分に打撃を与えたものであった。ジナの条項では強姦の犠牲者が正義を求めるのを困難にし、密通の罪に問われた。今なお有効であるフドゥード法の幾つかの項目、ギャンブルやアルコールの禁止や財産に対する犯罪などは一般の法定で審理される。この法には厳密な証拠基準があり、コーランの罰が該当する場合には、男女やイスラム教徒であるかどうかで違いがある。それほど宗教に関係ない（タジル）罰則のフドゥード法の事件では、金銭や契約に関わるような義務に関しての男女の証言の重さは異なる。イスラム教徒が悪行に関わる場合には非イスラム教徒は巻き込まれるが、フドゥード法は非イスラム教徒には該当しない。**[2b] (1e 項)**

- 11.40 2006 年 USSD 報告はまた 2006 年 12 月 1 日の女性保護法の導入にもかかわらず、次のように述べた：

“・・・人権モニターによれば、女囚の 80%はフドゥード法の姦通に関する罪で裁判を待っていた。新しい法律にも関わらず、たとえいたとしても年末に保釈されるものは少なかった。これらのほとんどの事件は十分な証拠なく提訴され、裁判は往々に何年もかかり、保釈は決まって拒否された。フドゥード法は、自分の子供が結婚において自分の選択をするのを管理するため、虐待的な夫を管理するため家族のメンバーにより、あるいは隣人が個人的なうらみを晴らすため使われた。NGO（非政府組織）反虐待アジアアメリカ・ネットワークの、この国における刑務所調査によると、ジナ（姦通や密通の罪）で投獄された多くの女は一人住まいの独身または寡婦であったり、十分な持参金を持ってこないことで義理の家族を怒らせた若い嫁であったり、夫がもう結婚を続けたくなくなった高齢の女であったりした。人身売買され働くことを拒んだ女をジナの罪で訴えた売春斡旋業者の事件もあった。” **[2b] (1d 項)**

- 11.41 同じ情報源はまた女性保護法の制定に先立ち、こうも述べている：

“・・・夫と男の家族メンバーは往々に、脅しにより行動を管理しようと、偽のフドゥード法での姦通罪や密通の罪を女に対してきせた。フドゥード法では、強姦の犠牲者が起訴されることが多く、何千人もの女が嘘の名目で投獄された。ある。2005 年 HRCP(パキスタン人権委員会) の報告によれば、約 4621 人の女が刑務所にフドゥード法により入っていた。法廷が嫌疑を退けた場合にも、被告は汚名を着せられたまま、何ヶ月も時には何年も刑務所で過ごした。”

[2b] (5 項)

- 11.42 しかし 2007 年 USSD IRF 報告では、ムシャラフ大統領はフドゥード法で捕らわれている全ての女を釈放するように命じていた。**[2f] (USSD IRF 2007 報告; 序文)** さらに報告では、“ほぼフドゥード法で捕らわれていた全員の女が、女性保護法が通過し、釈放された。数百人が法制度の中にとどまるが、彼らは今多様なダールルアマーン（国運営の女性シェルター）にいる。多くは村八分にされる

54 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

ため、自分の家に戻るができなかった。”と述べている。[2f] (USSD IRF 2007 報告 ; II 項)

(18 項 : 宗教団体、小区分フドゥード法、および 22 項女性、小区分女性保護法 (およびフドゥード法) を参照)

[目次に戻る](#)
[出展リストへ](#)

55 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

12. 逮捕と拘留－法的権利

12.01 2006 年の USSD 報告では、“法律は気まぐれな逮捕拘留を禁止しているが、当局は常にこの法を遵守したわけではない”と述べた。[2b] (1d 項)同じ情報源はまた、逮捕の法的手続きの詳細を示した：“1 次状況報告 (FIR) は全ての逮捕の法的な基本である。警察は、訴えの犯罪が行われたと妥当に証明できれば FIR を発行することができる。FIR により警察は名指されている容疑者を 24 時間拘留でき、その後は警察が調査のために拘留が必要であると示せば、治安判事のみが更に 14 日の拘留を命ずることができる。実際には当局は拘留に関してこの制限を十分には守らなかった。” [2b] (1d 項)

12.02 2006 年 USSD 報告はさらにこう述べている：

“地域調整役人は最高 90 日まで予防拘禁を命じることができるが、人権監視人は予防拘禁で 6 ヶ月も拘留された囚人がいたと報告した。人権組織は、テロ組織と関連があると断定された人を何人も無期限で予防拘禁したと訴えた。治安判事は調査を継続するため必要であれば、継続拘留を 14 日まで許すことができる。汚職の場合には、司法の同意が 15 日ごとに得られるなら・・・国家責任局(NAB)は容疑者を期間の制限なく拘留することができる。” [2b] (1d 項)

12.03 保釈の可能性と法的手続きについて、2006 年 USSD 報告は次のように述べている：

“法律では逮捕から 30 日以内に、拘留者を裁判にかけねばならないと規定している。フドゥード法と一般刑法には共に、保釈が認められる犯罪と認められないものがある。保釈可能な犯罪には、保釈待ち裁判が行われ、10 年以下の判決の保釈不可能な犯罪には裁判所の判断で保釈待ち裁判が許可される。実際には判事は警察、社会集団の要求、あるいは賄賂の支払いで保釈を拒否した。裁判はたいてい告訴手続き後 6 ヶ月の間には開始されなかった。場合によっては告訴されている犯罪の最大刑期よりも長い期間、公判前拘留として捕らわれている者もいた。非政府人権団体は囚人の 50 から 52%が公判を待っていると推測した。” [2b] (1d 項)

12.04 パンジャブ警察ウェブサイトには 1997 年の II 法令により改定された、1898 年犯罪手順がある。文書は逮捕と公判の手順を体系化し、手順のガイダンスを示している。ほかにも裁判所の権限；逮捕、逃亡、再逮捕；裁判への強制出頭；文書と動産の裁判所への提出；不法な集会；起訴の場合の手続きなどがある。
[79]

(9 項: 治安部隊；警察、小区分気まぐれな逮捕と拘留参照)

[目次に戻る](#)
[出展リストへ](#)

13. 刑務所の状態

- 13.01 2004 年 6 月 24 日に更新の、ウェブサイト‘外国人囚人支援サービス’は次のように報告している：

“1962 年の西パキスタン刑務所監視人業務規則では、刑務所は専門の刑務所部局により管理され、それが監視人資格を定める。しかしこれらガイドラインはきっちりとは守られていないらしい。業務は刑務所の監察長官の下に、州により組織化されている。部門レベルでは、高級役人が刑務所の所長で、地方と町では牢の監督者がいる。幾つかの村では、簡単な監禁が行われていた。女の囚人に対応するため、女の監視人もいるが十分ではない。刑務所は健康的な場所ではない。貧困層の一般的な犯罪者は C クラスに監禁され、便利に過ごせるような備品は何もない。虐待は一般的である。社会的により高い位置の囚人は B クラスが指定される。その状態はましで、よりましな食事と金さえ出せば便利に過ごせるものが手に入る。A クラスの囚人は‘突出した’犯罪者である。夫婦の訪問は規則では認められていないが、時には許される。未成年は、裁判所でも監禁においても別途に扱われる。犯罪法では、15 歳未満の犯罪者は、特に重大な罪を犯したときや高裁が通常裁判を行うことを命じない限り、特別の法廷を指定している。一般の牢には 21 歳までの犯罪者用の未成年用の房がある。加えて、若い犯罪者の社会復帰を試み、11 歳から 20 歳までの少年用の少年院がある。1894 年のパキスタン刑務所法とパキスタンの刑務所規則は共に植民地時代からの遺物で、鞭打ちを刑務所での罰則として利用している。足かせや鎖の使用も、特定状態での拘束と罰則道具として認めている。”

[42] (p1-2)

- 13.02 2006 年 USSD 報告は次のように述べている：

“刑務所の状態は、金持ちや有力者の房を除いて、国際的基準には合致せず非常に貧しいものであった。刑務所全体が混み合っていた。人権と囚人援助団体 (SHARP) によれば、当初最大収容人数 36,075 人として建てられた 87 の牢に、86,500 の囚人が入っている。2006 年 7 月 1 日にムシャラフ大統領が子供と軽犯罪で捕われていた囚人を開放するように命じたので、この数字は前年より減った。また宗教的なイード (Eid-ul-Fitr) とバクライード (Eid-ul-Azha) の祭りの一環として開放された者もいた。この年政府は刑務所拡張と改善事業を始めた。刑務所の不適切な食事が、家族や友人からの差し入れのない囚人に慢性栄養失調を引き起こした。医療ケアを受ける点でも問題があった。外国人の囚人の多くは、自国追放となってもその金を支払う人がいなかったため、刑期が終わっても長く牢に残っていた。当局は決まって、未成年者も含み囚人を拘束具で束縛した。拘束具はきつく、重く、痛みがあり、場合によっては、壊疽になったり切断を必要としたりした。警察は往々に、拘留者と有罪判決者との隔離をしなかった。精神病の囚人は一般に適切な治療が受けられず、一般の囚人からも隔離されなかった (5 項参照)。” [2b] (1c 項)

57 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

- 13.03 同じ情報源はさらに、政治的や国家安全保障的理由によるものは“一般的な囚人とは異なる状態で投獄されており、別の施設に入った。政府は囚人と拘留者には、人権監視員、家族、弁護士からの訪問を、一部制限を設け許可した。地域の人権監視員の訪問がこの年あったが、政府は赤十字国際委員会（ICRC）がテロ容疑で訴えられている拘留者と連絡を取ることを拒否した。”と述べた。

[2b] (1c 項)

- 13.04 2006 年 USSD 報告はまたこう記録している：“主に貧しい住環境による、刑務所の暴動の報告があった。イスラマバードに拠点を置く NGO（非政府組織）によると、囚人は牢の役人の処遇と、牢管理の種々の段階で行われる‘賄賂の習慣’について文句を言った。刑務所施設の維持のためにはほとんど資金が割り当てられなかった。” [2b] (1c 項)

- 13.05 2006 年 USSD IRF 報告は次のように述べている：

“拘留中の人間に対する警官による拷問と虐待は深刻かつ一般的な問題として国中で見られ、時には司法外での殺人となった。宗教的少数派が犠牲者であった場合にはたいがい、宗教が原因であったのかどうかを見分けることは不可能であった。しかしキリスト教徒、アフマディー教集団は、自分たちのメンバーはより虐待を受けやすいと訴えた。裕福な衆人や有力者の囚人を除き、刑務所の状態は非常に悪かった。イスラム教徒ではない囚人は、イスラム教徒より貧しい施設にいられた。” [2a] (II 項)

- 13.06 2006 年の USSD 報告はまたこうも伝えている。“シンドとパンジャブそして他の地方部族の地主は、不法な施設牢獄を運営している。BBC の報告によれば、NWFP ハリプールでマウラナ・カドリ主導の宗教セミナーは、私的“牢獄”として薬物常習犯を扱うために使用された。10 月に警察はこのセミナーを攻撃し、7 人の英国人を含む 112 人を解放した。警察は彼らが鎖でつながれていたと言った。拷問や性的虐待の跡を示すものもいた。” [2b] (1c 項)

女性と子供の囚人

- 13.07 2006 年 USSD 報告は次のように述べている：

“警察は女の拘留者と受刑者を、男の拘留者と受刑者から分けていた。子供の犯罪者は一般に別舎に収容されるはずであるが、大人と一緒にの刑務所に入れられていた。BBC は独立 NGO の調査で、警察と接触のあった 70% の子供が何らかの虐待を受けていたことが判明したと伝えた。子供が大人の受刑者とは隔離されていないので、性的な虐待の対象ともなった。報告では子供の大半が公判前の囚人で、たいがい彼らは証拠不十分で 1 から 3 年後に無罪判定が出る。”

[2b] (1c 項)

- 13.08 2006 年 USSD 報告はさらにこう述べている：“女性の権利 NGO（非政府組織）によれば、軽犯罪で投獄されている何千人もの女と子供を解放するようにとの 2006 年 7 月 1 日の大統領命令の後、全国で約 2,500 人の女が牢に入っ

58 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

いた。” [2b] (1c 項)しかし 2007 年 USSD IRF 報告ではその報告の期間（2006 年 9 月から 2007 年 9 月）、ムシャラフ大統領はフドゥード法で拘留されたものを釈放するように命じ、拘留され留まるものはほとんどいなかったと述べている。 “ [2f] (序章)

13.09 2006 年 USSD 報告はさらに次のように述べている：

“当局は刑務所の子供を、大人と同様に厳しい、司法の遅滞のある、虐待を受ける状態に置いた。地方 NGO（非政府組織）は、約 2317 人の子供がこの年末に刑務所にいたと推定した。子供の犯罪者は成人に達するまで、カラチとバハワルプールにある全寮制更正施設のどちらかに送られることもあった。これらの施設でも、虐待と拷問はあると報告された。栄養状態と教育は不適切であった。家族は子供に会う、あるいは食物の差し入れをするのに賄賂を要求された。報告では、施設職員はこれらの施設で監禁された子供と薬物の不法取引をした。最高裁は、2004 年 12 月の少年司法制度法を違憲であると判決したラホール高裁の判決を、継続して保留した。この法律は、未成年被告に対し別の手続きを示す法で、未成年犯罪者には一般の刑法にはない多くの保護を規定している。”

[2b] (1c 項)

13.10 SPARC 報告、2006 年パキスタンの子供の状態、は次のように述べている：

“少年院の不足のため、子供たちは相変わらず大人用の刑務所にいる。シェイクブラ拘置所はパンジャブで最悪の住環境であった。未成年の犯罪者は、今は十分に遊べるスペースのある、その拘置所の新しく建てられた部分に移されている。最も大きな改善があったのはラホールである。タイル張り床で子供はベッドで寝る。これは牢獄の監督の善意によって可能となった。子供たちは遊ぶのに十分な場所がある。教育を受け職業訓練プログラムも準備されている。ラワルピンディのアディアラ拘置所の子供たちも、多くの NGO が刑務所の中で働いているので、かなり良い状況で暮らしている。子供たちはスポーツ活動にも加われる。ハリプール（NWFP）やカラチ少年院（シンド州）・・・でもかなりの改善がなされた。 [71] (p158)

13.11 同じ報告書はさらに述べている：

“しかしほとんどの場合拘留の状態は敵対的で、不適切である。子供たちは狭い別房に閉じ込められている。これらの小さな房は不潔で、暗くて非衛生的である。ムザファルガル、ラージャンプール、デラガジカーンの場合のように、刑務所の最もみすばらしい部分に拘留されている場合もある。サルゴダ地方拘置所やシアルコット地方拘置所の子供たちは、非常に貧しい状態である。共に子供たちは死刑判決を待つ囚人用の小さな房に入っている。6－8 人の子供が囲いのないトイレが隅にある房を共有し、非衛生であり、かつ 6、7 月の暑い時、そこで暮らすのは人間的に不可能である。ボースタル少年院を始め、他の少年の房での厳しいやり方として、JJSO（未成年司法制度法令）では禁じている体罰や名誉を傷つける罰則を頻繁に使用した。退屈なお決まりのやり方であった。当局に対し訴えを起こす選択肢を未成年受刑者に与えず、告訴の機構

59 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

は不備であった。カラチの少年犯罪者訓練学校の 200 人の子供に聞き取りをした医療チームは、その約 60%が、“鞭打ち、電気ショック、つるし、‘チーラ’（強制‘股裂き’で、同時に生殖器を蹴られることもあった）”を含むひどい拷問を受けていたとわかった。大人の刑務所に入れられた子供たちの方が、大人の受刑者や当局によって、虐待やひどい扱いを受けることが多かった。

“[71] (158-159 ページ)

(23 項: 女性および 24 項: 子供も参照 <C:\Documents and Settings\KOKUSAITSUYAKU\Local Settings\Temporary Internet Files\OLK2A\パキスタン和文用 12-15.doc - child#child>)

[目次に戻る](#)
[出展リストへ](#)

14. 死刑

- 14.01 パキスタンは一般の犯罪にも死刑を執行している。(アムネスティ・インターナショナル 2007 年 9 月 19 日) [4c] 2006 年の間に、主にパンジャブ州で 82 人が刑の執行を受けたとされた。加えて、“主に殺人により、446 人が死刑判決を受けた。(アムネスティ・インターナショナル 2007 年 5 月 23 日) [4f] 刑の執行を受けたものは、42 人が刑執行をされた 2005 年のほぼ倍になった。2006 年に刑が執行された少なくとも 1 人は、刑が確定したときは未成年（執行のときは未成年ではなかったが）であった。また“2007 年・・・2 人の男と 1 人の女が石打ちで殺されたが、部族の判事による裁判で、司法外の事件であった。(ハンズ・オフ・カイン 2007 年 8 月) [80]

[目次に戻る](#)
[出展リストへ](#)

61 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

15. 政治的所属

結社と集会の自由

15.01 2006 年 USSD 報告によると、“公共秩序の点から法律によるある程度の妥当な制限を条件として、武器を持たず平和的に集会を開く自由と結社の自由を法律は規定している。政府はたいていこれらの権利を守ってきたが、何らかの制限を行った。” [2b] (2b 項).

15.02 2006 年の USSD 報告の集会に関する権利では、“法律はこの権利を規定するが、実際には政府は集会の自由に選択的制限を加え、時に都市部での行進を認めなかった。アフマディー教団は 1984 年以降いかなる会合や集会を持つことも禁止されている。警察はデモに対して、予防拘禁と権力の過度な行使をした。” と述べている。 [2b] (2b 項)

15.03 結社の自由について同じ報告はこうも述べている：

“政府の命令と法律による制限を条件とし、法律は結社の自由を規定している。NGO（非政府組織）は、1990 年の協同組織と企業法に基づき、政府に登録することが義務づけられた。この年 NGO は、登録について政府との目立った問題を報告しなかった。中には登録せず運営しているところもあったが、起訴されることはなかった。HRW が最近発表した、アザド・カシミールにおける表現の自由と市民の自由に関する報告によれば、カシミールの国への加盟を支援しなかった個人、言い換えればカシミールの独立を支援した個人と政党は政治過程に参加できず、除外されている。HRW は、カシミールの国への加盟を支持しなかった人は、諜報機関と郡の虐待を受けたと述べている。 [2b] (2b 項)

15.04 2007 年 11 月 3 日から 2007 年 12 月 15 日まで続いた非常事態宣言の間、政府は結社と集会の自由を含む多くの基本的権利を保留した。(HRCP、2007 年 11 月 7 日) [27f]

(4 項: 最近の出来事、小区分非常事態参照)

政治団体と政治活動

15.05 2006 年 USSD 報告では、2006 年の間“政府は既存の全政党が機能することを許可した。政府は主導者が法廷で有罪判決を受けたいかなる党の登録も拒否し、PPP と PML N に元総理大臣ベナジール・ブットとナワズ・シャリフ以外の国の指導者を選ぶよう強要した。改定の政党法では、ブットとシャリフを効果的に除外し、いかなる人も 3 期総理になることを禁じている。 [2b] (3 項) しかしベナジール・ブット(BBC ニュース 2007 年 10 月 19 日) [35ac] とナワズ・

62 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

シャリフ(BBC ニュース、2007 年 11 月 26 日) [35ad] は共にパキスタンに 2007 年に戻ることが許された。

15.06 2006 年 USSD 報告はさらに次のように述べている：

“政府は 2 人の反対派指導者ジャベド・ハシミとヨウサフ・ラザ・ギリアニを、反対派が政治的な動機によるとする罪で拘留した。政府は FATA 地域（連邦政府行政管理の部族地域）で政党が活動することを継続して禁止した。フロンティア犯罪規制法(FCRA)によると、政党法は FATA には該当せず、いかなる政党もそこでは合法的に選挙運動や事務所運営ができない。2 つの非宗教的政党 アワミ国民党とパキスタン人民党(PPP)は、ジャミアト・イ・ウレマ・イ・イスラミやジャマート・イスラミのような宗教政治党派が FATA でおおっぴらに選挙運動をしているのだから、この規則は無効であると訴えた。政府は政党により、候補者の登録を許可せず、政党の集会を認めなかった。いくつかの宗教政党は、2002 年の国民投票の間ひっそりと選挙運動をした。” [2b] (項)

15.07 2006 年の USSD 報告はさらに次のように述べている：

“北部地域の住民（ギルギット、フンザ、バルチスタン）は、憲法で保護されず、立法府における代表はなかった。指名を受けた公務員がこれらの地域を行政管理し、選ばれた北部地域委員会が諮問機能を果たした。アザド・ジャム・カシミール議会のメンバーと政府は、選挙に立候補するまでにパキスタンへの忠誠を誓わねばならない。独立カシミールを擁護するカシミールの政党の幾つかは、選挙に立候補が許されなかった。” [2b] (3 項)

15.08 2006 年 8 月 3 日に発表のフリーダムハウス報告、2006 年岐路にある国々、パキスタンでは、“政府は政治的反対派に対して、国家責任局（NAB）と多くの反腐敗と扇動の法を差別的に使用し続け、彼らは投獄されるか、脅迫され与党に入るか、軍当局の批判をやめるように強いられた。[19c]

法律家

15.09 2007 年 12 月 19 日の HRW ‘合法性の崩壊：パキスタンの法律家と裁判官の取り締まり報告では、2007 年 3 月にムシャラフ大統領が最初に裁判長チョードリーを停職にしてから、チョードリー氏を支援する法律家たちの反対運動が起こっている。報告は次のように述べている：

“裁判長を復帰させようとの法律家による運動を鎮圧しようとする政府の試みは、往々に暴力的であった。治安部隊の人間が、法律家、反対派活動家や事件を公表したジャーナリストを滅多打ちにした。5 月 12 日チョードリーがシンディ高裁法律家協会で公演をするためにカラチに入るのを阻止しようと、ムシャラフ政権の主たる連合仲間のムタヘッダ・カウミ運動（MQM）の活動家が扇動した暴動で、42 人が死亡し政治的危機が深まった。一途な法律家や人権活動家、そして後で仕方なく参加した反対派政党活動家による全国規模の反

63 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

対運動で、ムシャラフは一時的に引き下がり、最高裁は 2007 年 7 月 20 日に裁判長を復帰させた。” [13g] (背景：司法独立のための法律家の運動)

- 15.10 同じ報告書でこうも述べている。法律家の運動は憲法の規則を回復し、ムシャラフ大統領を追放するものであった。国の政治家とは異なり、法律家は動員に法律家協会の全国規模の組織を利用し“抑圧、脅迫、吸収に影響されないことを証明した。彼らはムシャラムに対して効果的に反対活動をするため、通常は裁判所の権威者が招いたときのみ警察が入れる、裁判所の安全な避難所を利用した。” 報告書は、非常事態下の基本的権利と憲法による保護の保留は、次を不可能にするためであると論じた。

“独立した機関としての司法の空洞化、法律家が催涙ガスを投げられ、警官によって打たれ、諜報機関役人が罪を逃れるような、法廷を戦場に変える変革……。それは、正当な法の手続きで力を求める人を、気まぐれな拘留と屈辱により貶めることをも許した。非常事態の宣言そのものは、ムシャラフが言うように新しいテロの脅威で必要となったのではなく、自分が継続して治めていく上で、司法の独立と法による統治を求める活動的で理にかなった法律家が脅威であると気付いてのことであった。” [13g] (背景：司法の独立のための法律家の運動)

- 15.11 アムネスティ・インターナショナルはその報告書の中で、非常事態宣言に続く出来事を報告している。‘2007 年 11 月 23 日付の、非常事態での致命的な人権保護手段の侵害で“パキスタンの法律家は、憲法による保護の廃止、人権侵害、司法独立の脅迫に反対し、矢面に立たされている。前の最高裁法律家協会(SCBA)の長タリク・マフムドとムニル・A・マリクを含む幾人かの高級法律家は、11 月 3 日に捕らわれて以来隔離されている。” [4h]

- 15.12 同じ報告はさらに、“メディアと他の報告では、非常事態と高級判事の解任に反対し平和的に反対運動をしていた特にカラチ、ラホール、ペシュワール、ラワルピンディ、クエッタ、ハイデラバード、スクルそして多くの小さな町で、非常事態の規則の後で、何百人もの法律家が全国で捕らわれている。ラホールとカラチでは治安部隊が時々、反対運動をしている法律家を繰り返し滅多打ちにし、抗議儀の群集に催涙ガスを発射した。” [4h]

- 15.13 2007 年 12 月 19 日の HRW ‘合法性の崩壊：パキスタンの法律家と裁判官の取り締まり報告では次のように述べている：

“法律家を含む何十人もの政府反対者は今も国中の牢に入っている。法律家運動の主導者たちや最高裁の高級判事たちは今も自宅軟禁されている。何千人もが開放されたが、反テロ法に基づく記録により再逮捕の恐怖がのしかかっている。復活した憲法では、法律家はもし政府の機嫌を損ねればその職から追い出される可能性に甘んじなければならない。全ての政府反対者は改定の軍法の下、“合法的な” 軍の拘留と軍法廷での起訴に直面する現実的可能性がある。ムシャラフは自分が継続して治めるために非常事態を用い、司法と、法律家、市民社会に正面から攻撃を加えた。法律家に対する積極的取締りは終わったかもしれないが、ムシャラフは以前に制定した全ての抑圧的対策が今後脅かされるこ

64 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

とがないように隔離するため、取締りを利用している。非常事態は正式に終了した。しかし非常事態に紛れてムシャラフが導入した抑圧的対策は、今日のこの国の法律である。法律家と判事は今も反抗的であり、敵対的な政府と軍の機関による気まぐれな拘留と投獄に直面している。” **[13g] (概要)**

(4 項: 最近の出来事、小区分非常事態参照)

[目次に戻る](#)
[出展リストへ](#)

16. 言論・報道の自由

16.01 USSD 報告書 2006 年版によると、“法の下で言論と報道の自由は保証されており、一般的に市民は自由に公共問題を議論できる環境にあるとはいえ、場合によっては、過酷な威嚇にさらされるジャーナリストや自己検閲を行なうものもあるのが現状である” [2b] (セクション 2c) 2006 年 8 月 3 日公表の FH 報告、岐路に立つ国々 2006 年版パキスタンによると、憲法第 19 条の下で言論の自由は保障されている。ただし、同条項はその他の法律によって制限されている。[19c]

16.02 さらに FH 報告によると、

“2002 年以降、放送テレビに対する国の統制はある程度緩和されており、国外からの民間衛星テレビチャンネルによるウルドゥ語放送によって、各パキスタン家庭で受信できるチャンネルの選択肢が増えている。同国の活字メディアは、これまで同様に多種多様に存在し、かなりの独立性を維持している。現在、日刊誌約 500 部、週刊誌約 1,236 部、隔週誌約 270 部、月刊誌約 2,182 部が出回っている。これに対して、軍事政権は様々な手段を講じて、このように自由な側面を統制している。その統制の範囲は、表現の自由の制限を目的とした過酷な法律制定から内容が批判的過ぎる出版物の全面的禁止にまで及んでいる”。[19c]

16.03 さらに USSD 報告書 2006 年版は同伴に対して次のように追記している。

“カシミール州議会ならびにカシミール問題省の許可を得ることなく、新聞・定期刊行物の出版を同地域で行なうことはできない。アザド・カシミール州に関して、HRW が最近公表した報告書によると、カシミール独立運動シンパの出版物に対して同緒機関が許可を与える見込みはない。英語・ウルドゥ語による日刊・週刊の新聞・雑誌は数多く出回っている。これらはすべて独立している。パキスタン AP 通信社は同国の主要な通信社であり、政府ならびに国外のニュースを地方メディアに発信する公式な媒体であるが、情報省による統制ならびに管理下にある。軍部は独自の報道機関を持ち、2ヶ所から報道の‘監視’を行なっている。小規模な民間通信社は数少ないが、自己検閲を行なっている。外国の雑誌・新聞は市販されており、地域に特派員を派遣している場合がほとんどで、活動も自由である。新聞には政府を批判する自由があり、実際、ほとんどの場合において批判が行われている。政府の政策に対する非難や政策指導者ならびに軍事活動に対する過酷な批判はよく見られる。ある特定の政府政策を批判した新聞やジャーナリストに対する政府の報復を恐れて、各メディア地方放送局は自己検閲を行なっている……”

“唯一受信料のいらない国営電子放送局であるパキスタンテレビジョンならびにラジオパキスタンは、政府の直接所有・統制下にある両局ともに、取り上げるニュースは政府の見解を反映している。民間ケーブル・衛星チャンネルの GEO、ARY、インダス、カイバルはすべて国内ニュースを放送し、政府に批判的である。一般的に、数々の国外ニュース局を有するケーブル・衛星テレビは

66 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

手頃な価格設定になっている。民間ラジオ局は主要な都市には存在するが、各ステーションが持つ免許によって、ニュースのプログラミングが禁止されている。このような制限に対して、トークショーを介してうまく切り抜けるチャンネルもある。ただし、その際にはもっとも国内的な政治的議論を避けるように注意を払っている。BBC やボイス・オブ・アメリカをはじめインターネットラジオが利用できる” [2b] (セクション 2a)

- 16.04 さらに USSD IRF 報告書 2007 年版では、特に宗教ならびに冒涇法に関して次のように意見を述べている。

“言論の自由は“イスラムの栄光”のために“妥当な”制限を必要とする国の冒涇法に違反した結果として、イスラムまたはその預言者の神聖を汚した場合は死刑、コーランの神聖を汚す・傷つける・冒涇した場合は終身刑、他人の宗教感情を侮辱した場合は 10 年の懲役刑に処せられる。このような法律を利用して、個人的恨みを晴らすもしくは改革志向のムスリム、対抗宗派勢力、宗教的少数者を威嚇する 경우가よくある。反テロリスト法に基づき、言論を含むいかなる行為であれ、宗教的嫌悪をかき立てることを意図した場合は、最高で 7 年の懲役刑の処罰を受ける。同法の下で、被告が有罪であっても法律が選択的に適用されたと信じるにたる正当な理由があると判事が認めた場合は、保釈は認められない” [2f] (セクション II)

- 16.05 2007 年 11 月 3 日に宣言された非常事態期間を通じて、当初、民間の放送局ならびにラジオ局はすべて放送を中止させられた(BBC ニュース、2007 年 11 月 4 日)。[35af] (しかし、2008 年 1 月 21 日、国境なき記者団が報じるところによると、政府が公表した行動規範にサインをした後、テレビ局の大部分が 2007 年 11 月 12 日に放送を再開している。同記事ではさらに、2008 年 1 月 19 日時点で、民間テレビ局ジオ・ニュース・チャンネル、ジオ・ニュースに対する放送禁止が解除されたと記録している。(23d)) 新聞は制限つきで引き続き発行を許された (BBC ニュース、2007 年 11 月 4 日)。[35af] さらに、BBC ニュースによる 2007 年 11 月 4 日付の記事が報じたところによると、ムシャラフ大統領は、パキスタンを「破滅寸前の状態」にした責任の一端は同メディアならびに司法部にあると断定した。[35ah] 同大統領は、数々のメディア規制策を導入し、2002 年マスコミ、新聞、報道機関ならびに書籍登録条例 (2002 Press, Newspapers, News Agencies and Books Registration Ordinance) と 2002 年パキスタン電子メディア規制委員会条例 (Pakistan Electronic Media Regulatory Authority Ordinance) 」を改正し、メディア統制を行なった (国境なき記者団 (RSF) 2007 年 11 月 6 日)。

- 16.06 さらに RSF は記事の中で次のように追記している。

“.....今回はメディアすべてを対象に、自爆テロ犯もしくはテロリストのビデオ映像、もしくは戦闘員および過激派による声明の放送、パキスタンのイデオロギー、主権、保全、安全保障を損なう見解の表明、法と秩序の維持を損なう暴力もしくは恨みまたはいかなる行為の教唆、大統領ならびに軍隊もしくは国家機関を嘲笑する内容の放送、審理中の事件に対する言及、もしくは

67 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

虚偽または根拠にない内容の放送はすべて禁止される。新設された本規制に対して違反があった場合は、新聞社の差し押さえをする全面的権限を政府が有する一方で、パキスタン電子メディア規制委員会（PEMRA）も同様の権限を有し、放送メディアから機材の没収を行なうことができる。メディア責任者は、最高で 3 年間の懲役刑ならびに 1 千万ルピーの罰金に処せられる」パキスタンラジオ局ならびにテレビ局も同様に、PEMRA の許可なしで外国ニュース配信社と契約を交わすことは禁じられている一方で、ケーブル事業者ならびに配信社が新設された本規制に違反した場合は、最高で 1 年間の懲役刑に処される場合がある” [23b]

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

ジャーナリスト

16.07 USSD 報告書 2006 年版 によると、

“本年度中、ジャーナリストに対する政府による逮捕、嫌がらせならびに威嚇件数の増加が見られた。NGO 機関 AHRC によると、FM ラジオ局 3 局ならびにテレビチャンネル 2 チャンネルが政府により禁止されたが、市民団体からの抗議を受け放送は再開された。国内におけるメディア状況を監視しているある NGO の一つであるインターニュースによると、本年度中におけるメディアならびにジャーナリストに対する暴行件数は 127 件[2006 年]。本年度末までに、少なくともジャーナリスト 5 人が殺害され、9 人が誘拐され（内 7 人がその後解放されたが、誘拐犯に対する告訴の手続きはされていない）、暴行、殴打、拷問もしくは銃撃された件数 191 件、逮捕件数 45 件、投獄件数 4 件、脅迫件数 13 件となっている。さらに、一時的禁止措置を受けた件数は、出版物 15 件、テレビチャンネル 3 件、ウェブサイト 23 件。襲撃件数は、新聞報道機関 3 件、閉鎖件数は FM 局 1 件。ジャーナリストならびに報道機関 17 団体は訴訟中。正式行事の取材からはずされたケースが 30 団体。政府の政策に批判的だとして国家支援による公的資金を使った宣伝を拒否された新聞・雑誌が 11 件。報道されていない件数が多数ある理由として、小さな都市や町のジャーナリストは、地方当局の言いなりになって活動しており、苦情を申し立てるべき場所があることは知っていても、いざ威嚇されると不平をなかなか言うことができないからだインターニュースは見ている” [2b] (セクション 2a)

16.08 ヒューマン・ライツ・ウォッチ・ワールド・報告書 2007 年版によると、

“ここ数年、報道の自由は高まってきている。このことは、特に英語による報道に当てはまることだが、2006 年における表現の自由ならびに情報の普及は、地方、地域、国内、国外メディアに従事する記者に対する殺害、拷問、誘拐、非合法的拘禁ならびに強要によって絶え間なく侵害されている……。さらに、出版ならびにテレビジャーナリストの多くが、諜報員、官僚ならびに非政府関係者から言葉による脅迫を受けている” [13d]

68 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

- 16.09 2007 年 2 月 1 日に公表された国境なき記者団（Reporters Sans Frontières – RSF）パキスタンに関する年次報告書 2007 年版は次のように指摘している。

“独立系テレビチャンネル数の激増によって、ニュースの多元性と質が高まったが、ジャーナリスト 20 人が軍隊によって誘拐ならびに拷問されるなど、治安部隊の弾圧方法は尖鋭化している。状況は部族地域で最悪のものとなっている。2006 年 6 月に発生したハヤチュラ・カーン記者殺害事件を受けて、国内中で前例のない抗議の高まりが巻き起こり……。同事件は、部族地域ならびにバルチスタン情勢にあまりにきわどい関心を持ち過ぎのジャーナリストに対する治安部隊の蛮行を強調するものとなった。圧迫した状況下で、政府は 2 つの検討会を設置したが、結果は一切公表していない。2006 年に少なくとも、その他 10 人のジャーナリストが治安部隊によって誘拐され、数時間の拘束だけの場合も時としてあるが、非常に過酷な状態に置かれる場合がほとんどであった……。ごく少数ではあるが、バルチスタン州の部族地域を活動拠点とするジャーナリストが、治安部隊、聖戦戦闘員ならびに部族長間の十字砲火に巻き込まれているイマームならびにタリバン指導者の中には、秘密の FM ラジオを利用してプロパガンダを中継し、ジャーナリストに対する報復を呼びかける者もいる。こうした非合法局の大部分は、連邦政府によって閉鎖されている……。嫌がらせならびに脅迫は治安部隊が好んで取る方法であることには変わらない。2006 年国境なき記者団はそのようなケースを 40 件以上記録している……。総参謀部直属局は、報道機関における批判を軽減しようと“説き伏せる”論説委員ならびにジャーナリスト 30 人のリストを作成したところである。” [23a]

- 16.10 2007 年を通じて、国境なき記者団ならびにジャーナリスト保護委員会（CPJ）は、パキスタンにおけるジャーナリストに対する逮捕、誘拐、殺害、脅迫事件を数多く報じている(RSF ならびに CPJ ホームページのパキスタンに関する部分参照)。 [RSF – 23c; CPJ – 22b]

- 16.11 2008 年 1 月 24 日に国際ジャーナリスト連盟が公表した“パキスタンの緊急事態：緊急任務と報告”と題する報告書の中で次のように指摘している。

“2007 年を通じて、メディア労働者 7 人が殺害され、13 人が身体的な危害を加えられ（中には重症を負ったケースもある）、5 人が誘拐もしくは行方不明（内、1 人は 50 日後解放）となり、直接脅迫をされた場合が多い。同事件によって、すでに悪い状況がさらに悪化するといふかなり深刻な状態になる本年度を通じて、ムシャラフ政権は、論争中の問題、とりわけ、3 月に国の最高裁長官を停職した事件に関してメディアが取り上げることが制限している。6 月の大統領令によって、パキスタン・電子メディア規制委員会（PEMRA）は、放送発信の停止ならびにメディア事務所の閉鎖に対する権限を与えられた。これらはその他非民主主義的活動の一例である。2008 年 1 月 8 日に予定された選挙の下準備として、11 月緊急令が発布され、取り締まり策は強化された。緊急令は 12 月 15 日に解除されたが、争点となっているメディア法は従来どおり実施されている……。11 月に発令された緊急宣言の影響は、即メディア社会に及んだ。放送発信は妨害され、軍部関係者が放送事業者の事務所に立

69 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

ち入り、機材ならびにフィルムが押収され、その他にもさまざまな試みが行なわれたが、その一例として、報道を停止しようとしている。国で有力なジャーナリスト団体機関である PFUJ が全国的抗議運動を先導すると、メディア労働者ならびに経営者が当局に公然と反抗するケースが多く発生した。これに対して、当局側が武力で応戦したケースもある。11 月 5 日、写真家ならびにテレビカメラマン 5 人が抗議の場で逮捕され・・・・・。

“その他多くのジャーナリストならびにメディア労働者が逮捕、暴行、それ以外に嫌がらせを受けている。11 月 4 日、アボッタバードにおいて、ジャーナリストならびに弁護士行列に警察が警棒で攻撃し、ジャーナリスト 3 人が負傷したと PFUJ は報じている。同日、ラワルピンディにおいて、警察は、弁護士たちの抗議を取材していたジャーナリストたちを殴打し、カメラの中からフィルムを抜き取ろうとした。同月の後半、160 人から 180 人のジャーナリストがカラチで抗議をして拘禁され、数十人のジャーナリストが負傷したと伝えられた。後に全員が解放されている。”

“同期間中、PEMRA 所属の当局機関は政府が命じる‘行動規範’にサインするよう、メディア機関ならびにジャーナリストに対して強要している。放送ネットワークの中には、放送許可の拒否もしくは政府による宣伝の取り下げが原因で、財政的に切迫した状況にあり、同規範にサインせざるを得ないと感じているところもあると伝えられた。同規範は、あまりにも絶大なる恣意的執行権力を政府の手に集中させるものであるだけに、表現の自由の擁護者にとって大きな懸念となっている。” [21] (前文)

(セクション 4 : [最近の動き参照](#))

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

70 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

17. 人権機関、組織ならびに活動家

- 17.01 2006 年 8 月 3 日に公表されたフリーダムハウス報告書、岐路に立つ国々 2006 年版パキスタンは次のように意見を述べている。

“パキスタンは非常に活気に満ちた市民社会であり、約 70,000 の非政府組織 (NGO) が存在している。その大部分がムスリム系である。しかし、軍事政権は NGO を警戒しており、NGO は依然として合法的妨害にさらされている。NGO の活動ならびに活動地域双方に影響を与えることを目的として、登録制度が選択的に利用されている。政府は、定期的に NGO に対する支援の流れに干渉しようとしている。この他に、さらに巧妙な統制方法として、パキスタン慈善センターがある。同機関は NGO 組織の一つであるが、結局のところ政府の統制下に置かれ、その他の NGO 組織を管理する事を目的に設置されたものである」エディ基金はパキスタン国内最大の非営利救済機関であり、社会問題に関して政府から独立した立場をとっているが、2005 年に同事務所ビルを爆破するという匿名の脅迫文が届いた。ムシャラフ将軍を含む政府高官は、人権侵害問題をクローズアップしてパキスタンの国際的威信を損なっているとして、定期的に外国から支援を受けている NGO を非難している。” [19c] (説明責任と一般市民の声)

- 17.02 USSD 報告書 2006 年版は、次のように指摘している。

“一般的に、国内外の多種多様な人権団体が政府の拘束を受けずに活動しており、人権問題に関する事実調査ならびに調査結果の出版を行なっている。政府高官がこうした団体の見解に協力的かつ対応的である場合がほとんどである。政府は、特に国外 NGO 組織からの技術的協力を求めている。このような分野には、女性のエンパワメント、選挙研修、選挙委員会能力向上ならびにその他の分野が含まれる。NGO には登録が必要とされるが、実際にはこのような義務が課されないことが一般的である。警察署ならびに刑務所への出入りに関しては、一般的には申し分なく行なうことができると人権団体は報告している。本年度中 (2006 年) パキスタン人権委員会 (HRCP) は、人権侵害問題を調査し、人権問題に関する話し合いを主催した。”

“国際監視団はパキスタンを訪問し、自由に移動する許可が与えられている。政府は国外の政府人権機関と協力的であることが一般的である。赤十字国際委員会 (ICRC) は、国内に代表団を駐在させ、刑務所ならびに拘置所への出入りを行なっている。ICRC スタッフは、政府を‘協力的’であるとみなしている。” [2b] (セクション 4)

- 17.03 さらに、USSD 報告書 2006 年版は、次のように追記している。“制限付きで、人権監視団、家族、弁護人による囚人ならびに被拘禁者との面会を許可している……。同年中、地元の人権監視団による面会は行なわれたが、

71 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

赤十字国際委員会（ICRC）は、テロ容疑者である被拘禁者との面会を政府に拒否された。” [2b] (セクション 1c)

17.04 さらに、USSD 報告書 2006 年版は次のように指摘している。

“法律・司法・人権に関する上院・国民会議常任委員会（Senate and National Assembly Standing Committees on Law, Justice, and Human Rights）は、名誉犯罪、警察による冒涇法の乱用ならびにフドゥード条例を含む数々の問題に関する聴聞会を開いた。同委員会は、同問題に対する一般市民の意識向上にとって有益な公開討論の場となったが、同委員会の最終的行動は、政府の政策を支持する傾向にあった。国会議員の政党間党員集会である国会議員人権委員会は、重要な分野における改革を求めて、効果的にロビー活動を行なった。提案された国家人権委員会は、法務司法省と議長事務局との間で膠着状態にある。”

[2b] (セクション 4)

“国際監視団は、パキスタンを訪問し自由に移動する許可が与えられている。一般的に、政府は国外の政府人権機関と協力的である。赤十字国際委員会（ICRC）は国内に代表団を駐在させ、刑務所ならびに拘置所への出入りを行っている。ICRC スタッフは政府を‘協力的’であるとみなしている。” [2b] (セクション 4)

17.05 フリーダムハウスが‘世界の自由 2007 年版’の中で、パキスタンについて次のように記している。“一般的に、当局は非政府組織（NGO）の活動を容認し、批判的内容の出版を許可している。ここ数年、イスラム過激派による著名な人権擁護者ならびに農村部で活動している女性の NGO 活動家に対する殺害脅迫事件が発生している。” [19b]

17.06 2007 年 11 月 23 日付の‘非常事態時の致命的人権防衛侵害’と題するアムネスティによる報告によると、非常事態中に人権活動家が多数逮捕された。2007 年 11 月 21 日、政府は人権活動家を含む 5,000 人以上の被拘禁者を釈放したが、アムネスティは、依然としてさらなる逮捕ならびに報じられていない拘禁のケースが多くあると懸念している。同消息筋によると、“11 月 4 日、パキスタン人権委員会は大規模な警察派遣部隊によって強制捜査を受けている。非常事態を話し合うために集まった人権活動家 50 人以上が逮捕され、非合法的集会ならびに治安法の違反容疑に問われ、当初、ラホールのコト・ラクパット刑務所に拘禁された……。その他に拘禁された活動家の内、少なくとも 53 人が保釈されたが、依然として再逮捕の危険にさらされている。” [4h]

17.07 さらにアムネスティは報告書の中で、同事件の影響を受けた人たちを次のように挙げている。

“アズマ・ジャハングル信教の自由に関する国連特別報告者委員会議長に対し、予防拘禁に基づき、11 月 3 日、90 日間の拘禁が命じられ、自宅拘禁に処せられた。当局は同氏の自宅を代替監獄に宣言したが、11 月 17 日になって、拘禁命令は取り下げられた。ヒナ・ジラーニ人権擁護者に関する国連事務総長

72 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

特使に対しても同様な拘禁命令が下された。現在、同氏はパキスタンにいない。” [4h]

(セクション 4: 最近の動き, 緊急事態に関するサブセクション参照)

73 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

18. 汚職

18.01 トランスパレンシー・インターナショナル汚職認識指数（デンマーク、フィンランドならびにニュージーランドがそろって第 1 位につけ、もっとも汚職率が低い）において、パキスタンは世界第 138 位である。[81] USSD 報告書 2006 年版は、序文の中で、次のように指摘している。“汚職は、政府ならびに警察の間で蔓延しているが、政府はその問題と闘う姿勢をほとんど見せていない。”さらに、本報告書は次のように続けている。“本年度中、行政府ならびに立法府における官僚の汚職問題は未解決のままで、汚職に関する一般市民の認識は広がっている。国家説明責任条例（National Accountability Ordinance）に基づき、NAB によって汚職有罪を受けた場合、10 年間政治家として活動することが禁止される。（セクション 1.d）” [2b] (セクション 1d)

18.02 フリーダムハウスが「世界の自由 2007 年版」の中で、パキスタンについて次のように指摘している。

“政治ならびに政府のあらゆるレベルの大部分において汚職が広がっている。ムシャラフ大統領は、官僚の汚職をなくすことを最優先事項として公約に掲げたが、2002 年に承認された国家汚職防止戦略の対象は、政治家、公務員、実業家であり、軍部ならびに治安部員は事実上無視されている。汚職容疑は、野党政治家に対する処罰もしくは離脱をさせ PML-Q への入党を勧誘するための道具として頻繁に利用されている。” [19b]

虚偽の文書

18.03 2004 年 6 月 18 日付のカナダ移民・難民委員会による報告書は次のように述べている。

“2004 年 5 月 26 日と 27 日にアイルランドのダブリンで開催された第 9 回ヨーロッパ出身国別情報セミナーでのプレゼンテーションで、国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）のイスラマバード駐在代表が、パキスタンにおける国の様々な情勢に関する情報を提供した。UNHCR 代表によると、パキスタンの汚職率は高く、多種多様な虚偽文書または正真正銘のスタンプまたは権威者によって、虚偽的に認証された文書を手に入れることができる（2004 年 5 月 27 日）。” [12a] (p1)

18.04 本報告書は次のように述べている。“ドイツ連邦外国難民認定庁の亡命・移住に関する情報センターによると、ほとんどすべてのケースにおいて、迫害事実を証明するために‘亡命希望者’が提出した文書（刑法に基づく届出、逮捕令状、裁判所の判決、弁護人の往復書簡）は、虚偽もしくは間違った内容であった。パキスタンでは、正真正銘の文書（例えば、「第一情報報告（ファースト・インフォメーション・レポート）」もしくは公判期日までに被告人を釈放する決定）を入手するために、自分自身に対して（模擬の）刑事訴訟を起こすこと

74 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

は難しいことではない・・・・・・・・・・。個人的なコンタクトを金銭で買うもしくはこれを利用して迫害の状況の描写を新聞記事に掲載してもらうことができる・・・・・・・・・・（2004 年 3 月 30 日）。 “[12a] (p6)

(セクション 9: 治安部隊、サブセクション警察参照)

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

75 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

19. 信教の自由

概観

- 19.01 2007 年 9 月 14 日に公表された米国国務省、世界各国の信教の自由に関する年次報告書（USSD IRF 報告書）2007 年版は、序文の中でパキスタンについて次のように述べている。

“・・・・・・はイスラム共和国である。イスラム教は国家の宗教であり、憲法に基づいて、法律はイスラム教に従わなければならない。憲法の規定には、「法律、公の秩序ならびに道徳に従って、すべての国民はそれぞれの宗教を信奉、実践、ならびに普及させる権利を有する」とあるが、実際には、政府によって信教の自由は制限されている。表現の自由は、憲法上“イスラムの栄光のために法律によって妥当な制限を必要とする。”政府は宗教的少数者に対する扱いを改善させる対策をある程度講じてはいるものの・・・・・・深刻な問題は未解決のままである。司法当局部員は、拘束中の宗教的少数者に対して、侵害行為を行なっている。治安部隊ならびにその他の政府機関は、少数者に対する社会的侵害行為の適切な防止もしくは対応を行っていない。差別立法ならびに異なる信仰の者に敵対的な社会的勢力に対して政府が対策を取らなかったことによって、宗教的少数者への異教に対する不寛容、暴力行為、威嚇を助長している。宗教的少数者に差別的な特別法律の中には、反アーマディ法ならびにイスラムもしくはその預言者を冒涇した場合は死刑に処させる冒涇法がある。政府は女性保護法を制定した。これによって、フドゥード条例は改正され、レイプならびに姦通の事件はシャリーア法から世俗の裁判所に移管された・・・・・・。アーマディヤ集団は、独自の信仰を信奉する際に、依然として政府ならびに社会的差別ならびに法律の壁に突きつけられている。イスラム教のその他の宗派も、政府による差別を受けたと主張している。宗教集団間の関係は緊張状態にある。宗教的少数者に対する社会的差別は広がっており、そのような宗教集団に対する社会的暴力事件が発生している。テロリストならびに過激派集団を含む社会的関係者は宗教的集会を標的にしている。”[2f] (序文)

- 19.02 さらに、人権実態に関する USSD 国別報告書 2006 年版では、次のように意見を述べている。“イスラム教から改宗したと疑われる者に対する報復ならびに報復の脅迫事件が発生した。宗教的少数者に属する人たちは、暴力ならびに嫌がらせを受けており、警察はそのような行為の防止もしくはそのような犯罪者の刑事告訴を拒む場合があり、刑事免責の雰囲気につながっている。”[2b] (信教の自由) さらに、USSD IRF 報告書 2007 年版は、次のように指摘している。“憲法は“宗教法人を運営する自由”を保障している。原則的には、宗教集団組織の信仰施設の設置ならびに聖職者の修行を政府は制限していない、実際には、宗教的少数者の場合この権利が制限されている。”[2f] (セクション II: 信教の自由の現状)

76 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

- 19.03 2007 年 5 月 2 日に公表された世界各国の信教の自由に関する合衆国委員会年次報告書（USCIRF 2007 年版）は次のように述べている。

“宗派ならびに宗教を動機とした暴力は、パキスタンにおいて根強く存在している。シーア派、アーマディ教徒、キリスト教徒ならびにヒンドゥ教徒に対しては特にそうであり、この問題に対する政府の対応はある程度改善したとはいえ、依然として不十分であり完全に功を奏しているとは言えない。現行政府が過激派宗教の政党と政治上の連合関係にあるおかげで、そのような集団が力をつけ、パキスタン国民の支持基盤とは不釣り合いな影響力を国事に対して持つに至っている……。さらに、アーマディ教徒の権利を制限する立法ならびに冒涇法を含め、国の数々の法律によって、結果的に宗教もしくは信条を理由とする拘禁および被告人に対する自警団の暴力に頻繁につながっている。パキスタンにおける民主主義の欠如というさらに広範囲にわたる問題の中で、こうした宗教的自由に関する懸念が根強く残っている……。” [53] (p245)。

- 19.04 本報告書の指摘によると、2005 年半ば以来、政府は宗教系学校もしくはマドラサすべてを登録し、外国人学生を退学させる努力をしてきたにもかかわらず、“パキスタンのマドラサの多くで、パキスタンならびに国外の宗教的少数者を標的とした暴行に参加する者たちへのイデオロギー的訓練ならびに動機付が継続して行なわれている。” [53] (p245)

- 19.05 同伴に関して、USSD IRF 2007 年版は次のように指摘している。“2005 年 12 月、ムシャラフ大統領は、財政・教育データの提供ならびに宗派もしくは宗教的嫌悪や暴力を教えることを禁止する事を含め、政府にマドラサを協力的に登録させる枠組みを定めた。数学、英語ならびに科学を含む世俗的な科目をマドラサすべてに対して段階的に導入していくことで、政府と独立系マドラサ委員会は合意した。” [2f] (セクション II)

- 19.06 さらに USSD IRF 2007 年は次のように追記している。

“連邦直轄部族地域（FATA）ならびに北部バローチスタン州では、未登録でデオバンディ派の管理下にあるマドラサが引き続き過激主義を教えている。同様に、ジャマト・ダワが運営するダワ学校も引き続きそのような教えならびに指定外国テロ組織であるラシュカル・イ・タイッパの新兵徴募を続けている。2007 年 3 月の報告によると、カラチで規制されていない過激主義マドラサは、失業した若者人口を多く抱えるスプロール化した都市で繁栄し続けている。インターナショナル・クライシス・グループによると、マドラサ改革の努力は 5 年間に及んだが、政府のプログラムは完全な成功を見ることなく、一貫した規制がないため、過激派集団はカラチならびにその他の場所で公然とモスクならびにマドラサを運営している。” [2f] (セクション II)

- 19.07 パキスタンに関するヒューマン・ライツ・ウォッチ世界報告書 2007 年版は次のように指摘している。

77 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

“宗教を理由とする差別ならびに迫害は 2006 年も引き続き起こっており、冒流事件件数が増加した。それまでの年と同様に、アーマディ教徒は特に頻繁に標的とされている。アーマディ教徒は、パキスタン法に基づいて非イスラムと法的に宣告され、自らをムスリムと呼ぶだけで冒流法に基づいて告訴される場合がある。2006 年に数十人が逮捕された。6 月、アーマディ教徒 3 人が暴徒によってひどく殴打され、パンジャブ州のダスカ町近郊の村にある家屋 10 棟、モスク 1 棟、店数軒、その他アーマディ教徒の所有地に火が放たれた。政府は宗教的少数者に対して冒流法に基づく検挙を行なうことを慎むよう警察に指示したと思われるが、キリスト教徒ならびにヒンドゥー教徒を含むその他の宗教的少数者も同様に法的差別を受けている。” [13d]

人口統計学

- 19.08. 1988 年にパキスタンが行った最新の国勢調査に基づいて USSD IRF 報告書 2007 年版は次のように記録している。

“.....人口の約 96%がムスリムである。人口 2%以下の集団は、ヒンドゥー教徒、キリスト教徒、アーマディ教徒を含めるその他諸宗の教徒で構成される。国内にいるムスリムの大部分はスンニ派で、少数派のシーア派は 10%から 20%の構成比を占める。パーシ教徒（ゾロアスター教徒）、シーク教徒ならびに仏教徒 がそれぞれ約 20,000 人の信徒人口を抱える一方で、バハイ教徒は 30,000 人を占める。バルチスタン州ならびに北西辺境州（NWFP）の部族の中には、伝統的なアミニズム宗教を信仰しているところがある。宗教を公にしないもしくは具体的にどの宗派に属しないと主張する人口は 0.5%未満である。社会的圧力が大きく、どの宗派に属しないと主張する人はほとんどいない。[2] (セクション I: 宗教人口統計学)

- 19.09 しかしながら、USSD IRF 報告書 2006 年版によると、公式的には人口の 4%に過ぎないが、非ムスリム集団の指導者の話では、総人口に対する宗教的少数者集団の実際の構成比は 10%となっている。[2a] (セクション I: 宗教人口統計学)

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

憲法・立法

- 19.10 USSD IRF 報告書 2007 年版 は次のように述べている。“憲法によってイスラム教は国家宗教と定められている。さらに、宗教的少数者が自由に自分たちの宗教を信奉・実践することができるよう十分な規定を設けなければならないと宣言しているが、実際には、政府は特にアーマディ教徒に対して、信教の自由を制限している。”[2f] (セクション II: 信教の自由の現状) USCIRF 報告書 2007 年版は次のように意見を述べている。これまでの数十年間に導入された差別立法によって、異教に対する不寛容の空気が生まれ、シーア教徒、アーマディ教徒、

78 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

ヒンドゥー教徒ならびにキリスト教徒を含む宗教的少数者の社会的・法的地位が損なわれた。さらに本報告は次のように続けている。“政府官僚は、こうした宗教的少数者を社会的暴力から十分保護しておらず、例外はあるものの、宗教的少数者に対する暴力実行者が法に基づいて裁かれることはまれである。”

[53] (p246)

冒流法

19.11 USSD IRF 報告書 2004 年版 は次のように述べている。

“冒流法は刑法の第 295 項、第 296 項、第 297 項ならびに第 298 項に記載されており、宗教に関する犯罪を扱っている。第 295 (a) 項は、当初、階級を問わずいかなる市民の宗教であれ、これを侮辱した場合は、最高で 2 年間の実刑に処せられることを規定した植民地時代の条文である。1991 年、同刑罰の刑期は 10 年間に延長された。1982 年、第 295 (b) 項が付加えられ、神聖なるコーランの經典の神聖を故意に汚す、傷つけるもしくは冒流する……者は終身刑に処せられると規定している。1986 年、さらに修正条項が加わり、第 295 (c) 項によって、“聖なる預言者モハメットの神聖なる名前”を直接・間接的に冒流した場合は、死刑もしくは終身刑と定めている。1991 年、裁判所は、同犯罪に対する終身刑の選択は妥当ではないとする判決を下した。第 296 項によって宗教的集会を故意に妨害することは禁止されている。第 297 項によって墓地の不法侵入が禁止されている。第 298 (a) 項もまた植民地時代の条文であり、聖人に対して名誉を傷つけるような批判を行なうことが禁止されている。個人的敵対者ならびに当局は、こうした冒流法、特に第 295 (c) 項を利用して、アーマディ教徒、キリスト教徒、ムスリム……に対して、脅迫、処罰もしくは威嚇を行なっている。” [2c] (セクション II)

19.12 さらに、USSD IRF 報告書 2007 年版は次のように続けている。“言論の自由は“イスラムの栄光”のために“妥当な”制限を必要とする。本報告書は次のように意見を述べている。冒流法は宗教すべてを保護するためのものであるはずだが、宗教的少数者の感情が傷つけられる場面では、同立法が施行されることはまれであり、事件が法律制度の対象になることはほとんどない。[2f] (セクション II: 信教の自由の現状)。

19.13 さらに同報告は次のように指摘している。

“一般市民の圧力によって、裁判所は定期的に少数者集団に対する権利の保護を妨げられている。このように、同様な圧力によって、正統スンニ派に対する犯罪とみなされる行為はいかなるものでも、裁判所がこれに対して厳しく対処することが強要された。宗教的少数者に対する差別が裁判になることはまれである。そのようなケースにおいて、裁判所が客観的な判断をする見込みはないだろう。事件の解決には非常に時間がかかり、訴訟を起こしてから第一回目の出廷まで長期間待たなければならないことが一般的である。下級裁判所は頻繁な威嚇を受け、判決を遅らせ、過激派分子からの報復を恐れて保釈を拒否して

79 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

いる。被告人は死刑に処される可能性があり、逃避の危険があるとの裁判所側の主張により、冒流事件での保釈が原予審法廷によって拒否されることが一般的である。保釈の拒否に対して上訴する被告は多いが、公判前に保釈が認められることはほとんどない。” [2f] (セクション II: 信教の自由の現状)

19.14 USSD IRF 報告書 2006 年版 は次のように述べている。冒流法、フドゥード 条例ならびに‘反アーマディ法’は、“改革志向のムスリム、対抗宗派勢力、宗教的少数者を威嚇するもしくは個人的恨みを晴らす場合に利用されていた。” [2c] (序文)。USSD IRF 報告書 2007 年版は、この点で意見を同じくし、次のように意見を述べている。“当局は偽の容疑で個人を拘禁または有罪にしている。判事ならびに治安判事は、過激派との衝突もしくは過激派による暴力を避けようと裁判を無期限に続けることが多い。” [2f] (セクション II: 信教の自由の現状)

19.15 USSD 報告書 2006 年版によると、“冒流法はイスラム、コーランもしくは預言者の名誉を傷つけるような批判または行為を禁じているが、ビジネスもしくは個人的紛争の場で、この法に基づいて苦情を申し立て、宗教的少数者もしくはその他のムスリムに対する嫌がらせに利用している。苦情の申し立てのほとんどは、スンニ派ムスリム内で行なわれている。冒流事件のほとんどは、最終的には上訴レベルで棄却されたが、被告人は裁判所の判決を待ちながら、何年もの間拘禁されたままであることがほとんどである。宗教的過激派集団の暴行を恐れて、予審裁判所は被告に対してなかなか保釈を認めるもしくは冒流罪に無罪判決を言い渡そうとしなかった。” [2b] (セクション 2c: 信教の自由の現状)

19.16. 2005 年 1 月、冒流法が変わると、この問題を報じて、人権問題の実態に関する USSD 報告書 2006 年版 は次のように意見を述べている。“・・・・・・ムシャラフ大統領は、苦情申し立て手続きの改正ならびに偽の容疑を排除する目的で警察幹部に対してそのような事件の再調査を要求する法案の成立に調印した。・・・・・・しかしながら、人権ならびに信教の自由を擁護する団体によると、警察幹部にはこうした事件を再調査するだけの資力がなく、功を奏しなかった。[2006]年を通じて、冒流法に基づく裁判所による有罪件数は 1 件ならびに無罪件数は 3 件、73 件が継続中である。” [2] (セクション C: 信教の自由) 同伴に関して、USCIRF 年次報告書 2007 年版 は、次のようにコメントしている。“より悪意を持って適用された容疑件数を減らすことを目的として、2004 年 10 月、刑罰は修正されたが、小規模な手続き変更では、パキスタンにおける冒流法の乱用状況に対して大きな影響を持つに至っていない。” [54] (p248)

19.17 さらに、USCIRF 2007 年版は次のように追記している。

“こうした手続きにおいて必要となる正当な法の手続きが欠けており、冒流法のマイナス影響はさらに深刻化している。さらに、冒流事件裁判の開廷中、法廷はイスラム過激派が押し寄せ、無罪判決が下された場合はその結果どういうことになるかについて、公の場で脅迫する場面がよく見られる。脅迫には暴力が伴うことがあり、実際にそうした脅迫は信憑性のあるものとなっている。冒

80 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

流法に基づいて、国によって死刑が執行されたケースはないが、死刑の言い渡しを受けた人は何人かいる。冒流法に基づいて罪に問われた人の中で、警察による拘束期間を含め自警団によって暴行され、場合によっては殺害されているケースが数件ある。公的処罰もしくは自警団による暴行を免れた人が国外逃避を余儀なくされる場合がある。” [54] (p248)

- 19.18 これら後半の 2 つの消息筋と対照的に、USSD IRF 報告書 2006 年版は、次のように意見を述べている。前年度（2004 年 9 月—2005 年 9 月）の 54 件から本報告書が扱った期間内（2005 年 9 月—2006 年 9 月）の新たな冒流事件 24 件へと減少している。法律の施行における改正が事件件数の減少につながった可能性がある。同改正は、起訴を行なう前に警察幹部に事件の調査を義務づけることを目的としている。[2c] セクション II) さらに本報告は次のように付加えている。“1986 年から 2006 年 4 月の間に地元 NGO がまとめた統計によると、冒流罪に問われた件数が 695 件あり、その内訳は、ムスリム 362 件、アーマディ教徒 239 件、キリスト教徒 86 件ならびにヒンドゥ教徒 10 件。同年に刑事告訴された事件の大部分で、保釈もしくは告訴が断念されるかどちらかの処分となっている。本報告書が扱った期間の最終時点[2006 年 9 月]で、冒流罪に問われた 695 人の内、22 人が依然として冒流罪容疑で裁判を待つ間拘禁されている一方で、9 人が有罪判決を受けて拘禁されている。” [2a] (セクション II: 信教の自由の現状) しかしながら、USSD IRF 報告書 2007 年版 は次のように指摘している。“本報告書が扱った期間内[2006 年 9 月から 2007 年 9 月にかけて]、当局によって、少なくとも、アーマディ教徒 25 人、キリスト教徒 10 人、ムスリム 6 人が冒流罪容疑で逮捕された[前年度の報告年度における 24 件に対して合計 41 件]。本報告書が扱った期間の最終時点で、多くの人が依然として拘禁されている。正義と平和のための国家委員会は、治安を理由に保釈を求めないことが一般的である。冒流罪容疑者は警察の保護下で拘禁されている方が安全である場合がほとんどである” と述べている。 [2f] (セクション II: 信教の自由の現状)

- 19.19 フリーダムハウスが‘世界の自由 2007 年版’の中でパキスタンについて次のように記録している。

“アーマディ教徒、キリスト教徒、ヒンドゥ教徒ならびに時にはムスリムに対して、虚偽の冒流罪容疑で告訴することを目的に、下級警察官が賄賂を受け取るケースが近年増加している……。今日まで、上訴裁判所は冒流有罪の判決をすべて覆してきたが、容疑者が長期間にわたって拘禁を余儀なくされる場合が一般的であり、拘禁中に不当な扱いを受け、釈放後はこれまで同様に宗教的過激派の標的にされている。こうした法律の乱用を制限することを目として、2005 年修正案が成立し、警察幹部がそのような容疑を調査することが義務付けられた。米国国務省、世界各国の信教の自由に関する年次報告書によると、同法案によって、2006 年に報告された新たな冒流事件の件数は大幅に減少した。” [19b]

(セクション 11, 冒流法に関するサブセクション参照)

81 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

フドゥード条例

19.20 USSD IRF 報告書 2006 年版は次のように意見を述べている。“フドゥード条例によって、レイプ、婚外交渉、窃盗犯罪、アルコールならびに賭博は犯罪とみなされる。同条例は、ムスリムならびに非ムスリム同様に適用される。フドゥードに違反した場合は、コーランの基準もしくは世俗の基準いずれかの証拠に基づいて裁かれる。コーランの基準が適用された場合は、ムスリムもしくは非ムスリムまたは男性もしくは女性によって、それぞれ証言の重要性が異なり、過酷なコーランの処罰を適用することができる。” [2c] セクション II: 信教の自由の現状)

19.21 さらに、USSD IRF 2006 年版は、コーランの基準に基づいて結果的にうまくいったケースは一つもなく、過酷な処罰が待ち受けている可能性があるとしながらも、次のように続けている。

“・・・・・・世俗の基準に基づいて事件は結果的にうまく処理されている。世俗の基準では、証言の重要性は平等で、服役と罰金が適用される。2005 年 1 月、政府は、フドゥード容疑で女性を拘禁する前に裁判所の命令を義務付ける新たな立法を可決した。本報告書が扱った期間の最終時点[2006 年 9 月]で、約 246 人の女性がフドゥード条例に基づいて拘禁されている・・・・・・。本報告書が扱った期間の最終時点で、ムシャラフ大統領は、フドゥード条例に基づいて拘禁されている女性全員の釈放を命じている。” [2c] (セクション II: 信教の自由の現状)

19.22. 2006 年 12 月 1 日、女性保護法はムシャラフ大統領の調印により成立した。同法によって、“レイプならびに姦通は、シャーリア法廷から世俗の法廷へと原則的に移管された。以前は、フドゥード条例・・・・・・は厳しく差別的なコーランを基準とする証拠や処罰に頼ることがほとんどであった。これらはムスリムもしくは非ムスリム両方に適用される。”(USSD IRF 報告書 2007 年版; セクション II: 法律・政策の枠組み, 2007 年 9 月 14 日) [2c]

([フドゥード条例](#)セクション 11 と 22: 女性, サブセクション [女性保護法](#)ならびに [フドゥード条例](#)参照)

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

反テロリスト法

19.23 USSD IRF 報告書 2007 年版は次のように記録している。

82 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

“反テロリスト法に基づいて、言論を含むいかなる行為も、宗教的嫌悪をかき立てることを意図した場合は、最高で 7 年の懲役刑に罰せられる。同法の下で、被告が有罪であっても、法律が選択的に適用されたと信じるにたる正当な理由があると判事が認めた場合、保釈は認められない。” さらに本報告は、反テロリスト法に基づいて、“政府はいくつかの宗教的過激派ならびにテロリスト集団の活動ならびにメンバーシップを禁止した” が、このような措置にもかかわらず、“政府により活動を禁止された集団はこれまで同様に活動を続けている。” [2f] (セクション II: 信教の自由の現状- 法律・政策の枠組み)

背教行為

- 19.24. USSD IRF 報告書 2004 年版 で述べているように、“背教者（イスラム教からの改宗者）に対する死刑を制度化している法律はないが、改宗に対する社会的圧力は非常に大きく、そのような改宗のほとんどは内密に行なわれていると伝えられている。宣教師によると、改宗した村人ならびに比較的貧しい階級の人たちに対して、警察ならびにその他の地元役人が嫌がらせを行なっている。改宗したと疑われる人に対する報復ならびに報復の脅しはよく見られる。”

[2c] (セクション III)

- 19.25. 2007 年 5 月 9 日、アジアニュースによると、背教に関する草案は、第一回目の審議で国民会議によって可決され、議会常任委員会の審議に回された。同記事によると、“政治・宗教 6 党連合であるムタヒダ・マジリス・イ・アマル、通称 MMA によって審議され、2006 年背教法は政府によって委員会に送られた。これによって、イスラム教から改宗する場合はムスリム男性には死刑が、ムスリム女性には終身刑が課せられることになる。さらに、財産を剥奪され子どもに対する法的親権を失うことになる。” [54]

地方の法律 - 北西辺境州

- 19.26. USSD IRF 2006 年版 によると、北西辺境州（NWFP）の州政府は、法案支持者のイスラム的保守的見解に従って法律を可決した。‘ヒズバ法案’は 2005 年に NWFP 議会によって可決されたが、最高裁判所はこれを覆し、この法案を違憲と断定した。[2c] (序文) USSD IRF 報告書 2007 年版 は次のように意見を述べる。“2006 年 12 月、最高裁判所が下した判決によって、NWFP におけるハズバ[原文のまま]法案に基づいて州が行動することを未然に防いだ。さもなければ、シャリーアに基づく並行司法制度が同州において誕生しただろう。” [2f] (セクション II: 信教の自由の現状- 法律・政策の枠組み)

- 19.27 さらに、USSD IRF 報告書 2007 年版は次のように述べている。

“ムタヒダ・マジリス・イ・アマル（MMA）率いる州政府は、NWFP における保守党 6 党からなる連立政権であり、これまでと同様に、イスラムの保守的見解に従って、命令ならびに法律の可決を行なった。施行されれば、こうした発議の多くによって宗派を問わずすべての市民がイスラム法を課せられることになる。現行法には猥褻物取締り法があり、同法に基づいて広告は取り壊さ

83 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

れ、西洋のレコードを販売した店は罰金を課されている。この他にも、アルコール全面禁止ならびに公務員に対する 1 日 5 回の礼拝義務付などがある。” [2f] (セクション II: 信教の自由の現状- 法律・政策の枠組み)

ファトワ

- 19.28 2004 年 11 月 19 日付の情報請求に答えて、カナダ移民・難民委員会 (CIRB) は次のように報告している。

“ファトワとは、宗教的命令・決定であり (UPI2002 年 10 月 20 日 ; ザ・ニュース 2004 年 3 月 25 日 ; AI 2002 年 7 月 8 日 ; パク・トリビューン 2004 年 6 月 3 日)、宗教的知識を持つ宗教的敬虔な個人によって伝統的に発せられてきたが、『現代ファトワを……伝統的訓練を受けていない個人が発する場面もある』(マスードおよびその他 1996, 8, 27) パキスタンに関する報告書いくつかにおいて記されている傾向の一つに、ムッラーもしくはムフティがファトワを発することができる点がある。(AI 2001 年 5 月、16, 23-25, 29-30; ニュースデイ・ドット・コム 2001 年 10 月 5 日; シカゴ・トリビューン 2001 年 10 月 11 日) イスラム百科事典は、ムッラー (モッラー、モッラ、ムッラともいう) の定義として、『同時に機能 (ウーダ)、威厳もしくは職業ならびに位階 (マンサブ) の肩書き……を挙げている。[この言葉は]第一に、ある程度の宗教的教育を受け、これを伝達する適性のあるムスリム学者すべてを指す』 (1991, 第 7 巻, 221)” [12d]

- 19.29 本報告書は、ファトワに関して更なる情報を提供している。その中には、ファトワの発令者ならびにファトワの影響に関して CIRB が参考にした情報源の間に論点が見られることを指摘した内容もある。さらに本報告書は、2004 年 6 月までにムスリムならびに非ムスリムに対して発令されたファトワの事例を提供している。[12d]

- 19.30. 2006 年 12 月 16 日付のザ・デイリー・タイムズの社説は、ペシャワール高等裁判所で審理された事件に関してファトワの話題について論じている。同記事は、“キスタンには、特にファトワの発令という悪習を未然に防ぐことに適応して機能する連邦シャーリア法廷が存在する”と考えている。[55a]

- 19.31 さらに同記事は、ファトワが‘法の範疇’には入らないとして、次のように指摘している。

“……あらゆる種類のファトワによって、われわれの社会は被害を蒙っており、国家司法の議論の根拠は徐々に崩されている。より恵まれない者を威嚇することを目的として、権力のある者がファトワを手に行っている。ムフティ自身は聖戦に関与している宗教的組織に帰属しており、ファトワを強制的に施行することができる地位にある。一例を挙げると、ジャイシュ・イ・モハメドが隆盛を極めイスラマバードのとある諜報機関の保護下にラホールで 17 拠

84 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

点を抱えていた時期、銃を携帯した同組織の若者たちがファトワの施行を通じて独自の小遣い金を稼いでいた。” [55a]

19.32 さらに、同消息筋は次のように続けている。“カラチではファトワを利用したビジネスが横行している。場合によっては、争いを終わらせ、一方の当事者に対して、仲裁を受け入れさせるのに役立つこともあるが、このような行為を野放しにすることは本質的に国家の自殺行為も同然である。” [55a]

19.33 2007 年 4 月 10 日付のインターナショナル・ヘラルド・トリビューンは、ニロファー・バクティアー観光大臣に対してラホール（赤）モスクで活動家聖職者によって発せられたファトワ事件に関して、次のように述べている。“法的、宗教的または道徳的権威は一切ないとして、パキスタンの官僚はファトワを退けた。人権・政治活動家ならびにその他多くのパキスタン人が同行為を非難して大臣支持を表明した。” [56] 同事件に関して、USSD IRF 2007 年版は次のように指摘している。“2007 年 5 月、ニロファー・バクティアー観光大臣はイスラム強硬派聖職者から批判を受けて辞職に追い込まれた。慈善活動の募金集めを目的としたパラグライディング飛行達成後、ある年配の男性と抱き合っているところの写真を 2007 年 4 月に撮られている。大臣が公の場で情愛を見せることはみだらな行為であると聖職者は判断した。” [2f] (セクション II: 信教の自由の現状- 法律・政策の枠組み)

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

選挙権

19.34 2004 年 9 月 15 日に公表された USSD 世界各国の信教の自由に関する報告書 2004 年版は次のように指摘している。

“2002 年 1 月、政府は国の宗教別分離選挙制度を廃止した。同制度は、宗教的少数者と人権団体を一方とし、政府を他方とする双方の間に長年の間根強く残っていた論点である。宗教別分離選挙制度を廃止すると、政治的代表制は宗派を問わず、住民すべてを代表する地理的選挙区に基づいたものでなければならない。このような変更は、官僚が宗教的少数者集団の不安や権利に気づく手助けになるだろうと少数者集団の指導者は考えている。地理的に人口が集中していることが多いため、選挙区の中には宗教的少数者が浮動票ブロックとして大きな影響力を持つところが出てくる可能性がある。これまでの分離選挙制の下では公選職に立候補する能力に限界があるため、国の主流政党で活躍している非ムスリムはほとんどいない。” [2c] (セクション II)

19.35 さらに、本報告は次のように続けている。“少数者集団の指導者のほとんどが合同選挙制への復帰を歓迎したが、特定議席の廃止によって、少数者の議員が選出される見込みがなくなったと批判する少数者集団の指導者もいる。同批判に対して、2002 年 8 月、政府は宗教的少数者のための特定議席を復帰させる

85 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

と公表した。こうして、現在、非ムスリムは、地理的選挙区の地元候補者と宗教集団の代表の双方に投票することができる。” [2c] (セクション II)

- 19.36 法的秩序の枠組み (LFO) 2002 年 [14c] によって、国民議会の 10 議席を非ムスリム（キリスト教徒、シーク教徒、ヒンドゥー教徒、パーシ教徒、アーマディ教徒を含む）のために確保できるよう、憲法第 51 条が改正された。（国家再建局；パキスタン・イスラム共和国の憲法第 3 部改訂版） [57] さらに、LFO [14c]は、州議会が非ムスリムのための特定議席を確保できるよう、憲法第 106 条を修正した。議席の内訳は以下の通り。バローチスタン州ならびに NWFP で 3 議席、パンジャブ州で 8 議席、シンド州で 9 議席（ただし、アーマディ教徒はバルチスタン州において特定議席を与えられていない）(国家再建局；パキスタン・イスラム共和国の憲法第 3 部改訂版) [57]
- 19.37 USSD IRF 報告書 2007 年版は、アーマディ教徒に関して次のように意見を述べている

“ムスリムとして記載されることを希望する者は、ムハンマドが最終的預言者であると信じる誓いを立て、アーマディッヤ運動の創始者が偽の預言者でありこの者を信奉する者は非ムスリムであると断言しなければならない。これは、アーマディ教徒に対する差別を目的とした条項である。最初の有権者登録にはもはやそのような誓いを立てる義務付けはないが、一般市民によって宗教が問題にされた場合は、有権者登録をするムスリムはすべて誓いを立てなければならないことになると選挙委員会は主張する。結果的に、アーマディ教徒はこれまで同様に選挙をボイコットしている。” [2f] (セクション II: 信教の自由の現状- 法律・政策の枠組み)

目次に戻る
出典リストへ

アーマディ教徒

背景

- 19.38 ウェブサイトのエンサイクロペディア・ドット・コムに記載されている‘アーマディッヤ’またはアーマディ運動の項目では次のように説明している。

“.....パンジャブ州クワディヤン生まれのミルザ・グーラム・アーマド（1839－1908）を創始者とする現代の救世主的運動。1880 年に同氏のバラヒニ・アーマディッヤの出版が始まり、イスラム同胞の間で高い評価を得た。1889 年、同氏は信徒の忠誠であるバヤを受ける権限を与える神の啓示を受けたと公表した。さらに、その後、自らをマーディ[救世主]ならびにイスラムの約束された救世主と宣言している（1891 年）。同氏の原理は、インド、イスラム神秘主義、イスラムならびに西洋の要素をうまく組み入れており、英国のインド統治、キリスト教プロテスタントならびにヒンドゥー教の復活に直面し

86 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

てイスラムの復興を目指したものである。同氏の死後、信徒たちによって、マウラナ・ヌール・アドディンが後継者に選ばれた。1914 年、ヌール・アドディンが死去すると、教団は 2 つに分裂した。その大部分がクッディヤンに留まって、グーラム・アーマドを預言者（ナビ）として認めた。クッディヤン派の基本的信仰は過去も現在も、‘真のイスラム’の唯一の具現化である。創始者の息子であるハドラット・ミルザ・バシール・アディン・アーマド（1889-1965）は、今日イスラム・アーマディッヤ・運動（ジャマーティ・アーマディッヤ）として知られているクッディヤン派によって、カリファトゥル・マシー[救世主後継者]に選出された。1947 年後、パキスタンのラブワールの都市（彼らによって築かれ、コーランに則って命名された都市）から活動し、学校ならびに病院のネットワークを運営して、同氏の半世紀にわたる指導の下で運動は形成されていった。同氏の後継者選びはグーラム・アーマドの子孫の間で行なわれている。運動の指導者（2003 年）はミルザ・マシュール・アーマド（1950 生）である。もう一方の派は主流派イスラムと区別することに比較的消極的であるが、グーラム・アーマドを改革者（ムジャディッド）として認め、パキスタンのラホールでアーマディッヤ・アンジュマン・イシャーティ・イスラム運動として後に知られるようになり、またの名をラホール・アーマディッヤ運動として知られている運動を創立した。ナイジェリア、ケニア、インドネシアならびにインド亜大陸において、双方ともに精力的に布教活動を展開している。” [8]

19.39 さらに、同消息筋は次のように続けている。

“正統イスラム教はグーラム・アーマドのビジョンを決して受け入れてはおらず、パキスタンのアーマディ教徒は相当な宗教・政治的攻撃に直面しており、国の宗教的・政治的エリートから背教者ならびに非ムスリムと宣言されるほどである。1984 年、パキスタン政府法令によって、アーマディ教徒によるイスラム式礼拝の使用が禁止され、第 4 代カリファトゥル・マシーはロンドンに亡命後 2003 年に死去している。もっとも広く引用されているイスラム・アーマディッヤ運動参加者の数は 1 千万人に上る。ただし、同数字は 1980 年代のものである。現在の運動参加者数はこれより大幅に増えている。” [8]

19.40 ラホール・アーマディッヤ運動とクッディヤニもしくはアーマディッヤ運動の比較研究は、次のように述べている。最終預言者を信じている主流イスラムとは違って、クッディヤニ・アーマディ派は、ムハンマドの後に別の預言者が現れる可能性があり、ミルザ・グーラム・アーマドはその預言者の一人であると信じている。これに対して、ラホール派は、ミルザ・グーラム・アーマドは預言者ではなく、ムジャディッド（改革者）であると主張する。双方の間には他にも数々の違いがあるが、この部分でラホール派はクッディヤニ派と一線を画している。 [9] (ラホール・アーマディッヤ運動に関するウェブページに掲載)

人口統計学と分布

19.41 1998 年パキスタンが行った最近の国勢調査から得た公式統計によると、パキスタン総人口 132,325,000 人[58a]（当時）に占めるアーマディ教徒の人口は 0.22%[58b]の約 291,000 人である。しかしながら、USSD IRF 報告書 2006 年

87 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

版は次のように指摘している。“アーマディ教徒は 1974 年以降国勢調査をバイコットしており、正確な公式統計を出すことはできない。アーマディ教徒の魂の故郷であるパンジャブ州チェナブ・ナガール（アーマディ教徒によってラブワーと呼ばれている）に集住する信徒は、少なくとも 2 百万人に上る。”[2a] (セクション I: 宗教的人口統計学) USCIRF 報告書 2007 年版によると、パキスタンのアーマディ教徒人口は 3 百万人から 4 百万人を数える。 [54] (ページ 247)

- 19.42 2002 年 8 月、マイノリティー・ライツ・グループ・インターナショナルが公表した‘パキスタンの宗教的少数者’と題する報告書の中で次のように指摘している。“アーマディ教徒の大部分はパンジャブ州中心部出身であるが、その人口は複数の町や市に散らばっている。非ムスリムの少数派に指定された後、その多くはヨーロッパをはじめその他の場所へ移転したが、文化、家族、言語の面ではパンジャブ州とのつながりは依然として強く残っている。” [59] (ページ 10) USSD IRF 報告書 2006 年版 によると、アーマディ教徒の人口はラブワーを中心に分布しており、 [2a] (セクション I: 宗教的人口統計学)、 その人口は、政府の公式統計によると、約 70,000 人である。(議会人権団体報告、2007 年 1 月) [51] (p2) 当時の内務省移民・国籍局に宛てた 2005 年 4 月 13 日付の書簡の中で、アーマディ教徒に関して、UNHCR はコメントして次のように意見を述べている。“ラブワーはパキスタンのアーマディ運動の本拠地であり、アーマディ教徒人口の 95%を占めている。” [20a] (p3) 同件に関して、外務連邦省は、次のように付け加えている。“……ラブワーの公的・準公的機関におけるアーマディ教徒人口が占める割合は非常に低い。ラブワーの有権者人口の内、約 54%がアーマディ教徒であるが、一般的には、様々な理由から投票もしくは選挙で争うことをしていないと思われる。” [11d] (2005 年 10 月 21 日付書簡)

目次に戻る
出典リストへ

アーマディ教徒に対する差別立法

- 19.43 USCIRF 報告書 2007 年版 によると、アーマディ教徒は、

“……法律によって、独自の信仰を十分に実践することが妨げられている。ムスリムであると主張しているにも関わらず、パキスタン憲法によって、アーマディ教徒集団は「非ムスリム」と宣言されている。ムスリムとして「振舞う」ことは法律によって禁止されており、アーマディ教徒は、法律によって、その他多くの行為を禁止されている。独自の礼拝施設を「モスク」と呼ぶこと、非アーマディ教徒のモスクもしくはそれ以外ではムスリムすべてが利用できる公共の礼拝室で礼拝すること、ムスリムの礼拝の呼びかけを行なうこと、公の場で伝統的なイスラムの挨拶をすること、公の場でコーランから引用することもしくはムスリムの信仰に対する基本的な肯定を示すことはしてはならない。さらに、アーマディ教徒が公の場で伝道すること、改宗者の勧誘をすることもしくは宗教誌を作成、出版、普及させることは違反行為である。2005 年 8 月、パキスタン当局は、パンジャブ州でアーマディ教徒が運営する 16 の出版物を禁止した。” [54] (ページ 247-248)

88 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

19.44 USSD IRF 報告書 2006 年版 は次のように記録している。

“宗教的少数者に対する具体的な政府の差別政策の中には、‘反アーマディ法’、冒瀆法ならびにフドゥード条例がある。1984 年、政府は第 298(c)条を刑法に付け加えた。同法は一般的に‘反アーマディ法’と呼ばれている。同条項によってアーマディ教徒は自らをムスリムと呼ぶことならびにムスリムとして振舞うこと、自らの信仰をイスラムと呼ぶこと、自らの信仰を伝道するもしくは普及すること、他人にアーマディ信仰入信を勧誘すること、ムスリムの宗教感情を傷つけることが禁止されている。冒瀆法によって、イスラムまたはその預言者の神聖を汚した場合は死刑、コーランの神聖を汚す・傷つける・冒瀆した場合は終身刑、他人の宗教感情を侮辱した場合は 10 年の懲役刑に処せられる。このような法律を利用して個人的恨みを晴らすもしくは改革志向のムスリム、対抗宗派勢力、宗教的少数者を威嚇する場合がよくある。 [2a] (序文)

19.45 さらに、同情報筋は次のように続けている。

“法律ならびに実際面の双方から、政府は、公の場でのアーマディッヤ信仰実践を阻止し厳しく制限している。政府ならびに反アーマディ宗教集団は、1974 年の憲法改正[アーマディ教徒を非ムスリムと宣言]、ならびに一般的に‘反アーマディ法’と呼ばれる刑法第 298 (c) 条の修正を利用して、アーマディ教徒を標的にし、嫌がらせをしている。‘直接的もしくは間接的に’ムスリムとして振舞うことをアーマディ教徒に禁止した条項の文言があいまいなために、ムスリムの標準挨拶形式を使い、子どもにムハンマド・・・・と名づけたとして、主流のムスリム宗教指導者がアーマディ教徒を告訴している。イスラム聖職者は、アーマディッヤ信仰の知覚脅威に対して、反対運動を展開しているが、政府は最終預言者に関する年次会議の開催を許可することによってこの反対運動に暗黙の承認を与えている。アーマディ教徒が公開会議もしくは集会を開くことは一切禁止されており、1983 年以降独自の年次会議を開催する許可は与えられていない。アーマディ教徒は布教活動ならびにメッカへの巡礼のためサウジアラビアに渡航することもしくはその他の宗教巡礼に行くことが禁止されている。2003 年 7 月以降、メッカへの巡礼を希望する者はアーマディッヤ信仰の創始者を‘狡猾な人間ならびに詐欺師’と非難して書面に宣誓しなければならない。これは政府の登録手続きの一貫であり、それによって、アーマディ教徒がイスラム信仰のこの契約を履行することを事実上防ぐことができる。さらに、アーマディ教徒の出版物は販売を禁止されたが、宗教文学を発行部数限定で 大量に出版した。 [2a] (セクション II: 信教の自由の現状)

19.46 さらに USSD IRF 2007 年版 は、次のように付加えている。1974 年の憲法改正によって、アーマディ教徒は非ムスリムと宣言された。一般的に‘反アーマディ法’と呼ばれる刑法第 298 (c) 条によって、アーマディ教徒は自らをムスリムと呼ぶこと、自らの信仰をイスラムと呼ぶこと、自らの信仰を伝道するもしくは普及すること、他人にアーマディ信仰入信を勧誘すること、ムスリムの宗教感情を傷つけることが禁止されている。同条項に違反した場合の刑罰は、最高で 3 年の懲役ならびに罰金に処される。 [2f] (序文)

89 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

(上記サブセクション冒読法ならびに選挙権参照)

目次に戻る
出典リストへ

パスポートならびに身分証明カード

19.46 外務連邦省の人権に関する年次報告書 2005 年版は次のように述べている。

“2004 年初期、パキスタンは機械読み取り式パスポートを新たに導入した。従来のパスポートとは違って、最新のパスポートには保持者の宗教は記載されていない。このことが宗教指導者の批判を招き、国を世俗化しているとしてムシャラフ大統領は批判された。宗教的反対勢力からの圧力を受けて、政府は議会委員会を設置して同問題の調査を行なった。パスポートに宗教欄を設けることに賛成する調査結果が閣議で支持され、2005 年 3 月以降、発行されたパスポートすべてを対象に保持者の宗教記載が復活した……。同処置は宗教的少数者、特にアーマディ教徒に対する差別である。パスポート申請書類（ならびに投票用紙）には、特にミルザ・グーラム・アーマド・クァディヤニを宗教的人物として拒絶する申し立てに申請者はサインを要求される。アーマディ教徒が自分の宗教をムスリムと記載してパスポートを取得することができなければ、アーマディ信仰の教義の一つであるメッカへの巡礼が許可されない。”
[11c] (p216-217)

19.47. USSD IRF 報告書 2007 年版によると、“政府がパスポートならびに国家身分証明カードに記載する宗教の指定をする。市民は国家身分証明カードがなければ投票できな。” [2f] (セクション II: 信教の自由の現状)

バイアト

19.48 1998 年、アーマディッヤ・ムスリム連合イギリス支部が提供した情報によると、

“バイアト（文字通り、大義のために魂を売るもしくはそのような大義へのイニシエーション、もしくは一番近い同意義として、誰かの手によって行なう忠誠の誓い）は、ある条件を満たし、イスラムの教義に従うために、生まれながらにしてアーマディ教徒でない者がする宣誓……。アーマディ教徒とはアーマディッヤの教義を信じる者である。生まれながらにしてアーマディ教徒とは、その用語が当てはまるように[原文のまま]、アーマディ教徒の両親から生まれた者をいう。この場合、イニシエーションを受ける必要はなく、従って、宗教集団の最高指導者（カリファトゥル・マシー）が変わらない限り、バイアトの手続きを経る必要はない。変更があった場合は、アーマディ教徒すべてが、新しい最高指導者に対する忠誠を正式に新たにするバイアトを行なう……。生まれながらにしてアーマディ教徒である者がバイアトを行

90 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

なうことは反対されないが、当然のことながらバイアト証明書は発行されない。” [18] (p1-2)

カトウェ・ナブワート

- 19.49 PHRG 2007 年版は、ラブワールでのカトウェ・ナブワート会談について次のように報告している (最終預言者保護委員会)

“・・・・・・ムハンマドが最終預言者であるから、その後続く預言者は一人もいるはずがないとするのがカトメエ・ナブワート信仰であると、カトメエ・ナブワート・イスラマバード支部のメンバーは伝道団体に報告した。これに対して異議を唱える者は異教徒であり、その主張は間違っており、根拠がなく、犯罪である。従って、カトメエ・ナブワートの使命は、説法と経典を通して最終預言者に対する理解を広めることにある。同消息筋は、カトメエ・ナブワートがアーマディ教徒を含めたすべてに対して人間として相互尊重していると主張するが、アーマディ教徒は預言者ムハンマドの律法を信じていないため、ムスリムであると自己の存在を主張してはならない。・・・・・・カトメエ・ナブワートの目的は、最終預言者を受け入れない者たちに対抗して、反論し、カトメエ・ナブワート信仰に復帰を促すことである。・・・・・・つまり、カトメエ・ナブワートが特に注目している対象は、アーマディ教徒である。カトメエ・ナブワート (イスラマバード支部) によると、反アーマディ運動が始まったきっかけは、1974 年のラブワール鉄道駅においてムスリム集団のメンバーが暴行された事件である。同消息筋は、‘過去も現在もアーマディ教徒はテロリストである’ と伝道団体に対して報告した。”

- 19.50 さらに、同消息筋は、ラブワールのアーマディ教徒ならびにその所有地が攻撃されたが、この攻撃中心人物がカトメエ・ナブワートの支持者であるとラブワールのアーマディ教徒集団の代表が述べたと指摘している。[51] (ページ 8)

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

現状

- 19.51. USSD IRF 報告書 2007 年版によると、“本報告書が扱った期間内[2006 年 9 月から 2007 年 9 月]に、28 人[USSD IRF 報告書 2006 年版の報告書が扱った期間内に記録された 26 人との対比]のアーマディ教徒の内、宗教法もしくは信仰を理由に、4 人が冒涇法に基づいて、17 人がアーマディ関連法に基づいて、7 人がその他の法律に基づいているがアーマディ信仰を動機として、刑事告訴を受けたとアーマディ教徒集団は主張した。” [2a] USSD IRF 報告書 2007 年版の後半で、本報告書が扱った期間内に 少なくともアーマディ教徒 25 人が冒涇罪容疑で逮捕されたと記録している。[2f] (セクション II)
- 19.52 さらに、USSD IRF 2007 年版は次のように指摘している。

91 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

“2006 年 4 月末時点で、冒涇罪容疑で拘禁されているアーマディ教徒は 4 人いる。アーマディッヤ教徒集団は、宗教的信仰を理由に無実の罪に問われていると主張しているが、その内、殺人容疑に問われて拘禁されているアーマディ教徒が 1 人ならびにさらに 2 人が保釈中である。本報告書が扱った期間内に、アーマディ教徒集団の有力メンバーが、殺人から器物損壊に及ぶさらに 7 つの犯罪に問われている。事件は起訴されないまま、容疑者は保釈の申請を許可された。これまで同様にアーマディ教徒は自分の信仰を伝道したとして逮捕されている。2006 年 7 月、伝道したとして反アーマディ法に基づき、シアルコット地区でアーマディ教徒 4 人が逮捕された。2006 年 8 月、伝道容疑で反アーマディ法に基づき、ミアン・ムハンマッド・ヤールが告訴された。同氏は、地元アーマディ教徒集団の理事長を務めていた。” [2f] (セクション II: 信教の自由の現状)

19.53 さらに、USSD IRF 2007 年版の指摘によると、アーマディ教徒は、公開会議、布教活動ならびにメッカへの巡礼のためサウジアラビアに渡航することもしくはその他の宗教巡礼に行くことが禁止されている。さらに、アーマディ教徒の出版物は販売を禁止されたが、宗教文学を発行部数限定で大量に出版している。(上記サブセクション アーマディ教徒に対する差別立法参照)。さらに、アーマディ教徒は、礼拝施設の設置を制限されており、当局は、“アーマディ教徒ならびに関連施設に対する監視を引き続き行なっている。アーマディ教徒のモスク数軒が閉鎖され、聖域を汚されるもしくは建設が中止されたところもあると伝えられた。” 宗教的少数者すべてが政府職の採用に際して、差別を受けたと主張しているが、中でもアーマディ教徒は特に影響を受けており、“‘ガラスの天井’によって上のポジションへ昇進することが妨げられ、政府省庁の中には、能力のあるアーマディ教徒の採用もしくは留任を拒むところがあると強く主張している。” [2f] (セクション II: 信教の自由の現状)

19.54 さらに、USCIRF 報告書 2007 年版は次のように指摘している。“2005 年 8 月、パキスタン当局はパンジャブ州でアーマディ教徒が運営する 16 の出版物を禁止した。アーマディ教徒に対する逮捕事件が起きている。パンジャブ州事件の結果、2 人が逮捕され、最高で 3 年の懲役刑に処せられており……刑務所当局ならびに囚人仲間による不当な扱いを受けていると報じられている。現行政府が反アーマディ法に対してなんらかの改正を行なう意向は一切見られない。” [54] (ページ 248).

19.55 パキスタンにおけるアーマディッヤ教徒集団の不安を代表して、ウェブサイト www.thepersecutioni.org、‘アーマディッヤ・ムスリム集団’は、1984 年 4 月から 2006 年 12 月に、アーマディ教徒に対して行なわれた告訴事件の概要をまとめている。同リストに記載されている事件は、‘ムスリムとして振舞った’として逮捕されたアーマディ教徒が 404 人、伝道したとして逮捕されたケースが 602 件、‘冒涇法すなわち 295-C’に基づき告訴された件数が 229 件、その他‘反アーマディッヤ条例 298 B/C’に基づき逮捕された件数が 909 件に上る。同概要の統計では、合計 3,482 人のアーマディ教徒が宗教を理由に逮捕もしくは起訴されている。 [60a] (事件の概要) さらに、同消息筋によると、1984 年から 2006 年の間、アーマディ教徒に対する殺害事件が 83 件、殺人未遂事件が 106

92 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

件発生した[60b] (その他の事件の概要、1984 年 4 月から 2006 年 12 月 31 日)。 しかしながら、USSD 報告書 2006 年版によると、“1988 年以降、171 人の同胞が殺害されたが、政府はこうした事件ならびにその他の宗派間暴力の実行者を裁く、または標的となった被害者もしくはその家族を保護する努力をほとんどしていないとアーマディ教徒集団は主張する。” [2b] (セクション 1)

- 19.56 国際人権連盟 FIDH がまとめたパキスタン事実調査団の 2005 年 1 月報告書は 2004 年下半期において次のように記録している。

“恐らく、パキスタンにおいて標的にされている唯一の最大集団はアーマディ教徒であり、言論、信教ならびに結社の自由はほとんど完全に否定されている……………。冒涇法が可決されて以来、同法に基づき、アーマディ教徒に対して約 2000 件の告訴が行なわれている。さらに、一般的には、信仰……………を理由に様々な法律に基づき、約 4000 人が起訴されている。また、パキスタンの政治・宗教的状況の下では、警察ならびに司法は冒涇事件のアーマディ教徒の被告側よりも告訴側につくが、報復を恐れて証拠を提出することはほとんどない。これはちょうど、反アーマディ教徒に対する暴行の被害者よりもその実行者に有利な偏った判断をする傾向にあることと同じである。そのような暴行の加害者が起訴されることは非常にまれであることは事実である。反アーマディ犯罪者が事実上の刑事免責を与えられるのが現状である……………。さらに、付け加えておかなければならないことは、反アーマディ政治がアーマディ運動支持者にまで及ぶということである。つまり、人権擁護者もしくは彼らの権利を唱道するジャーナリストも同じように脅迫ならびに嫌がらせの対象になっている。” [10] (p61)

- 19.57 ラブワールにおいてアーマディ教徒集団の代表に対して行なわれたインタビューで、アーマディ教徒に対する第一情報報告[警察に届けられる容疑・申し立て]は、主に次の 3 つの関係者が行なっているとして、議会人権団体のメンバーは次の関係者を特定している。“カトュメ・ナブワート、警察もしくは政府による介入、個人的争いもしくは恨みの解消に利用する者。” [51] (PHRG 2007 年版: ラブワールのアーマディ教徒が直面する潜在的危険要素; ページ 12)

- 19.58 当時の内務省移民・国籍局に宛てた 2005 年 4 月 13 日付の書簡の中で、アーマディ教徒に関して、UNHCR はコメントして次のように意見を述べている。“アーマディ教徒は必ずしも警察の保護を受けることができるとは限らないようである。実際、アーマディ教徒に迫害ととられるような行為を警察が助長している場合がある。一例を挙げると、警察には、アーマディ教徒の宗教施設ならびに個人財産からイスラム教徒の標示の撤去を手助けする権限が与えられている。必ずしもアーマディ教徒が警察の保護を受けることができるとは限らない一方で、支配的政治団体に対する当局の権限欠如もしくは警察と反アーマディ・ムッラーとの間の癒着はあまりにも日常茶飯事なことであり、アーマディ教徒はなかなか警察の助けを求めようとしない場合がある。” [20a] (p2)

- 19.59 USSD IRF 報告書 2007 年版によると、

93 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

“アーマディ教徒の個人ならびに組織は、宗教的暴力の被害を受けてきた。その被害のほとんどは、宗教過激派組織が誘因となっている。それまでの年に、スンニ派の過激派ムッラーならびにその支持者が、パンジャブ州中心部でアーマディ教徒が多数派を占める町であり彼らの魂の中心地であるラブワールの街頭を練り歩き、時に激しい反アーマディ行進を行なったとアーマディ教徒の指導者は非難する。100 人から 200 人の群集の支持を受け、ムッラーはアーマディ教徒ならびにその創始者を公然と非難し、状況が暴動に発展する場面があったと伝えられている。行進がこのように行なわれている間、警察はほとんどその場にいたが、暴動を防止するために介入することはなかったとアーマディ教徒は主張した。前報告とは対照的に、本報告書が扱った期間内においてそのような報告は一切なされていない。” [2f] (セクション II: 信教の自由の現状)

- 19.60 国内再配置ならびにラブワールのテーマに関して、UNHCR は 2005 年 4 月 13 日の書簡の中で次のようにコメントしている。

“状況によっては、国内再配置が実行可能な選択肢である可能性がある一方で、アーマディ教徒であることが簡単に見破られるという理由で、特に同集団の低層者にとって、再配置は一時的な解決にしかならない場合がある。この理由は、例えば、アーマディ教徒が多数派ムスリムと同じモスクで礼拝することができず、政治・公的目的のためにムスリムとして登録することができないからである。従って、アーマディ教徒は、依然としてムスリム集団、特に小規模な集団の中でいくぶん目につきやすくなっている。カトゥメ・ナブワット[ナブワート]のような集団の努力のおかげで、パキスタン国内におけるアーマディ教徒に対する不寛容さは日常茶飯事の現象であり、国内のどこであれ、短期間に扇動者を数多く育て、次々とそのネットワークを広げていくことができる。” [20a] (p13)

- 19.61 さらに、同消息筋は次のように付け加えている。“実際に、ラブワールはアーマディ教徒個人にある程度地域社会的保護を与えているが、反アーマディ抗議ならびにその他の活動に関しては、イスラム原理主義者集団の集中的標的の対象になっていることを示唆する報告がある。従って、迫害に直面しているアーマディ教徒の問題に対する解決策として国内逃避の可能性に頼ると、個人の宗派が見破られるたびに再配置を余儀なくされ、絶え間ない移動のパターンを形成することにもなる。” [20a] (p3)

目次に戻る
出典リストへ

社会的差別

- 19.62 アーマディ教徒が置かれている社会的状況を踏まえて、PHRG 2007 年版は次のように報告している。

“HRCP [パキスタン人権委員会] は、経済的に低い階級に属するヒンドゥー教徒集団が大衆の関心を引きつけることは比較的少なく、差別の対象になる確率

94 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

が低いと指摘し、このようにアーマディ教徒を[ひどく]扱う背景には階級的・経済的動機が存在することに注目している。しかしながら、アーマディ教徒集団は教育が高く、成功している傾向にあり、同集団のメンバーが政府ならびに市民社会において要職に昇進してきた歴史がある。現在、アーマディ教徒は国家防衛もしくは民間機関の要職に就くことを妨げられている。ファイズ・ウール・レーマン（アムネスティ・インターナショナル・パキスタンの理事長）は同状況に関して、同じような言葉で次のように描写している。1974 年以前、パキスタン政府の要職に就いていたアーマディ教徒は大勢いたが、もはやこうした状況は過去のものである。アーマディ教徒の政策者、判事もしくは教育専門家は一人もいない。さらに、本報告書は次のように続けている。「……イギリス高等弁務官事務所（BHC）はメディアが担う役割についても注目している。HRCP は、地元紙は敵意に満ちた反アーマディ色を帯びるようになったと表現した。『アーマディ教徒は死に値する』など、国営テレビの放送には、反アーマディ教徒の言葉遣いが見られる。伝統的にリベラルな英字紙でさえ、アーマディ教徒を擁護した場合に攻撃されるという恐怖感がジャーナリストの間に高まってきており、信教の自由はなかなか擁護しにくくなってきている。BHC は、地元紙に煽られてアーマディ教徒に対する世論は保守的であると述べている。キリスト教徒の権利がマスコミで支持されても、アーマディ教徒の権利はその対象にはならない。結果的に、アーマディ教徒は非ムスリムであるという説を大部分の人たちが受け入れており、この問題に関してはこれ以上考えようとしなない。しかしながら、個人的・政治的利益のために差別を利用する場合もある」 [51] (パキスタンのアーマディ教徒が置かれた状況 ; p6)

19.63 同消息筋は次のように記録している。

「HRCP によると、現在アーマディ教徒が直面している状況は非常に厳しく状況は毎年悪化している。HRCP は、宗派主義が強くなっている国において、アーマディ教徒の置かれた状態は最悪のシナリオであると説明する。つまり、宗教に関する公式な政策によって、同集団は社会的に非常に弱い立場に置かれている。アーマディ教徒に対する脅迫は場所によって異なる。アーマディ教徒が安全に暮らすことができる場所もあれば、追い払われる場所もある。暴行事件の報告件数は毎年変動するが、アーマディ教徒に対する暴行の全体的傾向は悪化している……。同教徒に対する暴行加害者が被害者として表現される空気があり、アーマディ教徒に対する不寛容の雰囲気が高まっており、アーマディ教徒を擁護しない政府によって間接的に助長されている。3 年前であれば、司法もしくは政府の関係者が暴行を非難する、もしくは新聞で攻撃された場合はアーマディ教徒の擁護に乗り出しただろうが、これはもはや過去の話である……。BHC は次のようにコメントしている。「改革派と過激派との間で闘争が繰り広げられている状況下で、ムシャラフ大統領が宣言した『啓蒙的穏健主義』のアプローチが不安定な状態にある現在の政治情勢とは……。さらに「ムシャラフをはじめ首相は宗教的寛容の促進努力を相当行なってきた。しかしながら、現場ではほとんど変化は見られない。優位に立つことを目的とした宗教の利用はこれまで同様行なわれ、冒涇法の乱用を防ごうとするムシャラフの試みも実際にはほとんど効果が出ていない……。BHC は、こうした状況下であっても、アーマディ教徒に対する世論が確立し

95 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

ており、アーマディ教徒の問題は趣を異にすると指摘している。アーマディ教徒としてのアイデンティティーは非常にデリケートな問題であるがために、アーマディ教徒は社会的に孤立の状態に置かれている。レーマン氏[アムネスティ・インターナショナル・パキスタンの理事長]の見解では、アーマディ教徒はパキスタンでもっとも抑圧された集団である。キリスト教徒が問題に直面しても、パキスタンにおいてはある程度認知されている存在であり、支援を得ることができるが、アーマディ教徒のために圧力をかけてくれる者は一人もいない」 [51] (p7)

19.64 さらに、PHRG 報告書は BHC を引用して次のように記録している。

「・・・・・・アーマディ教徒に対する迫害報告件数が実際よりも少なく、同教徒に対する暴行頻度を正確に評価することが難しくなっているが、BHC はアーマディ教徒が直面している問題は深刻であると考えている。アーマディ教徒が抱える問題に対して、パキスタン政府は問題の解決努力をほとんど行っていない。つまり、アーマディ教徒の問題に直接関することは『政治的自殺行為』であり、政治家はアーマディ教徒の事例を挙げて宗教的寛容を主張しようとはしない。政府上級顧問は次のように同じような結論を出している。アーマディ教徒の状況を覆すことはもはや政府の力が及ぶところの話ではない。・・・・・・法律の改正をしたところで、一般市民の見解を変えるには不十分である。つまり、まずは社会の見解が変化しなければならない。しかしながら・・・・・・パキスタンにはアーマディ教徒に関する議論を率いる覚悟がある党や機関が一切存在せず、従って、近い将来一般市民の姿勢が変わるとは期待されない」 [51] (ページ 7-8)

19.65 USSD IRF 報告書 2006 年版は次のように意見を述べている。

「アーマディ教徒は社会的嫌がらせならびに差別を受けている。誰かがアーマディ教徒であるもしくはアーマディ教徒の親類がいるといううわさが流れるだけで、雇用もしくは昇進の機会が妨げられる可能性がある。アーマディ教徒の大部分は、家庭で教育を受けるもしくは私立のアーマディ教徒運営学校に通う。公立学校に通うアーマディ教徒は、非アーマディ教徒のクラスメートによる虐待の対象になることがよくある。政府がアーマディ教徒多数派の学校に着任させる教師の質は低い。ペルヴェーズ・ムシャラフ大統領はアーマディ教徒に好意的態度を示しているとして批判されたが、2002 年イスラム聖職者からの質問に対して、アーマディ教徒は『非ムスリム』であるという考えを表明した」 [2a] (セクション III: 社会的虐待と差別)

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

キリスト教徒

96 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

人口統計学

19.66 USSD IRF 報告書 2006 年版は次のように述べている。

「公式なキリスト教徒の人口は 2 百 9 万人だが、キリスト教徒は 4 百万人の信徒を抱えると主張し、その 90% はパンジャブ州に住む。キリスト教最大宗派はアングリカン・コミュニオン一派であるパキスタン教会プロテスタント派であり、第 2 位はローマ・カトリックが占め、その他はさまざまな福音主義宗派に属する。カトリックのカラチ主教管区の統計によると、カトリック教徒の人口はそれぞれ、カラチで 12 万人、シンド州で 4 万人、バロチスタン州クエッタで 5 千人を数える。シンド州内陸部出身の下層カースト階級層ヒンダス部族の中でキリスト教に改宗した者は少数に留まる。国内では、外国の伝道団体による布教活動が行なわれており、最大のキリスト教伝道団体が、パキスタン教会のために聖書の翻訳にあたった。あるアングリカン伝道団体は、宣教師何人かを派遣して、パキスタン教会の管理・教育を手助けしている。フランシスコ会を中心とするカトリック宣教師たちは障害者と協力している」 [2a] (セクション I: 宗教的人口統計)

現状

(キリスト教徒に対する法的差別に関しては、上記冒流法とフドュード条例に関するサブセクション参照)

19.67 USSD IRF 2007 年版によると、警察によって拘束中の人たちに対する拷問ならびに不当な扱いが日常茶飯事のように行なわれ、「……宗教的少数者が被害者である事件において、宗教が要因であるかどうかを確かめることは通常不可能」であるが、キリスト教徒集団ならびにアーマディ教徒集団双方ともに、それぞれの信徒が実際は虐待の対象になる傾向が高いと主張する。一般的に、ムスリムの被収容者の場合に比べて、非ムスリム被収容者が収監される施設の質は劣る」さらに、本報告書によると、2006 年 9 月から 2007 年 9 月の本報告書が扱った期間内に、冒流罪容疑で少なくとも 10 人のキリスト教徒が逮捕され、本報告書が扱った期間最終時点（2007 年 9 月）で拘禁されたままの状態である人たちが数多くいる。 [2f] (セクション II: 信教の自由の現状) HRW 報告書 2007 年版 (2006 年の出来事に関して) は、次のように指摘している。「……政府は、キリスト教徒ならびにヒンダスを含む宗教的少数者に対して冒流罪容疑で告訴することを避けるよう警察に支持した模様だが、彼らもまた法的差別を引き続き受けている」 [13d] (信教の自由)

19.68 USSD IRF 報告書 2007 年版の指摘によると、社会的関係者の手によって少数者集団がイスラム教へ強制的に改宗させられている。これに対する政府の対応は不適切であると少数派集団は主張する。同消息筋によると、本報告書が扱った期間内（ならびにそれまでの年度分を含めて）に、イスラム教へ強制的に改宗させられたキリスト教徒の事件を少なくとも 3 件が報告されている。 [2f] セクション II: 信教の自由の現状)

97 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

- 19.69 社会的暴力のテーマに関して USCIRF 報告書 2007 年版は次のように述べている。

「ここ数年の間、キリスト教徒集団もまた引き続き過激派ならびに暴徒による暴力の標的になっている。2005 年 11 月、地元のキリスト教徒に対する虚偽の冒涇罪容疑に基づき、地元のムスリム聖職者に教唆されて 1,500 人以上の人たちが、パンジャブ州サングラ・ヒルの町で教会、学校ならびにキリスト教徒家庭の家屋に火を放って建物を破壊している。政治指導者は同暴行事件を非難し、同事件の実行犯は逮捕され、公判に付されると報じられている。2006 年 1 月、冒涇罪容疑は取り下げられた。2006 年 2 月、大いに議論の余地がある漫画がデンマーク新聞に掲載されると、パキスタン国内は大騒ぎになり、パキスタンにあるいくつかのキリスト教徒集団に対して暴徒たちが脅迫する事件が発生した。シンド州スックール町では、ムスリムの群集によって、教会 2 軒が焼き討ちにあっている。あるキリスト教徒の男性が冒涇罪を犯したといううわさが流れたこともきっかけとなって、この事件は起こった。州当局は同事件に対する調査を命じ、何人かが逮捕されたと報じられている。2006 年 8 月、いわゆる土地をめぐる争いで、ラホール郊外の村の教会 1 軒ならびにキリスト教徒の家屋数軒が襲撃された。男性ムスリム 35 人が建物を焼き、聖書を冒涇したと報じられ、キリスト教徒 3 人が負傷している。[54] (ページ 247)

- 19.70 USSD IRF 報告書 2007 年版は次のように指摘している。「同期間中、キリスト教徒に対する暴行ならびに嫌がらせは引き続き行なわれた。下層カースト階級層ヒンダス部族出身のキリスト教徒の多くは、宗教よりも倫理的・社会的理由に基づきさらなる差別を受けている」 [2f] (セクション III)

- 19.71 USSD 報告書 2006 年版の記録によると、「シーア派、キリスト教徒ならびにアーマディ教徒は宗教的暴力の標的であり・・・アーマディ教徒、キリスト教徒、ヒンダスならびにシーア派ムスリム集団は、政府機関を含む場で雇用ならびに教育の機会において深刻な差別を受けたと報告している」 [2b] (セクション 2c: 信教の自由)

- 19.72 さらに、USSD IRF 2006 年版は次のように続けている。

「キリスト教徒の多くは、もっとも貧しい社会経済層に属し、差別を受けているが、その理由は、宗教というよりも倫理的社会的要因の方が関係している場合がある。貧しいキリスト教徒の多くは、下層カースト階級層ヒンダス部族代々の職業に留まっている。その祖先の大部分が『カースト制度の最下層民』である。以前に比べてある程度向上したとはいえ、100 年以上にわたる一貫した宣教支援ならびに発展が行われてきたにもかかわらず、こうした層の社会的地位は大きな進歩を反映していない。ムスリム多数派の公立学校において、キリスト教徒の学生は、別の場所で食事をするのが強制されたと報じられている」 2[a] (セクション III: 社会的虐待と差別)

98 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

- 19.73 さらに、USSD IRF 報告書 2007 年版は次のように付け加えている。「宗教に基づく雇用差別は広がりを見せているように思われる。ここ数年の間、民間部門における状況はある程度改善してきたとキリスト教徒活動家は述べるが、単純労働関係以外の仕事をキリスト教徒が探すのはなかなか難しい。本報告書が扱った期間内、農業ならびにレンガ窯産業部門における債務による強制労働者の大部分が非ムスリムであった」 [2f] (セクション II: 信教の自由の現状)
- 19.74 USSD IRF 報告書 2006 年版は次のように指摘している。「政府の教育機関に出願する際に、宗派を理由にキリスト教徒の多くが差別を受けたと報告している。キリスト教徒ならびにアーマディ教徒は医学学校への入学を拒否されたと報告し、大学の多くではアーマディ教徒に対する社会的差別が根強く残っている。拘束中の人に対する警察の拷問ならびに不当な扱いは国中で頻繁に起こる深刻な問題として残っており、結果的に超法規的殺害が時々起こった。宗教的少数者が被害者である事件において、宗教が要因であるかどうかを確かめることは通常不可能であるが、キリスト教徒集団ならびにアーマディ教徒集団双方ともに、それぞれの信徒が実際は嫌がらせの対象になる傾向が高いと主張する」 [2a] (セクション II)

目次に戻る
出典リストへ

シーア派ならびにスンニ派ムスリム

背景

- 19.75 世界の少数者百科事典 (2005) は次のように記録している。

「預言者ムハンマドの死後、カリフの選出で預言者ムハンマドの義理の息子であるアリー（シーア派伝統初代イマーム）の許可を得ずに行動が行なわれて以来、シーア派ならびにスンニ派イスラム教徒は互いに異なる道をとってきた。シーア派とは違って、スンニ派は、聖職者の介在なく個人が神と直接契約を結ぶべきであると考え。これは、シーア派のイマームによる介在主義とは正反対の考え方である。スンニ派は、コーランならびに預言者ムハンマドの言行録（ハディース）をイスラム教原理の基本的典拠と考えている」 [37] (p881)

- 19.76 さらに、同百科事典は、次のように述べている。

「紀元 632 年に預言者が死去すると、「正しく導かれた」（ラシドゥン）カリフ最初の 4 人がイスラムの慣例の多くを体系化した。シーア派はイスラム法（シャリア）を厳格に守り、預言者の教えと異なる慣習を最初のカリフ 3 人が制度化したと考えている。最初のカリフ 3 人を正式に認めず、ムスリムを支配する神聖な権威は 4 番目のカリフであるアリーだけに授けられていると主張する。アリーはムハンマドの娘であるファティマと結婚し、紀元 656 年-661 年 までカリフを継承したが、クーファの都市で暗殺された」さらに、同消息

99 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

筋は次のように続いている。「シーア派は、アリーとファーティマの子孫であると指定される者を不可謬かつシャリアを解釈する神聖なる権利を有するイマーム、宗教的政治的権威とみなす。シーア派にとって、特に重要な人物は、アリーの息子であり第 3 代イマームのフサインである。同人物は、父親の死後後継者となったオーマヤド王朝のカリフとの戦いにおいて、カルバラで殺害された。今日、アシューラの祭りはシーア派にフサインの殉教を思い出させ、同人物の殉教後世界が正義の道を捨てたとされる」 [37] (p 880)

人口統計学

19.77 USSD IRF 報告書 2007 年版は次のように指摘している。「国内のムスリムの大部分がスンニ派であり、シーア派は少数派の 10% から 20% を占めている」 [2f] (セクション I: 宗教的人口統計学) USSD IRF 報告書 2006 年版によると、シーア派教徒の主張によると、人口の少なくとも 20% がシーア派で「コム学派 (約 40%)」ならびにナジャフ学派 (約 60%) に分かれている」 [2a] (セクション I: 宗教的人口統計学)

19.78. 本報告書は次のように付け加えている。

「シーア派に関する政府の統計によると、イスマイリ派の人口は約 750,000 人であり、その大部分がアガ・カーンの精神的崇拝者である。約 8 万人のイスマイリ派がボーラ学派もしくはその他の小規模な学派に属する。シーア派人口は国内にまたがって分布しているが、その人口はカラチ、ギルジット地域ならびにバローチスタン州地域に集住している。イスマイリ派人口は、主にフンザ、カラチならびにバルチスタン州に集住する。スンニ派ムスリム集団の大部分は 3 つの主な学派(ブライルヴィ学派、デオバンディ学派ならびにアール・イ・ハディース学派)ならびに社会的・政治的運動であるジャマート・イスラミ(JI)に分かれる。JI は独自の神学、学校ならびにモスクを持つ。アール・イ・ハディース学派の信徒は、多くともムスリム人口の 5% を占め、その人口はパンジャブ州に集住する。同信徒は別の学派の信徒であると主張するのが常であり、JI の信徒に関して信頼できる統計はないが、同信徒の人口は一般的に都心部に集住する。ブライルヴィ学派ならびにデオバンディ学派の指導者は双方ともに、ムスリム人口全体の最高 80% を占めていると主張する。もっとも公平な観察者は、ブライルヴィ学派がムスリム人口全体の約 60% を占め、依然として最大の学派を形成しており、デオバンディ学派が占める割合は約 20% だが、その人口は増加していると見ている。ブライルヴィ学派の人口が集住するのはシンド州とパンジャブ州であり、デオバンディ学派の人口は、通常、北部パンジャブ州から NWFP を越えて北部バローチスタン州に入るパシュトゥーン族地帯に集住する。ただし、カラチならびにパンジャブ州のセライキ地域において人口の増加が見られる。[2a] (セクション I: 宗教的人口統計学)

宗派間暴力

19.79 USSDD 2006 年版は次のように記録している。

100 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

「本年度中、敵対宗派、宗教的過激派ならびにテロリスト集団が関与する礼拝施設ならびに宗教集会に対する攻撃による死亡者の数は 127 人に上る」(セクション 2.c.参照)HRW によると、1980 年以降、宗派間争いの結果、約 4,0004 [原文のまま] 人の主にシーア派イスラム教徒が死亡している。1988 年以降、171 人の同胞が殺害されたが、政府はこうした事件ならびにその他の宗派間暴力事件の実行犯を法に基づいて裁くもしくは攻撃の標的とされる人たちならびにその家族を保護する努力をほとんど行っていないとアーマディ教徒集団は主張する。[2b] (第セクション 1a)

19.80 さらに、本報告書は次のように続けている。「宗教的過激派組織による政府官僚ならびに敵対宗派の宗教関係者に対する殺害ならびに殺害未遂が起こった」(セクション 2.c.参照) [2006]年 2 月 9 日、北西フロンティア州 (NWFP) のハングの町で宗教行列が襲撃され、自爆テロ犯によって 29 人が殺害され、50 人以上が負傷している。同爆発によって、アシューラの祭りを迎えていたシーア派の信徒集会は中断され、暴動が勃発した。爆発を受けて、軍は夜間外出禁止令を発令した。活動が禁止されているスンニ派デイバンディ学派の過激派組織であるラシュカール・イ・ジャングヴィのメンバー 3 人が警察によって逮捕された」 [2b] (セクション 1a)

19.81 USSD IRF 報告書 2007 年版の意見によると、政府は「啓蒙的穏健主義」政策の一貫として、異宗教間の対話ならびに宗派間の調和を求めたが、「本報告書が扱った期間内に、全国的な宗派間暴力の状況は依然として変わっていない」 [2f] (セクション III)

19.82 さらに、本報告書は次のように付加えている。

「これまで同様に、聖職者の標的暗殺は、活動が禁止されている宗派組織のシパー・イ・サハバ (SSP)、テロ組織のラシュカール・イ・ジャングヴィ (LJ)、宗派組織のスンニ・テーリケ (ST) ならびにシパー・イ・モハマッド (SMP) を含む数集団の中心戦略である。SSP ならびに LJ は双方ともにシーア派ならびにバレルヴィス派を標的にし、ST ならびに SMP はデオバンディを標的にしている」さらに、本報告書は次のように述べている。「国内における宗教間の関係は依然として緊張状態にある。対宗教的少数者ならびにムスリム緒宗派間の暴力は存続している。攻撃の責任は小規模な少数者集団にあると大部分は考えているが、差別立法ならびに公立学校における宗教に対する不寛容の教育によって、攻撃を容認する環境が生まれている。警察が暴力ならびに嫌がらせの防止もしくはそのような犯罪を起こした者に対する告訴を拒否するという事態が時々発生した[2f] (セクション III)

19.83 USSD IRF 報告書 2007 年版は、本報告書が扱った期間内 (2006 年 9 月から 2007 年 9 月) の宗派間暴力事件の事例を次のように挙げている。

「2007 年 4 月、2 週間にわたって続いた宗派間暴力事件で、シーア派教徒ならびにスンニ派教徒 100 人以上が死亡し、さらに多くの人たちが負傷した。争いは、パラチナールを皮切りに、クッラム管区の部族地域中に広がった。本報

101 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

告書が扱った期間の最終時点で、双方の宗派はもろい休戦状態にある。2007 年 4 月、武装犯人によって、シーア派の男性 2 人ならびに彼らのスンニ派雇用者が、NWFP で発生した宗派間暴力事件で殺害された。弁護士であり地元政党の指導者であった被害者の一人は、数ヶ月間脅迫を受けていた」同記事によると、2007 年 1 月から 3 月の間に、同市で起こった宗派間暴力事件で、少なくとも 8 人のシーア派教徒が殺害されている。それぞれの襲撃直後に、暴徒によって食料品店が破壊され、店を閉める状態になった。2007 年 1 月、アシュラ祭期間中、少なくとも 2 人の自爆テロ犯によって、シーア派の集会が襲撃され、バンヌのシーア派モスクにロケット 2 発が発射された。クリスティアン・サイエンス・モニター紙によると、事実上宗派間によるものと見られる攻撃で、少なくとも 21 人が死亡、40 人が負傷した[2f] (セクション III)

- 19.84 南アジア・テロリズム・ポータル(SATP)のウェブサイト上にある 2007 年パキスタンにおける宗派間暴力事件に関する統計(ニュース・レポートに基づく)によると、事件件数 341 件、死亡者数 441 人、負傷者数 630 人となっている。[61a] (2007 年パキスタンにおける宗派間暴力事件)

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

(セクション 19: アーマディ教徒, [パスポート・ID カード参照](#))

102 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書にない比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

20. 民族

- 20.01 ユーロパ社の世界地域年鑑－南アジア（2005 年度版）は以下のように記載している：

“主要民族であるパンジャブ族は、全国民の約 3 分の 2 の人口を誇る。その他の主要民族としては、シンド族 (13%)、パシュトゥーン族(イラン系－ 8.5%)、ウルドゥ族 (7.6%) そしてバローチスタン族 (2.5%)が挙げられる。民族分離は西部丘陵地帯で最も顕著であるが、ジャングリ族 (Janglis : かつては野蛮な遊牧民) やティリンギウザー族 (Thiringiuzars : ラクダ放牧民)などが存在する平原地帯にも影響を及ぼしている。” [1] (p387)

- 20.02 アメリカ議会図書館 パキスタン国プロフィール（2005 年 2 月更新）は以下のように言及している：

“パキスタンにおける民族グループは、宗教、言語、ときには部族などのさまざまな組み合わせによって分類されている。パンジャブ族は最大の言語グループを形成しているが（全人口の 44.2%を占める）、さらにラージプート族 (Rajputs)、ジャート (Jats) そしてアラーイーン族 (Arains) の 3 つの職業カースト部族に分けられることがしばしばある。北西辺境州の主要民族であるパシュトゥーン族(15.4%)にはさまざまな部族や親族関係が存在するが、支配的な中央権力は存在しない。シンド州の主要民族であるシンド族(14.1%)は、職業やカースト制で分類されている。バローチスタン州の主要民族であるバローチスタン(3.6 %)については、東西に分かれて下位部族が点在している。その他の民族としては、サライキ族 (Sirais) 、ウルドゥ語モハジール族 (Muhajirs) 、ブラウイ族 (Brahuis) などが挙げられる。サライキ族はそのほとんどがパンジャブ地方に居住。インド難民であるウルドゥ語モハジール族は、祖先が 1947 年のインド分割の際にパキスタンに移住し、現在はシンド州に集中している。ブラウイ族はドラヴィダ語グループに属し、シンド州およびバローチスタン州に点在している。” [46]

モハジール族

背景

- 20.03 *Encarta* オンライン百科事典（2005 年度版）は以下のように述べている：

“モハジール族はパキスタン全人口の約 8%を占めており、1947 年のイギリス統治時代が終了した後にパキスタンに移住した。国内の他の文化的集団とは違い、部族を基盤とした文化的アイデンティティーを持ち合わせていない。しかしながら、国内でウルドゥ語を母語とする唯一の民族である。また、ムスリムのためのパキスタン国として独立国を形成すべく、イギリス統治下インドからの分離を主張した先駆者的民族でもある。独立後、多数のイスラム教徒がイン

103 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

ドの都市部から移住し、誕生したばかりのパキスタン国に住み始めた。これらの移民が後に自らをモハジール（ウルドゥ語およびアラブ語で‘難民’を意味する）と名乗るようになる。移民の多くはシンド州の都市、特にカラチやハイデラバードに住居を構えた。モハジール族はパキスタン先住民族と比較するとより良い教育を受けており、ビジネス、財政や行政におけるリーダー的存在とみなされている。現在、モハジール族のほとんどが都市部に集中している。”

[32a] (p2)

MQM 形成

20.04 *Encarta* はまた次のように記録している：

“シンド族は、シンド州の都市部における優越性をモハジール族に奪われたと感じていた。1970 年代にシンド族中流階級が出現し、そして 1972 年のシンド語が州の公用語に選択される中、モハジール族とシンド族間で敵対意識が高まる。1973 年パキスタン憲法によりシンド州が田園地帯と都市部に分割されたが、数的に多数を占めるシンド族が地方政府を率いることになるという意味合いが含まれていた。今度はモハジール族の多くは好機を奪われたと感じ、自らの利益を主張する運動を展開し始める。1980 年代半ばにモハジール民族運動（MQM）に発展していくこの運動では、モハジール族を固有の文化的集団としての承認、そして同族権利の改善が求められた。一方、内分裂やそれに伴う暴力沙汰が組織内で発生した MQM のイメージはダウンし、支持母体が弱体化していく。しかしながら MQM はシンド州の都市部、特にカラチでは強力な勢力を維持していたため、国内におけるモハジールのアイデンティティ形成において、他の何よりも貢献する結果となった。” [32a] (p2)

20.05 ユーロパ社の世界地域年鑑－2005 年度南アジアによると、MQM は“1978 年に全パキスタンモハジール学生組織として形成された。1984 年にモハジール民族運動、そして 1997 年にムータヒダ民族運動と名称を変えた。MQM は、（インドからの）移民であるウルドゥ語イスラム教徒のパキスタンにおける利益保護のための代弁者となり、モハジールを(シンド族、パンジャブ族、パターン族、バルーチ族に続く)第 5 の；部族として承認するよう求めている。また、これまでの封建的な政治システムを廃止し、民主主義を定着させることを目標としている。” [1] (p447)

20.06 ユーロパ社はまた、MQM は 1990 年代の内部闘争により、Altaf Hussain 率いる多数派と少数派に分裂し、それぞれ MQM(A)、MQM(H)と呼ばれるようになった、と伝えている。 [1] (p395)

目次に戻る
出典リストへ

現在の状況

104 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

20.07 アメリカ国務省 2006 年度報告書によると、“カラチでは名誉殺人が多数報告されている。ムータヒダ民族運動 (MQM) とイスラム協会 (Jamaat e Islami : JI) の対立する 2 政党がそれぞれの組織メンバーを殺害したとして非難し合っている。MQM 情報源によると、同組織の 18 人が殺害されている。一方 JI は 11 人のメンバーが殺害されたとし、MQM への非難を強めている。また人権保護団体監視員は、カラチにおける政治的動機による殺害事件の被害者数は 31 人であると報告している。” [2b] (1a) アメリカ国務省 2006 年度報告書はさらに、“1999 年から 2003 年の期間中に逮捕されたモハジール民族運動 Haqiqi (MQM H) の数十人の活動家は、(2006 年) 年末の時点で依然として拘束されている。そのうちの数人は他の政党メンバーへ暴力行為を働いたこともなく、政府への批判的意見を発したこともない。MQM H サイドは、敵対する MQM が裏で釈放の遅延を操作していると非難を強めている”と述べている。 [2b] (第 1 項-d)

20.08 アメリカ国務省 2006 年度報告書はまた以下のように記録している：

“完全装備した学生グループ同士が言語、講義内容、テスト方針、成績、ドクトリン、衣服などの理由で衝突を起こしている大学のキャンパスがいくつかみられる。これらのグループは、全パキスタンムータヒダ学生組織 (MQM 系) あるいは Islami Jamiat Talaba (IJT)(イスラム協会 (JI) 系) の関連組織であることが多い。また他の学生、教師や大学関係者を脅迫する行為にも及んでいる。武装学生グループは、カンニングの手助けや大学関係者の買収など、他の大学生や関係者を巻き込むことがあり、時には大学機関の基金の使用用途までに影響を及ぼしている。また、抗議集会を何度も開催し、キャンパス内の媒体組織をコントロールするにも至っている。これに対し多くの大学側は、キャンパス内での政治的活動を禁止している。しかしながら効果はほとんど見られていないのが現状である” [2b] (第 2-a)

目次に戻る
出典リストへ

105 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

21. レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランス・ジェンダー

法的権利

21.01 ウェブサイト *Sodomylaws* (2007 年 11 月 24 日) は以下のように報告している：

“刑法第 377 条は、‘いかなる人間も自然の摂理に反した肉体的行為を持つこと’を犯罪とし、禁固 2 年から終身刑の有罪を与え、場合により 100 回の鞭打ち (原文まま) を加えるとしている。” 1990 年、イスラム法が再導入された。‘パキスタンの民事法では、同性愛性行為を行った場合、禁固 2 年から終身刑の有罪が科されることになっている。一方、現在合法に施行することができるイスラム法では、100 回の鞭打ちの刑あるいは石投げによる処刑を課している。’ (レズビアンのケースに関しては、刑法第 377 条が適用されることはないだろうが、イスラム法には適用されるであろう)。“逮捕や訴訟は現在まで起こっていない。(中略) 同性愛に関する法規がまだ制定されていない他国の同性愛者たちと同様、国内の同性愛者たちは関連法が制定されることに脅威を感じている。パキスタンでは、日常生活に法が深く関与することはほとんどないが、同性愛者の場合はどうであろうか。。。しかしながら警官は実際に、同性愛者から賄賂を受け取ることもあり、または性的行為を得ている場合さえある (商業目的含む)。(Stephen O Murray & Badruddin Khan 共同著作‘同性愛の社会的・法的コントロール (Sociolegal Control of Homosexuality) パキスタン章より抜粋。)’ [50]

21.02 2007 年 11 月 29 日付け CIRB 報告書は、パキスタンにおける同性愛者の関係について以下のように記録している：

“同性愛行為はパキスタンでは違法である (US 第 5 章 2007 年 3 月 6 日；ILGA2003 年 11 月；UN2006 年 9 月 21 日；New Internationalist 2006 年 3 月 1 日)。刑法第 377 条では、同性愛については明記されていない。しかしながら、自然の摂理に反した肉体行為には罰金あるいは/および禁固 2 年～終身刑を科される (UN2005 年 5 月 10 日；パキスタン 日付不明)。また 1990 年に導入されたイスラム法に基づく (ウェブサイト *SodomyLaws.org* 2006 年 3 月 31 日より抜粋)、同性愛行為には体罰 (鞭打ち)、禁固あるいは死を科される。(同上；UN 2006 年 9 月 21 日；BBC 2005 年 10 月 5 日；ILGA 2006 年 11 月；New Internationalist 2006 年 3 月 1 日)。同様に、パキスタンでの同性愛間での結婚は違法である (BBC2005 年 10 月 5 日；IGLHRC2007 年 8 月 1 日)。しかしながら 2005 年 1 月、男性 2 人の‘結婚’がカイバル地域 (Khyber) で執り行われたと報告されている (BBC 2005 年 10 月 5 日；The Guardian2006 年 3 月 14 日)。部族評議会はカップルが「宗教的および部族的価値を下げた」とし、同地域から立ち去さないと死に直面すると警告した” (ibid.; BBC 5 Oct. 2005)。また 2007 年 5 月、ラホール高等裁判所はすでに結婚している同性愛カップルに対し、性転換手術を受けた夫は依然として女性であるとし、有罪判決を下した。

106 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

(BBC2007 年 6 月 28 日；BBS2007 年 5 月 28 日；IGLHRC207 年 8 月 1 日)。同カップルは本来、夫側の家族が同カップルに嫌がらせをしていたため、法的保護を求めて裁判所に訴えていた (同上；BBC207 年 6 月 28 日)。しかしながら裁判所は、夫が性別を偽っており、この同性同士の結婚は‘非イスラム的’であるとし、同カップルに書類偽造の罪で有罪判決を下した (BBC2007 年 5 月 28 日；BBC2007 年 6 月 28 日)。同カップルは 1 ヶ月後にパキスタン最高裁判所に上訴し、保釈されることとなった (同上；IGLHRC2007 年 8 月 1 日)。しかしながら上訴の判決については、研究理事会が調査したソースからは見つけることができなかった “ [12c]

- 21.03 パンジャブ警察ウェブサイトから抜粋したパキスタン刑法第 377 条全文では以下のように明記されている：

“377. 自然に反する罪：自然の摂理に反して同性や動物との肉体関係を持つ者はすべて終身刑に処せられるものとする。場合によっては罰金が科せられる。

注釈：単なる挿入も、同法に記述されている罪とみなされるためには十分な行為とみなされる “ [63] (パキスタン刑法。パンジャブ警察ウェブサイトより抜粋)

目次に戻る
出典リストへ

政府および社会の姿勢

- 21.04 アメリカ国務省 2006 年度報告書によると、“同性愛行為は犯罪である。しかしながら、政府による起訴はまれである。(中略) 同性愛者が性的方向性をオープンに示すことはほとんどなく、同年における性的方向性に起因する起訴は報告されていない。(中略)。一方、ヒト免疫不全／エイズにかかっている人間は社会的差別に直面している。” [2b] (第 5 章)

- 21.05 2007 年 11 月 29 日付け CIRB 報告書は以下のように指摘している：

“パキスタンの同性愛者に対する訴訟およびその判決については、研究理事会が調査したソースからは見つけることができなかった。しかしながら 2006 年人権に関する国別状況 (Country Reports on Human Rights Practices for 2006) は、パキスタン政府がこのような訴訟を取り扱うケースは“まれ”であると報告している (US 2006 年 3 月 6 日第 5 章；*The Guardian*2006 年 3 月 14 日)。しかしながらカイバル地域で 2005 年 5 月、2 人の男性同性愛者が性的行為中に拘束され、公然で鞭打ちの刑に処されている (BBC2006 年 10 月 5 日)。
[12c]

- 21.06 同報告書は、同性愛行為に対する社会的態度に関して以下のように述べている：

“同性愛はパキスタンにおいて“比較的”一般的なことであると考えられているが (同上；*New Internationalist*2006 年 5 月 1 日)、公然と話し合う主旨で

107 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書にない比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

はない“タブー”とされている (BBC2007 年 6 月 28 日 ; UN 2006 年 9 月 21 日 ; The Guardian2006 年 5 月 14 日)。また、同性愛者が自身の性的方向をオープンにしていることはまれであると報告されている (US 2007 年 3 月 6 日第 5 章 ; BBC2005 年 6 月 2 日)。2005 年 5 月 10 日発行の国連総合地域情報ネットワーク (IRIN) 記事によると、パキスタンの同性愛者は、性的少数派に対して粗野で (国内の) 厳格で容赦ない保守的な社会に自分たちが'さらけ出される'恐怖を抱きながら生活している。“また同報告書によると、地元のある非政府組織 (NGO) 代表者が、もし個人が国内の同性愛者の権利を擁護する運動をオープンに展開したならば、その人物は宗教信仰者によって殺されるであろう、と述べている (UN 2005 年 5 月 10 日)。しかしながら、理事会が調査した複数のソースによると、パキスタンの同性愛者は一般的に“黙認”されている可能性がある (UN 2006 年 9 月 21 日 ; UN 2005 年 5 月 10 日 ; BBC2005 年 6 月 2 日 ; The Guardian2006 年 3 月 14 日 ; Pink News2006 年 3 月 14 日)。また、同性愛者に対する攻撃は“まれ”であると伝えられている (The Guardian2006 年 3 月 14 日)。同国の北西辺境州 (NWFP) のパシュトゥーン族は、少年を愛人とすることがあることはよく知られているらしい。総合地域情報ネットワーク (IRIN) によると、この習慣は“当地で深く根付いている文化である” (UN 2005 年 5 月 10 日)。2006 年 3 月に開催されたラホールのフェスティバルでは、同性愛者グループがドレスを着て参加している (The Guardian2006 年 3 月 14 日 ; Pink News2006 年 3 月 14 日)。また、パキスタンの同性愛者間の団結感を高めることにインターネットが貢献していると伝えられている (UN 2005 年 5 月 10 日 ; The Guardian 2006 年 3 月 14 日 ; BBC2005 年 6 月 2 日)。オンライン・チャットルームは、中流・上流階級出身の同性愛男性たちに“安全かつ匿名で参加できる口論の場を提供している、といわれている (The Guardian2006 年 3 月 14 日)。[12c]

21.07 同報告書はまた次のように続けている：

“2005 年 1 月 5 日付け英国放送協会(BBC)の記事によると、カラチやイスラマバードなどのパキスタンの大都市では、同性カップルと一緒に住むことが‘増加している’。しかしながら同記事は、同性カップルと一緒に生活することは‘まれ’であり、これらの同性愛男性の多くは“家族が憤慨することを避けるべく”、女性と結婚している、と続けている (The Guardian2006 年 3 月 14 日)。また総合地域情報ネットワーク (IRIN) によると、イスラマバード、カラチやラホールなどの大都市では、(同性愛を取り巻く) 周囲の状況は‘比較的’寛大であるが、農村部では‘極端な’保守主義により、同性愛者は依然として‘私室に閉じ込められた’ままである (UN 10 May 2005)。2つの情報源は、公然で同性愛を表現できるような文化を作り上げることによって、はじめ同性愛者が人目を引くことなく社会に溶け込むことができる、と指摘している (BBC2005 年 6 月 2 日; The Guardian2006 年 3 月 14 日 “[12c]

目次に戻る
出典リストへ

トランス・ジェンダー/性転換

108 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

21.08 2007 年 8 月 14 日更新のウェブサイト イスラム法の下で生活する女性は、夫が一部性転換手術を受けた夫婦に言及し(21.02 参照)、“法的には彼女(夫となる Shamial Raj)は彼女の好きな場所で生活することができ、なによりも 2 人の‘女性’が共同生活を営むことは可能である。彼女たちがありのままで生活することも可能である。しかしながら、このことに関しては控え目である必要がある。また、もしこのカップルが本当の男女であっても、結婚等言う形を取っていなければ、社会はそれを問題視するであろう” [62]

21.09 同情報源は次のように続けている：

“センセーショナルな報道にもかかわらず、Shamial も Shahzina もこれまで女性同性愛や同姓婚の罪に問われることはなかった。パキスタン法は、このような関係に対して沈黙を守っており、また何の罪も定義していない。Shamial の性別および性的方向性に関する問題は、借金返済のために娘を結婚させようとした Shahzina の父親がこのカップルに嫌がらせをし、その嫌がらせを放擲手段で訴えることにより明らかになったものである。(中略) (2007 年) 5 月 28 日、裁判所は、Shahzina と Shamial が刑法第 377 条(自然に反する罪)の下に裁かれるには証拠不十分とし不起訴とし、書類偽造の問題に対しては(軽い)有罪を下す、と決定。2 人には 3 年の禁錮が言い渡された。” [62]

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

109 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

2. 身体障害

22.01 アメリカ国務省 2006 年度報告書は以下のように述べている：

“身体障害者と健常者は法の下に平等である。また、地方および国家レベルで労働者の割当数（quotas）が存在する。しかしながら、政府は身体障害者のための法を適用しておらず、また建物へのアクセス便宜や政府による特別施設建設などを義務付けていない。身体あるいは精神的障害者の大多数が家族によってケアされている。しかしながら、物乞いや犯罪加担を余儀なくされるケースや、組織的犯罪で利益を得ているケースもみられる。法の下、公私企業はいずれも少なくとも 2% の雇用を身体障害者に割り当てなければならない。もし身体障害者を雇用したくない場合は、ある一定の金額を財務省に支払わなければならない。集金された罰金は身体障害者のための基金に注入される。しかしながら支払の義務が生じたことはほとんどない。国家身体障害者社会復帰委員会はこれらの人々に対し職、融資さらに扶養手当を付与している。‘パキスタン身体障がい者社会復帰協会’を開設し、リハビリ、職業訓練や医療サポートを提供している。（中略）精神障がい者の囚人に対しては、的確なケアを施されることがなく、他の囚人と区別されることはない。また選挙投票や民事への参加に関しても身体障害者に対する規制は存在しない。” [2b] (第 5 項)

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

1 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

23. 女性

概要

23.01 パキスタンは、女性差別撤廃条約(CEDAW)調印国である。[64] (UN 2007 年 6 月 11 日 p1)

23.02 2007 年 6 月 11 日に行われた第 38 回 CEDAW 委員会の最終コメントでは、パキスタンにおける建設的な発展状況に言及している：

“（前略）近年の法改正は、女性に対する差別を撤廃して男女平等を促進することを目指している。2002 年の法的構造指令（Legal Framework Order）の下に行われた憲法第 51 および第 59 改正により、国民議会・上院への女性の確保議席数が増加した。2000 年の 1951 年発行パキスタン国民法令の改正により、外国人伴侶から生まれた子供へ国籍を付与することが義務付けられた。また 2002 年の人身売買予防・制御条例採択、2004 年の犯罪法改正による‘名誉殺人’訴訟の簡略化、さらに 2006 年の女性保護条例（犯罪法改正）採択による Hudood 法令改正などもある。上述の一連の法改正は、大変喜ばしいことである。” [64] (p2)

23.03 CEDAW 委員会はまたパキスタン国に対し、国家アクション・プラン（1998 年）、国家女性前進・権利拡大政策（2002 年）、そしてジェンダー改正プラン（2005 年）を適用するよう推奨している。また、女性開発省の再編成および国家女性地位委員会の設立は国にとって好ましく、暴力被害にあった女性をサポートする努力も歓迎的であるとみなしている。[64] (p2)

23.04 しかしながら同委員会は、CEDAW が課す義務のパキスタン国家による適用について、以下のような問題を挙げた：憲法における‘差別’の定義が欠如している；CEDAW 自体 が国内法に十分反映されていない；新しい法を適用するには十分な対策が取られておらず、社会の女性差別メカニズムを立て直すための手段に欠けている；女性の権利を促進させる母体を形成するための十分な資金が不足している；犯罪や Qisa and Diyat 法が今もなお支持されている；刑事司法制度において、女性への暴力犯罪に対する説明責任が欠如している；部族間争いを解決するための部族会議‘jirgas’が今もなお存在している。この部族会議は‘女性へ暴行を加えること’を容認している。しかしながら同会議開催は高等裁判所によって禁止されている。パキスタンは封建的家長制度が残っている国家であり、また家庭や職場だけでなく社会全体において女性に対するステレオタイプが一般的に根強く残っており、さらに女性人身売買も今もなお行われている。また政府や司法制度における女性参加率も低い。女性の文盲率は高く、医療機関への加入権も欠如している。結婚や女兒出産の際には不適当な登録がなされる場合もあり、離婚の決定権も男性と平等に持ち合わせていない。[64] (p3 ~p8)

2 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

法的権利

23.05 パキスタン憲法は、“すべての国民は法の下に平等であり、平等な法的保護を受ける権利がある。（中略）性別による差別はあってはならない。（中略）同条において、国家が女性・子供保護に特別な措置を取ることを妨げるものはないものとする” [14a] (パキスタン憲法第 1 章第 2 項- 5 ; p5)

23.06 The アメリカ国務省 2006 年度報告書は以下のように意見を述べている：

“法は、性別による差別を禁じているが、実際は効力がなく、差別はなされている。女性は家族法、財産法および司法制度において差別に直面している。女性保護法例が適用される以前に、フドゥード 条例が女性に対する司法的差別を築き上げてしまったためである。コーランの教えに従った女性への懲罰が女性に与えられた場合、女性がいかに証言しても、この証言は法的に効力がないとみなされるか、あるいはかなりの割合で無視されるケースがある。また財産の問題や契約上の義務に関しても、女性の証言は男性のそれとくらべると半分の効力しか持ち合わせていない。” [2b] (第 5 項)

女性保護法

23.07 2006 年 12 月 1 日、ムシャラフ大統領は女性保護法令 (WPA) に調印した。同法令は、“(フドゥード条例では有罪とみなされる) レイプや不貞の訴訟をイスラム法裁判所よりもむしろ一般裁判所で取り扱うよう定めている。フドゥード条例はこれまで、イスラム教徒・非イスラム教徒にかかわらず、コーランの教えを基準としてレイプ、婚姻外性行為、財産が関与する犯罪、アルコール、ギャンブル行為を有罪としていた。コーランの教えを基準とした場合、イスラム教徒あるいは非イスラム教徒、または男性あるいは女性によって、罪の重さが変わってくるのである。” [2f] (2007 年度 USSD IRF 報告書 第 II 章) 2007 年度 USSD IRF 報告書によると、ムシャラフ大統領がフドゥード条例の下で有罪になった女性に釈放を言い渡している。 [2f] (2007 年度 USSD IRF 報告書 序文) また、“フドゥード条例により有罪になったほとんどすべての女性は、WPA 施行により釈放されることとなった。数百人が依然として法の下に拘束されているが、これらの女性は現在 Daarul Amaans (国家運営の女性保護センター) に収容されている。しかしながらその中の多くは社会的追放を受けて家に帰れない状態にある”、と述べている。 [2f] (2007 年度 USSD IRF 報告書 第 III 章)

23.08 2007 年 12 月 3 日発行 CIRB 報告書によると、WPA は“(前略) また、女性が‘強姦’と言う証拠を提出できないとしても、和姦ではなく強姦であると自己申告している場合、有罪判決を下すことは禁じられている (アムネスティ・インターナショナル 2007)。同性愛者の同意による婚姻外性行為は有罪としている。しかしながら WPA は、同性愛者性行為を起訴する前に裁判所が調査を行

3 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

うよう要求している (同上; BBC 2006 年 11 月 15 日)。“ [12f] (パキスタン: 2006 年女性保護 (犯罪法改正) 条例と施行に関する報告書 2007 年 12 月 3 日発行)

- 23.09 WPA 導入に関し、アメリカ国務省 2006 年度報告書 2006 は同法令について以下のようにコメントしている：

“（前略）WPA 適用により、女性に対して最も不利な条件が定められているフドゥード条例内の項、特に性的関係に関する項が無効となった。Zina 犯罪（Hudood 法施行）条例の存在により、以前はレイプ被害者の女性が訴訟を起こすことが難しい状態にあった。現在もなお残っているフドゥード条例では、ギャンブル、アルコール飲酒、いくつかの財産犯を有罪と認めているが、これらの罪に関しても一般刑事裁判所で裁かれることになった。フドゥード条例は、証言の信憑性について厳格なスタンダードを定めており、イスラム教徒または非イスラム教徒、または男性あるいは女性によって証言の重みが変わってくる。処罰に関しては、コーランに定められた処罰を適用することになっている。（中略）フドゥード条例に従った訴訟の場合、金銭に関わる訴訟や契約上の義務不履行に関する問題が起訴されると、訴訟の大小に関わらず、男性による証言は女性による証言よりも重きを置かれることになっている” [2b] (第 1 項-e)

- 23.10. 同報告書はまた、WPA 調印前の状態を以下のように述べている：

“（前省略）夫や男性親族は、女性の行動をコントロールすべく、偽りの姦通や密通の罪で女性を脅しの意味でフドゥード条例に訴える場合がある。フドゥード条例は、強姦であったと証言するレイプ犠牲者女性に対し、偽証罪として有罪を下し禁錮を言い渡す。パキスタン人権委員会（HRCP）2005 年度報告書によると、約 4621 人の女性がフドゥード条例に従って投獄されている。免訴される場合もあるが、それまでには数ヶ月あるいは数年かかるため、結果的に女性は汚名を着せられる結果となる。[2b] (第 5 項)

- 23.11 ヒューマン・ライツ・ウォッチ 2006 年度世界年次報告書—パキスタンは以下のように記している：

“法的な女性差別を根絶することは重要である。しかしながら、準備が十分に整っていない。パキスタン国民議会は、（2006 年）11 月 15 日に女性保護法案を通過させることに成功している。野党パキスタン人民党の支援を得ての成果であった。同法案通過により、フドゥード 法令の中でも女性にとって最も危険な項が削除された。裁判官は現在、イスラム法よりも刑法に則ってレイプ訴訟を取り扱うことができるようになっている。同法案通過による最も重要な成果は、女性がレイプ訴訟を起こす際に証言が必要ではなくなったことである。以前は 4 人もの証人が必要であったが、一般的にレイプを目撃する人はおらず、よって有罪を勝ち取ることは不可能であり、むしろ姦通罪を科される危険性があった。今回の法改正ではまた、同意の下で婚姻外性行為を持った女性に対する死刑宣告や鞭打ちによる処罰を廃止している。女性差別撤廃協定(WPA)は、女性差別を定める法を修正あるいは廃止するよう求めているが、実際のところ女性保護法案は WPA に対応していない場合が多い。フドゥード法では、女性

4 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

への差別的行為を定める項が現在もなお有効であり、女性の婚姻外性行為を犯罪とみなし、禁錮 5 年および罰金が女性に科せられる。しかしながらフドゥード法は、現在もなお婚姻内レイプを承認したままである。” [13d]

(第 11 項フドゥード法令ならびに第 19 項のフドゥード 法令 参照)

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

婚姻法

- 23.12 1961 年作成のイスラム教家族法法令によると、“同法令はパキスタン全土に適応され (原文のまま)、また全イスラム教徒パキスタン人に適応される。” また、結婚、一夫多妻、離婚および訴訟のすべてを対象としている。[30] (p1) 1939 年イスラム教婚姻解消法令により、女性は男性と離婚することができると記述されている。[31] (p1) ジーナ犯罪 (フドゥード法施行) 法令によると、成人とは、男性の場合 18 歳、女性の場合 16 歳、あるいは思春期を迎えた人間を意味する。[14b] (p1)

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

政治的権利

- 23.13 アメリカ国務省 2006 年度報告書は以下のように述べている:

“国民議会議員 342 人のうち 73 人が女性である。また 5 人の女性が入閣している。一方、最高裁には女性の判事はいない。国民議会の 60 議席が女性に与えられている。州議会においては 758 議席のうち 128 議席、地方評議会では 3 分の 1 の議席が女性に割り当てられている。地区によっては、社会的あるいは宗教的保守主義者が女性候補者を排除する動きが見られる。しかしながら、異議なく女性が選出される地区もあるのは事実である。女性の大多数が投票に参加しているが、女性の投票を阻止する家族、部族長やコミュニティーもある。パキスタン・ムスリム同 Quaid-e-Azam 派 (PML-Q) およびパキスタン国民党 (PPP) は各地方の事務局長に対し、女性の立候補あるいは投票を妨げる協定に同意することを禁じている。一部の北西辺境州 (NWFP) には女性の投票を禁止する組合協議会が存在するが、パキスタン選挙委員会はこのような組合協議会を無効としている。州首相もまた女性を大臣に指名することがある。” [2b] (第 3 章)

- 23.14 同報告書はまた次のようにつけ加える。“2005 年 10 月、少数派部族及び女性行政官選出のための間接選挙が行われた (中略)。北西辺境州 (NWFP) の上部 Dir 地区およびバタグラムでは、地元コミュニティー指導者や宗教リーダーが女性の投票や女性当選を妨害した。これを受けた女性問題首相アドヴァイザーは上部 Dir 地区に赴き女性による選挙を保護した。” [2b] (第 1 章-d)

5 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

社会的・経済的権利

23.15 USSD IRF2007 年度報告書は以下のように述べている:

“国家は、民事婚および習慣法による婚姻を承認していない。つまり結婚は、個々が所属する宗教に従って行われるものとされている。非イスラム教徒男性がイスラム教に改宗すると約束の場合、この婚姻はイスラム法適応後も合法とされている。しかしながら、非イスラム教徒でイスラム教に改宗すると約束した女性の場合、結婚前に信仰している宗教儀式に則って婚姻したとしても、この婚姻は認められない。子供に関し、母親が以前はヒンズー教あるいはキリスト教であったが結婚後にイスラム教に改宗した場合、父親がイスラム教徒に改宗していない限り、この子供は非嫡出子とみなされる。また、イスラム教徒男性は‘聖書の’ (ユダヤ教徒あるいはキリスト教徒)の女性と婚姻関係を結ぶことができるが、女性がイスラム教、ユダヤ教あるいはキリスト教に改宗しておらずその他の宗教を信仰している場合、この婚姻は禁じられている。イスラム教徒女性はイスラム教徒男性と1度だけ婚姻することが認められている。両親がイスラム教徒であったがどちらも改宗した場合、その子供は非嫡出子とみなされ、国家より取り上げられることになっている。補足であるが、イスラム教から他信仰へ改宗することは背信行為とみなし、死刑の判決を下すことも可能である。しかしながら、いかなる宗教にも関わらず、非イスラム教徒であるがお互い同じ信仰を持つものたちの結婚は国で認められている。イスラム教徒男性と‘聖書の’女性の婚姻は承認されており、このような夫婦から生まれた子は嫡出子とみなされる。女性がイスラム教徒で男性が非イスラム教徒の場合、この婚姻は非合法とされ、従ってその子供も非嫡出子となる。イスラム教徒男性のいかなる宗教への改宗も認められていない。婚姻が合法化され、かつその子供が相続の資格を持つことができる唯一の方法は、あるいはイスラム教に改宗することである。” [2f] (Section II)

23.16 結婚に関し、アメリカ国務省 2006 年度報告書は以下のように述べている:

“政府は婚姻の権利に干渉することはできないが、地方行政官が有力者家族の意に反する結婚に権力を乱用することがある。また国家は、家族の意に反する（主に女性の）結婚や離婚に対する訴訟を積極的に進めることも禁じられている。イスラム教に改宗するという約束で女性が現在信仰している宗教儀式に従って婚姻したとしても、この婚姻は合法的に認められない。一方改宗すると約束した非イスラム教徒男性の婚姻に関しては合法とみなされている（後略）” [2b] (第1項-f)

23.17 同報告書はまた以下のように記録している:

“家族法は、生活費の問題などを含む離婚訴訟において、女性への保護を保証している。また、未成年の親権やその養育費に関する明確な指針を定めている。

6 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

しかしながら多くの女性が同法の女性保護措置について知らず、よってこれらの保護措置に関する法的助言を得ないままである。離婚した女性の多くは、いかなるサポートも得ることができず、家族からの排斥の目に遭っている。花嫁の売買は法的に禁じられているが、この慣習は農村地帯で今なお行われている。法の下、女性は家族の賛成なしで結婚することができるが、実際にそのように結婚した場合、家族から追放され、名誉殺人の被害者になることもしばしばある。” [2b] (第5項)

23.18 USSD 2006 年度報告書は財産法に関し、同法は“（前略）女性を差別している。女兒は男児の半分の財産分与しか享受できない。女性は亡くなった伴侶の8分の1のみの財産相続権しか与えられないと定められている。しかも実際は、それ以下しか相続できないことが多い”、と述べている。 [2b] (第5項)

23.19 USSD 2006 年度報告書はさらに、“シンド州農村地帯では、地主が財産分与をしない‘コーラン的結婚’の伝統を現在もなお維持している。コーランと結婚した女性の財産は結婚後も父親あるいは兄に所属す。また既婚女性は、14歳以上の男性とのコンタクトを全面的に禁止され、外出することなく、家族以外の人と接触しないことを求められる”、と述べている。 [2b] (第5項)

23.20 自由の家作成による報告書 2007 年度世界の自由は、パキスタンについて以下のように述べている：

“ある女性の親族がある男性を殺害した場合、両家族間で争いが起こらないよう、その女性を相手側の家族に結婚の目的で捧げる慣習がパキスタンにあり、その慣習は今もなお農村地帯に存在している。しかしながら、同慣習に反対する女性、社会活動家や宗教学者が増加している。2004 年、最高裁は同伝統に違法判決を下している。さらに、2005 年 12 月に裁判所が警察に対して女性を保護するよう要請したことは初めてであり、記述するに値する。” [19b]

23.21. 女性の労働権利に関し、アメリカ国務省 2006 年度報告書は以下のように観察している：

“職場での女性保護に関する法律は存在していない。報道機関によると、家庭内労働者や看護師が特に嫌がらせを受けている。刑事法は嫌がらせを禁じているが、起訴はまれである。（中略）女性は職場で深刻な差別に直面している。同じ職務を遂行したとしても、男性よりも女性の給与が少ない。多くの農村地帯では、多大なる社会的圧力により、女性が外で働くことができないでいる。部族の中には、現在もなお女性の親類以外の男性とのかかわりを一切認めない慣習を維持しているものもある。” [2b] (第5項)

(名誉殺人;婚姻法参照)

社会・経済指標

7 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

23.22 世界保健機構 (WHO)国別プロフィール—パキスタンは、2005 年度の数字をベースとしたさまざまな男女別社会・経済統計を示している。女性／女兒は男性／男児よりも教育を受けていない。女兒の初等教育就学率は 77%、また中等教育就学率は 40%。一方男児の初等教育就学率は 94%、中等教育就学率は 51%である。また、15 歳以上の女性の識字率 40%に対し、男性の識字率は 65%である。[65] 性と生殖に関する権利センターの 2004 年度世界の女性報告書によると、都市部での女性の識字率は大変高く 60%であるが、農村地帯では 25%にとどまっている。[67] (教育 183 ページ)

23.23 WHO 国別プロフィール—パキスタンはまた、以下のようにいくつかの女性に関連する医療データを明記している：

42%の女性が妊婦ケアを受けている。しかしながら、“熟練の医療関係者”立会いによる出産はわずか 19%である。[65] 国連人口基金 国別プロフィール—パキスタンはまた女性に関する社会・経済統計を提供している。同資料によると、15 歳から 64 歳男性の“労働力”は 84.6%に対し、同年齢層女性のそれは 15.4%のみである。[66]

(第 25 項 [医療問題](#); 第 23 項 [Children](#) 参照)

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

女性に対する暴力

23.24 アメリカ国務省 2006 年度報告書は以下のように記録している：

“家庭内暴力は広く行き渡っており、深刻な問題である。夫が妻を頻繁に殴り、時には死に至らしめている。結婚したばかりの妻は、夫の身内に虐待され、嫌がらせを受けることもある。妻の持参金で家族が争い、その結果妻が殺害されることや、殺人には至らないが、やけどや酸をかけらる被害にあい、醜い姿になることもしばしばある。(中略)。人権・囚人支援協会 (SHARP) は、今年になってから女性に対する暴行ケースを 1127 件確認している。(中省略) パキスタン人権委員会 (HRCP) は、2004 年 11 月から 2005 年 8 月にかけて女性のやけど事件を 96 件実証している。また人間向上市民委員会は、(2006 年の) 1 年間に 21 件のやけど事件を報告している。

“HRCP は、2 人に 1 人の女性が精神あるいは身体的暴力の被害者である、と予測している。Oxfam の代表者は (2006 年) 11 月 28 日、パキスタンの女性のおよそ 80%が生涯に一度は家庭内暴力を受けたことがあると主張した。ラホールのパキスタン医学研究所が実施しアムネスティ・インターナショナルが報告した調査結果によると、パキスタンの 90%の既婚女性が暴力による嫌がらせあるいは性的虐待を夫から受けたことがある。しかしながら、これらの犯罪は家庭内で行われているため、正確な数を出すのは難しい。全国女性地位委

8 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

員会は、家庭内暴力について定めた法規を作成するよう申し出ている。このような法規がないため、加害者側は起訴されたとしても、有罪になることはまれである。警察や裁判官は、家庭内暴力は文字通り家庭内の問題であるとみなし、同ケースを取り扱うことに消極的である。虐待された女性は夫の元へ返されるのが通常である。女性側も、裁判により離婚の結果となり、離婚後に実家の家族に経済的・精神的に依存しなければならない危険性を避けるため、訴訟に踏み切れない。親族もまた、家族の名誉が汚されことを恐れ、虐待の事実を心に閉まっている” [2b] (第5項)

23.25 自由の家作成による報告書 2007 年度世界の自由は以下のように記録している：

“伝統的規範、差別的な法、適用されても効力のない法などの要因が重なり合い、レイプ、家庭内暴力、酸攻撃など女性への暴力が頻繁に起こっている。HRCP によると、8 割近い女性が生涯に一度はこのような虐待の憂き目に会っている。レイプなどの女性が被害者となる虐待事件に関しては、警察が起訴しないよう女性に圧力をかけることがある。警察が女性の家族が自殺に追い込まれるまで圧力をかける場合もある。身内の女性を輪姦した男性親族に厳しい有罪判決がすでに下されているが、今もなおこの事件が報道されている。また 2005 年、ムシャラフ大統領によるレイプは‘金を稼げる問題になった’とのコメントが人々の激しい怒りを沸き起こした。このコメントは、注目されていたレイプ事件被害者女性 2 人に対して発せられたものである。1 人は Shazia Khalid さん。彼女はバローチスタン州の医師で、2005 年 1 月にレイプに遭ったが、その後政府からのプレッシャーを受け、国外退去している。2 人目は Mukhtaran Mai さんで、2002 年に村の評議会の指令により輪姦の被害を受け、2005 年にアメリカへの渡航ビザを申請したが、同申請は却下されている。” [19b]

(女性への支援政策; 第 13 項: 刑務所の状況参照)

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

名誉殺人

23.26 2008 年 1 月 24 日発行の CIRB による報告書 ‘パキスタン—北部地方などで頻繁に発生する名誉殺人 (2001 年～2006 年)’ は、名誉殺人の定義、また遂行の理由を簡単に説明している：

“パキスタンには名誉殺人に関する情報が多く存在する。犠牲者は基本的に女性である。名誉殺人とはそもそも 1 つの慣習である (HRW 日付不明； HRCP 2005 年 2 月 19 日； Shirkat Gah 2002 年 11 月 25 日)。基本的に、不貞を働いた罪で女性が名誉殺人のターゲットとなる (時には男性の場合もある) (同上； アムネスティ・インターナショナル 2006 年 5 月 23 日； US 2006 年 3 月 8 日 第 1 項-a)。加害者は、自身の家族に恥をもたらした人物を復讐の名の下に殺害

9 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

する (HRW 日付不明)。しかしながら幼い少女までもがこの慣習の被害者となる 場合もある (アムネスティ・インターナショナル 2006 年 5 月 23 日 ; アムネスティ・インターナショナル 2005 年 5 月 25 日) 。また少年も、少女ほどの確率ではないが、 殺害のターゲットになりうる(アムネスティ・インターナショナル 2006 年 5 月 23 日)。名誉殺人はパキスタン国内でさまざまな名前で知られており、地方によって呼び名が違う(Shirkat Gah 2001 年 11 月 25 日 iii-iv)。シンド州では、*karo kari* と呼ばれており (Shirkat Gah 2001 年 11 月 25 日 iii)、*karo* は ‘黒ずんだ’ あるいは名誉を傷つけられた男、という意味である。*kali* は ‘黒ずんだ’ 女性を意味する (Christian Science Monitor 2005 年 1 月 20 日)。北西辺境州 (NWFP) では *tor tora* と言われ、*tor* は非難された男、*tora* は非難された女を表す。さらにパンジャブ州では *kala kali* と名づけられており、*kala* は非難された男、*kali* は非難された女をあらわす。バローチスタン州では *sinyahkari* と名づけられている (Shirkat Gah 2001 年 11 月 25 日 iii-iv).” [12e]

23.27 同報告書はまた、名誉殺人の動機や正当性に関する詳細を述べている。名誉殺人とは：

“（前略）主に男性によって遂行される。この男性は、自分の家族の女性親族が性的不品行を行ったことにより、この女性が家族の名を汚したとみなす。十分な証拠のない申し立ての場合でも名誉殺人が遂行される (HRW 日付不明 ; アムネスティ・インターナショナル 2002 年 8 月 8 日)。例えば、部族の司法制度では、女性親族が性的過ちを犯したことによって汚された家族の名誉を挽回するため、名誉殺人を働くことがその夫あるいは夫の男性親族に科されている。通常は、その女性と関係を持った男性を殺害することで責任は果たされる (同上)。全国女性の地位委員会 (NCSW) によると、女性が不服従を犯し（このようにみなすのは男性側）、その結果男性の名誉が汚れたとして女性に制裁を加える場合、その制裁は名誉殺人と言う形に限っておらず、家庭内暴力の形で表されている” (Pakistan 日付不明 68)。medin パキスタンは、名誉殺人で殺される女性の相手男性もまた、家族の名誉保護の名の下に同様に殺害されるであろう、と伝えている (Dawn 2006 年 4 月 27 日)。家族の名誉回復方法としては名誉殺人の他、問題の女性の両親の承諾を得ずしてその女性を他の部族の男性と結婚させることもある、と言われている (Dawn.2006 年 6 月 26 日)。” [12e]

23 28 CIRB 報告書は、名誉殺人の目的について以下のように要約している：

- “家族の財産を維持する(同上. 26-27)
- 他の家族の財産を獲得する(同上)
- 女性が自由に伴侶を選択することを妨げる(ICG 2005 年 4 月 26 日)
- 離婚を求める女性、レイプに遭った女性あるいは家族の意思に背いた女性を罰する (Dawn 200511 月 28 日) ;
- 敵対する者に対して復讐する (同上)
- 誰かを殺害したことを隠蔽する(Shirkat Gah 2001 年 11 月 25 日)” [12e]

23.29 CIRB は以下のように続けている：

10 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

“パキスタンにおける名誉殺人の発生率は、農村地帯で最も高い (ACHR 2004 年 10 月 27 日)。2004 年に発生した名誉殺人のうち半数以上がシンド州南部で起きているが、実際はパンジャブ州、バローチスタン州、北西辺境州 (NWFP) そして FATA でも行われていると言われている。 (US 2005 年 2 月 28 日第 5 項)。しかしながら HRCP は、2005 年にはラホールなどの都市部でも名誉殺人が増加しているとも記載している (HRCP 2006 年 2 月 185)。パキスタン全国女性の地位委員会(NCSW)は、名誉殺人が都市部で発生しており、遂行者は都会に住むエリートである、と示唆している (Pakistan 日付不明 63)。” [12e]

23.30 自由の家による報告書 2007 年度世界の自由－パキスタンは以下のように記録している：

“HRCP によると、2006 年、名誉殺人と言う名の下に少なくとも 565 人の女性が身内によって殺害されている。あるいは死に至らないとしても、屈辱を与えられ、あるいは手足を切断されている女性はさらに存在する。一般的に名誉殺人は、被害者の女性の身内男性によって遂行される。被害者の女性は、家族に不名誉をもたらしたとみなされるためである。一方 2005 年 1 月、名誉殺人を遂行した者に対し厳しい処罰、時には処刑の判決を下すことができる法案が通過した。しかしながら女性保護活動家たちは、一般的に女性に虐待を働いた者に対して厳しい罰を政府が下していないのではないかと、同法案通過の意味に疑問を抱いている。” [19b]

23.31 アメリカ国務省 2006 年度報告書は以下に言及している：

“名誉殺人は現在もなお問題として扱われており、その犠牲者の多くが女性である。人権擁護組織の報告によると、(2006 年の) 1 年間で 1377 から 1511 件の名誉殺害が遂行されているが、そのほとんどがシンド州で発生している。しかしながら実際の数は報告されているよりもっと多いものと予測されている (後省略)” [2b] (第 1 項-a) つづけて、

“名誉殺人、そして女性の鼻などの身体の一部切断、あるいは公然で衣服を剥ぎ取って辱めにあわす行為は、実際に今年も発生している。女性の将来は、夫あるいは女性の男性親族の手の中にある。名誉が起因する犯罪の今年 1 年の発生件数については、明白な数字が存在していない。公的統計によると、名誉が起因する殺人は、毎年約 1000 件の発生している。一方報道機関などでは、11 月だけで 1137 件発生したと伝えられている。人間発展市民委員会 (Citizen's Commission for Human Development) の職員の報告によると、1 月から 6 月の期間に 229 人の女性が名誉の名の下に殺害されており、そのうちの 54% が既婚者であった。CCHR は、名誉殺人犯行者は 27% が父親、兄弟あるいは義父か義兄弟、25% が夫、そして 11% が親族、残りの 19% は匿名の人物である、と伝えている。人権擁護団体は、このような殺人はシンド州、パンジャブ州、北西辺境州 (NWFP)、連邦直轄部族地域 (FATA) では一般的に行われていると言われている。2005 年 1 月、名誉が起因するすべての犯罪に対して追加的罰則を加えると言う法案にムシャラフ大統領が調印した。この法案ではまた、犯罪の代償として女性を相手側に差し出すことも犯罪とみなされている (中

11 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

略)。しかしながら人権擁護団体は、この法規がうまく作動していないとして批判の声を上げている。と言うのも、被害者の体の一部切断、賠償金支払い、あるいは被害者女性との性的行為と交換で示談にする、と言う慣習を有罪とする内容がこの法規に組み込まれていないためである。また名誉殺人は一般的に家族内で行われるため、身内である加害者は賠償金の金額を交渉することができ、また重い罪から逃れることも可能である。” [2b] (第 5 項)

目次に戻る
出典リストへ

レイプ

(レイプに関する法改正については同項内女性保護法令ならびに第 11 項 Hudood 条例 参照)

23.32 アメリカ国務省 2006 年度報告書は以下のように述べている：

“非政府組織 Women Against Rape (WAR)によると、369 件のレイプ事件がすでに報道されているが、この数は実際の件数の 5%にも満たない。またパキスタン人権委員会 (HRCP) によると、(パキスタン国内では) 統計的に 2 時間に 1 人の割合で女性がレイプされている。また、輪姦は 8 時間に 1 回の割合で発生している。” [2b] (Section 5)

23.33 アメリカ国務省 2006 年度報告書は以下のように記録している：

“配偶者以外からのレイプは犯罪行為である。書類上婚姻関係にある者からレイプされた場合は、起訴することができない。一方、民事婚で婚姻関係にある伴侶が行ったレイプは、起訴することが可能である。レイプ事件は頻繁に発生しているが、そのレイプを起訴することはまれである。実際数は、警察に届けられたものより 3 倍に膨れ上がる、と予測されている。レイプ被害者は被害届け提出を一般的にためらう。と言うのも、このレイプが実際は合意の下で行われたとみなされ、その結果フドゥード法令で不貞の罪として有罪を告げられることを恐れているためである。また、レイプに対する社会の否定的な態度も、女性が被害届け提出をためらう理由に挙げられる。2006 年 12 月 1 日に女性保護条例が適用される以前、レイプは婚姻外性行為よりも下位のカテゴリーとみなされていた。よって裁判所はしばしば女性の申し立てを違法性行為の許可願いと判断し、逆に被害者の女性を起訴することもあった。” [2b] (第 5 項)

23.34. 同報告書はまた、“レイプ被害者の多くは、起訴を取り下げるよう圧力をかけられる。被害者が取り下げに同意しなければ、警察や検察はしばしば、不貞や密通の有罪を言い渡すと被害者を脅迫する。また、被害者が前述のような謂れない罪で禁錮の刑に処されるケースも多い。(中略)レイプは、最大 25 年の禁錮、30 回の鞭打ち刑、そして 5000 アメリカドル (303000 パキスタンルピー) の罰金が科せられる”、と述べている。 [2b] (第 5 項) さらに同報告書によると、“治安部隊メンバーが尋問中に女性と子供をレイプしたと伝えられている。” [2b] (第 1 項-c)

12 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

23.35 アメリカ国務省 2006 年度報告書は以下のように続けている：

“警察もまた、レイプ事件に関与している場合がある。（中略）警察は、起訴された人物から賄賂を受け取り、起訴を取り下げるよう嘆願され、その結果、逆に被害者を虐待や脅迫の憂き目に合わせることが多い。また警察は、レイプ訴訟が始まる前に被害者に対し、警察に賄賂を渡すよう要求することがある。しかしながら捜査は形式的なものにすぎない。医療関係者は一般的に、証拠が欠如しているとみなし、時には不貞や密通の罪を取り上げて口述で罵り、時には身体的な嫌がらせにいたる者もいる。不貞や密通の罪に問われた女性は、自身の意に反して医療検査を受けることを余儀なくされる（被害者の同意を得る義務は法で定められている）。裁判官は加害者に有罪判決を下すことをためらい、訴訟中は判断基準を頻繁に変え、結局不貞や密通の罪で有罪にすると被害者を脅迫することがある。また、被害者の家族や部族が被害者を殺害する場合や、自殺を促す場合もある。” [2b] (第 5 項)

23.36. パキスタン人権委員会 (HRCP) は、2005 年から 2006 年の人権侵害に関する傾向分析の中で、以下のように述べている：

“レイプは、人権侵害のなかで最もタブー視されている行為である。よって、報道機関や HRCP で最も取り扱いの少ない問題となっている。統計で出されている数字は、実際の数よりもかなり低い数字である。しかしながら 2006 年に報告されたレイプや輪姦の数は、前年度に比べ 129%増加している。2006 年、未成年へのレイプ件数は、前年の 111 件から 293 件と 2 倍以上に膨れ上がっている。また、既婚女性がこれまでと同様、最も狙われやすいことが分かっている。一方、未婚あるいは未亡人へのレイプ行為は、2005 年度は前年比較で 81%、2006 年度は 60%と減少している。またこの統計で驚くべきことは、2005 年から 2006 年に確認されたレイプ事件の加害者が地元社会における重要人物や地主であることである。” [12e]

目次に戻る
出典リストへ

女性支援施策

23.37 アメリカ国務省 2006 年度報告書は、2005 年にパキスタン政府による女性警察署設置について述べている：

“（前略）（女性警察署は）女性スタッフのみで構成されており、レイプを含む女性虐待事件に対応している。しかしながらパキスタン政府女性地位委員会は、女性警察署が財政・人材不足により効率的に作用していない、と主張している。裁判所による命令や規制では、男性警官が女性容疑者に対応することを禁じているが、実際は一般警察署で女性を拘束&尋問していることがしばしばある。” [2b] (Section 1c)

13 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

23.38. 女性支援施設利用状況に関し、アメリカ国務省 2006 年度報告書は以下のよう
にコメントしている：

“政府が設立した女性危機管理センター（Crisis Center for Women in Distress）
は、‘虐待された女性’（NGO 団体の発言）を支援するための施設である。
また、地区当局運営の女性緊急センターが全国に 276 箇所存在している。女性
緊急センターは悩みを持つ女性を保護し、医療サービス、簡単な法律説明、と
ときには職業訓練も提供している。しかしながら、時にはセンター内で虐
待されることもある。”

同報告書は以下のように続けている：

“進歩的女性協会（Progressive Women's Association）、変化への戦い
（Struggle for Change）、Aurat 基金（Aurat Foundation）などの女性権利擁護
NGO が都市部で活動している。これらの NGO が最も深刻な問題として挙げ
ているのは、家庭内暴力、フドゥード法令、そして名誉殺人である。” [2b] (第
5 項)

23.39 ペシャーワルのウェブサイト（2007 年 7 月更新分）によると、女性危機管理セ
ンターは、イスラマバード、ラホール、サヒワール、ヴェハリー（Vehari）、
ラワルピンディ、ミアンワリー、ペシャーワル、コハート、クエッタ、カラチ
の各都市に設置されている。また、ファイサラハート、シアールコート、バ
ハワルプール、ハイデラバード、ミールプル・カース、シビ（Sibi）、アボッ
タバード（Abottabad）ムルタン、ミルワラ（Mirwala）およびナワーブシャー
にも新たに設置されることになっている。これらの緊急センターは地元の
NGO と共に運営されることになる。

また同サイトは、女性危機管理センターで受けられるサービスについて次のよ
うに述べている：

- 医療扶助
- 法的支援
- 社会カウンセリング
- 虐待ケース、虐待経緯の調査
- 政府機関/警察の被害届け関連部署と協力し、法に訴える手続き
- 小資金での自営業研修
- 社会復帰研修（財政的に小規模）
- 問題 1 件につき最大 15000 パキスタンルピーの貸付（利息なし） [29g] (救
済管理センター 避難センター)

23.40 しかしながら 2007 年 3 月 8 日付けのインター・プレス・ニュー・エージェン
シー（Press Service News Agency）記事は、女性支援救済センターについて
次のように述べている：

14 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。
関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

“（前省略）（女性支援救済センターは）女性発展省(MoWD)によって運営管理されており、さまざまな都市に存在する。目的は、‘暴力から逃れてきた緊急状態に置かれている女性や問題を抱えている女性に救済やサポートを提供し、社会復帰させること’である。（中省略）このようなセンターが開設されたことは、政府が人権問題を重要視している表れである。しかしながら実施状況はかんばしくない。” [7]

- 23.41. また同記事によると、“パキスタンは、女性に対する暴力が現在もなお根強く残っている国である。よって女性救済センターは、がらんとした状態とほど遠く、電話が鳴りやまず、精神科医が打ちのめされた女性のカウンセリングを行い、弁護士が面会の準備に追われている—このような混乱した状態を想像するであろう。”しかしながら同記事は、カラチ女性救済センターで働く地元 NGO 所属の弁護士のコメントに触れ、訪れる女性が少ないため、職員が責任感や協調性を失い、方向性を見失っていると伝えている。さらに、基本的なサービスを提供するための十分な資金源がないため、食事提供や洗面所施設なども十分に整っていない、とも伝えている。同記事はまた、シンド州に位置する 4 つのセンターの中で、カラチのセンターだけが機能している、と観察している。 [7]

- 23.42 アメリカ国務省 2006 年度報告書は以下のように述べている：

“女性発展省は十分なスタッフを確保できず、また効率的に機能するための資金源も不足している。全国女性の地位委員会（NCSW）のメンバーは未だ決定しておらず、NCSW に対する政府の消極的態度が見られていた。しかしながら（2006 年）2 月 1 日、Arifa Syed Zehra が委員長に選出され、職員募集が開始された。しかしながら政府は 2003 年、女性支援政策を向上させるよう既に政府が要請している。また同年 8 月には、Majida Rizvi 前委員長が フドゥード法令の全面撤廃法案を提出している。政府は、同法案を検討する際の調査資金を支出している。これらの努力により、（2006 年）12 月に女性保護条例が成立する結果となった。” [2b] (第 5 章)

非政府組織 (NGO)

- 23.43 非政府組織 (NGO) ‘人権・法的支援のための法律家団’のウェブサイトでは、現在実行中のプロジェクトであるカラチ・サービス・センターの詳細について説明がなされている（日付不明）：

“（サービス内容は）虐待犠牲者へのホットライン； 熟練臨床精神分析医によるカウンセリングおよび心理療法； 虐待ケースの文書化； 女性・子供に支援を行う組織のデータベース化； 法的支援； 女性編集主任（女性の問題を特別に取り扱うポスト）。同センターは女性スタッフのみで構成される予定である。また、さまざまな虐待やトラウマに悩む女性の救済支援として、法的・精神的ケア、社会復帰支援、さらに行方不明になっている（被害者女性の）子供のデータベース化などを提供する。LHRLA は、未成年女子四人へのカウンセリングや保護支援も検討している。” [68]

15 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

- 23.44 進歩的女性協会（PWA）のウェブサイトによると、同協会は、ラワルピンディに ‘AASRA’ シェルターを 1999 年に設立し、家庭内暴力の被害者を支援している、と述べている。**[69a] (PWA Shelter in Pakistan)** また同協会は“1987 年以来、17000 以上の女性虐待問題をケアし”、その後これらの助成をサポートしてきた、と述べている。手助けやサポートの具体的例としては：“女性虐待事件を警察とともにファイリングし、弁護士にこれらの虐待ケースを司法制度で承認してもらい、被害者女性に法的支援や精神的サポートを行い、新しい生活環境を提案し、協会及び政府と女性との接点を設ける、などである。” **[69b] (What We Do)**

(第 25 項 人身売買 参照)

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

16 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

24. 子供

概要

24.01 ユニセフのウェブサイトのパキスタン国プロフィールでは、パキスタンにおける子供の現状を以下のように述べている（アクセス日：2008年1月24日）：

“パキスタンにおける子供は、栄養不足から不十分な教育、不十分な医療設備、さらには子供労働の存在まで、さまざまな問題に直面している。社会での地位が低いと、日常生活や学校における暴力、そして組織的人身売買や売春行為の被害者となっている。保守的な社会が残っているため、学校へ行かせてもらえず卒業できない場合もあるなど、特に女兒への影響が強い。近年の自然災害により、多くの子供がさらに劣悪な生活を強いられている。2005年の大地震により、73000人が死亡したと伝えられている。また330万人が家のない生活を余儀なくされている。” [72]

24.02 同資料はまたパキスタンの子供たちが深刻な困難に直面していることを示唆している。以下がその内容である：

“パキスタンでは、10人に1人の子供が5歳まで生き延びることができない。また、30%の子供、特に農村地帯の子供が慢性栄養失調に罹っており、質の悪い飲料水や非衛生の中で生活している。パキスタン国家は、GDPのわずか2.5%しか教育分野に費やしていない。小学生の年代にあたる1900万人のわずか半分しか小学校に登録しておらず、76%の男児の入学率に比べ、女兒はわずか56%である。また女性の3分の2が文盲である。さらに、14歳以下の360万人の子供がすでに労働に従事しており、大半が搾取的で劣悪な条件の仕事を強いられている。” [72]

24.03 しかしながら同資料は、いくつかの建設的な成果を打ち出していることに言及している：

- “ポリオ患者に関し、1997年の感染者は1100人であったが、2006年には40人に激減している。これは、対象となる子供（3200万人）の95%に1年に4回の割合でワクチンが施されたためである。（後略）
- 2008年3月までに、パキスタンは6300万人の子供にはしかの免疫をつけることに成功する予定である。
- 2005年から2007年の間にユニセフが支援した25の地区で、合計50万人以上の女兒が学校に入学した。これらの女兒にとって入学は生まれて初めてのことである。
- ユニセフのサポートの下、包括的な子供保護法案が作成された。現在政府による再検討が行われている。この法案が通過すれば、子供に対する虐待や暴行は罪とみなされ、また犯罪責任を問う年齢が12歳に引き上げられる。また、体罰が禁止されることになる。

17 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている2008年2月7日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

- 2005 年以来、恵まれない環境で生きる 38000 人の子供に立ち寄りセンターや電話相談などを通して保護サービスが提供されている
- ユニセフは政府と共同で、飲料水の向上、家庭のトイレなど衛生全体の改善、また学校の飲み水の質向上、そして特別に指定した地区における衛生状態の建て直しを図っている。 “[72]

目次に戻る
出典リストへ

基本情報

24.04 ジーナ犯罪（フドゥード法施行）法令（1979 年）第 1 章第 2 節-2 は、以下のよう述べている：

“（前略）(a) ‘成人’とは、男性の場合 18 歳、女性の場合 16 歳、あるいは思春期を迎えた人間を意味する。” [14b] (p1) パキスタンでは 18 歳より投票権を得られる（イギリス連邦議会協会 2006 年 8 月 17 日更新分）[70] 婚姻に関しては、男性は 18 歳、女性は 16 歳から権利が認められる。（アメリカ国務省 2006 年度報告書第 5 項）[2b] しかしながら子供の権利保護協会（SPARC）の報告書「パキスタンの子供の状況 2006 年」によると、イスラム法のに従って“思春期を迎えた者はだれでも、15 歳から婚姻する権利がある。” [71] (202 ページ) 兵士や将校としての軍隊への勧誘は、17 歳以上を対象とする。一方看護などの技術的活動に関する軍隊内の業種については、15 歳以上を対象とする（児童兵ストップ連合 2004 年度世界の児童兵報告書）[16] 14 歳以下の子供を工場、鉱山あるいは劣悪な条件を強いられる職種で雇用することは禁じられている。（アメリカ国務省 2006 年度報告書第 5 項）[2b] 刑罰対象年齢は 7 歳からである。（SPARC2006 年度報告書 p17）[71]

（第 11 項 兵役；第 23 項女性参照）

未成年との婚姻

24.05 アメリカ国務省 2006 年度報告書は以下のように述べている：“子供との結婚は法によって禁じられている。にもかかわらず、実際に結婚しているケースが多く見られる。HRCP によると、貧困家庭出身の未成年女子が年の離れた男性との結婚目的で売られている。特にシンド州やパンジャブ州南部ではその数が増加していると報告されている。” 同報告書はまた以下を付け加えている：“未成年との結婚の統計に関しては、信憑性のある数字は現在のところ存在しない。しかし NGO によると、特に北西辺境州（NWFP）の Dir 地区および Swat 地区において未成年婚姻が問題視されている。同地区では、11 歳の女兒たちが婚姻目的で売られている。パシュトゥーン族においては、部族間の争いが起こった際に相手側の女兒を売ることが報復方法の 1 つとなっており、このような慣習は現在もなお一般的に行われていると報告されている。” [2b] (第 5 項)

18 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

- 24.06 SPARC2006 年度報告書によると、“多くの地域で、女兒が 12 歳から 13 歳の年で結婚させられている。幼いころより家事、育児を行い、家庭の義務を果たしながら、幼少時代を過ごすことになる。” [71] (p68) 同報告書はまた、“これらの人々は、伝統や慣習を大変重んじている（中略）。家父長制度が根強く残っているため、女性や女兒は、名誉殺人、Swara、Vani や未成年婚姻など、最も苦しい経験を強いられる“、と付け加えている。 [71] (p195)

(23 項 [女性](#)参照)

子供に対する暴力

- 24.07 アメリカ国務省 2006 年度報告書によると、“児童虐待は一般的に行われている。子供の権利を擁護する NGO 団体によると、虐待は家庭内で最も頻繁に行われている。人権擁護のための弁護士委員会（NGO 団体）によると、2006 年 1 月から 9 月にかけて、シンド州一州だけで 3,100 人もの子供が性的嫌がらせや虐待の被害にあっている。農村地帯では、借金を方に親が子供を売ることがある。（中省略）この子供たちの中には、売られた後、地主にレイプされる女子もいる。” [2b] (第 5 項)
- 24.08 2008 年 1 月 18 日更新分の BBC ニュース ‘幼児虐待、パキスタンで進行中’ では以下のように報告している：パキスタンの NGO 団体、人権・法的支援のための弁護士団(LHRLA)によると、“パキスタンの子供たちが性的虐待、誘拐、暴力の被害にあう確率が増加の一步を辿っている。被害届けが出されているだけでも、2006 年度は 617 件。翌年には、さらに 1595 件と 2 倍以上に膨れ上がっている。（中略）有効な法の欠如や古い社会体制は非難的となっている。” LHRLA 代表者は、80%のケースが氷山の下に隠れていると予測している。BBC ニュース ‘幼児虐待、パキスタンで進行中’ はまた、両親は国に訴えるよりも誘拐犯と交渉する傾向にあり、幼児虐待はパキスタンの大多数の人々にとってタブー視されている主旨である、と伝えている。 [35p]
- 24.09 SPARC 2006 年度報告書は以下のようにコメントしている：
- “非政府団体 Sahil による報告書 Cruel Numbers 2006 によると、国内で虐待の被害に遭った子供の数は、2447 人（女兒 1794 人、男児 653 人）ある。これらの犯罪の大多数が、性的虐待目的の誘拐である。また大変残念なことに、自殺を図る子供の数が増加の一步を辿っている。この問題の原因は、貧困、フラストレーション、両親や教師からの理解や支援の欠如などであるが、最大の要因は社会全体の犯罪化である。武器が簡単に手に入り、狂信的な集団が台頭など、さまざまな脅威が子供を取り巻いている。また、社会的説明が欠如しているため、暴力が増加する結果となっている。” [72] (ps 177-178)
- 24.10 同報告書では、子供への暴力の内訳を出しており、それによると殺害が 704 件、性的虐待が 637 件、名誉殺人が 41 件、誘拐が 1008 件、そして警察による拷問が 96 件である。 [72] (p186)

19 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

児童労働

24.11 アメリカ国務省 2006 年度報告書によると、“児童労働は深刻な問題である。
(中略) また、Sahil、SPARC、Rozan などの NGO 団体は、児童労働、幼児
愛による性的虐待、児童人身売買防止のために活動している。また、国民の問題意識を高めさせ、一方では犠牲者となった子供たちへカウンセリングや医療
サービスを提供するなど、重要な役割を果たしている。” [2b] (第 5 章)

24.12 アメリカ国務省 2006 年度報告書はさらに以下のように付け加えている:

“政府は、子供を労働から保護する法律を適用し、また政策も実施している。
しかしながら同法律はうまく機能しておらず、結果児童労働が深刻な問題とな
っている。パキスタン人権委員会 (HRCP) によると、1000 万人近い子供が
労働に従事している。報道機関によると、農業以外に従事する児童労働者の
70%は大変小規模の作業場で働いており、従って子供労働を取り締まるには難
しい。と言うのも、従業員 10 人以下の施設には監査をしなくても良いと法律
上決められているためである。農業および家庭内労働における児童労働につい
ても同様な法が適用されている。

“児童雇用法令は、14 歳以下の子供を工場、鉱山、その他危険を伴う職に採
用することを禁じている。また、子供たちの労働状況に対して規制を敷いてい
る。例えば、子供の延長労働は認められておらず、また夜間労働も禁止されて
いる。さらに週に 1 回の休日が保証されている。しかしながら、ほとんどの分
野で児童労働者に対する監査は入ることがない。監査人も十分な研修を受けて
いないことが多く、また賄賂を受け取っている場合もある。労働省は 2001 年、
子供に対する有害な職業をまとめた。その中には、屋外での呼び売り、外科用
設備製造、深海漁業、レンガ製造、サッカーボール製造、カーペット製織など
が含まれている。

“政府はこれまで数百もの児童雇用法違反を取り締まった。しかしながら地方
司法機関による課徴金は低く、北西辺境州 (NWFP) での平均 6 アメリカドル
(364 パキスタンルピー) からバローチスタンでの平均 121 アメリカドル
(7334 パキスタンルピー) のみである。一方児童雇用法令は、333 アメリカ
ドル (20200 パキスタンルピー) の罰金を科している。しかしながら、多くの
違反者に罰金が科されていないのが実情である。” [2b] (第 6 章-d)

24.13 子供の奴隷労働について、アメリカ国務省 2006 年度報告書は以下のように述
べている:

“レンガ工場、精米所や繊維工場で行われている児童の奴隷労働は現在もなお
深刻な問題である。家族が子供を強制労働に売り飛ばすケースもある。また、

20 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。
関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

子供を結婚させるか、あるいは合法的な職に就職させるかどちらかを選ばなければならないと勘違いし、就職させる家族もある。その他、誘拐により労働を強いられている子供もいる。” [2b] (第 5 項) SPARC2006 度報告書によると、2001 年から 2003 年の期間、シンド州の都市部と農村地帯の間で合計 41218 人の子供が誘拐されている。誘拐の主な理由は、強制労働である。” [71] (p63)

24.14 アメリカ国務省 2006 年度報告書は、同旨について次のように続けている：

“法は、子供を含む強制労働あるいは奴隷労働を禁じている。しかしながら、政府は効率的に取り締まっておらず、よってこのような労働が続けられている、との報告がなされている。奴隷労働制度廃止法令 (BLAA) は、奴隷労働を非合法と定めており、借金となっている金額をすべて無効にしている。また、雇用主による借金の取戻しを禁じている。同法令により、児童奴隷労働を行った者には、禁錮 5 年ならびに 825 アメリカドルの罰金が科される。” [2b] (Section 6c)

24.15 同報告書はまた以下のように述べている：

“国際労働組織-国際児童労働根絶プログラム(ILO IPEC)は、カーペット製織、外科用設備製造、布縫ならびに深海漁業産業を対象に実施されている。この ILO には、政府および児童労働における劣悪条件根絶のための期間限定プログラムが協力している。ILO IPEC は産業界や政府と協力し合い、子供たちを保護監視し、教育の場を提供、また社会復帰の手助けをし、家族へ代替職などを提供するなどして子供労働根絶を目指している。” [2b] (第 6 章-d)

(第 31 項: 雇用の権利;第 25 項人身売買参照)

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

教育

24.15 ユーロパ世界地域年鑑－南アジア (2005 年度版) によると、“一般初等教育は憲法で定められた権利である。しかしながら義務ではない。初等教育は 5 歳から 5 年間にわたる教育である。中等教育は 10 歳から 7 年間にわたる教育であるが、第一段階 3 年間、第二段階 4 年間と分けられている。” [1] (p469) ユーロパ世界地域年鑑－2005 年度南アジアによると、2001 年度の成人識字率は 44% である (男性：58.2%、女性：28.8%)。また、国内には 29 の大学/学位授与機関が存在する。[1] (p442) SPARC2006 年度報告書 (2006 年度全国教育調査データに基づく) によると、国内には 245000 以上の教育機関が存在し、164000 校が公立校、81103 校が私立校である。そのうち 12000 校が‘機能していない’状態である。 [72] (p102)

21 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

- 24.16 The SPARC 2006 度報告書は Robert Hathaway 著作 ‘パキスタンの未来を建設する教育改革（2005 年）’ を引用している：

“パキスタンの教育システムは、国の潜在能力の増長を妨げている障害の一つとして常に引用されている。国連発展プログラムの人類発展報告書では、アフリカを除く全諸国の中でパキスタンの“教育指数”は最も低いと定義している。国際危機グループによると、教育への支出が GDP の 2%を下回る 12 カ国の中にパキスタンが挙げられている。成人識字率は 50%を下回り、女性の読字能力率は全女性人口の 3 分の 1 以下である。また、人口が世界で第 6 番目に多い国であり、総人口 1 億 6000 万人のうち約 50%が女性である。また総人口の焼く半数近くが 18 歳以下の未成年で構成されている。2500 万人の子供が学校に通っておらず、1000 万人が児童労働に従事していると予測されている。また、約 20%の子供が私立の中規模のインターナショナル・スクールに通っている。一方、およそ 3 分の 4 の子供が公立学校に通っている。残りの子供は神学校に通っている。正確なデータは存在しないが、かなりの子供が神学校に所属していることは明らかである。” [72] (p97)

- 24.17 アメリカ国務省 2006 年度報告書は以下のように述べている：

“子供の権利や福祉への政策や法制定に対する政府の努力はあまり見られない。地方法は、公立学校における教育の無料化を定めておらず、従って一般的に授業料が発生する。パンジャブ州などの一部の地方では公教費が無料になっているが、多くの公立学校では授業、教材、給食や制服の費用は家庭によって負担される。公立学校、特に中学校以上の教育機関は農村地帯には多く存在しないため、両親は私立のイスラム教学校や神学校に子供を入学させる。都市部に関しては、公立学校の教育システムが低水準であり、また設備も十分に整っていないことから、両親が子供を私立学校に通わせる場合が多い。

“イスラマバードのある団体からの報告によると、5 歳から 9 歳までの子供の総数は 1910 万人うち、小学校に通っている子供はわずか 42%である。また、5 年以上の教育を受ける子供は総数の半数以下でしかない。さらに、初等・中等教育全 12 年間で修了するのは全体のわずか 6 %である。全人口の識字率は 38%であるが、男性は 57%、そして女性は 32%と男女間の差が激しい。これは、女子教育への社会的・歴史的偏見が起因している。女子の就学率は増加しているが、農村地帯などでは、女子への教育差別が今もなお存在している。”

[2b] (第 5 章)

- 24.18 SPARC2006 年度報告書はまた、男女間で深刻な格差が現れていると付け加えている：

“（前略）一部の北西辺境州（NWFP）の女子校に関し、爆撃の被害を受けた学校や、脅迫を受けて閉鎖を余儀なくされた学校が多く存在する。ブルカ（ヴェール）を着用することを女子学生に要請し、従わない者に退学を命じる学校もある。また、タリバーン的な過激派が共学校に対し、閉鎖しない場合は報いを受けると脅迫したような深刻なケースも見られている。” [72] (p97)

22 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

- 24.19 また同報告書によると、5 歳から 12 歳の児童就学率は、都市部・農村地帯、また州ごとによってさまざまである。例えば、パンジャブ州は児童就学率が最も高く、バロチスタン州は最も低い。また、女兒の就学率は男児より低く、この傾向は全州バローチスタンである。 [72] (ps 111-112)

イスラム神学校

- 24.20 イスラム神学校 (madrassa) の利用状況および活動状況に関し、アメリカ国務省 2006 年度報告書は以下のように述べている：

“イスラム神学校は、公立学校に代わるものと多くの地域でみなされている。多くの神学校が適正な教育を生徒に施しておらず、イスラム教に関する学習だけを重要視しているため、卒業生は職を見つけることができないでいる。少数ではあるが、今もなお過激な宗教思想や攻撃を教えている神学校も存在する。2006 年度、政府は神学校の近代化に努力を注いだ。5 つの独立神学校役員会と政府は、国内の 85% の神学校を同役員会に登録させ管理すること、そして登録学校に近代的なカリキュラムを導入させる協定に調印した。本年 2006 年末の時点で、総計 13000 と予測される新学校のうちの約 8000 がすでに登録を済ませている。” [2b] (第 5 章)

- 24.21 USSD IRF2007 年度報告書は、“パキスタン宗教省によると、13000 から 15000 存在すると言われる新学校のうち 11000 校がすでに登録済みである。”と伝えている。 [2f] (第 II 章)

- 24.22 USSD IRF2007 年度報告書は以下のように続けている：

“ムシャラフ大統領は 2005 年 12 月、神学校改正計画に関する枠組みを発表した。このこの枠組の狙いは、神学校の財政ならびに教育に関するデータを政府に登録させ、急進的・宗教的嫌悪や暴力を肯定する教育方法を禁止させることなどである。政府ならびに神学校独立役員会は、全神学校のカリキュラムに数学、英語、科学などの一般教育を段階的に導入していくことに同意した。同役員会は、狭義的宗教思想や過激主義を助長するような教育を生徒に与えないよう神学校側に命じている。神学校調査官は登録済みの神学校に対し、数学、科学などの一般教育を授業に追加するよう要請している。神学校独立役員会はまた、外国の民間機関からの資金援助を制限するようにも神学校側に求めている。試験の内容・方法に関しては、現在協議中である。連邦直轄部族地域 (FATA) および北西偏狭州 (NWFP) 内では未登録の神学校がある。例えば Deoband 派が管理する神学校では、現在もなお過激思想を教えている。Jammat-ud-Dawa が運営する Dawa 神学校もまた、同様な過激思想教育を行っており、外国テロ組織に指定されている Lashkar-e-Tayyiba へ生徒を勧誘している。2007 年 3 月の報告書によると、カラチのような若者の人口率や失業率が高く治安の悪い都市では、未登録の過激思想神学校が勢力を拡大している。国際危機グループの報告によると、神学校改正計画がスタートしてすでに 5 年経過しているが、その成果は芳しくない。また、具体的な規制の欠如により、現在もなお過激派

23 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

組織がカラチなどの都市にあるモスクや神学校で公然に活動をしている。”

[2f] (第 II 章)

- 24.23 アメリカ国務省 2006 年度報告書はまた、“大多数の新学校では、生徒が好待遇を受けている。しかしながら報道機関は、主に北西辺境州（NZFP）の一部ややシンド州中央部の一部の神学校が子供を不衛生な場所で違法に監禁し、身体的・性的虐待を与えている、として非難を強めている”、と付け加えている。

[2b] (Section 5)

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

保育

- 24.24 ウェブサイト ‘Women’s e-News’ の 2004 年 10 月 17 日更新分のコンテンツは以下のように述べている：

“パキスタンでは、女乳児が捨てられる事件が多発している。‘赤ちゃんベッド’が屋外に設置されているが、その効力がほとんど発揮されていない。社会福祉指導員が乳児遺棄問題を調査したところによると、乳児を捨てる両親は中流階級出身者が多く、女児の誕生は財政的に負担がかかるという理由であることが分かった。（中略）捨てられた子供の正確な数は明らかになっていない。‘赤ちゃんベッド・プログラム’を開始した‘Edhi 基金 (Edhi Foundation)’は、毎年平均 1500 人の乳児に携わっている。しかしながら、数千人の乳児が見つけられないままではいるのではないかと同基金は懸念している。捨てられた乳児の 80%が女児である。（中略）Edhi 基金は、南アジア最大の私営社会奉仕ネットワークである。同基金が設立されて 20 年後の 1970 年、設立者は初の赤ちゃんベッドをカラチの同基金施設に設置した。現在、国内には 315 の赤ちゃんベッドが設置されており、毎年約 650 人の乳児を赤ちゃんベッドから救済している。（中略）乳児は救出後に健康診断を受け、健康証明書が出され場合、養子手続きが行われる。1970 年以来、15000 人の乳児が養子に入っている。養子縁組に恵まれなかった 40%の乳児は、基金の保護下に置かれ、子供たちが 18 歳になるまでは、Edhi 氏がこれらの子供の法的責任者を勤める。”

[43] (p1-2)

- 24.25 SOS 子供村の国別概要データ/パキスタンによると、“(SOS 子供村は) 現在、パキスタンに 8 つの SOS 子供村、1 つの SOS 子供の家、6 つの子供用施設、7 つの SOS Hermann Gmeiner 学校、4 つの SOS 職業センター、4 つの社会センター、2 つの医療センター、そして 2 つの緊急救済プログラムを有している。[28b] ウェブサイト パキスタン SOS 子供村によると (アクセス日：2008 年 1 月 25 日)、SOS 子供村は現在国内に 7 つの施設を持っており (ラホール、Dhodial、ラワルピンディ、ファイサラバード、カラチ、サルゴダおよびムルタン)、ムザファラバードおよびシアールコート (Sialkot) にも建設予定であ

24 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

る。施設内では、教育、医療サービスや職業訓練を子供たちに提供している。”
[28a]

健康問題

24.26 アメリカ国務省 2006 年度報告書は以下のように述べている：

“子供の健康管理サービスは不十分な状態にある。国家子供健康管理研究所によると、0 歳から 5 歳までの子供の死因の 70%以上は、下痢（原文ママ）や栄養失調などの簡単に予防できる軽い病気である。すべての子供が公共施設を利用することができるようになれば、家族は進んで医療サービスを受けるであろう。国内には現在 919 の病院ならびに 4632 の薬局、また 907 の母子福祉センターが存在している。” [2b] (第 5 章)

(第 25 項 :[医療問題](#)参照)

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

25 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

25. 人身売買

25.01 アメリカ国務省 2006 年度報告書の序章によると、“人身売買、契約労働および奴隷労働は現在もなお増加の一步を辿っている。(中略)”しかしながら、“政府人身売買対策課(ATU)は十分に機能しており、人身売買業者の検挙率ならびに起訴率が増加しているとの報告が出されている。軍隊、ATU ならびに国際組織機関が協力体制を取り、2005 年の大地震で混乱に陥った社会を利用した人身売買に歯止めをかけることに成功している。また、治安部隊内では救助対策が取られ、人身売買犠牲者への処置の方法が向上している。” [2b] (序章)

25.02 2007 年 6 月発行のアメリカ国務省 2007 年度人身売買に関する報告書(USSD TIP 2007 Report)は以下のように述べている：

“パキスタン政府による人身売買廃止政策は世界の最低水準に達していないが、水準達成に多大なる努力を行っていることも事実である。実際に、同報告書の調査期間にも人身売買業者が政府に起訴されており、また犠牲者保護支援が続けられている。逮捕者の中には、便宜を図った政府関係者も含まれていた。奴隷労働などの深刻な強制労働問題への対策は十分に取られていない。よって、奴隷労働、強制児童労働、売春などの目的による人身売買対策を強化することが、来年度の課題になるであろう。” [2d] (p164)

25.03 人身売買禁止法令に関し、アメリカ国務省 2006 年度報告書は以下のように述べている：

“法は国際人身売買を禁じているが、国内人身売買に対しては何も定められていない。国際人身売買同様、国内人身売買も深刻な問題として取り上げられなければならない。2002 年 10 月の人身売買予防調整条例により、あらゆる形態の国際人身売買が禁じられている。有罪となった場合、最高 7 年から 14 年の禁錮、さらに罰金が科される。同報告書の調査期間、1393 人の容疑者が逮捕され、人身売買予防調整条例に従って 685 人に有罪判決が下されたが、密入国あっ旋のケースが含まれているか否かについては明らかになっていない。人権・囚人支援協会 (SHARP) によると、1 年間で 1700 件の人身売買が政府によって確認されている。また連邦捜査局 (FIA) は、人身売買防止を専門に扱う人身売買対策課 (ATU) を設けている。人身売買・密入国あっ旋対策閣僚委員会では、閣僚内の協力体制を整えている。さらに政府は、他諸国の国際人身売買捜査にも協力している。” [2b] (第 5 項)

国際人身売買

25.04 アメリカ国務省 2006 年度報告書は以下のように述べている：

“人身売買に関する正確な統計は取られていないが、パキスタンは人身売買の基点、通過点、および目的地となっている。強制売春や奴隷労働目的でバングラデシュ、アフガニスタン。イラン、ビルマ、中央アジアから女性・女兒が連

26 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

行されている。しかしながら人身売買業者が「合法的仕事をあつ旋する」と偽るため、女性・女兒は自分たちが人身売買の対象になるとは思っていないのである。非政府団体 **Ansar Burney Welfare Trust** によると、ベンガル人女性約 200,000 およびビルマ人女性 250,000 人が人身売買され、パキスタンで売春を余儀なくされていると予測されている。同様な手口で、奴隷労働や家庭使用人目的でパキスタンから中東へ（性別関わらず）人身売買が行われている。目的地に到着すると、人身売買業者は全員のパスポートを没収し、交通費の代わりに労働を強制する。（中略）また、東アジア諸国やバングラデシュからパキスタンを通過して中近東へ女性を売買するルートも存在している”。[2b] (第 5 章)

25.05 アメリカ内務省 TIP2007 年度報告書によると、“バングラデシュ、インド、ビルマ、アフガニスタン、スリランカ、ネパール、アゼルバイジャン、イラン、カザフスタン、キルギス共和国、トルクメニスタン、ウズベキスタンやタジキスタンからもパキスタンに向けて売春・使用人目的の女性を送られてくる。また、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ビルマからパキスタン経由で人身売買も行われている。” [2d] (P164)

25.06 中近東へのラクダ騎手人身売買に関し、アメリカ国務省 2006 年度報告書は以下のように述べている：

“2005 年 5 月にアラブ首長国連邦 (UAE) で子供をラクダ騎手として使用することが禁止兎られた際、ラクダ騎手問題が本格的に取り扱われるようになった。NGO 団体 **Ansar Burney Welfare Trust** の報告によると、1 年間で少なくとも 46 人の少年がラクダ騎手目的で UAE に売られている。これらの少年は、パンジャブ州南部あるいはシンド州中部の貧しい家庭出身の子供であることが多い。” [2b] (第 5 項) しかしながら、アメリカ内務省 TIP 2007 年度報告書によると、“ラクダ騎手として中近東へ人身売買されたパキスタン人の少年は確認されていない。しかしながら NGO 団体の主張によると、売春目的で湾岸諸国に売られているパキスタンの子供は存在している。” [2d] (p164)

国内における人身売買

25.07 アメリカ国務省 2006 年度報告書はパキスタン国内における人身売買について以下のように述べている：

“売春・搾取・労働目的の女兎人身売買が農村地帯と都市部間で行われている。レンガ工場、精米所や繊維工場での兎童奴隷労働は現在もなお深刻な問題となっている。家族が子供を強制労働に売り飛ばすケースもある。あるいは、子供が人身売買により結婚を強制され、あるいは違法な労働を強いられていることを知らない家族もいる。その他、労働目的誘拐のケースもみられる。” [2b] 第 5 章) アメリカ内務省 TIP2007 年度報告書によると、“パキスタンは現在深刻な人身売買問題に直面しており、多くの女性・子供が借金の肩代わり、売春目的あるいは使用人目的で人身売買の犠牲者となっていると報告されている。未確認情報であるが、奴隷労働の被害者は数百万人いるとも予測されている。（未確認情報）” [2d] (p164) SPARC2006 年度報告は前報告書の調査について触れ、

27 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

2001 年から 2003 年の期間に 41218 人の子供がシンド州の農村地帯から都市部に人身売買されており、売買目的のほとんどが強制労働である、と伝えている。
[71] (p63)

(第 24 項 子供 参照)

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

訴訟

25.08 USSD TIP2007 年度報告書は以下のように述べている:

“人身売買条例に従って 65 人の業者が有罪を受けている。また現在、22 人の人身売買業重要容疑者の捜索が行われている。さらに、人身売買に関与した政府関係者も起訴されている。2007 年 2 月に連邦大臣（当時）が人身売買容疑で連邦捜査局から取調べを受けたことは注目に値する。しかしながら、奴隷労働やその他あらゆる形の強制労働を規制する法規が存在していない。パキスタンは、100 万人以上とも言われる奴隷労働の被害者を抱えているにもかかわらず、捜査、訴訟、処罰や禁固刑が行われた形跡がまったくない。よって政府は、未成年売春や強制労働目的の人身売買を取り締まる法規の制定に力を注ぐべきである。” [2d] (ps 164-165)

25.09 アメリカ国務省 2006 年度報告書によると、人身売買を円滑に行えるよう業者側が政府関係者に賄賂を渡している。しかしながら、連邦捜査局（FIA）職員が売買関与で有罪になったケースもみられる。また同報告書は、“イスラマバードの NGO 団体によると、FIA の職員 13 人が県法によって有罪判決を言い渡されたが、詳細は明らかになっていない” と述べている。 [2b] (第 5 章)

人身売買被害者への支援

25.10 2007 年度 USSD TIP 報告書は以下のように述べている:

“本年、政府による犠牲者保護対策の向上が見られている。外国人犠牲者が証人として捜査に協力できるよう、人身売買業者の訴訟中パキスタン国内にとどまることが政府から要請されるが、同時にこれらの外国人犠牲者に対して国内労働許可が出される。犠牲者は、人身売買で不法労働を余儀なくされたが、この不法労働罪で起訴されることや、祖国に強制送還されることはない。しかしながら、人身売買であっても売春は事実とし、姦通の容疑で求刑を言い渡された被害者のケースもみられる。祖国に戻ると犠牲者には排斥など過酷な現実が待ちうけている。にもかかわらず政府は、送還以外の対策を取っていない。政府は通常、国際移住機関（IOM）が運営する外国人犠牲者避難センターを女性犠牲者に紹介するのみである。パキスタン女性に対しては、276 の政府運営による被害者専用施設が設けられている。ここでは女性や子供の犠牲者が医療医療サービスや職業訓練を受けられ、また法的支援も提供されている。しかしながら男性への保護政策がなく、結果として男性犠牲者は IOM へも政府

28 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

運営施設へも行くことができず路頭に迷っている。奴隷労働やその他あらゆる強制労働の犠牲者全員に対しては、何の措置も取られていない。パキстанは、増加の一步を辿る売春および強制労働犠牲者を救済&保護し、分け隔てなくすべての犠牲者に対応しなければならない。” [2d] (p165)

25.11 アメリカ国務省 2006 年度報告書は以下のように報告している：

“政府が誘拐の被害者を救助しているのは事実である。また、在外パキスタン人基金および Ansar Burney Welfare Trust は、これまで 298 人のラクダ騎手をアラブ首長連邦（UAE）およびカタールで救出し本国に送還している。2005 年 3 月には、政府運営による初の人身売買犠牲者収容所が開設された。地区当局運営の緊急救済センターも全国に 276 ヶ所存在している。同緊急救済センターでは、人身売買の被害に遭った女性を保護し、治療、簡単な法律説明や職業訓練を提供している。政府はまた、外国人人身売買被害者に対し一時的滞在許可証を発行している。連邦捜査局（FIA）や国際移住機関（IMO）は、政府や NGO 団体職員を対象に、人身売買に関する研修やセミナーを通年にわたって行っている。人身売買問題を専門に取り扱う NGO 団体の数はごく少数であるが、多くの一般 NGO 団体が人身売買犠牲者やその危険にさらされている人々に避難所を提供している。人身売買対策課（ATU）が開設されたことにより、人身売買業者の検挙率が向上している。しかしながら、2006 年にフドゥード条例が改正されるまで、強制売春の被害に遭っていた女性が逆にフドゥード条例によって有罪判決を受けることもあった。外個人犠牲者、特にバングラデシュ人は、本国に帰ったとしても、強制であったとしても売春行為を行ったとして、社会的差別を受けると言う厳しい現実が待ち受けている。（中略）複数の NGO では人身売買に関するセミナーが通年開かれている。また政府は NGO 団体と協力し、ラクダ騎手の過酷な状態を広告手段によって国民に訴え、ラクダ騎手の慣習を排除するキャンペーンを展開している。” [2b] (第 5 項)

(第 23 項: 女性; ならびに第 24 項: 子供参照)

目次に戻る
出典リストへ

29 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

26. 医療問題

医療および医薬品に関する概要

26.01 世界保健機構 (WHO)国別プロフィール/パキスタンでは（アクセス日：2008年1月18日）、1万人に対し医師8人、歯科医1人、看護師および助産婦3人、7つの病院施設ベッドの数を確保するよう勧告している。[5] ウェブサイト Medics Travel は、ラホール、イスラマバード、ラワルピンディおよび一部の農村地帯の病院を含む医療施設のリストを提供している。（アクセス日：2008年1月18日）。[15]

26.02 2007年9月27日更新分アメリカ内務省領事情報書面/パキスタンは以下のよう

に述べている：

“医療サービスに関しては、主要な都市部では十分に整えられているが、農村地帯では限られている。都市部の病院に関しては、医療サービス、資金、衛生状態などは施設によってさまざまであるが、もしアメリカ人がこれらの施設を視察したならば、アメリカの標準以下と判断するかもしれない。農村部の施設に関しては、アメリカの標準以下であることは否めない。（中略）機能している緊急センターは事実上存在しない。救急車はほとんどなく、職員数も十分とは言えない。（中略）アメリカの医薬品ではなく、有名企業のノーブランド製品が広く普及している。国産の医薬品の質に関しては不明である。” [2e] (p3)

26.03 SPARC2006 年度報告書は以下のように述べている：

“医療機関、特に母子健康治療施設の数が前年と比較して倍の増加をみせている。パキスタン政府発行の報告書によると、国内には 964 の病院、4554 の薬局、5290 の小規模医療施設、907 母子健康センター、552 の農村地帯医療施設、および地方政府運営の 289 の結核センターが存在する。農村地帯や遠隔地では、多くの女性が女性医療保険業務従事者（Lady Health Worker）として採用されている。‘看護’職業の向上に関しては、医師補佐スタッフの効率性を高めるべく、奨励策が取られている。主任看護師の地位は BPS14 から 16、看護市長は BPS16 から 17 に引き上げられた。さらに、看護師の採用数を増加している。しかしながら、現場の状態は深刻なままである。小規模医療施設では、医師が出勤しない場合や、治療によって患者の病状が悪化する場合もある。一方医師は、十分な設備が整っていないことに不満の声を上げている。治療部門で働くことの大切さを医師に悟らせるような対策を検討することが望ましい。” [72] (p6)

ヒト免疫不全／エイズ - 抗レトロウイルス治療

30 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

26.04 2007 年 3 月 6 日発行のアメリカ国務省 2006 年度報告書によると、“パキスタン政府は国連ならびに個人の寄付金提供者の協力を得て、国立エイズ制御プログラム (NACP) を発足した。NACP は、国民への積極的なエイズ教育施策である。NACP は、避妊ならびにエイズの危険性を国民が理解するよう、集会や予防運動をモスクで展開している。また、ヒト免疫不全/エイズに罹っている人々に対する社会的差別は広範囲に及んでいる。” [2b] (第 5 項)

26.05 2007 年 4 月 9 日発行の BBC 記事 ‘パキスタン、ヒト免疫不全/エイズのタブーと戦う’ は以下のように述べている：

“政府関係者および世界健康機関 (WHO) 職員によると、全国の治療施設で 4000 人近い人々の HIV/エイズ感染が現在確認されている。しかしながらこの数字は実際の感染数のごくわずかでしかない。昨年、国連エイズ報告書によると、8 万から 14 万人がウィルスに感染している (数字に関する報告の信憑性を確認することができず、よって 8 万人から 14 万人もの大きなぶれがでている)。WHO は 2005 年後半以来、パキスタンでレトロウイルス対策プログラムを展開しており、3 年間で 450 万アメリカドルを投入している。” [35z]

26.06 同記事はまた、“保健省の HIV/エイズ ニュース・レターによると、感染報告のあった 3933 人のうちわずか 618 人が 9 つの治療施設に収容されているのみである。パキスタン政府関係者は、発見率が低いこと、そして同病に対する偏見により、治療の発展を妨げていると語っている。(中略) 国内では、感染に対する危険意識が欠けている。また治療センターでは、治療のみならず精神カウンセリングも行っている ”、と伝えている。 [35z]

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

癌治療

26.07 2005 年 12 月 2 日付け Aga Khan 開発ネットワークのプレス・リリースは以下のように述べている：

“偉大なる人物 Aga Khan 氏は、Aga Khan 開発ネットワーク (AKDN) の議長であり、Aga Khan 大学 (AKU) の大学長でもある。同氏は本日、AKU に Ibn Zuhri 癌治療施設の開館式に出席した。総建設費用は 840 アメリカドルに上る。同施設は (中略) 最新式の設備を搭載した包括的治療センターであり、一つの建物内にスクリーニング、診察や治療などさまざまな医療サービスが存在している。医療サービスには、細胞のハイ・クオリティー画像化、化学療法、放射線治療、手術などが含まれる。また癌研究センターも併設されている。また、シンド州カラチの Aga Khan 大学病院 (AKUH) には新たに 654 のベッドが設置され、癌に苦しんでいる人々 (総人口の 5~10% に相当) に更なる医療サービスを提供することになる。AKUH は毎年 12000 人もの癌患者を診察している。Aga Khan 氏はまた、これまで治療費用を払えずに十分な治療を受けら

31 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

れなかった人々も **Ibn Zuhr** で治療を受けられることに満足の意を示している。この政策は、大学病院患者福祉プログラムによる支援により実現した。” [47]

- 26.08 国際がん治療・研究ネットワーク (INCTR) ニュース・レター2003/2004 年号は、パキスタンにおけるがん治療の現状について以下のように述べている：

“複数の大都市には私営・公営の癌治療施設が存在する。18の放射線治療センターでは65人の放射線治療医が勤務している。しかしながら医師や施設のレベルは施設によってまちまちである。主要な都市にはわずか15人の腫瘍医しかおらず、また最新式の外科腫瘍科はわずか数都市にか存在していない。よって、癌患者のほとんどが十分な手術を受けていないのが現状である。パキスタンでは、医療サービス利用状況において社会階層間で深刻な格差が生じている。裕福階層の人々は設備が充実した病院（公営・民営にかかわらず）で治療を受けている。一方非裕福階層の人々は、政府の運営する病院で無料の治療を受けているが、前述どおり、これらの病院の医療サービスのクオリティーはさまざまであり、資産や熟練医師の有無によって変わってくる。医療費は患者が負担するため、貧しい人々は高技術な治療を受けにくい状況下に置かれている。これらの人々は、個人からの寄付、政府基金、**Zakat**（裕福なイスラム教階級に課される税金で、貧しい人々の救済に当てられる）によってサポートされている。しかしながらこれらの寄付、基金や税金は、現在もなお不十分であるため、国家が癌治療のためにさらに医療支出を増加させることは難しい状態にある。最低推奨治療を受けている患者は人口の 30%以下に過ぎないと予測されている。” [73]

肝臓透析

- 26.09 ウェブサイト **Global Dialysis** はパキスタンの肝臓透析センター 115 を挙げている (出典参照) [48]

メンタルヘルス

- 26.10 世界保健機構メンタルヘルス アトラス 2005 年版—パキスタンは以下のように述べている：

“メンタルヘルス治療費は、患者やその家族、税金、社会保険額、私保険の順に負担される。国家は精神障がい者に対する手当金を付与している。この手当金は、精神の病のため就労できない人々に対して支払われる。メンタルヘルスは基本的健康管理プログラムの一環である。重度の精神障がい者もまた、基本的健康制度によって治療を受けることが可能である。メンタルヘルス治療は、国内最大のパンジャブ州で 1985 年に初めて開始され、その後国内に徐々に浸透していった。入院式・デイケア式の施設が多く存在している。特に、学習障害に苦しむ人々が社会・職業・教育訓練できる施設が充実している。基本的健康管理プログラムにおける人材育成育成研修は、メンタルヘルスの分野で行わ

32 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

れる。人材育成研修は、すでに同分野で働いている人々への院内研修としてパンジャブ州で開始された。これまでおよそ 2000 人の精神科医および 42000 人の基本的介護福祉士を育ててきた。全国地方支援プログラム（NRSP）などの NGO 職員もまた、同様な研修を受けている。医師、精神科医や看護師などの育成研修がある一方で、社会福祉指導員への同様なプログラムは存在しない。メンタルヘルス人材育成研修は、地区健康発展センターによって運営されている。ラワルピンディ医学大学 精神医学研究所は、人材育成研修、サービス情報システム構築、および研究を活動目的としたリサーチセンター/EMR であり、始めて WHO が同様の施設建設に協力した研究所であり、医師、救急救命士、市の職員や教師に向けた基本健康管理のさまざまな研修マニュアルも作成している。また、医療専門家向けのカウンセリング研修一括法案では、精神障がい者のリハビリも検討されている。（中略）さらに、市営の精神障がい者向け治療施設も設けられている。（中略）現在、78 人以上の若手精神医学医が市のメンタルヘルス科で研修を受けており、それぞれの専門分野発展のキーパーソンとなることが期待されている。また、国家助言委員会は、治療の際の関係者による説明の仕方を定期的に査定している。” [49]

26.11 アトラスはさらに以下のように述べている：

“その他のメンタルヘルス関係者数は約 2000 人、また国内にメンタルヘルス病院数は 4 施設である。全大学の医学部のみならず付属の大学病院（公営・私営にかかわらず）にも精神医学科が設置されている。また、精神医学関連施設も全国に点在している。ほぼすべての病院（223 施設）に薬物乱用者用の病室が備え付けられており、法医学専用の病室を持つ施設も複数ある。さらに児童精神科医も存在している。メンタルヘルス専門家は大都市に集中しており、精神科医の大多数が私営病院に所属している。” [49]

26.12 女性や子供を含む特定グループのための医療サービスに関し、アトラスは以下のように観察している：

“パキスタンでは、難民や子供専用のメンタルヘルス・プログラムが実施されている。また、これらの特定グループのためのサービス提供や弁護支援活動をしている NGO も存在する。現在、国際組織がアフガニスタン難民に同様なサービスを提供している。また、女性や虐待犠牲者専用の施設も存在する。小児科は大規模の医療施設にはあるが、子供やティーンエイジャー専用の精神科はほとんどない。学習障害患者用に多くの入院式・デイケア式の施設が存在するが、特に大都市に集中している。また、学校メンタルヘルス・プログラムが施行されている。同プログラムの目的は、生徒、教師や社会全体のメンタルヘルスに対する認識を向上させ、メンタルヘルスに関する知識を教師に提供し、教師がその知識だけでなく基本的な精神的問題へのアドバイスを生徒に与えられるようにすることである。（後略）” [49]

26.13 アトラスは以下に治療薬剤を挙げているが、これらは基本的健康管理レベルに使用されるものである： カルバマゼピン、フェノバルビタール、 クロルプロ

33 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

マジン、ジアゼパム、ハロペリドール、イミプラミン (amitriptyline の代替品)、
ならびにプロシクリジンである。 [49]

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

34 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

27. 人道的問題

27.01 総合地域情報ネットワーク（IRIN）2006年12月15日付けのIRINNEWS（ウェブサイト）によると、“2005年10月8日に発生した南アジア大地震は、北パキスタンおよびパキスタン領カシミール地方の山岳地帯に大ダメージを与えた。この大災害により75000人以上が死亡し、7万人以上が怪我を負っている。また、およそ300万人が十分な設備の整っていない収容所での生活を余儀なくされており、そのほとんどが食糧を求めている” [41f] また同記事では、最も被害に遭った地域の被災者収容所の実態や政府の救済食糧事情などを報告している。

27.02 総合地域情報ネットワーク（IRIN）2007年3月22日付けのIRINNEWS（ウェブサイト）は以下のように報告している：

“パキスタン領カシミール地方当局は、2005年10月に発生したマグニチュード7.6の大地震の被災者のために設置された仮設住宅キャンプを（2007年）6月までに閉鎖することを発表した。パキスタン領カシミール地方では、5000世帯、約3万人の被災者が44の仮設住宅施設での生活を余儀なくされている。キャンプ管理職員によると、そのうちの600世帯は家財だけでなく土地をも失っている。また1700世帯は両親を失った子供たち、高齢者を抱えている家庭、あるいは父親がいない家庭であり、「不安定な状態にある家族」に分類されている。‘帰還促進政策は4月1日から開始される予定であり、段階を追って進められていくことになっています’とキャンプ管理組織（CMO）職員のShahid Malik氏が語っている。また、‘第一段階としてまず、地震により家屋のみならず生活手段を失った（キャンプ内に住む）2700世帯が自分たちの村へ帰還できるよう支援することです’、と続けている。また同政策では、各帰還者に鉄板14枚、2か月分相当の食糧、そして自宅までの交通費の配給を行っている。また、その家族たちはすでに約1660アメリカドルを家屋再建のために受け取っている、とキャンプ職員は語っている。第二段階は、住むための土地を失った家族のための政策実行である。対象となる家族には、土地購入目的で約1250アメリカドルが支給されることになっている。” [41g]

27.03 同レポートは以下のように続けている：

“キャンプ閉鎖の決定により、仮設住宅キャンプに住んでいた多くの人々の生活はますます悪化していった。（中略）キャンプから追い出された200万人に近い被災者は、テントなどの生活を余儀なくされ、さらに昨年の極寒の気候に耐えなければならなかった。帰還政策は非公式で公表されたため、パキスタン領カシミールキャンプ管理当局に帰還援助を申請することができたのはわずか350ばかりの家庭だった。その時点で政府関係者は帰還政策について認める結果となった。‘ここ（キャンプ）では、人々は教育、医療、電気やその他の施設を無料で使用することができます。現在、国内外の救助機関が同地域で活動を展開し、被災者たちが再び生活手段を得られるよう支援を行っています。’このようにMalik氏は続けている。” [41g]

35 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている2008年2月7日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

27.04 2007 年 7 月 5 日、国際発展局（DfID）は以下のように報告している：

“6 月 23 日の激しい嵐のためカラチでは住居が崩壊し、数日にわたって停電が続いた。続く 6 月 26 日、低気圧 Yemyn がバローチスタン州を襲い、シンド州と北西辺境州は豪雨に見舞われた。ダムは決壊し、灌漑用水路や川の防波堤は崩壊する被害にあっている。政府は、250 万人以上に被害が及び、377000 人が住居をなくしたと予測している。バローチスタン州の死者の数は現在のところ 296 人であるが、行方不明者も 224 人確認されている。” [74]

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

36 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

28. 移転の自由

28.01 アメリカ国務省 2006 年度報告書によると、法は国内における移転、外国旅行、移民および帰還の自由を保護している。しかしながら実際は、これらを制限している。“外国人が連邦直轄部族地域（FATA）やバローチスタン州に足を踏み入れる場合、特別許可を取る必要がある、と政府は定めている。” [2b] (第 2 章-d)

28.02 同報告書はまた以下のように述べている:

“法は、イスラエルへの渡航を禁じている。しかしながら 7 月には、パキスタン人ジャーナリストがイスラエル・レバノン紛争をイスラエル国内から報告している。政府職員や学生が外国へ赴く際、‘no objection（異議なし）’ 証明書を取得しなければならないが、学生に対して求められることは実際まれである。公的に有効な国外退出管理リスト (ECL) に名前が挙がっている人物は、外国への渡航は禁止されている。ECL にはおよそ 3740 人が名を連ねている。ECL は未解決の犯罪事件の訴訟中の人物を国外に出さないようにする目的で作成されているが、実際はリストに名前を加えるには訴訟は必要な要素とされていない。むしろ、人権擁護活動家、野党やナショナリスト政党に対する嫌がらせなどに使用されることがある。名前の挙がっている人物は、内務省長官あるいは法務官に自身の名前の削除を要求できる権利がある。（中略）法は強制追放を禁じている。（しかしながらシャリフおよびベーナズィール・ブットー両元首相は 2000 年より亡命中。前者には 2007 年 12 月、後者には同年 10 月に帰国許可が下りている。）” 2b] (第 2 章-d)

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

37 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

29. 外国人難民

アフガニスタン難民

29.01 アメリカ国務省 2006 年度報告書は以下のように述べている：

“パキスタン法は、難民の地位に関して定めている 1951 年 UN 協定および 1967 年議定書を適用していない。よって、難民収容所や難民の身分付与を承認していない。しかしながら政府は、難民を保護する一つの制度を持っている。実際に政府は、自国で迫害の恐怖を持つ人々がパキスタンにやってきた場合、その人たちを送還せずに保護している。一方、難民の身分や難民収容所を許可していない。政府は 1979 年以来、何百万人ものアフガニスタン難民を一時的に保護してきた。国際連合難民高等弁務官事務所 (UNHCR)によると、約 240 万人のアフガニスタン人が現在もパキスタンにとどまっている。政府は UNHCR と共に、これらの人々へのサポートを提供している。(2006 年) 10 月 13 日、UNHCR サポートによるアフガニスタン人送還が行われ 133338 人が帰国した際、パキスタン政府が協力している。また UNHCR が知る限り、9681 人が自発的に自国へ戻っている。” [2b] (第 2 項-d)

29.02 アメリカ国務省 2006 年度報告書はまた以下のように報告している：

“パキスタンにおけるアフガニスタン難民キャンプの閉鎖が政府によって計画されていたが、現在もなお存続している。2005 年の国勢調査の対象となったアフガニスタン難民の登録手続は 2006 年 10 月 15 日より始まり、同年年末に終了する予定であったが、結局延長される形となった。UNHCR ならびに国家データベース・登記当局が協力してこの登録手続が行われている。登録手続により、難民に 3 年有効の登録カードが発行される。登記カードは、難民がアフガニスタンに住居を構えていることを証明するものである。しかしながら、登記の際に警察が難民に賄賂を要求しているケースがある。信憑性の高い筋からの情報によると、アルカイダ メンバー捜索中、パキスタン情報局の職員が難民に嫌がらせをしたケースもある。NGO の業務を引き受けた女性難民からは、タリバーンに協力しているとみなされ、嫌がらせを受けたとの報告も入っている。難民は、パキスタンで差別や嫌がらせの対象となっている。一方パキスタン国民は、難民の労働市場参入に憤慨し、犯罪率の増加は難民の責任であるとして非難を強めている。独身女性難民、家庭の長を務める女性、そして労働を余儀なくされる子供たちは特に嫌がらせの対象になりやすく、また人身売買に巻き込まれる危険性も高い。” [2b] (第 2 章-d)

29.03 2007 年 4 月 16 日付け国際連合難民高等弁務官事務所ニュース・ストーリーは以下のように報告している：

“未登録アフガニスタン難民の祖国帰還猶予は今週末で終了した。これまで 20 万人以上の難民が UNHCR の支援を受けて帰国してきた。UNHCR による

38 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

アフガニスタン難民帰還活動は 6 年間に及ぶが、この帰還活動に至る前には、**215 万人**の難民のパキスタンにおける仮住居登録が行われていた。パキスタン政府は、登録手続きを済ませていない難民、ならびに登録証明書（PoR）を所有していない難民に対し、**6 週間以内**に自発的に帰還するよう命じていた。（中略）その猶予期間の最終日に北西辺境州（NWFP）およびバローチスタン州に位置する 3 つの任意機関センター（VRC）に残っていた難民は、わずか **9000 人**ほどであった。今年の帰還活動が始まって以来、**205977 人**が自発的に帰国しており、そのうちのほとんどが NWFP からであった。” [20c]

29.04 同記事はさらに次のように述べている：

“（前略）UNHCR は木曜日より、PoR を所持しなおかつ帰還を望んでいるアフガニスタン人の分析を開始した。PoR はパキスタンに住むアフガニスタン人に対して一時的保護を提供するもので、**3 年間有効**である。‘PoR を所持しなおかつ帰還を望むアフガニスタン人は交通費および母国での再出発のための費用として **100 ドル**が支給される’と、Kleinschmidt 氏（UNHCR パキスタン支援代表）が語っている。同氏はまた、‘難民収容所を求め、即座の保護を求めている人々にはだれでもわれわれの門戸を開く’と付け加えている。” [20c]

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

39 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

30. 市民権と国籍

30.01 パキスタン政府のウェブサイトによると（アクセス日：2007 年 4 月 18 日）、パキスタン市民権は、特定の条件によって取得することができる。この条件の中には、“パキスタン国籍を持つ男性と結婚した外国人女性、そして外国人とパキスタン女性の未成年の子供（21 歳以下）などが含まれる” [29b] (p2-3) パキスタン女性と外国人男性から生まれた子供に関しては、2000 年 4 月 18 日以降に誕生している場合、自動的に市民権を取得することができる。[29b] (p4) パキスタン政府は、16 カ国（イギリス含む）と二重国籍同意書に調印している。[29b] (p4-5)； 外務連邦省発行による渡航に関する勧告では、“父親がパキスタンで生まれている場合、パキスタン国籍を持っていなくても、その子供は政府によりパキスタン人とみなされることがある。また、イギリスがイギリス領事館の支援を提供することができなくなる可能性がある。” と述べている [11a] (p4) 別の国籍を持つパキスタン市民で、その国が二重国籍を認めていない場合、そのパキスタン市民はパキスタン国籍を放棄しなければならない。 [29b] (p5)

30.02 UNHCR は、2005 年 3 月 8 日に行われた国別情報諮問委員会のミーティングで、パキスタンの市民権は以下の条件で入手できるとコメントしている：

“出生- 市民権法令第 4 項
相続- 市民権法令第 5 項
移民- 市民権法令第 6 項
帰化-市民権法令第 9 項
結婚-市民権法令第 10 項” [20b] (p1)

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

40 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

31. 出入国手続き

- 31.01 アメリカ国務省 2006 年度報告書によると、法は国内における移転、外国旅行、移民および帰還の自由を保護している。しかしながら実際、これらの自由は制限されている。”外国人が連邦直轄部族地域（FATA）やバロチスタン州に足を踏み入れる場合、特別許可を取る必要がある、と政府は定めている” [2b] (Section 2d)
- 31.02 2004 年 5 月更新分のパキスタン国政府ウェブサイトによると、パスポート申請の際、写真が添付されている国民アイデンティティカードをのコピーを 1 枚提出しなければならない [29a]

(第 19 項アーマディ教徒 [旅券と身分証明書](#)参照)

41 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

32. 労働の権利

32.01 アメリカ国務省 2006 年度報告書は以下のように記録している：

“労働関係法令（IRO）は、産業労働者が労働組合を組織する権利を保障している。本質的業務維持議定書（ESMA）は、ストライキや集団交渉権を制限あるいは禁止している。対象となるのは、治安部隊、ほぼすべての民間事業、ヘルスケア、石油会社の安全・治安施設、飛行場ならびに港である。また、農業従事者、非営利組織従業員ならびに教師は、労働組合活動が禁止されている。政府によると、産業労働者の約 10%が労働組合に加入しており、これは総労働人口の 3%に相当する。しかしながら労働組合側は、政府の打ち出した数字は実際の数よりも少ないと主張している。またインフォーマル・セクターに従事する労働者の多くは組合に所属していない（同セクター従事者総人口 5100 万人の 70%に相当）。” [2b] (第 6 章-a)

32.02 アメリカ国務省 2006 年度報告書はまた以下のように述べている：

“IRO の対象とならないセクターがいくつかある。警察、軍隊、国防省、パキスタン治安・印刷会社（Pakistan security printing corporation）、民間防衛組織、消防組織、そして石油施設である。その他のセクターに関しては、政府は干渉することなく労働組合活動を容認している。IRO はある程度の団体交渉権を保護しているが、ストライキを承認していない。また IRO により、複数の労働組合が同時に団体交渉を行うことができない。複数の組合が参加している場合、IRO は、内密で代表組合を決定する。” [2b] (第 6 章-b)

32.03 アメリカ国務省 2006 年度報告書はさらに以下のように報告している：

“和解交渉や冷却期間が法的に要請された場合、労働組合側はストライキの権利を剥奪される。国は、ストライキが 30 日以上継続された場合、‘社会に深刻な苦痛’を与える危険性がある場合、あるいは国益を害する危険性がある場合に限り、ストライキを停止させるための法的要請を発令することができる。また政府は IRO に則り、公共サービス機関でのストライキを全面禁止することができる。IRO はまた、合法で行われたストライキの場合、経営者側がストライキ側へ報復することを禁じている。もし報復を遂行した場合、経営者に罰金が課される。一方、違法でストライキを行った場合、ストライキ代表者は法的に保護されない。” [2b] (第 6 章-b)

32.04 アメリカ国務省 2006 年度報告書はまた以下のように記述している：

“国家労働法は政府に対し、団体交渉を許可するか否かを 6 ヶ月ごとに決定するよう要請している。団体交渉が許可されない場合、特別賃金理事会が賃金レベルを決定する。同理事会は各州に設置され、産業、労働、地方労働大臣から構成されている。労働組合は一般的に、同理事会の結論に不満を見せる。賃金レベルは、国家産業関係委員会に提出される前に決定される。ESMA 施行によ

42 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

り、輸出加工区 (EPZ)で働く 12500 人と言われている労働者たちは、IRO に定められている労働保護や労働組合設立の権利を剥奪されている。EPZs 当局は、EPZ 労働法を独自で作成することになっている。 [2b] (第 6 章-b)

32.05 アメリカ国務省 2006 年度報告書はまた以下のように述べている：

“未熟練工に対する国家最低賃金は、月 42 アメリカドル (2500 パキスタンルピー) と定められている。この数字は、50 人以上の従業員を抱える産業ならびに商業組織にのみ適応される。しかしながら、労働者とその家族が国家最低賃金で十分生活していくことは難しい。総労働人口 (インフォーマル・セクター、国内季節労働者を含む) うちの大部分がこの最低賃金以下の生活を余儀なくされている。連邦労働法典では、国民休日、残業代、病欠、ヘルスケア、教育、国民健康保険、年金、福祉基金などの付加給与が労働者に対して保障されている。連邦法では、週 48 時間 (季節工場は 54 時間) を最大労働と定めており、労働中の休息時ならびに有給休暇を認めている。しかしながら同法は、農業従事者や従業員 10 人以下の工場で働く労働者、そして家庭内労働者や契約労働者を対象としていない。よってこれらの産業の安全・健康基準が低い。また、鉱山安全・健康議定書が十分適用されていない。例えば、入り口、出口ならびに換気口がたった 1 つしかない鉱山もある。鉱山労働者は、失業の痛手を負ってまでも仕事を手放すことはできない。地方政府が労働規制を行わなければならない立場である。しかしながら規制構造は未熟であるため、役人と雇用者の癒着や資金の欠如により、実際に規制が行われていないのが現状である。多くの労働者が自分たちの権利に気づかないまま労働を続けている。” [2b] (第 6 章-e)

32.06 アメリカ国務省 2006 年度報告書はさらに以下のように報告している：

“政府は子供を労働から保護する法律を制定し、また保護政策も行っている。しかしながら同法律は不完全であるため、児童労働は深刻な問題となっている。パキスタン人権委員会 (HRCP) によると、1000 万人近い子供が労働に従事している。報道機関によると、農業以外に従事する児童労働者の 70% は小規模の作業場で働いており、従って子供労働を取り締まるには難しい。と言うのも、従業員 10 人以下の施設には監査をしなくても良いと法律上定められているためである。農業および家庭内労働における児童労働においても同様な法律が存在する。児童雇用法令では、14 歳以下の子供を工場、鉱山、その他危険を伴う職に採用することを禁じている。また、児童労働条件も定められている。例えば、児童が延長して労働することは認められておらず、また夜間労働も禁止されている。さらに週に 1 回の休日が児童に保証されている。しかしながらほとんどの分野で児童労働者に対する監査は入ることがない。監査人も十分な研修を受けていないことが多く、また賄賂を受け取っている場合もある。労働省は 2001 年、児童に不適切な職業を 35 挙げている。その中には、屋外での呼び売り、外科用設備製造、深海漁業、レンガ製造、サッカーボール製造、カーペット製織などが含まれている。政府は多くの児童雇用法違反ケースを確認している。しかしながら、地方政府による課徴金額は、北西辺境州 (NWFP) での最低平均 6 アメリカドル (364 パキスタンルピー) からバローチスタンで

43 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

の最高平均 121 アメリカドル (7334 パキスタンルピー) と低い水準にとどまっている。一方児童雇用法令は、333 アメリカドル (20200 パキスタンルピー) の罰金を科している。しかしながら、多くの違反者に罰金が科されないのが実情である。” [2b] (第 6 章-d)

32.07 アメリカ国務省 2006 年度報告書はまた以下のように付け加えている：

“国際労働組織-国際児童労働根絶プログラム(ILO IPEC)、および児童労働における劣悪条件根絶のための跳躍プログラムは、カーペット製織、外科用設備、布縫ならびに深海漁業産業において現在もなお有効である。ILO IPEC は産業界や政府と活動を共にしつつ、子供たちを保護監督下に置き、教育の場を提供し、社会復帰の手助けをし、家族へ代替職などを提供するなどの努力を行っている。” [2b] (第 6 章-d)

奴隷労働

32.08 アメリカ国務省 2006 年度報告書は以下のように述べている：

“強制・奴隷労働（子供を含む）は法律によって禁じられている。しかしながら違反者の検挙率は低く、強制・奴隷労働が現在もなお行われているとの報告がなされている。奴隷労働制度廃止法令（BLAA）は、奴隷労働の禁止、借金の無効、ならびに雇用者による借金取戻禁止について定めている。違反者には、禁錮 5 年ならびに 825 アメリカドルの罰金が科される。

“NGO 団体 子供の権利保護協会（SPARC）ならびに人権・囚人支援協会（SHARP）によると、150 万から 200 万人が何らかのかたちで奴隷労働を強いられている。特にシンド州ではその割合が高い。奴隷労働は、レンガ、ガラス、カーペット、そして漁業産業において顕著に見られる。農村地帯、特にシンド州タルパルカー地区では、農業や建設業界での奴隷労働が日常茶飯事である。奴隷労働の犠牲者となるのは、身分の低いヒンズー教徒、あるいはイスラム教やキリスト教に改宗した元ヒンズー教徒である。奴隷労働は、借金を返済し終わったのかどうかを正確に知ることができないでいる。逃亡した奴隷は、しばしば主人からの報復受けている。また、開放された後も生活の手段を見つけないことができず、結局元の主人の下へ帰っていく場合もある。奴隷労働雇用者が警察によって検挙されているが、賄賂を支払って釈放されている場合が多い。人権保護団体の報告書によると、シンド州には地主が所有する奴隷収容所が 50 も存在しており、その中には約 4500 人の奴隷労働者が収容されている。地主と地元の有力政治家との癒着により、奴隷労働根絶が困難な状態にある。” [2b] (Section 6c)

32.09 The USSD IRF2007 年度報告書は以下のように記録している：

“政府は、宗教的信条に基づく奴隷労働や強制労働を承認していない。しかしながら少数派コミュニティのリーダーは、レンガ製造や農業で奴隷労働が行

44 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

われているにもかかわらず、政府が適切に対応していない、と主張している。特にキリスト教徒やヒンズー教徒がこの実態の被害者となっている。2005 年 6 月、パンジャブ州警察がレンガ製造施設で一斉捜査を行い、強制労働を強いられていた 300 人以上のキリスト教徒を救出している。” [2f] (第 II 章)

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

45 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

付録 A: 重要な出来事に関する年表

(2008 年 1 月 18 日更新分 BBC 年表 – パキスタンにおける重要な出来事を参照, [35b])

- 1947** 英国によるインド統治が終結。東パキスタンおよび西パキスタンが建国。
各地で武力衝突が拡大の一步を辿り、数十万人が死亡。また数百万人がホームレスと化す
- 1948** 初代パキスタン総督ムハメッド・アリ・ジンナー死去
- 1948** カシミール帰属問題で第一次印パ戦争勃発
- 1951** ジンナー後継者リヤーカト・アリ・ハーン暗殺
- 1956** パキスタン・イスラム共和国憲法制定
- 1958** 戒厳令発令。アユーブ・ハーン将官が実権を掌握
- 1960** アユーブ・ハーン将官がパキスタン大統領に就任
- 1965** カシミール帰属問題で第二次印パ戦争勃発
- 1969** アユーブ・ハーン大統領辞任。ヤヒヤー・ハーンが実権を掌握
- 1970** 総選挙。アワミ連盟が分離を求める東パキスタン地域で勝利を収めたことから
東西パキスタン間で緊張が高まる
- 1971** 東パキスタンが独立を求め、内紛に突入。インドがこの独立を支援し、東パキ
スタンがバングラデシュを建国
- 1972** 印パシムラ協定。カシミール地方において新たな国境を設置
- 1973** ズルフィカール・アリー・ブットが首相に就任
- 1977** ズルフィカール・アリー・ブット首相率いるパキスタン人民党 (PPP) が選挙
時に不正操作を行ったと指摘された後、暴動が勃発。ジア・ウル-ハック将官
による軍事クーデター勃発
- 1978** ジア・ウル-ハック将官が大統領に就任
- 1979** ズルフィカール・アリー・ブット元首相絞首刑
- 1980** ソヴィエトのアフガニスタン侵入を受け、アメリカがパキスタンに軍事支援を
約束

46 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

- 1985** 非常事態宣言および政党活動禁止令解除
- 1986** ズルフィカール・アリー・ブット元首相の娘ベナジールが亡命先から帰国。PPPを率いて総選挙キャンペーン展開
- 1988** 8 月 - 在米パキスタン大使でありパキスタン軍の当局者でもあるジア将官がなぞの飛行機墜落事故で死亡
- 1988** 11 月 - ベナジール・ブット率いる PPP が総選挙で勝利
- 1990** 職務不履行および汚職の嫌疑でベナジール・ブット首相解任
- 1991** ナワズ・シャリフ首相が経済自由化プログラムを開始。イスラム法シャリアが正式にパキスタン刑法に組み込まれる
- 1992** ウルドゥ語族モハジール民族解放運動支援者による暴動。これを受けて政府が暴動一掃活動を展開
- 1993** 軍事的圧力によりハーン大統領とシャリフ首相が辞任。総選挙によりベナジール・ブットーが復権
- 1996** ラガーリー大統領が政治腐敗疑惑の渦中にいたブットーを解任
- 1997** ナワズ・シャリフ率いるパキスタン・ムスリム連盟党が総選挙で勝利。シャリフが首相に復権
- 1998** インドによる数回の核実験後、パキスタンも自国で核実験遂行
- 1999** 4 月 - 汚職の罪に問われていたベナジール・ブットおよびその夫に実刑判決。判決時、ベナジールは国外に滞在。
- 1999** 5 月 - カルギリ高度地帯でパキスタン、インド両国軍が衝突。両軍合わせて 1000 人以上が死亡
- 1999** 10 月 - ナワズ・シャリフ政権がペルヴェーズ・ムシャラフの軍事クーデターにより転覆。世界的に非難を浴びた同クーデターにより、イギリス連邦加盟資格剥奪
- 2000** 4 月 - ナワズ・シャリフ元首相がハイジャックおよびテロ容疑で終身刑の有罪判決
- 2000** 12 月 - ナワズ・シャリフ元首相が軍事政権からの恩赦に浴し、その後サウジアラビアへ亡命

47 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

- 2001** 6月20日 - 形式化していたラフィク・タラル大統領に代わり、ペルヴェーズ・ムシャラフ陸軍参謀長が自ら大統領に就任し、軍最高指導者と大統領を兼任。ラフィク・タラルは、当時の議会が解散となった直後に大統領職辞任
- 2001** 7月 - ムシャラフ大統領とインドのアタル・ビーハリー・ヴァージペーイー首相が会談。両国首脳による2カ国サミットが開催されたのは2年以上ぶり。しかしながらカシミール地方問題に関する意見の相違により、打開策も共同声明もなしの結果となる
- 2001** 9月 - アフガニスタンにおけるテロとの戦いのためアフガニスタンに侵攻するアメリカをムシャラフ大統領が支持。アメリカは1998年の核実験以来課してきたパキスタンへの制裁を一部解除。しかしながら、ムシャラフのクーデターに対する措置は保留
- 2001** 10月 - インドがカシミール管理ライン沿いのパキスタン軍駐屯地に対して襲撃を開始。およそ1年間にわたって継続
- 2001** 12月 - インド ニューデリーの国会議事堂で自爆テロ。実行犯のカシミール武装集団2組織に対して措置を講じるべく、インド側がパキスタンに制裁。パキスタンも同様な制裁をもって応戦
- 2001** 12月 - インド-パキスタン間の国境に両国軍が集結。戦争勃発の危険性が高まる
- 2002** 1月 - ムシャラフ大統領が国内の5つの武装集団 (Lashkar-e-Taiba、Jaish-e-Muhammad、 Sipah-e-Sahaba Pakistan、 Tehrik-e-Jafria Pakistan、Tahrik-e-Nifaz-e-Shariat-e-Muhammadi)の活動を禁止[20d] (p1)
- 2002** 1月 - 3年にわたる軍事政権に終止符を打つべく、ムシャラフ大統領が2002年10月に総選挙を行うと発表
- 2002** 4月 - ムシャラフ大統領信任に対する国民投票実施。ムシャラフ大統領は圧倒的に勝利を収め、任期を5年に延長。一方では、同国民投票は憲法違反であることや不正行為があったとして批判の対象となった
- 2002** 5月 - カラチでバスを狙った自爆テロ発生。11人のフランス人技術者を含む合計14人が死亡。翌月にも同じくカラチのアメリカ領事館前で自爆テロが発生し、12人が死亡
- 2002** 5月 - 核弾頭搭載可能地对地中距離ミサイル ガウリ (Ghauri) を3回にわたって実験。ムシャラフ大統領は、パキスタン国は戦争を起こすつもりはないが、万が一の攻撃に対応できる十分な軍力を備えている、と表明
- 2002** 6月 - 戦争を回避すべく、イギリスおよびアメリカが外交攻勢をかけ、印パ両国国民に対して国外退去勧告

48 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている2008年2月7日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

- 2002** 8 月 – ムシャラフ大統領が議会解散権を掌握。これに対し野党は、同大統領が今後永続的な独裁制を敷く危険性があるとして批判を強める
- 2002** 10 月 – 1999 年軍事クーデター以来初の総選挙開催。絶対多数の政党が不在の結果となり、連立政権をめぐって激しい議論が交わされる。また、宗教基盤の政党が躍進を遂げる
- 2002** 11 月 – 親ムシャラフ派のザファルラ・ジャマリ氏が首相に就任。1999 年の軍事クーデター以来初の民間人起用
- 2003** 2 月 – 上院選挙。与党が大多数の議席を確保。ムシャラフ大統領の最後の舞台と言われていた同選挙では、民主化への移行が呼びかけられていた
- 2003** 6 月 – 北西辺境州がイスラム法導入法案可決
- 2003** 11 月 – パキスタンによるカシミール紛争停戦宣言。インドも同意を示す
- 2003** 12 月 – 2 年にわたる飛行機の直行便および相手側国領空通過禁止に終止符を打つべく、印パ間で再開合意に調印
- 2003** 12 月 – 2 度の大統領襲撃事件で、“過激派”が非難を浴びる [24c] (p45737)
- 2004** 1 月 – 印パ和平交渉 [24a] (p45787)
- 2004** 2 月 – イランの核研究のリーダーとも言えるアブドウル・カディル・カーン博士が核開発に関する機密を漏らしたことを認める。リビア、北朝鮮ならびにイランにこの機密が渡されたと言われている
- 2004** 4 月 – 軍部主導の国家安全保障会議の設立法案が国会で可決。この動きにより、民事における軍隊の役目を制度化
- 2004** 5 月 – イギリス連邦へのパキスタン再加盟承認
- カラチでイスラム教スンニ派とシーア派が対立。スンニ派導師が銃撃されて死亡。一方、シーア派モスク爆撃事件で死者 16 人と負傷者 40 人
- 2004** 6 月 – アフガニスタン辺境地でアルカイダのメンバーとみられる武装勢力が検問所を攻撃。これに対し軍隊が応戦。一方 3 月の攻撃では、120 人以上が死亡している
- 2004** 8 月 – ショークット・アジズが首相誕生。前月には暗殺未遂事件が発生したが、首相は無傷

49 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

- 2004** 12月－ムシャラフ大統領が陸軍参謀長の職を辞任すると公表していたが、継続することを自ら決定
- 2005** 1月－バルチスタンの武装勢力が国内最大級の天然ガス施設を攻撃。主要施設が稼働停止
- 2005** 4月7日－パキスタン統括カシミール地方都市ムザファラバードとインド統括カシミール地方スリナガル間で60年間停止されていたバス運行が再開
- ロンドンテロ事件発生後、パキスタンの神学校やモスクを含むさまざまな施設で取締り。200人以上がイスラム過激派メンバーであると容疑をかけられて逮捕される。同テロ実行犯のうちの3人は2004年にロンドンを訪れていた
- 2005** 8月－初の核搭載可能巡航ミサイル実験
- 2005** 10月8日－パキスタン行政区カシミール地方を中心とした地震発生。数万人の命を奪う。同地方の中心都市ムザファラバードに大被害
- 2006** 1月－北部国境周辺部落でアメリカによるミサイル攻撃。18人死亡。アルカイダのメンバーを狙ったものとみられる
- 2006** 2月－北西部でイスラム教シーア派信者の行進中に自爆テロとみられる攻撃。30人以上が死亡
- 2006** 4月－カラチでイスラム教シーア派の宗教行事中に自爆テロとみられる攻撃が2件発生。少なくとも57人が死亡
- 2006** 8月－治安部隊によるバローチスタン部族長 Nawab Akbar Bugti 殺害。同殺害に対する抗議運動が暴徒と化す
- 2006** 10月－アフガニスタン国境周辺の部族地域バジャウル（Bajaur）のイスラム神学校襲撃事件発生。反政府派によると、最大で80人が死亡。一方パキスタン軍は、同神学校では武力勢力を形成するトレーニングを行っていたと語っている
- 2006** 12月－核弾頭搭載可能短距離ミサイル実験成功の表明
- 2007** 1月－アルカイダのリーダーがパキスタン国内に潜伏しているとのアメリカ国家情報機関からの断言に対し、パキスタン政府は否定
- 2月－各地において爆弾事件で多数死亡。イスラマバードのマリオット・ホテルや国際空港もターゲットとなる
- インドの首都ニューデリーとパキスタンのラホール間を走行中の列車が爆発し炎上。68人の乗客死亡。死亡者のほとんどがパキスタン人

50 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている2008年2月7日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

印パ偶発的核戦争防止協定文書調印

3 月 – ムシャラフ大統領による最高裁 **Mohammed Choudhury** 裁判長停職処分。国民からの激しい怒りが全国各地で見られた

3 月-4 月 – 南ワジリスタンでアルカイダとの関係が疑われている外国人過激派メンバーと地元部族が衝突。**250** 人以上が死亡したと政府関係者が伝えている

5 月 – 最高裁 **Chaudhry** 裁判長停職により賛成派と反対派が衝突で数人の死者が出る。引き続きストライキが発生。各地の機関が麻痺状態に陥った

5 月 – ペシャーワルで爆弾事件。**24** 人が死亡。

6 月 – ムシャラフ大統領はメディア管理権限をインターネットおよび携帯電話に拡大。

7 月 – イスラマバードの赤いモスク (**Red Mosque**) 立てこもり事件発生から 1 週間後、治安部隊がモスクに突入

最高裁が **Chaudhry** 裁判長を復権

ムシャラフ大統領とブット元首相がアブダビで密会。連立政権の可能性について協議

8 月 – 最高裁がナワズ・シャリフ元首相の亡命先からの帰国を要請

9 月 – シャリフ元首相一時帰国。しかしながら数時間後に亡命先に送還

10 月 – ムシャラフ現大統領が大統領伝居で圧倒的勝利。最高裁は、陸軍参謀長官に在籍したまま大統領選挙に出馬できるか否かを決定するまで正式な大統領を発表することができないと公表

新タリバン&アルカイダ組織の本拠地である北ワジリスタンでパキスタン軍と過激派武装勢力が衝突。**200** 人近くが死亡。

ベーナズィール・ブット元首相が亡命先から帰国。カラチで開催された帰国歓迎パレードで同元首相を狙った自爆テロが発生。十数人が死亡

11 月 – 最高裁がムシャラフ大統領の正式指名を発表していないにもかかわらず、ムシャラフ大統領が国内非常事態を宣言。最高裁 **Chaudhry** 裁判長解任。また、ベーナズィール・ブット元首相が一時的に自宅監禁される

暫定政府発足

51 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

最高裁は、（陸軍参謀長官を依然として兼任し続ける）ムシャラフ大統領の大統領選再出馬の権利を無効とする

パキスタン選挙委員会委員長が 2008 年 1 月 8 日に選挙開催を発表
ナワズ・シャリフ元首相が亡命先から再び帰国

ムシャラフ大統領が陸軍参謀長官を辞任。大統領選挙再選を目指すと宣言

12 月 15 日- 非常事態宣言解除

12 月 27 日-ベナジール・ブットが選挙集会のため訪れていたラワルピンディ市で暗殺

2008 1 月 – 総選挙が 2 月 18 日に延期

ラホール高等裁判所前で自爆テロが発生し、ムシャラフ政権反対集会に備えて配置されていた警官のうち 20 人以上が死亡。

アフガニスタン国境周辺の南ワジリスタン部族地域で部族と軍隊が衝突。最大で 90 人が死亡。

[目次に戻る](#)

52 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

付録 B: 政治的組織

ALL PAKISTAN MOHAJIR STUDENTS ORGANISATION : 全パキスタン・モハジール学生組織 (MUTTAHIDA QUAMI MOVEMENT 参照)

ALL PARTIES HURRIYAT (FREEDOM) CONFERENCE (APHC) : 全党自由会議 (APHC)

2005 年 6 月 14 日付け BBC の報告によると、APHC はインド領カシミール地域における主要な分離独立支持同盟。現在、Mirwaiz Umar Farooq 率いる穏健派と Syed Ali Geelani 率いる強硬派が分裂している。[35o] ウェブサイト JTIC によると、スリナガル州基盤の APHC は、過激派組織ではなく、むしろカシミヤ問題の平和的解決を望んでいると主張している。[36b] (p2)

AWAMI NATIONAL PARTY (ANP) (PEOPLE'S NATIONAL PARTY) : アワミ国民党 (ANP)

1986 年、国民民主党 (National Democratic Party)、アワミ国民運動 (Awami People's Movement)、労働者農民党 (Labourers' and Peasants' Party) が合併して組織された政党。連邦社会主義派。党首 : Khan Abdul Wali Khan. [1] (p447)

BALUCHISTAN NATIONAL MOVEMENT : バローチスタン国民運動

本部 : クェッタ。党首 : Dr Abdul Hayai Baloch. [1] (p447)

HARKAT-UL-ANSAR (HARAKAT-UL-MUJAHIDEEN – HuM 参照)

HARAKAT-UL-MUJAHIDEEN (HuM) (Movement of Holy Warriors) : 聖戦士運動 (Jamat-ul-Ansar として活動していると言われている)

JTIC によると、HuM は 1985 年に設立。また :

“Harakat-ul-Mujahideen (聖戦士運動 : HuM)は以前、Harakat-ul-Ansar (HuA ; あるいは Harkat al-Ansar と書かれる。Ansar はアラブ語で‘後援者たち’を意味する。)として知られていた。しかしながら名称に関しては混乱がある。と言うのも第一に、同組織は頻繁に内部分裂が起こっており、短期間しか存在しない分離グループもあるためである。第二に、彼らに常に活動禁止を言い渡す政府を混乱させるためである。第三に、さまざまな名前を使って表面上の立場を中立化させようという試みがあるためである。(中略) HuM は、Harakat ul-Jihad-ul-Islami (HUJI)から分離したメンバーによってパキスタンならびにアフガニスタンで結成された。その後両派が再合併し、1993 年 10 月に HuA が誕生。しかし、アメリカ政府が 1997 年に HuA をテロ組織に指定したため、彼らは名称を HuA から MuM に変更した。残った組織のメンバーは、HuM、HuA、HUJI などと呼ばれる。

アメリカ政府は 2001 年 9 月 24 日、HuM (原文ママ) や HuA (原文ママ) を外国のテロ組織に指定した。HUJI は、アメリカ内務省の‘その他のテロ組織’リストに名前が挙げられている (2004 年 4 月 30 日時点)。

53 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

2003 年 10 月、パキスタン政府は HuM および関連組織に対し、事務所を閉鎖し活動を終了するよう命じている。しかしながら、HuM は現在 Jamiat-ul Ansar と名称を変えて活動を続けていると信じられている。その他の名称としては、al-Hadid、al-Hadith や al-Faran が挙げられている。(中略) 確かに現在も活動を続けているようであるが、実際は 1999 年に HuM とほぼ同じ目標を掲げる組織 Jesh-e Mohammadi (JeM) が誕生して以来、HuM の規模が縮小している。(中略) HuM 幹部の正体が次々と明らかにされている。Masood Azhar は HuM 書記長であると同時に、組織内で最も重要な指揮官 & 戦略家とみなされている。1999 年、Azhar は HuM を離脱して JeM を結成。JeM は HuM/MuA との差別化に成功している。また Fazlur Rahman Khalil は HuM の全指揮官とみなされており、‘HuM の首長’ という異名を持つ。またアメリカ内務省は、Maulana Sadaatullah Khan を HuM の幹部とみなしている。また、同人物がインド領カシミール地方 (IAK) において最も重要な指揮官である可能性がある。

HuM は訓練、実行、財政の 3 つの部門から構成されている。しかしながら 1999 年末、Jesh-e Mohammadi に敗北したため経験豊富な司令官を失い、司令塔組織が混乱状態に陥っている。” [36a] (p1-5)

HIZBUL MUJAHIDEEN (HM) (別名 : HIZB-UL MUJAHIDEEN)

ウェブサイト JTIC によると、HIM は 1989 年に Ahsan Dar 導師と Mohammad Abdullah Bangroo によって設立された。同組織は、Al Badr と呼ばれる。現在も活動を続けているが、全党自由会議 (APHC) のメンバーではない。2003 年の時点では、アメリカ政府‘その他のテロ組織’に名前が挙げられていた。’ [36b] (p2) JTIC はまた以下のように述べている:

“HM はパキスタンのイスラム教党 (Jamaat-e-Islami) の戦闘部隊で、パキスタン領カシミール地方 (PAK) に本拠地を置く。インド領カシミール地方 (IAK) に支部を持っており、同支部は Jammu and Kashmir という名称で知られている。(中略) 1990 年代後半、パキスタン政府とイスラム教党間で緊張が高まり、パキスタンでの影響力を失った。HM は IAK を PAK に合併させ 1 つのイスラム圏を建設することを理想に掲げている。しかしながら、彼らの掲げるイスラム圏建設に関しては、パキスタン政府や IAK の住民は興味を示していない。

“Maulvi Yousuf Shah の異名を持つ HM のリーダー Syed Salahuddin (あるいは Salauddin) は、PAK のムザファラバードを拠点としている。しかしながら同人物には、PAK から退去するようパキスタン政府より命令が出されている。(中略) HM の総戦闘指揮官 Saif-ul-Islam (別名 Ghulam Rasool Khan あるいは Engineer Zaman) は、2003 年 4 月のインド治安部隊との衝突の際に死亡している。その後の HM 指揮官評議会で、Saif-ul-Islam に代わり、Ghazi Nasiruddin が総戦闘指揮官に任命された。また Nasiruddin が 2004 年 1 月に死亡したため、Ghazi Shahabuddin が同地位に就任。しかしながら 2004 年 5 月 7 日、Ghazi Shahabuddin はインド治安部隊によって殺害されている。続いて同年 5 月 11 日、HM の‘中央幹部委員会’は Ghazi Misbahuddin を新しい作戦実行 ‘最高司令官’に任命している。Misbahuddin の経歴についてはまったく分かっていない。

54 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

“2004 年中旬の時点で、IAK 内の HM 幹部や経験豊富な司令官のほとんどがインド治安部隊によって殺害あるいは逮捕されている。また、内部分裂により、分離組織同士が争っている。深刻なダメージを与えられた HM の指令組織構造は崩壊寸前である。組織全体は、現在もなお危険でさまざまな攻撃を仕掛けることができる実力を維持しているが、実際は弱体化しつつある。” [36b] (p2-3)

**ISLAMI TEHRIK-E-PAKISTAN (TJP) : イスラム教パキスタン運動
(TEHRIK-E-PAKISTAN 参照)**

**JAISH-E-MOHAMMAD (JESH-E-MOHAMMADI) (JeM) : モハメッドの軍隊
(JAMIAT-UL-FURQAN 参照)**

2002 年 1 月、ムシャラフ大統領が JeM を最も過激な 5 つの組織の 1 つとして活動を禁止した。また 2003 年 11 月、Khudam-ul-Islam の名称で活動していた JeM は、再びムシャラフ大統領によって他 5 つの過激派組織と共に活動禁止令を言い渡されている。
[24b] (p45693)

ウェブサイト JTIC によると、同組織は公式には 2000 年 3 月に活動を開始したと知られている。しかしながら実際は、1999 年 12 月に指導者である Maulana Masood Azhar がインドの刑務所から出所した時点で設立された組織とある。JTIC によると、同組織はスンニ派の急進的グループで、“預言者モハメッドの軍隊 (Jesh-e-Mohammadi: JeM)、あるいは Jaish-e-Mohammad、時には Jaish-e-Mohammed-e-Tanzeem という名称で知られている。Khuddam-ul-Islam という名称もあるが、2003 年 11 月に同名称でのパキスタン国内の活動が禁止されている。(中略) アメリカ内務省は 2003 年 12 月 23 日、同組織は‘幹部指令 13224 を発令し、Jaish e-Mohammed pursuant の称号を改め、Khuddam-ul-Islam、Khudamul Islam ならびに Kuddam e Islami に変更した’、と発表している”。 [36c] (p2)

JTIC はまた以下のように述べている:

“同組織は、インドおよびパキスタン国内での活動が禁止されただけでなく、2004 年 10 月 19 日発行のアメリカの外国テロ組織リストに名称が追加された。(中略) JeM は親タリバン急進派組織 Jamiat-i-Ulema-i-Islam(JUI) とのつながりを絶ち (中略)、Lashkar-e-Taibyya (LeT) と同盟を結んでいる。JeM は LeT と共同作戦を行っている。また、Lashkar-e-Jhangvi (LeJ) と同盟を結んでいる。LeJ は、統一ジハード評議会の傘下である。その他の統一ジハード評議会傘下組織としては、Harakat-ul-Mujahideen (HuM)、the LeT、LeJ、Hizb-ul-Mujahideen (HM) ならびに Al Badar が挙げられる。

“JeM はまた、タリバンやアルカイダのネットワークと密接なつながりをもっている。このつながりにより、JeM は中東、アジアそしてアフリカに位置するイスラム教運動組織などと、ネットワークを拡大している。”

“JeM 幹部は、カラチで絶大的な存在を誇るスンニ派急進的組織 Sipah-e-Sahaba Pakistan (SSP) とつながっている。” [36c] (p2-5)

JTIC はさらに以下のように報告している:

55 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

“第一の目的は、インド領カシミール地方（インドに占領されたカシミール地方、と同組織は呼んでいる）とパキスタンを統一させることである、と JeM は表明している。また、パキスタンに急進派イスラム教国を建国することを基本方針の1つに加えている。同盟組織の中には、南アジア地域にわたって大イスラム教圏を築き上げ、インド亜大陸からヒンズー教徒を全面的に排斥する目標を承認しているメンバーもいる。また同組織は急進的スンニ・Deobandi 派グループであるため、シーア派、キリスト教、ヒンズー教、ユダヤ人をパキスタンから排除するよう求めている。

“Maulana Masood Azhar は、Binori モスク Jamiya Uloom-e-Islamic 神学校を卒業。Binori モスクは 1948 年に Maulana Yusuf Binori によって設立された。同神学校は、軍事的・宗教的教育を目指す ISI が選定した学校の1つである。（中略）2000 年 5 月、Binori モスク周辺で Maulana Mohammad Yousuf Ludhianvi が乗った自動車が攻撃に遭い、同氏およびその運転手が死亡。これを受け、JeM は Ludhianvi を最高指導者、Azhar を最高司令官に指名した。また、Ludhiani は Sipah-e-Sahaba Pakistan (SSP) の最高指令官である。よって JeM は SSP と密接な関係にある。

“JeM の詳細な指令部構造は明らかになっていない。Maulana Masood Azhar は首長の称号を授けられているが、2001 年 12 月にパキスタン当局より逮捕警告を受けている。自身の身を案じた Azhar は、おそらく Osama Nazir と見られるある代議士を首長に指名したと言われている。2004 年 11 月 18 日、Osama Nazir も逮捕されている。

“同組織は幹部評議会を組織している。以下にそのメンバーの名を明記する。メンバーの大多数が元 HuM の幹部である：

“Maulana Qari Mansoor Ahmed – 情報・PR

Maulana Abdul Jabbar – 軍事

Maulana Sajjad Usman – 財政

Shah Nawaz Khan (Sajjid Jihadi or Gazi Baba) – ジャンム・カシミール地方司令官

Maulana Mufti Mohammed Asghar – 指揮官

構成メンバー&サポートについて

“組織設立以来、およそ 3 分の 4 の HuM 構成メンバーが離脱し JeM に乗り移った、と言われている。同組織内は、アラブ人やアフガニスタン出身のメンバーも収容しているが、大部分がカシミール地方出身のパキスタン人で構成されている。アメリカ内務省は、JeM は数百人のメンバーから構成されていると記述しているが、正確な数は断定できない、としている。と言うのも、イスラム教武装戦士は複数の組織に属している場合や、所属組織を頻繁に変える場合もあるためである。” [36c] (p3-5)

JAMAAT-E-ISLAMI PAKISTAN (JIP) : パキスタン・イスラム教党 (MUTTAHIDA MAJLIS-E-AMAL – MMA 参照)

1941 年設立。Maulana Maududi の教えに従ったイスラム法の確立を目指している。党首：Amir Qazi Hussain Ahmad. [1] (p447)

JAMAAT-UD-DAWA (LASHKAR-E-TAIBA 参照)

56 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

カシミール地方武装組織である純潔者軍（Lashkar-i-Taiba、または Toiba あるいは Toyeba と表記される：LiT）の新名称と言われている。同組織には活動禁止令が出していない。しかしながら、2003 年 11 月にムシャラフ大統領が新たに 6 つの組織の活動を禁止した際、同組織は禁止令は免れたが、国の監視下に置かれることになった。
[24b] (p45693)

JAMIAT-E-ULEMA- E-ISLAM (JUI) : イスラム教聖職者集会 (MILLAT-E-ISLAMIA PAKISTAN および MUTTAHIDA MAJLIS-E-AMAL – MMA 参照)

1950 年設立。イスラム教（スンニ派）の教えに従って憲法を制定することを主張。
[1] (p447) 党首は Maulana Fazlur Rehman。親タリバーン派聖職者であり、また 6 党から構成される連合政党ムッタヒーダ統一評議会（Muttahida Majlis-e-Amal）の議長を兼任。 [35h]

JAMIAT-E-ULEMA-E-PAKISTAN (JUP) : パキスタン教聖職者集会 (MUTTAHIDA MAJLIS-E-AMAL – MMA 参照)

1948 年設立。進歩的（スンニ派）イスラム原理国家の設立、ならびにイスラム法施行を擁護。議長： Farid-ul Haq. [1] (p447)

JAMIAT-UL-FURQAN (別名： TANZEEM-UL-FURQAN)

ムハマンドの軍隊（Jaish-e-Mohammad）から分離した、イスラム教過激派組織。2003 年 11 月に活動が禁止されている。 [24b] (p45693)

JAMIAT-UL-ANSAR (HARKAT-UL-MUJAHIDEEN 参照)

JAMMU AND KASHMIR LIBERATION FRONT (JKLF) : ジャム・カシミール解放戦線 (JKLF)

ウェブサイト JTIC によると、同組織は 1995 年に設立。しかしながらその直後に分裂している。“同組織は、大きく分けて 2 つに分離したが、双方が JKLF と名乗っていた。その後、3 つ目の勢力として、政治組織をジャム・カシミール民主主義開放党が設立された。（中略）JKLF Yasin Malik 派は、現在カシミール問題の平和的手段解決を望む穏健派となっているが、その解決策では非現実的な条件を提案している。” [36e] (p1-2) 分裂により JKLF Amanullah Khan 派、JKLF Mohammad Yasin Malik 派、そして Hashim Qureishi 率いるジャム・カシミール民主主義開放党が誕生した。[36e] (p3) JTIC はまた、“穏健派の Malik は、2004 年 5 月から 6 月にわたって開かれた和平交渉に関与し、全党自由会議 (APHC) の庇護の下、穏健派を統一させようと試みた。交渉は暗礁に乗り上げた結果となり、穏健派と強硬派の溝はさらに深まった。”と述べている。 [36e] (p4-5)

JTIC はさらに以下のように報告している：

“JKLF は、インドならびにパキスタン国内にもカシミール問題へもほとんど影響力を持っていない。また JKLF は、カシミール独立擁護派の攻撃に反対の意を示している。しかしながら、JKLF 自身によるインド領カシミール地方で暴動を起こすことがあり、時には攻撃に変わることがある。（中略）JKLF のさまざまな分離派は現在武装しておらず、よって軍事指令組織は存在しない。しかしながら、副議長や事務局長などの役職やさまざまな委員会が存在している。全国経済委員会や州少数民族・人権保護委員会など

57 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

がその例である。組織の政治目標・要請などは、書簡、セミナー、宣伝、集会、インターネットなどで公表されている” [36e] (2-5)

JESH-E-MOHAMMADI (JeM):預言者モハメッドの軍隊 (JAISH-E-MOHAMMAD 参照)

KHATME NABUWWAT (COMMITTEE TO SECURE THE FINALITY OF PROPHETHOOD) : (別名 : KHATME NUBUWWAT)

イギリスによるインド統治終了以前から Majlis-e-Ahrar という小政党として存在している。1970 年代に Majlis Tahaffuz Khatme Nubuwwat と名称を変更。この名称変更は、正統派イスラム教徒の支持を得るためと言われている。その後、Khatme Nabuwwat として知られるようになった。また、アーマディ信者の活動を禁じ、同信者を殺害することを呼びかけたとも報告されている。 . [12b] (p8-10)

KHUDAM-UL-ISLAM (JAISH-E-MOHAMMAD – JeM 参照)

LASHKAR-E-JHANGVI (LeJ – Army of Jhangvi) : Jhangvi 軍 (LeJ) (MILLAT-E-ISLAMIA PAKISTAN 参照)

ウェブサイト JTIC によると、Jhangvi 軍は急進的スンニ派組織である。ワッハーブ主義に傾倒しているが、同時に Deobandi 派でもある。1996 年に設立。パキスタン政府より禁止されているが、現在も活動を行っている。(2001 年 8 月 14 日)また、アメリカ政府からテロ組織に指定されている(2004 年 1 月 31 日。” [36f] (p2)

JTIC はまた以下のように報告している:

“LeJ は預言者の仲間の戦士 (Sipah-e Sahaba Pakistan : SSP)の暗殺部隊である。SSP は 2002 年、パキスタン政府のテロ組織リストに加えられたため、活動が禁止された。以前は政党として存在し、選挙にも立候補していた。大臣に任命されたメンバーもいる。(中略) LeJ の目的は、イスラム法の下にスンニ派イスラム教国家を築き上げることであり、必要とあらば暴力的手段を使うことを容認している。同組織はまた、シーア派の人々に ‘kafirs’ と名乗らせようとしていた (‘kafirs’ は非信仰者。直訳すると、真実を目の当たりにすることを拒否する人々の意)。広義的目標は、ユダヤ教、キリスト教そしてヒンズー教を崩壊させることである。” [36f] (p2-4)

JTIC はさらに以下のように述べている:

“LeJ は Muhammed Ajmal (別名 : Akram Lahori)、Malik Ishaque そして Riaz Basra によって設立された。この 3 人は SSP の幹部であったが、SSP 創設者 Maulana Haq Nawa Jhangvi の教えを厳守しない他の幹部たちに幻滅し、分離を決意。Maulana Haq Nawa Jhangvi は、1990 年シーア派過激派と見られる組織によって暗殺されている。(中略) Muhammed Ajmal は現在も公式な LeJ 指導者であるが、戦闘作戦指揮に関しては、別の人物に委ねられたと言われている。(中略) LeJ がかつて SSP の一部であったにもかかわらず、SSP と LeJ は互いに相互関連性を現在否定している。パキスタン政府は SSP の主張を却下し、LeJ が SSP 所属メンバーを勧誘していると指摘。また、SSP が LeJ の襲撃を非難していること偽証であるとした。

58 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

“LeJ はタリバンと密接な関係を築いており、アフガニスタン戦争の際に参加したりバレーンを支援している。また、‘重要指名手配者’のリストに挙げられている LeJ および SSP メンバーをタリバンがかくまっているとも言われている。

“LeJ はまた、Harakat-ul-Ansar、Hizb-ul-Mujahideen（原文ママ）、Jamaat-ul-Mujahideen、Al-Umar Mujahideen、Al Badar、Tehrik-ul-Mujahideen、Harakat-ul-Jihad-ul-Islami、Laskhar-e-Tayyiba そして Hizb-ul-Mujahideen とも関係を保っている。しかしながら、その信憑性は明らかになっていない。

“LeJ がターゲットとする敵は、シーア派武装組織 Tehrik-e-Jafria Pakistan (TJP) そして Sipah-e-Mohammed Pakistan (SMP) である。（中省略）LeJ の主な活動地帯はパンジャブ州、シンド州、バローチスタン州。また、ファイサラバード、カラチ、ラホール、Jhang そしてサルゴダ に組織支部を構えている。最近はクエッタにも支部を設立している。” [36f] (p4-6)

LASHKAR-E-TAIBA (LASHKAR-E-TOIBA) (LASHKAR-E-TOYEBA) : 純血者軍 (LeT) (JAMAAT-UD-DAWA 参照)

ウェブサイト JTIC によると、同組織は現在もなお活動しており、“Lashkar-e-Tayyiba (LeT あるいは LT)、あるいは Army of the Pure (または‘Righteous’) と記述されることもある。アメリカの公式文書や出版物では、一般的に Taiba、亜大陸では Toiba と記載されることもある。” [36g] (p1-2) また、構成員は“ワッハーブ主義に影響を受けた急進的スンニ派イスラム教徒である。しかしながら、全員が同様な信念を持っているわけではない。” 同組織には 2001 年 10 月にインドでの活動禁止が言い渡されており、2001 年 12 月にはアメリカ内務省の外国のテロ組織リストに名称が追加されている。また 2002 年 1 月には、パキスタンでの活動禁止令が同組織に出されている。さらに、国連の“アルカイダに所属あるいは関連性をもつ組織”リストにも加えられている。 [36g] (p2)

JTIC はさらに以下のように記録している：

“LeT は説法センター (Markaz-ud-Dawa-wal-Irshad: MDI) の戦闘部隊であり、パキスタンベースとするスンニ派組織である。本部はラホールから北へ 30km の都市 Muridke の幹線道路 Grand Trunk Road 沿いに位置している。（中略）MDI は、LeT 活動が法的に禁止されることを恐れ、LeT の名称を Jamaat-ud-Dawa (JD) に変更させたが、実際に JD の名称は一般的に使われることはない。（中略）MDI は 1987 年設立。2 年後に LeT が編成された。LeT の指導者には、MDI の創設メンバーでありラホール技術・テクノロジー大学の教授でもある Hafiz Mohammad Saeed が指名された。LeT は現在活動を禁止されており、実際の本拠地は知られていない。一方 MDI は Muridke に今もなお本部構えている。

“LeT はソ連のアフガニスタン侵攻を阻止すべく、反ソ連活動に参加。1989 年にソ連がアフガニスタンから撤退するまでの期間、アメリカ CIA ならびにパキスタン総合情報局 (ISI) から援助を受けていた。ソ連撤退後、CIA は LeT への資金援助を停止したが、ISI と LeT の関係は続いていた。（中略）LeT の包括的目的は、亜大陸全体をイスラム化することであり、その第一段階として、インド領カシミール地域を‘開放’すること目標とされている。最終的にはイスラム圏を築き上げることを理想に掲げ、その中には全

59 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

カシミール地方がパキスタンに合併し、その後に北インド、続いて南インドをイスラム化することも含まれている。LeT リーダーは、まずパキスタンを純粋なイスラム教国に変え、その後に非イスラム諸国との聖戦を呼びかけている(イランなどのシーア派諸国との戦いも含まれていると予測されている)。LeT リーダーはまた、アフガニスタン戦争やチェチェン紛争を国際聖戦の理想的の形であると述べている。同組織のプロパガンダ活動は、主に Jamaat-ud-Dawa の庇護の下、雑誌 Majjala-tul-Dawa で行われている。” [36g] (p2-3)

JTIC はまた以下のように続けている:

“2001 年 12 月にパキスタンおよびアメリカが LeT の資金を凍結させた。その後 Hafiz Mohammad Saeed は、今後は説教に人生を費やす、として指導者の立場を退くと表明した。辞任スピーチの際、同氏は Maulana Wahid Kashmiri を司令官に指名。しかしながら Saeed が本当に辞任したかどうかは疑わしく、現在もなお LeT の指導者であるとみなされているが、大々的な攻撃には加わっていないことは確かである。(中略)その他の幹部については明らかになっていない。後任に関しては、IAK の責任者として Zaki ur Rehman Lakhvi、また司令官に Saifullah という名前が挙げられている。しかしながら、これらの名前が本名であっても偽名であっても、実際の活動やメンバーたちには意味がない。(中略) LeT の威力は未だ不明であるが、PAK、IAK そしてパキスタン国内に熟練線と一メンバーを抱えており、その数は数百人に上る、と予測されている。メンバーの大多数は、パキスタンの神学校から勧誘されいる。また、聖戦はイスラム教再生に必要な不可欠な行動である、メンバーに説いている。

“LeT の構成メンバーのほとんどは非カシミール出身者で、特にパキスタンのパンジャブ州出身者が多い。その他、アフガニスタンやパキスタンのパシュトゥーン出身者も存在する。パンジャブ州の数地域は LeT/MDI へ絶大な支持を送っている。しかしながら IAK では恐れられた存在となっている。IAK 内で、ターゲットを絞った襲撃のみならず、無差別攻撃などの残虐行為を行っているためである。

“LeT は国内外のその他のイスラム教過激派と関係を結んでいる。ビン・ラディン率いる‘ユダヤ人と十字軍に対するイスラム教ジハード戦線’や統一ジハード評議会 (UJC) がその例である。UJC は、インドのカシミール管理に反対する武装組織の諮問・計画同盟であるが、2003 年から 2004 年の期間に活動が一時中断されていた。(中略) UJC は一般的に IAK 内で活動を行っている。現在にはさらに南下して活動範囲を拡大している。特に、降雪の激しく視界が悪くなる冬に活動を強化している。(中略) LeT は、治安部隊駐屯地、空港、政府機関、警察、守備隊や巡回組織駐屯地に対して自爆テロなどによる奇襲攻撃を仕掛けている。また、2～5 人で構成される自殺隊による自爆テロは、重要な治安部隊駐屯地や警察をターゲットにしている。” [36g] (p3-5)

MAJLIS-E-AHRAR (KHATME NABUWWAT 参照)

MAJLIS TAHAFUZZ KHATME NUBUWWAT (KHATME NABUWWAT [COMMITTEE TO SECURE THE FINALITY OF PROPHETHOOD])

MARKAZ-UD-DAWA-WAL-IRSHAD (LASHKAR-E-TAIBA 参照)

60 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

MILLAT-E-ISLAMIA PAKISTAN (JAMIAT-E-ULEMA- E-ISLAM – JUI 参照)

JUI の分離組織。以前は、Sipah-e-Sahaba Pakistan (SSP) という名称で活動していたが、2002 年 1 月に活動禁止令を受けたため、名称が変更された。スンニ派の過激新興宗教団である。2003 年 1 1 月にも Millat-e-Islamia Pakistan の名称での活動を禁止された。
[1] (p447) (Lashkar Jhangvi 参照)

MUTTAHIDA MAJLIS-E-AMAL (MMA) : ムッタヒーダ統一評議会 (MMA)

パキスタン・イスラム教党 (Jamaat-e-Islami Pakistan) 、Jamiet-e-Ulema-e-Pakistan 党、Jamiet-e-Ulema-e-Islam (S) 党、Jamiet-e-Ulema-e-Islam (F) 党、Islami Tehreek Pakistan 党、そして Jamiet Ahl-e-Hadith 党から構成される連合政党。 , [1] (p446)

MOHAJIR QUAMI MOVEMENT : モハジール民族運動 : (MUTTAHIDA QUAMI MOVEMENT 参照)

MUTTAHIDA QAUMI MOVEMENT (MQM) : ムータヒダ民族運動 (MQM)

ウェブサイト JTIC は以下のように述べている:

“長年にわたるモハジール族への差別に怒りを爆発させた Altaf Hussain は、1978 年に全パキスタン・モハジール学生組織(APMSO)、そしてモハジール国民運動 (MQM) を設立した。(中略) 1992 年 6 月、活動に不満を抱いていた Afaq Ahmed と Aamir Khan が仲間を引き連れて MQM Haqiqi (MQM-H) 党を結成。Haqiqi はウルドゥ語で ‘真の’ を意味する。この内部分裂により、Altaf Hussein 派は MQM-A と呼ばれるようになった。また MQM-A は、最初の M を ‘モハジール’ から ‘ムータヒダ (統一を意味する)’ に変更している。” [36d] (p3)

JTIC はまた以下のように述べている:

“MQM-A は、連立政権を構成する一政党である。全国レベルならびに地方レベルで政治活動を行っている。(中略) MQM-A は宗教の過激化を否定し、パキスタンにおける聖戦活動を行う組織や宗教同盟組織である統一行動戦線 (Muttahida Majlis-e-Amal : MMA) に批判的である。この方針とは逆に、MQM-H は戦闘メンバーを多く抱えている。(中略) また MQM-A は、Deoband やワッハーブ主義イスラム過激派組織とも対立している。” [36d] (p2-4)

JTIC はさらに以下のように記録している:

“MQM-A メンバーは同族内の対立組織、特に MQM-H と反対の立場を取っている。MQM-A と MQM-H は、モハジール・コミュニティでの勢力争いを続けている。MQM-A はまた、シンド族、パンジャブ族、パシュトゥーン族の権利を擁護する Jiye シンド運動と衝突することがある。

“MQM-A の主要勢力地域はカラチならびにハイデラバードである。カラチにおける活動エリアは、Landhi、Korangi および Malir 地区である。

61 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

“MQM が国レベルおよび地方レベルの政治の代表者として活躍しているにもかかわらず、分離過激派は、カラチの経済活動や外国からの投資を妨げるなどして、政府にプレッシャーをかけるための民衆蜂起を行うなど、激しい暴動を繰り返している。

“同武装組織はまた、他の対立組織指導者の殺害、同組織に批判的な新聞をターゲットとした攻撃などを続けている。” [36d] (p6-7)

PAKISTAN MUSLIM LEAGUE (PML) : イスラム教徒連盟 (PML)

2004 年設立。PML Quaid-e-Azam 派、PML Junejo 派、PML Functional 派、PML Zia-ul-Haq Shaheed 派、PML Jinnah 派そしてシンド民主主義同盟が合併して誕生した政党。党首：Chaudhry Shujaat Hussain. [1] (p447)

PAKISTAN MUSLIM LEAGUE – NAWAZ (PML-N) : パキスタン・ムスリム同盟ナワズ派

1993 年設立。パキスタン・ムスリム同盟 Junejo 派からの分離政党である。[1] (p447) 現党首 Javed Hashmi は 2004 年 1 月 24 日、暴動や捏造の容疑など 5 つの国家反逆罪に問われ告訴された。また同党首は、若い将官が作成した（と同党首が主張する）ムシャラフ大統領への批判文のコピーをばら撒いたとして、2003 年 10 月にも逮捕されている。[24a] (p45786)

PAKISTAN PEOPLE'S PARTY (PPP) : パキスタン人民党

2004 年、パキスタン人民党 Sherpao 派とパキスタン人民党議会派（愛国主義派）が合併して誕生した政党。イスラム教社会主義、民主主義、非同盟外交政策を唱えている。[1] (p447)

PAKISTAN PEOPLE'S PARTY PARLIAMENTARIANS (PPPP) : パキスタン人民党会議派 (PAKISTAN PEOPLE'S PARTY 参照)

2002 年、ベナジール率いるパキスタン人民党から分離して設立された政党。同年 10 月の選挙に独自で立候補した。[1] (p411) 2004 年、パキスタン人民党と合併 [1] (p447)

PAKISTAN PEOPLE'S PARTY (SHAHEED BHUTTO GROUP) : パキスタン人民党・SHAHEED BHUTTO 派

1995 年、PPP からの分離政党。本拠地：カラチ。党首：Ghinwa Bhutto。委員長：Dr Mubashir Hasan [1] (p447)

PAKISTAN PEOPLE'S PARTY (SHERPAO GROUP) : パキスタン人民党・SHERPAO 派 (PAKISTAN PEOPLE'S PARTY 参照)

2004 年にパキスタン人民党と合併[1] (p447)

SIPAH-E-MOHAMMAD (FIGHTERS OF MUHAMMAD) : ムハマンドの戦士

シーア派武装組織。スンニ派に対して攻撃を仕掛け、2001 年に活動が禁止される。[35j]

SIPAH-E-SAHABA PAKISTAN (SSP – ARMY OF THE COMPANIONS OF THE PROPHET) : 預言者の仲間の戦士 (MILLAT-I-ISLAMIA PAKISTAN 参照)

62 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

ウェブサイト JTIC によると、同組織は 1980 年代に設立された。また：

“個人や小グループで活動を行っている。Jhangvi 軍 (LeJ) との関連性が疑われている。2002 年 1 月 12 日に活動が禁止される。その後 2003 年 4 月、Millat-e-Islamia Pakistan (MIP) に名称を変更。LeJ は、アメリカ内務省が 2004 年 4 月 22 日に発行した外国のテロ組織リストに名前が載っているが、SSP の名前は記載されていない。しかしながら、SSP と LeJ は区別しがたいとみなされている。SSP は政治組織として活動しており、選挙にも出馬しており、1993 年には SSP メンバーの 1 人が大臣にも選出されている。しかしながら、組織の活動が禁止されたため、現在は政治活動を行っておらず、政治的構造も存在しない。MIP メンバーの多くが 2004 年 6 月の中間選挙を Jhang でボイコットしている。スンニ派の急進的グループである SSP のドクトリンは、ワッハーブと Deoband の伝統および哲学が融合されたものに基づいている。” [36h] (p2)

JTIC はまた以下のように記録している：

“1985 年 9 月、Maulana Haq Nawz Jhangvi、Maulana Zia-ur-Rehman Farooqi、Maulana Eesar ul Haq Qasmi および Maulana Azam Tariq により SSP の前身である Anjuman Sipah-e Sahaba (the 預言者の仲間の戦士組織) がパンジャブ州の Jhang で設立された。(中略) 同組織の狙いは、パキスタンにスンニ派イスラム国家を建設することである。同組織はまた、あらゆる宗教のみならずイスラム教他派とも対立している。特にシーア派教徒を攻撃的としている。暫定的目標は、シーア派の人々に ‘kafirs’ と名乗らせることである (‘kafirs’ は非信仰者を意味する)。一時的に攻撃の手を強めている期間があったが、ターゲットを特にイラン人に絞っていた。イラン人はシーア派イスラム教国家を建設することを目指していたためである。(中略) 現在の SSP リーダーは明らかになっていない。あるいは、パキスタン隊テロ法によりこれらの幹部の名前の公表が控えられている可能性がある。” [36h] (p3-4)

JTIC はさらに以下のように報告している：

“SSP は、分離派 Jhangvi 軍 (LeJ) と密接な関係を保っている。よってどちらが攻撃を遂行しているか識別しにくいことが多い。また SSP 指導者は、パキスタン領カシ米尔地方のモハメッドの軍隊 (Jesh-e Mohammadi : JeM) との関係を ‘聖戦において手と手を取り合って肩を並べあう関係’ と形容している。しかしながら、インド領カシ米尔地方における活動は明らかにされていない。

“SSP はまた、Harakat-ul-Ansar、Jamaat-ul Mujahideen、Al-Umar Mujahideen、Al Badar、Tehrik-ul-Mujahideen、Harakat-i-Jihad-Islami、Laskhar-e Tayyiba および Hizb-ul Mujahideen をサポートしている。さらに、タリバンならびにアルカイダへ支援していることも表明しており、Ramzi Ahmed Yousuf とつながりがあると予測されている。Ramzi Ahmed Yousuf は、1993 年のワールド・トレード・センター爆破事件で有罪を言い渡されている。(中略) SSP は全国で活動を展開しており、パキスタンにおける最も勢力のあるテロ組織の 1 つである。中核地域はパンジャブ州であり、500 のアジトを持っている。また、他の地域でも影響力を誇っている。また、北西辺境州の神学校などを通して同地域での勢力を拡大している。

63 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

“パンジャブ州に関しては、Jhang、サルゴダ、Bahawalpu [原文ママ]、ムルタン、および Muzaffargarh に拠点を置いている。また、ラホールにも多くの拠点を持っており、同市内では重要人物を狙った襲撃が確認されている。さらにカラチ支部も大きな勢力と化している。2004 年 1 月には、ラホールで小部隊再編が試みられた。SSP は、サウジアラビア、バングラデシュ、カナダ、イギリス、フランス 17 の外国諸国にも支部を持っているとされている。これらの諸国には SSP の絶大な支援者がいるが、正式な組織構造は存在しない。組織メンバーは、個人や少人数で構成されるグループで活動を行っており、LeJ からの支援を受けている場合もある（LeJ も活動が禁じられている）。以前存在していた外国支部はすでに閉鎖されている。

“SSP の基本的な攻撃方法は 2 通りである。1 つ目は重要人物の暗殺であり、シーア派の導師や SSP の対立組織をターゲットとしている。2 つ目は無差別殺人であり、特にシーア派の群集がターゲットとされる。モスクでの礼拝、宗教行列や結婚式など大野人々が集まっている際に攻撃を仕掛けている。（中略）活動禁止令にもかかわらず、SSP は神学校に絶大な影響力を及ぼしており、現在もなお学生が軍事方式の訓練を行っていると思われる。（中略）警察や治安部隊による検挙活動により SSP 組織が崩壊されている。よって、SSP はもはや重要な武装組織としてみなされなくなっている。しかしながら個人や少人数で構成されるグループが今もなお活動を続けており、シーア派教徒およびキリスト教徒に多大な脅威を与えている。（中略）2004 年 7 月中旬、警察の幹部や司法関係者を狙った SSP による暗殺事件が発生している。ターゲットとなった人物は、テロリストの訴訟に関与していた人々で、現在もなお脅威にさらされている。” [36h] (p5-7)

TANZEEM-E-NIFAZ-E-SHARIAT-E-MOHAMMADI (TNSM) : イスラム法施行運動 (TNSM) (別名 : TEHRIK-NIFAZ-E-SHARIAT-E-MOHAMMADI)

2003 年 10 月 7 日の BBC ニュースによると、同組織はイスラム教過激派スンニ組織である。サウジアラビア・ワッハビー思想主義学校後継者である Maulana Sufi Mohammad によって設立された。“TNSM は、本拠地である北西部 Malakhand にイスラム法を導入させるべく、激しい行動に及んだ。（中略）昨年（2002 年）10 月には、Sufi Mohammad が多くの部下を従えてアフガニスタンに渡り、アメリカ軍と戦うタリバンを支援した。しかしながらタリバン政権崩壊直後に帰国し、逮捕された。[35k] (p2) 2002 年 1 月のムシャラフ大統領が活動禁止令を発令した国内過激派 5 組織のうちの 1 つに数え上げられている。 [20d] (p1)

TANZEEM-UL-FURQAN (JAMIAT-UL-FURQAN 参照)

TEHRIK-E-INSAF (MOVEMENT FOR JUSTICE) : 正義のための運動

1996 年設立。本部 : ラホール。党首 : Imran Khan. [1] (p447)

TEHRIK-E-JAFRIA-E-PAKISTAN (TJP) (TEHRIK-E-PAKISTAN 参照)

TEHRIK-E-PAKISTAN (formerly TEHRIK-E-JAFRIA-E- PAKISTAN) : パキスタン運動 (TEHRIK-E-JAFRIA-E- PAKISTAN の後身)

1987 年、シーア派過激組織 Tehrik-e-Jafria-e-Pakistan として誕生。2002 年、どう名称で活動が禁止されたため、Tehrik-e-Pakistan と名称を変更した。党首 : Allama Sajid Ali

64 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

Naqvi. [1] (p447) 2003 年 11 月、ムシャラフ大統領はイスラム共和国の名の下、Tehrik-e-Pakistan の活動を禁じた。 [24b] (p45693)

**TEHRIK-NIFAZ-E-SHARIAT-E-MOHAMMADI (TNSM) : イスラム法履行運動
(TANZEEM-E-NIFAZ-E-SHARIAT-E-MOHAMMADI 参照)**

UNITED JIHAD COUNCIL : 統一ジハード評議会

ウェブサイト JTIC によると、同評議会の狙いは“インド領カシミール地方をパキスタンに合併させること、そしてイスラム教政府をパキスタンに設立すること”である [36i] (p2)。また、JTIC は以下のように報告している:

“統一ジハード評議会 (UJC) は、Harakat-ul-Mujahideen (HuM)、Jesh-e-Mohammadi (JeM)、Lashkar-e-Tayyiba (LeT)、Hizb-ul-Mujahideen (HM)、Al Badar、Jamiat-i-Islami (Jamiat) 、Harakat-ul-Ansar (HuA)などのさまざまな組織が合併して設立された。結束力に欠け、構成員が常に替わっている。

“UJC は、パキスタン政府を支持する複数の武装組織が Syed Salahuddin の下に集結して結成された。2004 年 10 月 20 日、印パカシミール問題和平交渉の際、ムシャラフ大統領の路線を支援すると表明している。LeT は、ラホール近辺を拠点とした Markaz Da'wa wa'l-Irshad 率いる武装部隊である。HM は、Jamiat-e-Islami の武装部隊であるが、カシミール問題に関しては平和路線を取っている。(中略) 1990 年後半に急進的組織がカシミール地方で独立運動を展開し、独自で戦闘を開始した。1994 年以来、非カシミール出身の多くの人々がこの紛争に参加している。HuM は 1980 年代、Lashkar-e-Tayyiba は 1987 年、Al Badar は 1998 年そして JeM は 2000 年初頭に設立された。一方 Jamiat-e-Islami の歴史は長く、設立年は 1941 年である。(中略) UJC は、傘下にあるそれぞれの組織に指導者を置く自治的構造組織を持つ。HM 指導者は Syed Salahuddin (本名 Mohammed Yusuf Khan)であり、Maulvi Yousuf Shah としても知られている。Syed Salahuddin は、現在パキスタン領カシミール地域のムザファラバードに拠点を構えているが、政府は同氏に対してカシミール地方からの退去命令を出している。(2004 年 11 月 19 日にメディアのインタビューに答え、UJC 指導者としての立場を承認している。)

“JeM は Maulana Masood Azhar によって設立された組織である。Azhar は 1999 年、ハイジャックを今後一切行わないとの約束と引き換えにインドの刑務所から釈放され、その後同組織を形成した。LeT は、ラホール技術・テクノロジー大学の元教授 Hafiz Mohammed Saeed が設立した組織である。Al Badar の指導者は Nasser Ahmed および and Bhakat Aaman。HuM は Fazl-ul-Rehman Khalil が指導している。” [36i] (p2-3)

JTIC はさらに以下のように述べている:

“UJC (Muttahida Jihad Council: MJC としても知られている)は、1990 年 11 月にインド領カシミール地方でインド政府が激しい弾圧を行った暴動の後に設立された組織である。パキスタン領カシミール地方のムザファラバードに本拠地を置き、ラワルピンディに支部を構えている。同組織の目的は、すべての武装組織を一つにまとめることであった(現在も同じ目標であると予測される)。この目標はある程度達成された。しかし

65 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

ながら同組織は、‘上からの指令を受けて’下部組織が活動展開するという軍事的ピラミッド組織としては機能していない。（中略）2005年初旬の報告によると、UJCの本格的な再建が行われたが、内部の傘下組織間で不和が起こり、時には激しい衝突も発生している。よって、この組織再建計画が今後どのようなようになるかについては明らかになっていない。” [36i] (p3-4)

[目次に戻る](#)

66 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている2008年2月7日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

付録 C: 著名人名簿 (2007 年 1 月 25 日時点)

以下は、外務英連邦省作成による 2008 年 1 月 2 日付けパキスタン国プロフィールである。2007 年 11 月 15 日の下院解散後に発足された暫定政府の大臣名簿を記載している：

“首相（上院議長兼任）: **Mohammadmian Soomro**

商務相: **Shahzada Alam Monnoo**

逓信相: **Barrister Habibur Rehman**

文化相: **Sikander Jogezaï**

国防生産相: **Dr Salim Abbas Jillani**

財務・経済・税務・統計相: **Dr Salman Shah**

教育・科学技術相: **Dr Shamsh K. Lakha**

環境自治開発相: **Syed Wajid H. Bokhari**

食糧・農業畜産相: **Prince Essa Jan**

外務相: **Inam ul-Haque**

住宅・労働相: **Nisar Ali Khan**

産業生産・特別政策相: **Salman Taseer**

情報メディア相: **Nisar A. Memon**

IT 相: **Dr Abdullah Riar**

内務・麻薬対策相: **Lt. Gen (rtd) Hamid Nawaz**

人権相: **Ansar Burney**

カシミール・北部地域相/国務・国境地域相（兼任）: **Abbas Sarfraz**

労働・人材・在外国民相: **Nisar Ghumman**

法務・議事相: **Syed Afzal Haider**

67 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

少数民族相: **Raja Tri Dev Roy**

石油・天然資源相: **Ahsan Ullah Khan**

港湾・輸送相: **Dr Fahim Ansari**

宗教相: **Khawaja Attaullah Taunsa Sharif**

観光・青年対策相: **Barrister Muhammad Ali Saif**

女性向上・社会福祉・特別教育相: **Dr Shahida Jamil**

鉄道相: **Mansoor Tariq**” [11b]

アジズ・シャウカット : **AZIZ, Shaukat**

元銀行員。1999年10月のクーデター後に入閣（2004年8月19日BBCニュースより）。
[35m] 2004年4月に首相に就任し、任期満了により2007年11月に辞任。アジズ首相の後任として、Mohammadmian Soomro氏が指名された。．（連邦事務局報告書「政府の首班」より抜粋。アクセス日：2008年1月18日）[83]

ブット・ベナジール : **BHUTTO, Benazir**

206年1月26日付けBBCニュースは以下のように伝えている：

“1953年シンド州生まれ。ハーヴァード大学およびオックスフォード大学で就学。知名度の高い父親のおかげで支持者からの信頼を得る。しかしながら本来は政治には傾倒していなかった。1998年から1990年、そして1993年から1996年の期間の合計2度のパキスタン首相暦を持つ。しかしながら2度とも汚職の嫌疑をかけられ内閣を追われている。（中略）父親の生前中に投獄の経験がある（1977年、Zia-ul-Haq 陸軍参謀長官が殺害された際に父親が殺人容疑をかけられ、ベナジールは1979年に囚人となった）。投獄中の5年間のほとんどを独房で過ごしている。（中略）病にかかったため一時的に刑務所から出ており、その際にロンドンでパキスタン人民党を結成。対Zia 陸軍参謀長キャンペーンを展開した。1986年にパキスタンに帰国し、政治集会では多くの人々を魅了した。1998年にZia 陸軍参謀長が乗る飛行機が爆発&墜落し死亡。その後任として、イスラム教国初の民主選挙で初の女性首相に指名された。（中略）自身にかけられた汚職嫌疑については、（これまで自身が行ってきたことは）純粋に政治目的による行動と主張し、断固として否定した。しかしながら1999年に有罪判決が下され国外に逃れる。それ以来帰国していない。しかしながら、今回は同女史および夫の財産が問題視されており、国外に居住してもなお安堵を求めることができないでいる。もし帰国すると、逮捕が待ち受けている。” [35q]

ユーロパ世界地域年鑑－2005年度南アジアによると、最高裁は2001年4月、汚職による有罪を破棄し再審を命令したが、同年6月の質疑応答に出頭しなかったため3年の有罪を言い渡されている（当時ベナジールはドバイに滞在していたため、不在判決となる）。[1] (p409) Keesing 世界の出来事記録 2003年11月版によると、2003年8月に不正資金洗浄の疑いで有罪判決を受けた。しかしながら同年11月、スイス裁判所はベナ

68 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている2008年2月7日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

ジールによる上訴を容認。[24b] (p45693) 2006 年 1 月 26 日付けの BBC ニュースによると、インターポールは 2 人に対して逮捕通知を発行。(中略)しかしながら、2 人への‘赤紙’は、国際指名手配となることはなかった。(中略)汚職に関する質疑応答のための出廷要請がパキスタン裁判所より出されていたが無駄に終わったため、パキスタン政府が 2 人を逃亡容疑で起訴していた。このパキスタン政府の戦略が、インターポールの逮捕通知発行につながるかたちとなった。” [35i]

BBC ニュースのベナジール死亡報道によると、“ムシャラフ大統領がベナジールたちへの汚職に対する恩赦を決定。その後ベナジール・ブットは 2007 年 10 月 18 日にパキスタンに帰国した。軍事政権は、宗教勢力とその支持者を孤立化させるべく、ベナジールを協力者に選んだ、と伝えられている。” 同ニュースはまた、ベナジールはムシャラフ大統領と会談して連立政権を協議していた、と伝えている。 [35ar] しかしながら 2007 年 12 月 27 日、ラワピンディの政治集会中発生した自爆テロで死亡。(2007 年 12 月 27 日付け BBC ニュースより抜粋) [35al]

ブットー・ビラワル・ザルダリ : BHUTTO, Bilawal Zardari

ベナジール・ブットとアシフ・アリ・ザルダリの息子。2007 年 12 月末の母ベナジールの死亡を受け、パキスタン人民党 (PPP) 議長に指名された。しかしながら弱冠 19 歳であるため、英国での教育を継続する予定である。父親アシフ・アリ・ザルダリがであり PPP 共同議長に指名されており、同党を指揮することになっている。(2007enn 12 月 31 日 Daily News より抜粋) [55e]

ブット・ズルフィカール・アリ : BHUTTO, Zulfikar Ali

Encarta オンライン百科事典 (2005 年度版) によると、ズルフィカール・アリ・ブットは 1929 年にシンド州で生まれた。地主や政治家を輩出した由緒正しい家庭出身である。1967 年にパキスタン人民党を結成。1970 年の選挙では、圧倒的多数の議席を取得している。東パキスタンがバングラデシュ独立国となった 1971 年、内紛が勃発。同年 12 月、大統領およびパキスタン戒厳令管理責任者に就任した。1973 年 8 月に新憲法が制定され、ズルフィカール・アリ・ブットは首相に指名された。1977 年に再選したが、同年 7 月の Muhammed Zia ul-Haq 率いる軍事クーデターにより退任。1974 年の政敵暗殺計画容疑で 1979 年に絞首刑。 [32b]

ジンナー・ムハマッド・アリ : JINNAH, Muhammad Ali

ユーロパ世界地域年鑑—2005 年度南アジアによると、ムハマッド・アリ・ジンナーはムスリム同盟の指導者で、Quaid-i-Azam (“偉大なる指導者”)として人気を博していた。パキスタン建国の 1947 年 8 月に総督に就任したが、翌年に死亡している。 [1] (p387-388)

フセイン・アルターフ : HUSSAIN, Altaf

Europa 世界地域的調査—2005 年度南アジアによると、アルターフ・フセインはムータヒダ民族運動 Altaf 派 (MQM (A)) の指導者である。1994 年、テロ容疑で 27 年の禁錮を言い渡されている (不在裁判)。 [1] (p397)

ムシャラフ・ペルヴェーズ : MUSHARRAF, Pervez

2004 年 9 月 24 日付け BBC 記事では、ペルヴェーズ・ムシャラフについて以下のよう

に述べている:

69 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

“1943 年 8 月デリー生まれ。インド独立の際に家族がパキスタンへ移民。陸軍では、パンジャブ出身の将官が圧倒的多数を占めているにもかかわらず、カラチのウルドゥ族出身であるムシャラフは 1964 年よりキャリアを積み始めた。1998 年、ゲン・ジェナンギール・カラーマット陸軍参謀長は、軍が国家事項の決定プロセス参加できるよう要請した。しかしながらその 2 日後にカラーマット陸軍参謀長が辞任し、ムシャラフが後任を務めることになった。軍の最高司令官が後退の姿勢を見せたのはこれが初めてである。世界の政治傍観者は、シャリフ首相の政治権力は民間行政が長期的に維持される前兆を示している、と評した。（中略）1999 年 10 月、シャリフ首相がムシャラフを解雇しようとした際、ムシャラフは‘真の民主主義をパキスタンに’もたらすと宣誓し、権力を掌握した。 [35i] (p1-2)

2008 年 1 月 18 日 BBC パキスタン年表では、ムシャラフが大統領辞任にいたるまでの重要な出来事を示している。2001 年 5 月 20 日、ムシャラフは陸軍参謀長のまま大統領に就任。2002 年 4 月、国民投票により任期を 5 年延長。しかしながら “憲法に違反しており、国民投票には不正操作があった（以下省略）”として批判を受けている。2002 年 8 月、“ムシャラフ大統領は権力を拡大させ、議会解散の権利まで自身に付与した。野党は、完全なる独裁政権としてムシャラフ大統領へ非難の声を高めた（後略）”。ムシャラフ大統領は 2004 年 12 月、陸軍参謀長の職を辞任すると表明していたにもかかわらず続行を決定している。 [35b]

2007 年 3 月、ムシャラフ大統領は最高裁裁判長を解任した。しかしながら 4 ヶ月後の 7 月、最高裁は同裁判長の復権を承認。2007 年 10 月、ムシャラフ大統領は大統領選挙で勝利を収める。一方最高裁は、大統領と陸軍参謀長の兼任は無効である判決を下した。2007 年 11 月、ムシャラフ大統領は緊急事態令を発令し、裁判長を解任。同月、ムシャラフ派で固められた最高裁は、ムシャラフを大統領に承認した。しかしながらその後、ムシャラフ大統領は陸軍参謀長を退任することを表明している。(BBC ニュース パキスタン年表より抜粋) [35b]

シャリフ・モハammad・ナワズ : SHARIF, Mohammad Nawaz

ユーロパ社の世界地域年鑑—2005 年度南アジアによると、パンジャブ州総督であったモハammad・ナワズ・シャリフは、1990 年 10 月の選挙でイスラム教民主主義同盟を勝利に導き、首相に指名された。[1] (p394) 1993 年 4 月、カーン大統領による‘悪政、身内びいきおよび汚職’の嫌疑により首相の座を追われたが、最高裁がこの大統領の命令は憲法違反であるとして、シャリフ政権が復活する。[1] (p396) 1993 年 10 月の選挙の際、シャリフ率いるパキスタン・ムスリム同盟 Junejo 派が圧倒的過半数獲得に失敗した。[1] (p397) 1997 年 2 月の選挙では圧勝を収め、首相の座に返り咲いている。[1] (p401) 1999 年 10 月 12 日の軍事クーデターにより政権転覆。[1] (p407) 2000 年 4 月、ハイジャックおよびテロ容疑容疑で終身刑を言い渡されたことが 2 度ある。[1] (p409) 2007 年 11 月、帰国の許可を与えられた。（2008 年 1 月 18 日付け BBC ニュースより抜粋） [35b]

ウル・ハック・モハammad・ジア : UL-HAQ, MOHAMMAD ZIA

ユーロパ社の世界地域年鑑—2005 年度南アジアによると、モハammad・ジア・ウル・ハックは、1977 年 7 月のクーデター後、陸軍参謀長官および将官を兼任。また、戒厳令管理官にも指名されている。[1] (p390) 1978 年に大統領に就任し、国家機関の“イスラム化”を目指した。この目標は、1984 年 12 月の国民投票によって可決されている。

70 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

[1] (p391) 1985 年 12 月に戒厳令が解除され、憲法が回復した (10 月に憲法改正).・

[1] (p392) 1988 年 8 月 17 日の飛行機爆撃墜落事故で死亡している [1] (p393)

ザルダリ・アシフ・アリ : ZARDARI, Asif Ali

ユーロパ社の世界地域年鑑—2005 年度南アジアによると、アシフ・アリ・ザルダリはベナジール・ブットの夫である。1990 年の PPP 政権崩壊後に恐喝・誘拐・資金不正操作の容疑で逮捕されている(後に全面無罪で釈放)。 [1] (p394) 1996 年 6 月、伴侶ベナジール政権に入閣。後に議論を巻き起こす。 [1] (p400) 1999 年 4 月、ザルダリとベナジールは汚職容疑で 5 年の禁錮を言い渡され、連邦議会から議員資格を剥奪された。 [1] (p405) 最高裁は 2001 年 4 月、2 人に宣告されていた汚職罪を取り下げ、再審を要請。 [1] (p409) Keesing 世界の出来事記録 2003 年 11 月版によると、スイス裁判所は 2003 年 11 月、(2003 年) 8 月に不正資金洗浄で有罪となった 2 人の上訴を許可した。 [24b] (p45693) 2006 年 1 月 26 日付けの BBC ニュースによると、“ザルダリ氏は、汚職や殺人など多数の容疑で有罪判決を受け、8 年間にわたって刑務所生活を過ごしている。その後、保釈金を払って保釈。” [35l] (p2) ”インターポールは 2 人に対して逮捕通知を発行。(中略) しかしながら、2 人への‘赤紙’は、国際指名手配となることはなかった。(中略) 汚職に関する質疑応答のための出廷要請がパキスタン裁判所より出されていたが無駄に終わったため、パキスタン政府が 2 人を逃亡容疑で起訴していた。このパキスタン政府の戦略が、インターポールの逮捕通知発行につながるかたちとなった。” [35l] (1-2)

2007 年 12 月 27 日、妻ベナジールが暗殺される(前述ベナジール・ブット参照)。その後、ザルダリ氏はパキスタン国民党 (PPP) の議長に指名されている。(2008 年 1 月 1 日 BBC ニュースより抜粋) [35as] 2008 年 1 月発行の EIU 国別報告書によると、2007 年 12 月 30 日にザルダリ氏およびその息子ビラワル・ザルダリ・ブットが PPP 共同議長に選出された。 [77a] EIU 報告書はまた以下のように続けている:

“PPP は、ザルダリとビダワルを共同議長に指名した。これは、イギリスに住むビダワルがまだ 19 歳で学業に専念しており、ザルダリに暫定的地位を付与したためである。共同議長方針の決定理由は、政治汚職で投獄されていたザルダリを PPP の単一議長にするにはあまりにも議論を呼びすぎると判断されているためである(しかしながら同氏は容疑を全面否定)。またさらに重要な理由として、同氏はベナジールの伴侶と言うだけでブット派のメンバーになっているに過ぎない、ということが上げられている。” [75a]

目次に戻る

71 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

付録 D: 略語一覧表

AI	Amnesty International : アムネスティ・インターナショナル
CEDAW	Committee on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women : 女性差別廃絶委員会
CPJ	Committee to Protect Journalists : ジャーナリスト保護委員会
FCO	Foreign and Commonwealth Office (UK) : 外務英連邦省
FH	Freedom House : 自由の家
GDP	Gross Domestic Product : 国内総生産
HIV/AIDS	Human Immunodeficiency Virus/Acquired Immunodeficiency Syndrome : ヒト免疫不全/エイズ、後天性免疫不全症候群
HRCP	Human Rights Commission of Pakistan : パキスタン人権委員会
HRW	Human Rights Watch : ヒューマン・ライツ・ウォッチ
ICG	International Crisis Group : 国際危機グループ
ICRC	International Committee of the Red Cross : 赤十字国際委員会
IDP	Internally Displaced Person : 国内避難民
IMF	International Monetary Fund : 国際通貨基金
IOM	International Organisation for Migration : 国際移住機関
IRIN	Integrated Regional Information Network : 総合地域情報ネットワーク
JTIC	Jane's Terrorism and Insurgency Centre : Jane テロリズム・反政府センター
MSF	Médecins sans Frontières : 国境なき医師団
NCSW	National Commission on the Status of Women : 全国女性の地位委員会
NGO	Non Governmental Organisation : 非政府組織
OCHA	Office for the Coordination of Humanitarian Affairs : 国際連合人道問題調整事務所
ODIHR	Office for Democratic Institutions and Human Rights : 民主制度人権事務所
OHCHR	Office of the High Commissioner for Human Rights : 高等人権委員会事務局
RSF	Reporteurs sans Frontières : 国境なき記者団
STD	Sexually Transmitted Disease : 性行為感染症
STC	Save The Children : セーブ・ザ・チルドレン
TB	Tuberculosis : 結核
TI	Transparency International : トランスパレンシー・インターナショナル
UN	United Nations : 国際連合
UNAIDS	Joint United Nations Programme on HIV/AIDS : 国際連合エイズ合同計画
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization : 国際連合教育科学文化機関
UNHCHR	United Nations High Commissioner for Human Rights : 国際連合人権高等弁務官事務所
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees : 国際連合難民高等弁務官事務所

72 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

UNICEF	United Nations Children's Fund : 国際連合児童基金
UNODC	United Nations Office on Drugs and Crime : 国連薬物犯罪事務所
USAID	United States Agency for International Development : 米国国際開発庁
USSD	United States State Department : アメリカ国務省
WHO	World Health Organization : 世界保健機関

[目次に戻る](#)

73 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

付録 E: 出典リスト

英国内務省は外部のウェブサイトのコンテンツに対して責任を負わないものとする。

出典文献に関しては、アップデートされているものもあるため、必ずしも日付順ではない。

[1] ユーロパ社世界地域年鑑－2005 年度南アジア(ハードコピーのみ)

[2] アメリカ国務省ホームページ (<http://www.state.gov/g/drl/>) :

- a. 世界の宗教の自由に関する年次報告書 (2006 年 9 月 15 日発行) : Annual report on International Religious Freedom for 2006, published 15 September 2006 <http://www.state.gov/g/drl/rls/irf/2006/71443.htm> (アクセス日 : 2008 年 1 月 17 日)
- b. 2006 年度パキスタンにおける人権に関する状況報告書 (2007 年 3 月 6 日発行) : Pakistan Country Reports on Human Rights Practices for 2006, published 06 March 2007 <http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2006/78874.htm> (アクセス日 : 2008 年 1 月 23 日)
- c. 2004 年度世界における宗教の自由に関する年次報告書 (2004 年 9 月 15 日発行) : Annual report on International Religious Freedom for 2004, published 15 September 2004 <http://www.state.gov/g/drl/rls/irf/2004/35519.htm> (アクセス日 : 2008 年 1 月 17 日)
- d. 人身売買に関する報告書 (2007 年 6 月発行) : Trafficking in Persons Report, published June 2007, <http://www.state.gov/g/tip/rls/tiprpt/2007/> (アクセス日 : 2008 年 1 月 18 日)
- e. 領事情報書面/パキスタン (2007 年 9 月 27 日更新分) : Consular Information Sheet on Pakistan updated on 27 September 2007 http://travel.state.gov/travel/cis_pa_tw/cis/cis_992.html (アクセス日 : 2008 年 1 月 18 日)
- f. 2007 年度世界における宗教の自由に関する年次報告書 (2007 年 9 月 14 日発行) : Annual report on International Religious Freedom for 2007, published 14 September 2007 <http://www.state.gov/g/drl/rls/irf/2007/90233.htm> (アクセス日 : 2008 年 1 月 17 日)
- g. パキスタン情勢背景に関する注記 (2007 年 5 月) : Pakistan Background note, May 2007 <http://www.state.gov/r/pa/ei/bgn/3453.htm> (アクセス日 : 2008 年 1 月 18 日)

[3]

74 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

- [4] アムネスティ・インターナショナル (<http://web.amnesty.org/library/engindex>)
- a. 2006 年度パキスタンに関する年次報告書 : Annual Report, Pakistan
<http://web.amnesty.org/web/web.nsf/print/1FFC83C64235DB4A8025716500460EAC> (アクセス日 : 2006 年 8 月 25 日)
 - b.
 - c. 死刑—廃止論国と存続論国 (2007 年 9 月 19 日) : Death Penalty: Abolitionist and Retentionist Countries, 19 September 2007
<http://www.amnesty.org/en/death-penalty/abolitionist-and-retentionist-countries> (アクセス日 : 2008 年 1 月 21 日)
 - d. パキスタン—バロチスタンにおける人権侵害申し立てについて調査すべきである ASA 33/004/2006 (2006 年 2 月 10 日) : Pakistan: Allegations of serious human rights violations in Balochistan must be investigated, ASA 33/004/2006, 10 February 2006
<http://web.amnesty.org/library/print/ENGASA330042006>
(アクセス日 : 2006 年 8 月 25 日)
 - e. パキスタン—‘テロへの戦い’における人権無視に関する要旨 ENGASA330352006 (2006 年 9 月 26 日) : Pakistan, Human rights ignored in the ‘war on terror’. Executive Summary, ENGASA330352006, 29 September 2006
<http://web.amnesty.org/library/print/ENGASA330352006>
(アクセス日 : 2006 年 10 月 4 日)
 - f. 2007 年度年次報告書—パキスタン : 2007 Annual Report, Pakistan
<http://thereport.amnesty.org/eng/Regions/Asia-Pacific/Pakistan>
(アクセス日 : 2008 年 1 月 23 日)
 - g. パキスタン—人権侵害ストップへの活動 ASA 33/051/2006 (2006 年 12 月 9 日発行) : Pakistan: Working to stop human rights violations in the ‘war on terror’, ASA 33/051/2006, issued 9 December 2006

<http://web.amnesty.org/library/Index/ENGASA330512006?open&of=ENG-PAK> (アクセス日 : 2007 年 1 月 5 日)
 - h. パキスタン—緊急事態下における人権擁護の致命的侵害 (2007 年 11 月 23 日) : Pakistan, Fatal erosion of human rights safeguards under emergency, dated 23 November 2007
http://www.amnesty.org/en/alfresco_asset/fa8f865d-a2e6-11dc-8d74-6f45f39984e5/asa330402007en.html (アクセス日 : 2008 年 1 月 18 日)
- [5] 世界保健機関 (WHO) 国別プロフィール—パキスタン : Country Profiles – Pakistan (2005 年度データ)
<http://www.emro.who.int/emrinfo/index.asp?Ctry=pak>
(アクセス日 : 2008 年 1 月 18 日)
- [6] 民俗学—世界の言語 2005 年第 15 版 : Ethnologue: Languages of the World, 15th Edition, 2005 http://www.ethnologue.com/show_country.asp?name=PK
(アクセス日 : 2007 年 3 月 29 日)

75 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

- [7] インター・プレス サービス パキスタン—人気のない女性救助センターが無気力感を語る (2007 年 3 月 8 日) : **Inter Press Service, Pakistan: Deserted Women's Help Centres Speak of Apathy dated 8 March 2007**
<http://ipsnews.net/news.asp?idnews=36850> (アクセス日 : 2008 年 1 月 24 日)
- [8] **Encyclopedia.com (Columbia Encyclopedia) 第 6 版**
 アーマディ教徒について <http://www.encyclopedia.com/doc/1E1-Ahmadiyy.html>
 (アクセス日 : 2008 年 1 月 10 日)
- [9] ラホール・アーマディ・イスラム教伝播運動ウェブサイト : **Lahore Ahmadiyya Movement for the Propagation of Islam website**
http://aaail.org/text/qadi/intro/cmprsn_pf.shtml (アクセス日 : 2006 年 9 月 20 日)
- [10] 国際人権連盟 (FIDH) による報告書「**In Mala Fide—世界における事実調査使命 : パキスタンにおける言論・集会・結社の自由**」(2005 年 1 月) : **FIDH Report, International Fact-finding Mission, "In Mala Fide", Freedoms of expression, of association and of assembly in Pakistan, dated January 2005**
<http://www.fidh.org/IMG/pdf/pk408a-2.pdf> (アクセス日 : 2006 年 9 月 20 日)
- [11] イギリス外務連邦省 (<http://www.fco.gov.uk/>)
- a. パキスタン渡航における勧告 (2007 年 3 月 23 日更新分) : **Travel Advice, Pakistan, updated 23 March 2007, still current at 10 April 2007**
<http://www.fco.gov.uk/servlet/Front?pagename=OpenMarket%2FXcelerate%2FShowPage&c=Page&cid=1007029390590&a=KCountryAdvice&aid=1013618386307> (アクセス日 : 2007 年 4 月 10 日)
 - b. 国別プロフィール—パキスタン (2008 年 1 月 2 日更新) : **Country Profile: Pakistan, last reviewed 2 January 2008**
<http://www.fco.gov.uk/servlet/Front?pagename=OpenMarket/Xcelerate/ShowPage&c=Page&cid=1007029394365&a=KCountryProfile&aid=1019041564003> (アクセス日 : 2008 年 1 月 18 日)
 - c. 2005 年度人権に関する年次報告 : **Human Rights Annual Report 2005**
<http://www.fco.gov.uk/servlet/Front?pagename=OpenMarket/Xcelerate/ShowPage&c=Page&cid=1119526503628> (アクセス日 : 2005 年 7 月 22 日)
 - d. イギリス外務連邦省書簡 (2005 年 10 月 21 日) : **Foreign and Commonwealth Office letter dated 21 October 2005 to Country of Origin Information Service, Immigration and Nationality Directorate, Home Office, on Ahmadis in Pakistan (Hard copy only)**
 - e. 2006 年度人権に関する年次報告 : **Human Rights Annual Report 2006**
http://www.fco.gov.uk/Files/kfile/hr_report2006.pdf (アクセス日 : 2007 年 1 月 23 日)
- [12] カナダ オタワ研究理事会 移民・難民委員会
(Research Directorate, Immigration and Refugee Board, Ottawa, Canada)
[\(http://www.irb-cisr.gc.ca/\)](http://www.irb-cisr.gc.ca/)
- a. パキスタンにおける書類偽造の普及 **PAK42535.E** (2004 年 6 月 18 日発行) :

76 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

Pakistan: The prevalence of fraudulent documents, PAK42535.E, issued 18 June 2004

<http://www.irb-cisr.gc.ca/en/research/ndp/ref/?action=view&doc=pak42535e>
(アクセス日 : 2006 年 9 月 29 日)

- b. パキスタンのアーマディ教徒 (1991 年 12 月～1993 年 10 月、1994 年 1 月更新分) : Ahmadis in Pakistan: Update December 1991-October 1993, January 1994
- c. パキスタンにおける同性愛者の状況 () PAK102660.E (2007 年 11 月 29 日) Pakistan: PAK102660.E dated 29 November 2007 Situation of homosexuals, including the application of laws towards homosexuals, the number of prosecutions of homosexuals and their outcomes; whether any regions have an open and active gay community (アクセス日 : 2008 年 1 月 21 日)
- d. 1998 年 1 月～2004 年 11 月間のパキスタンにおけるイスラム教徒および非イスラム教徒に対する宗教上の指令に関する報告書 PAK43135.E (2004 年 11 月 19 日発行) : Pakistan: PAK43135.E The Issuance of fatwas: reports of fatwas issued against Muslims and non-Muslims dated 19 November 2004 (January 1998 – November 2004),
- e. <http://www.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=435867> (アクセス日 : 2007 年 12 月 19 日)
- f. 2001 年～2006 年間のパキスタン北部などにおける名誉殺人 (2007 年 1 月 24 日発行) : PAK101175.E : Pakistan: PAK101175.E, Pakistan: Honour killings targeting men and women, especially in the northern areas (2001 - 2006) dated 24 January 2007 <http://www.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=450876> (アクセス日 : 2008 年 1 月 23 日)
- g. パキスタンにおける女性保護、刑法改正について (2007 年 12 月 3 日発行) : Pakistan: PAK 102659.E, Pakistan: The Protection of Women (Criminal Laws Amendment) Act, 2006 and its implementation dated 3 December 2007 <http://www.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=451609> (アクセス日 : 2008 年 1 月 23 日)

[13] ヒューマン・ライツ・ウォッチ : Human Rights Watch (<http://www.hrw.org/>)

- a. 2006 年度世界年次報告書—パキスタン (2006 年 1 月 18 日) : Pakistan, World Report 2006, issued 18 January 2006 <http://hrw.org/english/docs/2006/01/18/pakist12254.htm> (アクセス日 : 2006 年 8 月 25 日)
- b. パキスタンの穏健主義者、公の場で殴られる (2005 年 6 月 15 日発行) : Pakistan's moderates are beaten in public, issued 15 June 2005 <http://hrw.org/english/docs/2005/06/15/pakist11129.txt.htm> (アクセス日 : 2006 年 9 月 26 日)

77 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

- c. 世界における拷問（2005 年 4 月 27 日発行）：Torture Worldwide, issued 27 April 2005 <http://hrw.org/english/docs/2005/04/27/china10549.htm>
（アクセス日：2006 年 8 月 30 日）
- d. 2007 年度世界報告書（2007 年 1 月発行）：Pakistan, World Report 2007, issued January 2007
<http://hrw.org/englishwr2k7/docs/2007/01/11/pakist14756.htm>
（アクセス日：2007 年 4 月 10 日）
- e. パキスタンは“とんだ友達”。。。 (2006 年 9 月発行) : Pakistan, With Friends Like These..., issued September 2006
http://www.hrw.org/reports/2006/pakistan0906/7.htm#_Toc145923758
（アクセス日：2008 年 8 月 18 日）
- f. パキスタンの緊急事態令解除&憲法復旧(2007 年 11 月 4 日) :Pakistan: End Emergency Rule and Restore Constitution, 4 November 2007
<http://hrw.org/english/docs/2007/11/04/pakist17241.htm>
（アクセス日：2007 年 11 月 17 日）
- g. 崩壊する合法性—パキスタンにおける弁護士&裁判官に対する弾圧（2007 年 12 月 19 日）:Destroying Legality: Pakistan's Crackdown on Lawyers and Judges, 19 December 2007
<http://hrw.org/reports/2007/pakistan1207/index.htm>
（アクセス日：2008 年 1 月 20 日）

[14] Pakistani.org: the Web for Pakistanis via <http://www.pakistani.org>

- a. パキスタン・イスラム共和国憲法第 2 章第 1 項基本的権利について：The Constitution of the Islamic Republic of Pakistan, Part II Chapter 1 Fundamental Rights
<http://www.pakistani.org/pakistan/constitution/part2.ch1.html>
（アクセス日：2006 年 9 月 26 日）
- b. ジーナ犯罪（Hudood 法施行）法令（1979 年）：The Offence of Zina (Enforcement of Hudood) Ordinance, 1979
http://www.pakistani.org/pakistan/legislation/zia_po_1979/ord7_1979.html
（アクセス日：2006 年 9 月 26 日）
- c. 司法システムのしくみ 2002 年：Legal Framework Order, 2002
http://www.pakistani.org/pakistan/constitution/musharraf_const_revival/lfo.html （アクセス日：2006 年 8 月 25 日）
- d. パキスタン刑法(Act XLV 1860)：Pakistan Penal Code (Act XLV 1860)
<http://www.pakistani.org/pakistan/legislation/1860/actXLVof1860.html> （アクセス日：2008 年 1 月 23 日）

[15] Medics Travel, Pakistan, copyright 2006

<http://www.medicstravel.co.uk/CountryHospitals/Asia/pakistan.htm>

（アクセス日：2006 年 9 月 28 日）

78 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

- [16] 児童兵 : **Child Soldiers**
2004 年度世界リポート パキスタン編(2004 年 11 月 17 日発行): **Global Report 2004: Pakistan, published 17 November 2004**
<http://www.child-soldiers.org/regions/country.html?id=162>
(アクセス日 : 2006 年 8 月 25 日)
- [17] ロイター (**Reuters**) (www.reuters.com)
- a パキスタンにおける武力衝突の歴史 (2008 年 1 月 2 日更新) : Pakistan violence timeline, last reviewed 2 January 2008
http://www.alertnet.org/db/crisisprofiles/PK_VIO.htm?v=timeline
(アクセス日 : 2008 年 1 月 18 日)
 - b. パキスタン西部を襲撃が襲う (2008 年 1 月 2 日更新) : Pakistan violence, Violence plagues western border, last reviewed 2 January 2008
http://www.alertnet.org/db/crisisprofiles/PK_VIO.htm?v=in_detail (アクセス日 : 2008 年 1 月 17 日)
 - c. 選挙委員会、選挙日を 1 月 8 日に決定 (2007 年 11 月 20 日) : Election Commission sets January 8 Pakistan poll date, 20 November 2007
<http://uk.reuters.com/article/worldNews/idUKISL7819520071120?feedType=RSS&feedName=worldNews> (アクセス日 : 2008 年 1 月 18 日)
- [18] 1998 年 7 月 27 日付 UK アフマディー・イスラム教徒協会書簡 (ハードコピーのみ) : **Ahmadiyya Muslim Association UK, letter dated 27 July 1998, Bai'at Procedure. (Hard copy only)**
- [19] 自由の家 (**Freedom House**) (www.freedomhouse.org)
- a 2006 年度世界の自由ーパキスタン : Freedom in the World – 2006 – Pakistan
<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2006&country=7033> (アクセス日 : 2007 年 3 月 30 日)
 - b. 2007 年度世界の自由ーパキスタン : Freedom in the World – 2007 – Pakistan, released 17 April 2007
<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=363&year=2007&country=747> (アクセス日 : 2007 年 12 月 12 日)
 - c 岐路に立つ諸国 2006 年 (2006 年 8 月 3 日) : Countries at the Crossroads 2006, Pakistan, 3 August 2006
<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=140&edition=7&ccrpage=31&ccrcountry=138> (アクセス日 : 2008 年 1 月 22 日)
- [20] 国際連合人権高等弁務官事務所(**UNHCHR**) (www.UNHCR.org)
- a. UNHCR Nationality Directorate および英国内務省への書簡 (2005 年 4 月 13 日) (ハードコピーのみ) : UNHCR letter of 13 April 2005 to Immigration and Nationality Directorate, Home Office, on Ahmadi in Pakistan

79 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

- b. UNHCR による国別プロフィール諮問委員会に関するコメント : UNHCR comments to the Advisory Panel on Country Information on the October 2004 Home Office Country Report for Pakistan, February 2005, via www.apci.org.uk
- c. UNHCR ニュース・ストーリー—アフガニスタン帰還政策期限終了後もなお UNHCR が 20 万人以上の未登録難民支援 helps more than 200,000 unregistered Afghans return home as deadline passes, <http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/print?page=home&tbl=NEWS&id=46239eab2> (アクセス日 : 2007 年 4 月 18 日)
- d. パキスタン—2001 年 9 月 11 日テロ事件のイスラム過激派へのインパクト (Pakistan: Impact of 11 September 2001 on Muslim extremism; government response, dated 8 March 2002) <http://www.unhcr.ch/cgi-bin/texis/vtx/home/openssldoc.htm?tbl=RSDCOI&page=home&id=3df4be8c24> (アクセス日 : 2006 年 2 月 1 日)

- [21] 国際ジャーナリスト連盟 : **The International Federation of Journalists** (www.ifj.org) パキスタンの非常事態—重大局面における任務および報告 (2008 年 1 月 24 日発行) : **Emergency in Pakistan: Crisis Mission and Report, released on 24 January 2008,** http://www.ifj-asia.org/files/report_emergency_in_pakistan_ifj_pfuj_jan08_final_as_printed.pdf (アクセス日 : 2008 年 1 月 24 日)

- [22] ジャーナリスト保護委員会 : **Committee to Protect Journalists**
- a.
 - b. 2008 年度アジア諸国要約、レポート、新警告、公式文書、アーカイブ : Asia 2008: Country Summaries, Reports, News alerts, Letters, Archives, undated http://www.cpj.org/regions_08/asia_08/asia_08.html#pak (アクセス日 : 2008 年 1 月 24 日)

- [23] 国境なきジャーナリスト団 (**Reporters without Borders**) (www.rsf.org)
- a. 2007 年度パキスタンに関する年次報告 (2007 年 2 月 1 日発行) : Pakistan – Annual Report 2007, issued 1 February 2007 http://www.rsf.org/print.php3?id_article=20794 (アクセス日 : 2008 年 1 月 24 日)
 - b. 報道機関弾圧が続く中、新聞&TV に対して 20 年前のルール適用 (2007 年 11 月 6 日) : In crackdown on press, new rules set newspapers and TV back 20 years, 6 November 2007 http://www.rsf.org/article.php3?id_article=24266 (アクセス日 : 2008 年 1 月 22 日)
 - c. 2007 年度アジア・プレス・リリース : Asia Press Releases 2007, undated http://www.rsf.org/archives-en.php3?id_rubrique=51&annee=2007 (アクセス日 : 2008 年 1 月 24 日)
 - d. パキスタン政府、Geo TV の放映禁止を解除。しかしながら複数の番組を排除 (2008 年 1 月 21 日) : Government lifts cable ban on Geo TV but makes it remove some programmes, 21 January 2008

80 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

http://www.rsf.org/article.php3?id_article=25129

(アクセス日 : 2008 年 1 月 24 日)

[24] Keesing's Record of World Events (ハードコピーのみ)

- a. 2004 年 1 月ニュースダイジェスト : News Digest for January 2004
- b. 2003 年 11 月ニュースダイジェスト : News Digest for November 2003
- c. 2003 年 12 月ニュースダイジェスト : News Digest for December 2003

[25] The Guardian, www.guardian.co.uk

- a. 裁判所がムシャラフ大統領の大統領職務続行を承認 (2007 年 1 月 22 日) :
Court rules Musharraf can stay on as president, 22 November 2007
<http://www.guardian.co.uk/pakistan/Story/0,,2215144,00.html> (アクセス日 :
2007 年 11 月 29 日)
- b. パキスタン政府による緊急事態措置解除。メディアへの抑制は続行 (2007
年 12 月 16 日) : Pakistan lifts emergency rule but media curbs remain, 16
December 2007
<http://www.guardian.co.uk/pakistan/Story/0,,2228386,00.html> (アクセス日 :
2008 年 1 月 18 日)
- c. パキスタン政府、親タリバーン組織リーダーを非難 (2007 年 12 月 29 日) :
Authorities point the finger at militant pro-Taliban leader, 29 December 2007
<http://www.guardian.co.uk/pakistan/Story/0,,2233038,00.html> (アクセス日 :
2008 年 1 月 18 日)

[26] パキスタン説明責任事務局 (The National Accountability Bureau)

<http://www.nab.gov.pk/home/introduction.asp> (アクセス日 : 2007 年 4 月 16 日)

[27] パキスタン人権委員会 (Human Rights Commission of Pakistan : HRCP)
(<http://www.hrcp-web.org/>)

- a. (2002 年 6 月 22 日) : 2002 年度政党に対する指令 (2002 年 6 月 28 日イ
スラマバード) : Political Parties Order 2002, Islamabad 28th June 2002
http://www.hrcpelectoralwatch.org/political_parties_order_2002.cfm
(アクセス日 : 2006 年 8 月 29 日)
- b. 1979 年発効 Hudood 条例における国家助成地位委員会抜粋 : Extracts from
the National Commission on the Status of Women's Report on Hudood
Ordinances 1979, submitted 2003
http://www.hrcp-web.org/NCSW_Report.cfm (アクセス日 : 2006 年 9 月 12 日)
- c. ニュース・アイテム (2006 年 1 月 29 日) : News item dated 29 January 2006,
Lahore Marathon held smoothly: Mullahs dealt with
http://www.hrcp-web.org/archive_news_list.cfm
(アクセス日 : 2006 年 9 月 18 日)
- d. HRCP 2005 年度人権状況報告書 (2006 年発行) : HRCP report, State of
Human Rights in 2005, issued February 2006
http://www.hrcp-web.org/ar_home_05.cfm
(アクセス日 : 2006 年 9 月 11 日)
- e. 2005 年－2006 年度人権侵害動向分析

81 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

http://www.hrcp-web.org/report_trendAnalysis.cfm (アクセス日 : 2008 年 1 月 23 日)

- f. 緊急事態令下のパキスタン、(2007 年 11 月 7 日) : Pakistan in a state of emergency, Suspended Rights, released on 7 November 2007
<http://www.hrcp-web.org/StateOfEmergency.cfm> (アクセス日 : 2007 年 11 月 19 日)

[28] **SOS 子供村 : SOS Children's Villages** (www.sos-childrensvillages.org)

- a. パキスタン支部ウェブサイト :
Pakistan website <http://www.sos.org.pk/index2.html> (アクセス日 : 2008 年 1 月 25 日)
- b. SOS – Kindersdorf International パキスタン概要 : SOS – Kindersdorf International, Pakoistan Overview, undated
<http://www.sos-childrensvillages.org/Where-we-help/Asia/Pakistan/Pages/default.aspx> (アクセス日 : 2008 年 1 月 25 日)

[29] **パキスタン政府 : Government of Pakistan** (<http://www.pak.gov.pk>)

- a. 親パスポート発行要求 (2004 年 5 月更新分) : Requirements for obtaining a fresh passport, last updated May 2004
http://www.pakistan.gov.pk/ministries/ContentInfo.jsp?MinID=20&cPath=218_313&ContentID=810 (アクセス日 : 2006 年 9 月 29 日)
- b. パキスタン公民権 : Pakistan Citizenship
<http://www.pak.gov.pk/citizens.aspx> (アクセス日 : 2007 年 4 月 18 日)
- c. 司法制度 : Judiciary <http://www.pak.gov.pk/Judiciary.aspx> Date accessed: (アクセス日 : 2006 年 9 月 11 日)
- d.
- e. 連邦大臣リスト : List of Federal Ministers, <http://www.na.gov.pk/fedmin.htm> (アクセス日 : 2007 年 4 月 19 日)
- f.
- g. 2006 年女性保護(犯罪法改正)法令 : The Protection of Women (Criminal Law Amendment) Act 2006 <http://www.pak.gov.pk/womenbill.pdf> (アクセス日 : 2007 年 3 月 28 日)
- h. 女性発展省 : Ministry of women Development
(2007 年 7 月 29 日更新分) z s Centre – Shelter Home, ;ast updated 29 July 2007
<http://www.pakistan.gov.pk/divisions/ContentInfo.jsp?DivID=20&cPath=185394&ContentID=3710> (アクセス日 : 2008 年 1 月 24 日)

[30]

1961 年イスラム教家族法法令 : Muslim Family Laws Ordinance, 1961
http://www.vakilno1.com/saarc/law/pakistan/muslim_family_laws_ordinance.htm
(アクセス日 : 2006 年 9 月 26 日)

82 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

- [31] 1939 年イスラム教結婚解消 The Dissolution of Muslim Marriages Act, 1939
[http://www.vakilno1.com/saarclaw/pakistan/dissolution of muslim marriages a
ct.htm](http://www.vakilno1.com/saarclaw/pakistan/dissolution%20of%20muslim%20marriages%20act.htm) (アクセス日 : 2006 年 9 月 26 日)
- [32] **Encarta** オンライン百科事典 (2005 年度版) (<http://encarta.msn.com/>)
a パキスタンとパキスタン国民 : Pakistan, the people of Pakistan
[http://encarta.msn.com/text 761560851 11/Pakistan.html](http://encarta.msn.com/text%20761560851%2011/Pakistan.html)
(アクセス日 : 2006 年 9 月 15 日)
b ブット・ズルフィカル・アリ
[http://encarta.msn.com/encyclopedia 761559914/Bhutto Zulfikar Ali.html](http://encarta.msn.com/encyclopedia%20761559914/Bhutto%20Zulfikar%20Ali.html) (ア
クセス日 : 2006 年 10 月 2 日)
- [33] パキスタン・オブザーバー 民間人の自由 (2005 年 5 月 23 日) : Pakistan
Observer, 23 May 2005, Marathon for Civil Liberties,
Date accessed: 13 October 2005 via
<http://pakobserver.net/200505/23/Editorial03.asp>
(アクセス日 : 2005 年 10 月 13 日)
- [34] 2007 年版 CIA 世界の事実集 (2008 年 1 月 24 日更新) CIA World Factbook 2007,
updated 24 January 2008
<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/pk.html>
(アクセス日 : 2008 年 1 月 28 日)
- [35] **BBC News Online** ([http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south asia/default.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/default.stm))
a. タリバーンとは誰なのか? (2006 年 9 月 2 日) : 02 September 2006, Who
are the Taliban? [http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south asia/1549285.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/1549285.stm)
(アクセス日 : 2007 年 3 月 30 日)
b. 年表- パキスタンにおける重要な出来事 (2008 年 1 月 18 日更新分) : 18
January 2008, Timeline: Pakistan, A chronology of key events
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south asia/country_profiles/1156716.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/country_profiles/1156716.stm)
(アクセス日 : 2007 年 4 月 10 日)
c. カシミール問題 (2006 年 3 月 27 日) : 27 March 2006, Q&A: Kashmir dispute
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south asia/2739993.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/2739993.stm) (アクセス日 : 2006
年 8 月 29 日)
d. キャンプ襲撃で 50 人死亡 (2005 年 9 月 9 日更新分) :
09 September 2005, Pakistan 'kills 50 in camp raid'
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south asia/3640594.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/3640594.stm) (アクセス日 : 2007
年 4 月 10 日)
e. カラチ集会で'漫画'を語る (2006 年 3 月 5 日) 05 March 2006, Karachi rally
voices cartoon ire [http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south asia/4776756.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/4776756.stm)
(アクセス日 : 2007 年 4 月 10 日)
f. アメリカのストライキ中にパキスタン人が'殺害される' (2006 年 2 月 12
日) : 12 February 2006, Pakistanis 'killed in US strike',
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south asia/4706902.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/4706902.stm) (アクセス日 : 2007
年 4 月 10 日)

83 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

- g. Madrassas、生徒退学を拒否（2005 年 12 月 28 日）：
28 December 2005, Madrassas refuse to expel pupils
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/4564076.stm（アクセス日：2007 年 4 月 10 日）
- h. 亡命聖職者、パキスタンへ帰還（2005 年 8 月 2 日）：
02 August 2005, Barred cleric returns to Pakistan
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/4737597.stm（アクセス日：2006 年 10 月 2 日）
- i. ペルヴェーズ・ムシャラフ大統領（2004 年 9 月 24 日）：
24 September 2004, President Pervez Musharraf
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/1742997.stm（アクセス日：2006 年 10 月 2 日）
- j. カラチ‘爆弾事件陰謀者’逮捕（2004 年 12 月 16 日）：
16 December 2004, Karachi ‘bomb plotters’ arrested
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/4102417.stm（アクセス日：2006 年 10 月 2 日）
- k. パキスタンイスラム教過激派組織（2003 年 10 月 7 日）：
07 October 2003, Pakistan’s militant Islamic groups
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/3170970.stm（アクセス日：2006 年 10 月 2 日）
- l. パキスタン政府、ブット逮捕を求める（2006 年 1 月 26 日）：
26 January 2006, Pakistan seeks arrest of Bhutto
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/4650234.stm（アクセス日：2006 年 10 月 2 日）
- m. 人物—ショーカット・アジズ（2004 年 8 月 19 日）：19 August 2004, Profile: Shaukat Aziz
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/3941185.stm（アクセス日：2006 年 10 月 2 日）
- n. パキスタン‘国内タリバン’と戦闘（2006 年 3 月 6 日）：
06 March 2006, Pakistan fights its own ‘Taleban’
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/4779476.stm（アクセス日：2007 年 4 月 10 日）
- o. カシミール分離派、重要な選択に迫られる（2006 年 6 月 14 日）：
14 June 2005, Kashmir separatists face key choices
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/4089036.stm（アクセス日：2006 年 10 月 2 日）
- p. 幼児虐待、パキスタンで‘進行中’（2008 年 1 月 18 日）：18 January 2008, Child abuse ‘growing’ in Pakistan
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7195573.stm（アクセス日：2008 年 1 月 25 日）
- q. ベナジール・ブットの華麗なる経歴（2006 年 1 月 26 日）：
26 January 2006, Benazir Bhutto’s extraordinary career
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/2228796.stm（アクセス日：2006 年 10 月 2 日）
- r. ワジリスタン反政府勢力、‘実権掌握’（2006 年 9 月 27 日）：

84 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

- 27 September 2006, Waziristan rebels 'take control'
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/5386776.stm (アクセス日: 2007年4月13日)
- s. イスラム教過激派、レイプ法措置協議 (2006年11月16日):
 16 November 2006, Islamists debate rape law moves
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/6153994.stm (アクセス日: 2007年1月5日)
- t. カシミール問題解決に見通しか (2007年12月7日):
 07 December 2006, Kashmir: Is agreement in sight?
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/6217734.stm (アクセス日: 2007年1月5日)
- u. ラリー、パキスタンによる空爆を非難 (2006年10月31日):
 31 October 2006, Rally condemns Pakistan air raid
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/6101092.stm (アクセス日: 2006年11月1日)
- v. パキスタン上院、レイプ法案支持 (2006年11月23日):
 23 November 2006, Pakistan senate backs rape bill
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/6178214.stm (アクセス日: 2006年11月24日)
- w. パキスタン司法トップ停職 (2007年3月9日):
 9 March 2007, Pakistan's top judge is suspended
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/6434271.stm (アクセス日: 2007年3月9日)
- x. エスカレートするパキスタン裁判長抗議 (2007年4月13日):
 13 April 2007, Pakistan judge protest escalates
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/6551143.stm (アクセス日: 2007年4月20日)
- y. (2007年4月12日): 12 April 2007, Pakistan army joins tribal fight
- z. パキスタン、HIV/エイズのタブーと戦う (2007年4月17日):
 17 April 2007, Pakistan battles HIV/Aids taboo
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/6539437.stm (アクセス日: 2008年1月18日)
- aa. パキスタン司法機関トップが拘束される (2007年7月20日):
 20 July 2007, Pakistan's top judge reinstated
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/6907685.stm (アクセス日: 2008年1月18日)
- ab. パキスタン、モスク攻撃 (2007年7月12日): 12 July 2007, Pakistan buries mosque dead
http://news.bbc.co.uk/1/low/world/south_asia/6294812.stm (アクセス日: 2008年1月17日)
- ac. ブット遊説中に攻撃、130人死亡 (2007年10月19日):
 19 October 2007, Attack on Bhutto convoy kills 130
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7051804.stm (アクセス日: 2008年1月18日)
- ad. ムシャラフ大統領、シャリフへの (2006年11月26日):

- 26 November 2007, Musharraf's change of heart over Sharif
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7111584.stm (アクセス日 : 2008 年 1 月 18 日)
- ae ムシャラフ大統領、大統領選で勝利 (2007 年 10 月 6 日) :
 6 October 2007, Musharraf wins presidential vote
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7031070.stm (アクセス日 : 2008 年 1 月 18 日)
- af 緊急事態令により選挙延期か (2007 年 11 月 4 日) :
 4 November 2007, Emergency may delay Pakistan poll
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7077727.stm (アクセス日 : 2008 年 1 月 18 日)
- ag ムシャラフ大統領、裁判所を弾圧 (2007 年 11 月 14 日) :
 14 November 2007, Musharraf's crackdown on the courts
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7094523.stm (アクセス日 : 2008 年 1 月 18 日)
- ah 陸軍参謀長、迷宮の奥へ (2007 年 11 月 4 日) :
 4 November 2007, General moves deeper into the labyrinth
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7077392.stm (アクセス日 : 2008 年 1 月 18 日)
- ai パキスタン暫定政府 (2007 年 11 月 15 日) :
 Caretaker government for Pakistan, 15 November 2007
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7095788.stm (アクセス日 : 2007 年 11 月 19 日)
- aj ブット、自宅軟禁から解放 (2007 年 11 月 16 日) :
 Bhutto released from house arrest, 16 November 2007
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7097611.stm (アクセス日 : 2007 年 11 月 19 日)
- ak 民間人ムシャラフ大統領の 2 期目 (2007 年 11 月 29 日) : New term for civilian Musharraf, 29 November 2007
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7118268.stm
 (アクセス日 : 2007 年 11 月 29 日)
- al ベナジール・ブット殺害事件 (2007 年 12 月 27 日) :
 Benazir Bhutto killed in attack, 27 December 2007
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7161590.stm (アクセス日 : 2008 年 1 月 18 日)
- am ブット支持者、'逮捕の危機に直面' (2008 年 1 月 3 日) :
 "Bhutto's supporters 'facing arrest', 3 January 2008
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7169470.stm (アクセス日 : 2008 年 1 月 18 日)
- an パキスタン、次期選挙日程日発表 (2008 年 1 月 3 日) :
 Pakistan sets new election date, 2 January 2008
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7167372.stm (アクセス日 : 2008 年 1 月 18 日)
- z ao ブット後継者、難題に直面 (2007 年 12 月 30 日)

Bhutto successors face tough challenge, 30 December 2007
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7165255.stm (アクセス日 : 2008 年 1 月 18 日)

- ap. ムシャラフ大統領、1 月の選挙を要請 (2007 年 11 月 1 日) :
Musharraf calls for January poll, 11 November 2007
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7089294.stm Date accessed 18 January 2008 (アクセス日 : 2008 年 1 月 18 日)
- aq パキスタン、ライバル同士が選挙に関する口論に突入
Pakistan rivals enter poll fray, 26 November 2007
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7112550.stm (アクセス日 : 2008 年 1 月 18 日)
- ar 死亡記事 : ベナジール・ブットー (2007 年 12 月 27 日) :
Obituary: Benazir Bhutto, 27 December 2007
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/2228796.stm (アクセス日 : 2008 年 1 月 18 日)

[36] **Jane's, www.janes.com (登録者のみアクセス可能)**

Terrorism and Insurgency Centre via <http://itic.janes.com/>

- a. Harakat-ul-Mujahideen (HuM) (アクセス日 : 2005 年 9 月 6 日)
- b. Hizb-ul Mujahideen (HM) (アクセス日 : 2005 年 9 月 6 日)
- c. Jesh-e-Mohammadi (JeM) Date accessed: 09 September 2005
- d. Muttahida Qaumi Movement-Altaf (MQM-A) (アクセス日 : 2005 年 9 月 13 日)
- e. Jammu and Kashmir Liberation Front (JKLF) (アクセス日 : 2005 年 9 月 6 日)
- f. Lashkar-e-Jhangvi (LeJ) (アクセス日 : 2005 年 9 月 6 日)
- g. Lashkar-e-Tayyiba (LeT) (アクセス日 : 2005 年 9 月 6 日)
- h. Sipah-e-Sahaba Pakistan (SSP) (アクセス日 : 2005 年 9 月 13 日)
- i. United Jihad Council Groups (UJC) (アクセス日 : 2005 年 9 月 13 日)

Sentinel Country Risk Assessments

- j. パキスタン—要約、分析、要旨 (2007 年 11 月 21 日分) : Pakistan: Summaries and Analysis, Executive Summary, updated 21 November 2007 (アクセス日 : 2008 年 1 月 18 日)
- k. パキスタン—国防、治安、外国軍 (2007 年 5 月 31 日更新分) : Pakistan: Defence, Security and Foreign Forces, updated 31 May 2007 (アクセス日 : 2008 年 1 月 17 日)
- l. パキスタン—軍隊 (2007 年 12 月 28 日) : Pakistan: Armed Forces, 28 December 2007 (アクセス日 : 2008 年 1 月 17 日)

[37] **世界の少数民族 2005 年度第 2 巻 : [Encyclopedia of the World's Minorities, Volume 2, 2005](#)**

[38] **International Crisis Group (www.crisisgroup.org)**

- a. アジア報告書 No.43 (2005 年 11 月 22 日) :

87 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書にない比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

Asia Briefing No 43 issued 22 November 2005
<http://www.crisisgroup.org/home/index.cfm?id=3799&l=1>
(アクセス日 : 2007 年 4 月 10 日)

- b. 好戦的で回りくどいパキスタン法に関する政策報告書 : Policy Briefing: Winding Back Martial Law in Pakistan, 12 November 2007
<http://www.crisisgroup.org/home/index.cfm?id=5156&l=1> (アクセス日 : 2007 年 11 月 12 日)

[39]

[40] パキスタン選挙指令 : **Election Commission of Pakistan** (www.ecp.gov.pk)

- a. パキスタン選挙指令 政党規範 (2002 年 7 月 23 日) : Election Commission of Pakistan Political Parties Rules 2002, Notification, Islamabad, 23 July 2002 <http://www.ecp.gov.pk/content/PoliticalRules02.html>
(アクセス日 : 2006 年 8 月 29 日)
- b. 政党名、およびパキスタン選挙指令登録済み政党シンボル説明書 : Statement showing the name of Political Parties along with symbols registered with the Election Commission of Pakistan <http://www.ecp.gov.pk/content/ListPoliticalParties.html> (アクセス日 : 2006 年 8 月 29 日)

[41] 総合地域情報ネットワーク (IRIN) : **Integrated Regional Information Networks (IRIN)** (www.irinnews.org)

- a.
- b. 性的暴行報告に誇りを持つパキスタン女性 (2005 年 9 月 6 日) 06 September 2005, Pakistan: Women more confident in reporting sexual violence <http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=48927&SelectRegion=Asia&SelectCountry=PAKISTAN> (アクセス日 : 2006 年 9 月 27 日)
- c.
- d. バロチスタン州の名誉殺人 (2005 年 5 月 20 日) : 20 May 2005 PAKISTAN: Confronting 'honour' killing in Balochistan <http://www.irinnews.org/report.asp?ReportID=47208&SelectRegion=Asia&SelectCountry=PAKISTAN> (アクセス日 : 2006 年 9 月 27 日)
- e. バロチスタン州部族、国際裁判所に訴える (2006 年 9 月 26 日) 26 September 2006, PAKISTAN, Baloch tribal gathering appeals to International Court of Justice, <http://www.irinnews.org/print.asp?ReportID=55717> (アクセス日 : 2006 年 10 月 3 日)
- f. 被災地域の冬支度開始 (2006 年 12 月 15 日) : 15 December 2006, PAKISTAN: Race is on for quake zone winter migration, <http://www.irinnews.org/Report.aspx?ReportId=62766> (アクセス日 : 2007 年 1 月 4 日)
- g. 被災者用仮設住宅キャンプが 6 月までに閉鎖 (2007 年 3 月 22 日) : 22 March 2007, PAKISTAN: Gov't to close all Kashmir quake camps by June <http://www.irinnews.org/PrintReport.aspx?ReportId=70858> (アクセス日 : 2007 年 4 月 18 日)

88 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

- h. '自由なカシミール'、自由からほど遠い (2006 年 9 月 21 日) :
21 September 2006, PAKISTAN: ' Free Kashmir' Far From Free,
<http://hrw.org/english/docs/2006/09/15/pakist14199.htm> (アクセス日 : 2006 年
10 月 20 日)
- i. 消えた法的処置要求の関与者 (2006 年 10 月 2 日) :
02 October 2006, PAKISTAN: Relatives of the disappeared call for action,
<http://www.irinnews.org/print.asp?ReportID=55790> (アクセス日 : 2007 年 1 月 4
日)
- [42] 外国人囚人サポートサービス、パキスタン人刑務所とパキスタン囚人 (2005
年 6 月 24 日) :
**Foreign Prisoners Support Service, Prisons and Prisoners in Pakistani
Prisons, updated 24 June 2005** <http://www.usp.com.au/fpss/pris-pakistan.html>
(アクセス日 : 2007 年 4 月 16 日)
- [43] **Women's** **e-News**
女児がパキスタンの病院のベビーベッドを埋め尽くす (2004 年 10 月 17 日更新
分) : **Baby Girls Fill Pakistan's Public Cradles, dated 17 October 2004**
<http://www.womensenews.org/article.cfm/dyn/aid/2031/context/archive>
(アクセス日 : 2006 年 9 月 27 日)
- [44] ニュース・インターナショナル :
**The News International, Terror funding made non-bailable offence,
dated 11 January 2004**
<http://www.jang.com.pk/thenews/jan2004-daily/11-01-2004/main/main1.htm>
Date (アクセス日 : 2006 年 2 月 6 日)
- [45] 国際移民組織 : **The International Organization for Migration (IOM)**
パキスタンに関する記者会見注記—人身売買の被害にあった女性のための初の
シェルターがオープン (2005 年 8 月 30 日発行) : **Press Briefing Notes,
Pakistan – First Model Shelter for Female Trafficked Victims Opens, dated
30 August 2005** <http://www.iom.int/en/news/pbn300805.shtml>
(アクセス日 : 2006 年 2 月 21 日)
- [46] アメリカ議会図書館 連邦リサーチ局パキスタン国プロフィール (2005 年 2 月
改正)
<http://lcweb2.loc.gov/frd/cs/profiles/Pakistan.pdf>
(アクセス日 : 2008 年 1 月 11 日)

- [47] 大学開発ネットワーク The Aga Khan Development Network
2005年12月2日付けプレス・リリース「Aga Khan 教授、最先端技術を導入した Aga Khan 大学がん治療センターの開館を祝う」: Press Release dated 02 December 2005, Aga Khan Inaugurates State-of-Art Cancer Treatment Centre at AKU http://www.akdn.org/news/2005Dec02_Pakistan_AKU1.htm
(アクセス日: 2008年1月18日)
- [48] パキスタン透析センター透析総合辞典: Global Dialysis Dictionary of Dialysis Centres, Pakistan <http://www.globaldialysis.com/centres.asp?countrycode=PK>
(アクセス日: 2007年4月17日)
- [49] 世界保健機構メンタルヘルス アトラス 2005年版:
World Health Organisation Mental Health Atlas 2005
http://www.who.int/mental_health/evidence/atlas/profiles_countries_n_r1.pdf (アクセス日: 2008年1月18日)
- [50] Sodomy Laws (www.sodomylaws.org) 2007年11月24日更新分
<http://www.sodomylaws.org/world/pakistan/pakistan.htm>
(アクセス日: 2008年1月21日)
- [51] 議会制人権団体報告書 Rabwah は殉教者のための場所なのか? (2007年1月発行): Parliamentary Human Rights Group Report, published January 2007, 'Rabwah: A Place for Martyrs?' accessed via the website, persecution.org: <http://www.thepersecution.org/archive/phrg/index.html> (アクセス日: 2008年1月11日)
- [52] アジア人権委員会 2006年度人権に関する報告書 (2006年12月21日発行): Asian Human Rights Commission, Human Rights Report 2006, issued 21 December 2006 <http://material.ahrchk.net/hrreport/2006/> (アクセス日: 2007年1月26日)
- [53] 2007年度アメリカ合衆国世界の宗教の自由に関する年次報告書 (2007年5月2日発行): United States Commission On International Religious Freedom's 2007 Annual Report, issued 2 May 2007
<http://www.uscifr.gov/countries/publications/currentreport/2007annualRpt.pdf#page=1>
(アクセス日: 2007年12月12日)
- [54] アジアン・ニュース: Asian News 背教行為新法案、イスラム教から脱退する者すべてに死刑を課す (2007年5月9日): New apostasy bill to impose death on anyone who leaves Islam dated 9 May 2007
<http://www.asianews.it/index.php?l=en&art=9218&size=A> (アクセス日: 2007年12月12日)
- [55] パキスタン・デイリー・タイムズ: The Daily Times (www.dailytimes.com.pk)
a 社説「合法性と情勢」(2006年12月16日):

Editorial: 'Fatwas, legality and the state' dated 16 December 2006
http://www.dailytimes.com.pk/default.asp?page=2006%5C12%5C16%5Cstory_16-12-2006_pg3_1

(アクセス日 : 2007 年 12 月 19 日)

- b 警察による緊急事態令反対者弾圧 (2007 年 11 月 6 日) :
Police Crackdown on antiemergency protesters, dated 6 November 2007
http://www.dailytimes.com.pk/default.asp?page=2007\11\06\story_6-11-2007_pg1_14 (アクセス日 : 2008 年 1 月 18 日)
- c ムシャラフ & 国民議会、5 年任期終了 (2007 年 11 月 16 日) :
Musharraf, NA complete five-year term, 16 November 2007
http://www.dailytimes.com.pk/default.asp?page=2007\11\16\story_16-11-2007_pg1_13 (アクセス日 : 2007 年 11 月 18 日)
- d 地方議会解散 (2007 年 11 月 19 日) :
Provincial assemblies dissolved, 19 November 2007
http://www.dailytimes.com.pk/default.asp?page=2007%5C11%5C19%5Cstory_19-11-2007_pg1_4 (アクセス日 : 2007 年 11 月 12 日)
- e. ビラワル・ムシャラフ、ザルダリとの PPP 共同議長に指名。PPP は 1 月 8 日に世論調査を行うことを所望 (2007 年 12 月 31 日) : Bilawal appointed PPP chairman, Zardari co-chairman: PPP wants polls on Jan 8: Zardari, 31 December
<http://www.dailytimes.com.pk/default.asp?date=12%2F31%2F2007> (アクセス日 : 2008 年 1 月 18 日)
- f. ラホール高等裁判所前で爆発事件。死者 24 人と負傷者 80 人の被害 (2008 年 1 月 11 日) : 24 killed, 80 injured in blast outside Lahore High Court: Terror comes to Lahore, dated 11 January 2008
http://www.dailytimes.com.pk/default.asp?page=2008%01%11%story_11-1-2008_pg1_1 (アクセス日 : 2008 年 1 月 24 日)
- g. 北ワジリスタンの重要地点からパキスタン軍撤退。臨時最高会議は新和平協定を要請 : Soldiers withdrawn from key posts in North Waziristan: Jirga negotiating new peace deal, 13 January 2008
http://www.dailytimes.com.pk/default.asp?page=2008%01%13%story_13-1-2008_pg1_1 (アクセス日 : 2008 年 1 月 19 日)
- h. タリバーン、南ワジリスタン侵略 (2008 年 1 月 17 日) :
Taliban over run South Waziristan FC , 17 January 2008 fort
http://www.dailytimes.com.pk/default.asp?page=2008\01\17\story_17-1-2008_pg1_1 (アクセス日 : 2008 年 1 月 22 日)

- [56] インターナショナル・ヘラルド・トリビューン : The International Herald Tribune
パキスタンのイスラム教聖職者が正しいイスラム法解釈に関する文書をパキスタン観光省で公開 (2007 年 4 月 10 日発行) :
Clerics in Pakistan issue fatwa on tourism minister', dated 10 April 2007
<http://www.iht.com/articles/2007/04/10/news/pakistan.php> (アクセス日 : 2007 年 12 月 19 日)

91 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

- [57] 国家再建事務局：The National Reconstruction Bureau パキスタン政府、パキスタン・イスラム共和国憲法 Government of Pakistan, The Constitution of the Islamic Republic of Pakistan http://www.nrb.gov.pk/constitutional_and_legal/constitution/index.html
(アクセス日：2007 年 1 月 4 日)
- [58] パキスタン国勢調査局：Population Census Organisation, Pakistan (<http://www.statpak.gov.pk/depts/pco/index.html>)
- a 人口統計指標（1998 年度調査）：Demographic Indicators – 1998 Census, http://www.statpak.gov.pk/depts/pco/statistics/demographic_indicators98/demographic_indicators.html (アクセス日：2008 年 1 月 10 日)
 - b 宗教別人口：Population by religion
http://www.statpak.gov.pk/depts/pco/statistics/other_tables/pop_by_religion.pdf
(アクセス日：2008 年 1 月 10 日)
- [59] 国際少数派権利擁護団体：Minority Rights Group International ‘パキスタン宗教少数派’, ‘Religious Minorities in Pakistan’ dated August 2002, available via the UNHCR [refworld.org](http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain/opendocpdf.pdf?docid=469cbfc30) website, <http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain/opendocpdf.pdf?docid=469cbfc30> (アクセス日：2008 年 1 月 10 日)
- [60] アーマディア・イスラム教コミュニティ迫害：Persecution of the Ahmadiyya Muslim Community (www.thepersecution.org)
- a 訴訟要約（日付不明）：Summary of the Cases undated, <http://www.thepersecution.org/facts/summary.html> (アクセス日：2008 年 1 月 17 日)
 - b その他の出来事要約（1984 年 4 月～2006 年 12 月 31 日）：
Summary of other Events (From April 1984, to December 31, 2006)
<http://www.thepersecution.org/facts/events.html> (アクセス日：2008 年 1 月 17 日)
- [61] 南アジア・テロリズム・ポータルサイト：South Asian Terrorism Portal (www.satp.org)
- a パキスタンにおける宗派間闘争に関する表
Table of Sectarian Violence in Pakistan 2007, undated
<http://www.satp.org/satporgtp/countries/pakistan/database/sect-killing.htm>
(Date accessed 20 January 2008)
 - b 2008 年度パキスタン評価（日付不明）：Pakistan Assessment 2008, undated
<http://www.satp.org/satporgtp/countries/pakistan/index.htm> (アクセス日：2008 年 1 月 18 日)
 - c. 2007 年度パキスタン・タイムライン（日付不明）：Pakistan Timeline 2007, undated
<http://satp.org/satporgtp/countries/pakistan/timeline/2007.htm> (アクセス日：2008 年 1 月 22 日)

92 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

- [62] イスラム法の下で生活する女性パキスタン—Shamial と Shahzina、共に釈放
(2007年8月14日) : **Shamial and Shazina released and together, dated 14 August 2007**
<http://www.wluml.org/english/actionsfulltxt.shtml?cmd%5B156%5D=i-156-5558>
95 (アクセス日 : 2008年1月22日)
- [63] 1860年パキスタン刑法—パンジャブ警察ウェブサイトより抜粋 (日付不明) :
Pakistan Penal Code of 1860, obtained via the Punjab Police website, undated
http://www.punjabpolice.gov.pk/user_files/File/pakistan_penal_code_xlv_of_1860.pdf
0.pdf (アクセス日 : 2008年1月21日)
- [64] 女性差別撤廃委員会 **Committee for Elimination of Discrimination against Women,**
第38回会議閉会式のコメント パキスタンについて (2007年6月11日発行) : **38th Session, Concluding comments of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women: Pakistan, dated 11 June 2007**
<http://www.unhcr.org/cgi-bin/txis/vtx/refworld/rwmain/opensslpdf.pdf?docid=468b60722> (アクセス日 : 2008年1月21日)
- [65] 世界保健機構 国別プロフィール—パキスタン (日付不明) :
World Health Organisation, Country Profile: Pakistan (undated)
<http://www.emro.who.int/emrinfo/index.asp?Ctry=pak#Socioeconomic> (アクセス日 : 2008年1月22日)
- [66] 国連人口基金 : **UN Population Fund** パキスタンの健康および社会・経済指標 / 政策発展 (日付不明) : **Health and Socio-Economic Indicators/Policy Developments for Pakistan (undated)**
<http://www.unfpa.org/profile/pakistan.cfm> (アクセス日 : 2008年1月22日)
- [67] 性と生殖に関する権利センター : **The Center for Reproductive Rights**
2004年度世界の女性たち第4章パキスタン : **Women of the World, chapter 4: Pakistan, 2004**
http://www.reproductiverights.org/pdf/pdf_wowsa_pakistan.pdf
(アクセス日 : 2008年1月22日)
- [68] 人権・法的支援のための弁護士団 **Lawyers for Human Rights and Legal Aid**
実行中プロジェクト—**Madadgaar** (日付不明) : **Current Projects: Madadgaar (undated)** <http://www.lhrla.sdnpc.org/madadgar.html> (アクセス日 : 2008年1月24日)

93 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている2008年2月7日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

- [69] 進歩的女性協会（PWA）：
The Progressive Women's Association (www.pwaisbd.org)
 a. パキスタンにおける PWA シェルター（日付不明）： Shelter in Pakistan, undated, <http://www.pwaisbd.org/index.htm> （アクセス日：2008 年 1 月 24 日）
 b. われわれがすべきこと（日付不明）： What we do, undated, <http://www.pwaisbd.org/index.htm> （アクセス日：2008 年 1 月 24 日）
- [70] イギリス連邦議会協会報告書—パキスタンの議会（2006 年 8 月 17 日更新分）：
Commonwealth Parliamentary Association, Parliament of Pakistan, last updated 17 August 2006
<http://directory.cpahq.org/directory/default.aspx?orgid=218>
 （アクセス日：2008 年 1 月 24 日）
- [71] 子供の権利擁護協会： **Society for the Protection of the Rights of the Child**
 2006 年度パキスタンの子供の实態（2007 年 5 月発行） **The State of Pakistan's Children 2006, released circa May 2007,**
http://www.sparcpk.org/publications/sopc_2006.pdf （アクセス日：2008 年 1 月 24 日）
- [72] ユニセフ 国別情報—パキスタンとその背景（日付不明）： **UNICEF, Info by Country, Pakistan, Background, undated**
http://www.unicef.org/infobycountry/pakistan_pakistan_background.html （アクセス日：2008 年 1 月 24 日）
- [73] 国際がん治療・研究ネットワーク：
International Network for Cancer Treatment and Research
 ニュース・レター 2003 年 4 月号—開発途上国のがん治療の機会と困難な挑戦：
Newsletter Winter 2003/4, Cancer in a Developing Country: Opportunities and Formidable Challenges
http://www.inctr.org/publications/2003_v04_n03_w03.shtml
 （アクセス日：2008 年 1 月 17 日）
- [74] 英国国際開発局： **Department for International Development (DfID)**
 ニュース—南アジア食糧問題に英国が援助（2007 年 7 月 25 日）：**News, South Asia Floods: UK Offers Help, datwd 25 July 2007,**
<http://www.dfid.gov.uk/news/files/South-Asia-floods-UK-help.asp> （アクセス日：2008 年 1 月 18 日）
- [75] **The Economist Intelligence Unit, www.eiu.com (subscription only)**
 a. 2008 年 1 月パキスタン国報告書（2008 年 1 月 9 日発行）：**Pakistan Country Report, January 2008, released 9 January 2008**
http://www.eiu.com/index.asp?layout=displayIssueTOC&issue_id=1012937286&publication_id=1250000925 （アクセス日：2008 年 1 月 18 日）
 b. パキスタン国メイン報告書（2007 年 9 月 21 日）：**Pakistan Country Report: Main Report, 21 September 2007**

94 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

http://www.eiu.com/index.asp?layout=displayIssueArticle&issue_id=1942607379&opt=full (アクセス日 : 2008 年 1 月 18 日)

- [76] エコノミスト : **The Economist** (www.economist.com)
- a. 全体的な混乱状態 (2007 年 5 月 17 日) : A general state of disarray, 17 May 2007, http://www.economist.com/displayStory.cfm?story_id=9189311 (アクセス日 : 2008 年 1 月 18 日)
 - b. モスクでの決着 (2007 年 6 月 12 日) : Showdown at the mosque, 12 July 2007. http://www.economist.com/displayStory.cfm?story_id=9475989 (アクセス日 : 2008 年 1 月 18 日)
 - c. ベナジール・ブットーが帰国し祖国を歩くとき。。。 (2007 年 11 月 15 日) : When BB came marching home, 15 November 2007, http://www.economist.com/displayStory.cfm?story_id=10148001 (アクセス日 : 2008 年 1 月 18 日)
- [77] インディペンデント (**The Independent**) ナワズ・シャリフ元首相逮捕。パキスタンへ送還 (2007 年 9 月 11 日) : **Former PM Nawaz Sharif arrested and deported on return to Pakistan, 11 September 2007**
- <http://www.independent.co.uk/news/world/asia/former-pm-nawaz-sharif-arrested-and-deported-on-return-to-pakistan-401973.html> (アクセス日 : 2008 年 1 月 17 日)
- [78] **Opendemocracy** 他局面を持つ危機に直面するパキスタン (2007 年 11 月 12 日) : **Pakistan's Multi-Faceted Crisis, 12 November 2007**
- http://www.opendemocracy.net/article/conflicts/pakistan_crisis (アクセス日 : 2008 年 1 月 24 日)
- [79] 刑事訴訟法 (1898 年) : **The Code of Criminal Procedure, 1898**
- http://www.punjabpolice.gov.pk/user_files/File/criminal_procedure_code_1898.pdf (アクセス日 : 2008 年 1 月 22 日)
- [80] **Hands Off Cain 2007 年度報告書** (2007 年 8 月発行)
- <http://www.handsoffcain.info/bancadati/index.php?tipotema=arg&idtema=10000535> (アクセス日 : 2008 年 1 月 21 日)
- [81] **Transparency International : Corruption Perception** 索引 (2007 年 9 月 26 日発行) http://www.transparency.org/policy_research/surveys_indices/cpi/2007 (アクセス日 : 2008 年 1 月 24 日)
- [82]

95 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている 2008 年 2 月 7 日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。

- [83] イギリス連邦事務局 パキスタン政府首班に関する報告書（日付不明）：**The Commonwealth Secretariat, Pakistan: Head of Government, undated**
http://www.thecommonwealth.org/YearbookInternal/172039/head_of_government/
nt/（アクセス日：2008年1月19日）

96 本出身国別情報報告書に記載されている内容は、公表されている2008年2月7日時点でもっとも最新のものである。関連情報を含んでいる部分が比較的最新の文書になく比較的古い資料にある場合は、こちらを含めている。